

令和3年6月定例会

長 崎 県 議 会 会 議 録

長 崎 県 議 会

令和3年6月定例会

令和3年6月定例会日程表（結果）

月	日	曜	内 容 等	備 考
6/18	金		本会議 （議案上程） （開会、会期決定、会議録署名議員指名、議長報告、議案一括上程（第97号議案乃至第108号議案及び報告第4号乃至報告20号）、知事議案説明、委員会付託〔第98号議案〕、休憩） 予算決算委員会・分科会（文教厚生分科会） 常任委員会・概要説明（総務、文教厚生、環境生活建設、農水経済） 予算決算委員会 議会運営委員会 本会議 （再開、委員長審査結果報告、質疑・討論、採決、散会）	質問通告締切
19	土			
20	日			
21	月		（議案調査）	
22	火		（議案調査）	質問通告内容事前調整期限
23	水		（議案調査）	請願受付締切
24	木		本会議 （開議、一般質問、散会）	
25	金		本会議 （開議、一般質問、散会） 議会運営委員会	陳情受付締切
26	土			
27	日			
28	月		本会議 （開議、一般質問、諮問第1号上程、知事議案説明、議案委員会付託、散会）	会派・議員提出決議案等締切
29	火		（議案調査）	
30	水			
7/1	木		常任委員会・予算決算委員会（分科会） 〔総務、文教厚生、観光生活建設、農水経済〕	
2	金		常任委員会・予算決算委員会（分科会） 〔総務、文教厚生、観光生活建設、農水経済〕	
3	土			
4	日			
5	月		常任委員会・予算決算委員会（分科会） 〔総務、文教厚生、観光生活建設、農水経済〕	
6	火		常任委員会・予算決算委員会（分科会） 〔総務、観光生活建設〕 常任委員会 〔文教厚生〕	
7	水			

8	木	観光・I R・新幹線対策特別委員会	
9	金	予算決算委員会（分科会長報告・採決） 議会運営委員会	
10	土		
11	日		
12	月	新型コロナウイルス感染症・経済対策特別委員会	
13	火	本会議 （議案上程） （開議、第109号議案上程、知事議案説明、第109号議案） ・委員会付託、休憩 予算決算委員会（文教厚生分科会） 予算決算委員会 議会運営委員会 本会議 （再開、委員長審査結果報告、質疑・討論、意見書上程、 質疑・討論、採決、議長辞職の件、議長選挙、副議長 辞職の件、副議長選挙、休憩） 議会運営委員会 本会議 （再開、常任委員会委員の選任の件、観光・I R・新幹 線対策特別委員会委員の辞任許可及び補充の件、県議 会議員定数等調査特別委員会の設置の件、県議会議員 定数等調査特別委員会委員並びに正副委員長の選任、 議会閉会中委員会付託事件の採決、知事あいさつ、閉 会）	
			（会期 26日間）

目 次

第1日目（6月18日）本会議（議案上程）

一、議事日程	1
一、出席議員	2
一、説明のため出席した者	2
一、開 議	3
一、新任の幹部職員紹介	3
一、会期の決定	3
一、会議録署名議員指名	3
一、議長報告	3
一、議案一括上程（第97号議案乃至第108号議案及び報告第4号乃至報告第20号）	3
一、知事議案説明	3
一、上記、第98号議案（令和3年度長崎県一般会計補正予算〔第6号〕）・予算決算委員会 〔文教厚生分科会〕に付託	9
一、休 憩	9
予算決算委員会（文教厚生分科会）	
常任委員会（総務、文教厚生、観光生活建設、農水経済）	
予算決算委員会	
議会運営委員会	
一、再 開	10

△委員長報告

一、予算決算委員長報告	10
一、第98号議案・原案可決	10
一、散 会	10

第2日目（6月19日）

第3日目（6月20日）

第4日目（6月21日）（議案調査）

第5日目（6月22日）（議案調査）

第6日目（6月23日）（議案調査）

第7日目（6月24日）本会議

一、議事日程	11
一、出席議員	12
一、説明のため出席した者	12
一、開 議	13

△県政一般に対する質問

一、徳永達也議員質問	13
・ 県政の推進について（人口減少対策の推進について）	13
（人口減少を克服するため、新たな視点での対策が重要ではないか）	13
（成長分野である半導体関連産業の人材確保に対し、どのように取り組んでいるのか）	14
・ 財政運営について	14
（現在の財政状況の認識と今後の財政運営について）	14
・ 振興局の再編について	14
（振興局の再編について、改めて見解を）	14
（島原に残す組織を配置する庁舎や拠点となる庁舎の名称をどのように考えているのか）	14
・ 新型コロナウイルス感染症対策について（ワクチン接種体制について）	15
（高齢者の接種を7月末までに完了させるための取組について、どのように考えているのか。また、本県で一般接種が完了するのはいつになるのか）	15
・ 医療提供体制について	15
（現在の病床確保の状況について）	15
（広域搬送件数と広域入院調整の考えや宿泊療養者等への対応について）	15
・ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている観光業、飲食業への支援について	15
（今後、県外からの旅行需要の取り込みが必要と考えるが、県の考えは）	15
（コロナ禍の影響を受けている県内全域の飲食店に対し、どのような支援を考えているか）	16
・ 九州新幹線西九州ルート of 整備促進について	16
（対面乗換を早期に解消し、全線フル規格を実現するために、今後どのように対応していくのか）	16
・ 特定複合観光施設（ＩＲ）区域整備の推進について	16
（他地域との競争に勝ち抜くために、県として、どのような対策を考えているのか）	17
（国から選定されるためには、他の候補地よりも優れた区域整備計画を作成しなければならないと思うが、県としてどのような対策を考えているのか）	17
・ 島原半島の振興について（農業の振興について）	17
（島原半島の農業産地をさらに発展させていくための取組とその予算の確保について、どのように考えているのか）	17
（次男、三男の就農対策について、県としてどのように支援していくのか）	17
・ 幹線道路網の整備促進について	17
（島原道路の事業執行体制について）	18
（愛野～小浜間の整備について）	18
・ 航路対策について	18
（県として、有明海の半島航路の役割の認識と、今後の航路事業者の事業継続に向けての取り組み）	18
知事答弁	18
産業労働部長答弁	21
総務部長答弁	22
福祉保健部長答弁	22
文化観光国際部長答弁	23

企画部長答弁	23
農林部長答弁	24
地域振興部長答弁	24
徳永達也議員質問	24
・ 県が設置する大規模接種会場の予約枠に空きがあると聞くと、その枠をどのように活用しているのか	24
福祉保健部長答弁	25
徳永達也議員質問	25
・ 島原半島の地域振興の責任者となるポスの振興局本所への配置や、一定の農業基盤整備機能の島原への配置を検討すべきではないか	25
・ 長崎・島原における事業推進や災害対応をしっかりと行うことができるような建設部門の体制を考えていく必要があるのではないかと	25
総務部長答弁	25
徳永達也議員質問	26
・ 今後の再編のスケジュールについて、どのように考えているのか	26
総務部長答弁	26
徳永達也議員質問	26
・ 島原半島の振興について（農業振興について）	26
農林部長答弁	26
徳永達也議員質問	27
知事答弁	27
徳永達也議員質問	27
・ 一次審査結果については、審査を通過した3事業者のグループ名のみが公表された。今後、二次審査を経て、最終の事業者が決定されるが、一次審査結果及び二次審査結果の公表のあり方について	27
企画部長答弁	27
徳永達也議員質問	27
・ 多比良港埋立地が早期完了することで、価値が高くなり企業誘致において有利となることから雲仙市が要望しているが、埋め立てに対する県の考えと岸壁整備の進捗について	27
土木部長答弁	28
徳永達也議員質問	28
・ 九州新幹線西九州ルートについて（与党PTの山本委員長との対談について）	28
知事答弁	28
一、休憩	28
一、再開	28
一、山本啓介議員質問	28
・ 新型コロナウイルス感染症対策について	29
（これまでのコロナ感染症対策の考え方と今後の対応について）	29
（新型コロナウイルス感染症の影響がある中、「長崎県総合計画」のロードマップに変更があるのか。変更するなら時期はいつか）	30

(各地域の感染状況に応じたメッセージや、県民の安心・経済の活性化につながる ような施策・メッセージを発信すべきではないのか)	30
(島外から来る利用者の自主的な感染対策として、抗原簡易キットを活用できないか) ...	30
(観光客や飲食店利用者の感染対策にかかる意識醸成を図る方法を考えられないか)	30
(国が示すワクチン接種完了の目標に対する、本県の接種体制とワクチンの確保状況は どのようになっているのか)	30
・長崎県の近未来像について	30
(半導体産業の集積を図る具体的な戦略などは考えているのか。また、半導体産業の ロードマップ作成と併せて成長3分野のロードマップ見直しを行う考えはないか)	31
(新型コロナウイルスによる社会の変化が教育現場に与えた影響と新しい時代を生きる 子どもたちに求められる力をどのように考えるか)	31
(県庁舎跡地整備基本構想の骨子案の考え方について)	31
(様々な分野の関係者との日ごろからの関係構築について)	32
・九州新幹線西九州ルート of 整備促進について	32
(国がF G T導入断念の責任を認識している今のタイミングを逃してはならないが、 どう考えるか)	32
・特定複合観光施設 (I R) 区域整備の推進について	32
(I R誘致が実現することで、県内のどのような企業や業種が I Rとの関わりが出て くるのか。また、それがわかるのはいつごろなのか)	33
(県内の民間事業者が、 I Rがもたらす多種多様な取引に参入するために、どのような 準備を行っておく必要があるのか)	33
・災害に強い県土づくりについて	33
(話し合いの実現に向けた現在の状況と、今後、どのように取り組んでいく考えなのか) ...	33
(国の支援制度の対象とならない災害について、本県独自の支援制度の必要性の検討 結果について)	33
・離島の医療体制、人材確保等について	33
(医療分野において、有事に備えて、入院患者の受入先や地域内外の人材を活用する 仕組みづくりが必要ではないか)	33
知事答弁	34
福祉保健部長答弁	36
文化観光国際部長答弁	37
教育委員会教育長答弁	37
地域振興部長答弁	38
統括監答弁	38
企画部長答弁	39
山本啓介議員質問	39
・ワクチン接種について	39
(65歳以上の方々の終了のタイミング、さらに64歳以下の方々の県内における詳細な スケジュールについて)	40
福祉保健部長答弁	40

山本啓介議員質問	40
・ 8月以降も県でワクチン接種センターを継続して、優先接種を実施する考えはないか	40
福祉保健部長答弁	40
山本啓介議員質問	40
・ 県庁も職域接種を行った方がよいと思うが、どうか	40
総務部長答弁	41
山本啓介議員質問	41
・ 一人一台パソコンが整備されるなど、県立高校においてもＩＣＴの活用が大きく進むことになるが、これまで研究を重ねてきた遠隔教育を今後どのように展開していくのか	41
教育委員会教育長答弁	41
山本啓介議員質問	41
・ この地には森崎神社があったとされ、当時から人々の心の拠り所となっていたと考えられる。そうした人々の思いを酌みとして活用策を検討してほしい	42
知事答弁	42
山本啓介議員質問	43
知事答弁	43
山本啓介議員質問	43
知事答弁	43
山本啓介議員発言	44
一、休 憩	44
一、再 開	44
一、中村一三議員質問	44
・ 本県財政について（コロナ禍の財政状況と今後の財政運営について）	44
（本県の財源調整基金の状況について）	44
（財政健全化の取組について）	44
総務部長答弁	45
中村一三議員質問	45
・ 基金状況について	45
知事答弁	46
中村一三議員質問	46
・ 財政健全化の取組について	46
総務部長答弁	46
中村一三議員質問	47
・ 新型コロナウイルス感染症対策について（新型コロナウイルス感染症対策等について）	47
（宿泊施設における新型コロナウイルス感染症対策等への支援について）	47
（コロナ禍における雇用情勢について）	47
文化観光国際部長答弁	48
産業労働部長答弁	48
中村一三議員質問	48
・ 島原半島の振興について（南島原市の諸課題について）	49

(道路網の整備について)	49
(主要地方道小浜北有馬線、大亀矢代工区について)	49
(俵石展望台下の太陽光発電事業について)	50
(堂崎港埋立地の整備について)	50
(休暇村「雲仙」の撤退について)	50
(河川の維持管理・防災減災対策について)	50
知事答弁	51
土木部長答弁	51
農林部長答弁	51
土木部長答弁	51
県民生活環境部長答弁	52
土木部長答弁	52
中村一三議員質問	52
・休暇村「雲仙」の撤退について	52
・道路の整備について	53
土木部長答弁	53
中村一三議員質問	53
土木部長答弁	53
中村一三議員質問	53
知事答弁	53
中村一三議員質問	53
・農林業の振興について（農業における担い手の確保と農地の流動化対策について）	54
(担い手の確保対策について)	54
(農地の流動化対策について)	54
(スマート農業の推進について)	54
農林部長答弁	55
中村一三議員質問	56
・水産業の振興について（有明海の水産業の振興について）	56
(漁場保全の促進について)	56
(栽培漁業の推進について)	56
水産部長答弁	56
中村一三議員質問	57
・放流技術について	57
水産部長答弁	57
中村一三議員質問	57
・教育行政について（教育行政について）	57
(新教育長の目指す教育について)	57
(学校における新型コロナウイルス感染症への対応について)	57
教育委員会教育長答弁	58
中村一三議員発言	59

一、休 憩	59
一、再 開	59
一、山田朋子議員質問	59
・必要な人に必要な支援が届く取り組みについて（ヤングケアラーについて）	59
（ヤングケアラーの問題に対する見解について）	59
知事答弁	59
山田朋子議員質問	60
・ヤングケアラー支援に向けた具体的な取り組みについて	60
こども政策局長答弁	60
山田朋子議員質問	60
・生理の貧困について	61
（生理の貧困問題に対する見解について）	61
知事答弁	61
山田朋子議員質問	61
・県として生理の貧困に対して、どのように取り組むのか	61
こども政策局長答弁	61
山田朋子議員質問	61
・シングルマザーへの支援について	62
（ひとり親世帯の状況や支援ニーズの把握・対策について）	62
こども政策局長答弁	62
山田朋子議員質問	62
・養育費の不払い解消支援について	63
こども政策局長答弁	63
山田朋子議員質問	63
・性の多様性について（パートナーシップ制度とファミリーシップ制度について）	63
県民生活環境部長答弁	64
山田朋子議員質問	64
・公営（県営）住宅の入居について	64
土木部長答弁	65
山田朋子議員質問	65
・行政文書における性別欄の見直しについて	65
県民生活環境部長答弁	65
山田朋子議員質問	66
・教育行政について（L G B T対策について）	66
（学校でのL G B Tにかかる具体的な対応について）	66
教育委員会教育長答弁	66
山田朋子議員質問	66
・男女混合名簿について	67
・「フェーズフリー」の学校現場への導入について	67
教育委員会教育長答弁	67

山田朋子議員質問	67
・新教育長の抱負について	67
教育委員会教育長答弁	67
山田朋子議員質問	68
・コロナ感染症から県民を守る取り組みについて（誹謗中傷対策について）	68
（相談窓口の充実について）	68
県民生活環境部長答弁	68
山田朋子議員質問	68
・相談体制について	68
県民生活環境部長答弁	68
山田朋子議員質問	68
・コロナ労災・傷病手当金の状況について	69
産業労働部長答弁	69
山田朋子議員質問	69
・国民健康保険制度における新型コロナウイルス感染症等に対する傷病手当金について	69
福祉保健部長答弁	69
山田朋子議員質問	70
・県民のいのちと健康を守る取り組みについて（福祉避難所の増設について）	70
（福祉避難所について、今後どのように取り組んでいくのか）	70
福祉保健部長答弁	70
山田朋子議員質問	70
・福祉避難所の改修にかかる経費等について	70
福祉保健部長答弁	71
山田朋子議員質問	71
・個別避難計画の策定について	71
福祉保健部長答弁	71
山田朋子議員質問	71
・避難所におけるLGBT対策について	71
危機管理監答弁	71
山田朋子議員質問	72
・サポートながさきの推進体制及び今後の予定について	72
県民生活環境部長答弁	72
山田朋子議員質問	72
・アピアランスケアについて	72
（ウィッグ費用などの助成制度について）	72
福祉保健部長答弁	73
山田朋子議員質問	73
・夫婦で不妊検査について	73
こども政策局長答弁	73
山田朋子議員質問	73

・長崎県における更生保護の取り組みについて（協力雇用主を増やす取り組みについて）	74
（受け皿になる中小企業に対し、どのように取り組んでいくのか）	74
産業労働部長答弁	74
山田朋子議員質問	74
・住宅確保対策について	74
土木部長答弁	74
山田朋子議員質問	75
・投票率向上対策について	75
（投票所閉鎖時刻の繰り上げについて）	75
選挙管理委員会委員長答弁	75
山田朋子議員質問	75
・投票済証明書について	75
選挙管理委員会委員長答弁	76
山田朋子議員発言	76
・トランスジェンダー対策について	76
（令和元年度参議院議員選挙におけるトランスジェンダーの配慮事例について）	76
一、散 会	76

第8日目（6月25日）本会議

一、議事日程	77
一、出席議員	78
一、説明のため出席した者	78
一、開 議	79

△県政一般に対する質問

一、近藤智昭議員質問	79
・離島振興法の改正・延長について	79
（離島振興法の改正・延長の実現に向けて、どのような視点を持って、意見書を策定していこうとしているのか）	80
・土木行政について（国土強靱化対策について）	80
（今後の国土強靱化に対する県の認識は）	80
・公共土木施設災害復旧工事の進捗について	80
（令和2年に被災を受けた公共土木施設災害復旧工事の進捗状況について）	80
・教育行政について（ふるさと教育のあり方について）	81
（ふるさと教育を充実させるために、どのような取組を行っているのか）	81
・統合した学校の指導体制について	81
（統合した学校の指導体制充実のために、どのような手立てを講じているのか）	81
・学力の向上について	81
（今後、県教育委員会として、児童生徒の学力向上にどのように取り組んでいくのか）	82
・県立高校における新しい学科の設置について	82

(今回新たに設置しようとする「地域科学科」、「文理探究科」の導入目的や 特色は何か)	82
・ 上五島地域の港湾・道路を活用した観光振興について（釣り文化振興モデル港を活用 した観光振興について）	82
(青方港の釣り文化振興モデル港における安全対策や受入れ環境づくりについて)	82
・ サイクルツーリズムの推進について	83
(自転車等がサイクリングルートを安全に、迷わず快適に走行できるための現在の取組み 状況について)	83
・ 新型コロナウイルス感染症の拡大による沿岸漁業者への影響について	83
(コロナの影響下における、販売促進や経営支援にかかる県の見解と今後の取組は)	83
・ ながさき森林環境税について	83
(ながさき森林環境税のこれまでの取組と成果はどのようなになっているか)	83
(国の森林環境譲与税の創設を踏まえ、ながさき森林環境税の今後の方向性について、 どのように考えているか)	83
知事答弁	84
土木部長答弁	85
教育委員会教育長答弁	85
水産部長答弁	87
農林部長答弁	87
近藤智昭議員質問	88
・ 意見書においては、スマートアイランドなどの夢や希望がある先進的な施策が様々な 離島地域で展開されるように要望していかなければならないと考えるが、県の見解を ...	88
地域振興部政策監答弁	88
近藤智昭議員質問	89
・ 令和元年に続き、令和2年も被災を受けており、災害復旧に強い関心が寄せられて いることから、上五島管内の復旧工事の進捗状況を伺いたい	89
土木部長答弁	89
近藤智昭議員質問	89
・ 奈良尾漁港の漁港施設の復旧状況は	89
水産部長答弁	89
近藤智昭議員質問	90
・ 離島のふるさと教育への財政支援について、県はどのように考えているか	90
教育委員会教育長答弁	90
近藤智昭議員質問	90
・ 難関といわれる大学へ進学を希望する生徒の学力向上にどのように取り組むのか	90
教育委員会教育長答弁	90
近藤智昭議員質問	91
・ 釣った魚の配送サービスやその場で食べさせるサービスの提供など、付加価値のある 取組が必要であると考えているが、島の特徴である「海」を活かした体験メニューに 対する県の見解と支援について	91

文化観光国際部長答弁	91
近藤智昭議員質問	91
・ 今後のヨット受け入れ環境の向上について	91
・ 新型コロナウイルス感染症拡大による沿岸漁業者への影響について	92
一、休 憩	92
一、再 開	92
一、千住良治議員質問	92
・ 2025年・2040年問題について（見込まれる問題点とこれからの取り組みについて）	92
（2025年・2040年に見込まれる問題点とこれから県はどのように取り組むのか）	92
・ 介護事業における人材確保の取り組みについて	93
（介護ロボット導入や賃金などの処遇改善をどのように支援し、介護人材の確保につなげていくのか）	93
・ 民生委員・児童委員について	93
（民生委員・児童委員の役割について、どう認識しているのか）	93
・ 新型コロナウイルスによる影響と今後の取り組みについて（農林水産業への昨年度の影響と今後の対策について）	93
（新型コロナウイルスによる農林業への昨年度の影響と、今後の対策をどのように考えているのか）	94
（新型コロナウイルスの拡大による、本県水産業における影響は。また、影響を受けた品目について、今後どのような取組を進めていくのか）	94
・ ワクチン接種の状況、並びに課題と今後のスケジュールについて	94
（ワクチン接種の状況と今後のスケジュールはどうなっているのか。また、ワクチンの副反応や接種後の行動などの情報を発信していく必要があるのではないか）	94
・ これからの公共交通について	94
（今後の公共交通をどのように維持し、県民の足を確保していくのか）	94
・ 再生可能エネルギーの活用について（2050年二酸化炭素排出実質ゼロの取り組みについて）	94
（長崎県の現状と今後の取組はどのようになっているか）	95
・ 太陽光発電について	95
（太陽光発電について、県有施設への導入に向け、今後どのように取り組んでいくのか）	95
・ 民間活用について	96
（脱炭素社会の実現のためには、民間企業の技術や知見等を活用することが必要であり、県も協定を結んで進めていくべきではないか）	96
・ 諫早駅周辺整備における県所有施設の今後について（県営バスターミナル跡地利用について、県央振興局移転に関して、現状と今後のスケジュールについて）	96
（県営バスターミナル跡地利用の現状と今後のスケジュールは）	96
（県央振興局移転の現状とスケジュールについて）	96
・ 整備に伴う民間活用について	96
（民間活力を活かした整備は考えられないか）	96
（整備に伴う民間活用について）	96
・ 学校教育について（特別支援教育について）	96

(特別支援教育支援員の増員についての県教育委員会の見解について)	97
(支援が必要な子どもの保護者に対し、障害への理解を深めるための現在の取組状況と今後の方向性について)	97
・教員の人材確保について	97
(県教育委員会においては、教員の人材確保をどのように取り組むのか)	97
・中学校部活動について	97
(県においては、部活動の意義をどのように考えているのか)	98
・地域の力を活用した教育について	98
(地域の力を活用した教育活動をどのように推進するのか)	98
・工業高校の新設について	98
(諫早地区に工業高校を新設できないか)	98
知事答弁	98
福祉保健部長答弁	99
農林部長答弁	99
水産部長答弁	100
地域振興部長答弁	100
県民生活環境部長答弁	101
交通局長答弁	101
総務部長答弁	102
教育委員会教育長答弁	102
千住良治議員質問	104
・工業高校の新設について	104
・新型コロナウイルスによる影響と今後の取り組みについて	104
・民生委員・児童委員の定数見直しを進めているが、地域の意見を十分聞いているのか	104
福祉保健部長答弁	105
千住良治議員質問	105
福祉保健部長答弁	105
千住良治議員質問	105
・再生可能エネルギーの活用について	106
県民生活環境部長答弁	106
千住良治議員質問	106
県民生活環境部長答弁	106
千住良治議員質問	106
・地球温暖化対策は、多くの部署にまたがっており、今後の脱炭素化に向け対応が進まないことも想定されるため、関係部署を束ねて専門部署を設置した方がよいのではないか	106
県民生活環境部長答弁	106
千住良治議員質問	107
・街に賑わいを呼び込むために、県営バスターミナルの跡地活用については幅広く検討してほしい	107

交通局長答弁	107
千住良治議員質問	107
・ 国の部活動改革を進めるにあたっては、地域の実情に応じて、学校と地域が一体となっていく必要がある。国が示した「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」における「休日の部活動の段階的な地域移行」を進めていくことについて、県はどのように考えているのか	107
教育委員会教育長答弁	107
千住良治議員質問	
・ 部活動改革を地域と一体となって進めていく上では、部活動指導員や外部指導者などの地域の人材活用が重要になると考えられるが、県はどのように考えているか	107
教育委員会教育長答弁	107
千住良治議員発言	107
一、休憩	108
一、再開	108
一、久保田将誠議員質問	108
・ 地球温暖化対策と県内経済への影響について（地球温暖化対策の取組について）	108
（県として地球温暖化対策と海洋エネルギー関連産業の振興に向け、どのように取り組んでいくのか）	109
・ 石炭火力発電所について	109
（石炭火力発電について、県が今後どのように取り組んでいくのか）	109
・ 新型コロナウイルス感染症について（新型コロナ対策の振り返りと今後の対応について）	109
（「第4波」におけるコロナ対策の振り返りと、今後に向けた対応について）	109
・ コロナ禍における出勤者の半減について	110
（どのような考えにより、事業者に対して出勤者の半減の協力を求めてきたのか）	110
・ 県庁のデジタル化について（ペーパーレス化について）	110
（現在の県の電子決裁などペーパーレス化への取組状況は）	110
・ 押印の見直し状況について	110
（押印の見直しは、どの程度まで進んでいるのか）	110
・ 移動理由アンケートについて	110
（移動理由アンケートをどのような経緯から始めたのか、また移動理由アンケートの結果を今後どのように活用するのか）	110
・ 職員の採用試験について	110
（職員採用試験に「行政B」の枠を設けた目的とその成果について）	111
・ ICTの利活用について（デジタル格差の解消について）	111
（県民におけるデジタル格差の解消に向け、どのように取り組もうとされているのか）	111
・ 東京オリンピック・パラリンピックについて（事前キャンプの受入れについて）	111
（県内の事前キャンプ受入れ予定と事前キャンプを受け入れるための新型コロナウイルス感染症対策、並びにキャンプ後の取組について、県はどのように考えるか）	111
・ 水産業の振興について	112
（新たな水産業振興基本計画のもと、環境変化に強い経営体を育成するため、どのような	

対策を講じていくのか)	112
・園芸の振興について	112
(県として、チャレンジ園芸1,000億の達成に向けて、どのように取り組むのか)	112
・長崎南北幹線道路について	112
(長崎南北幹線道路の早期事業化に向けた現在の進捗状況を伺いたい)	112
・教育行政について(小学校教員の採用について)	112
(本県小学校教員の採用試験における受験者を増加させるため、どのような対策をとっているか)	113
・GIGAスクール構想の前倒しに対する学校への支援について	113
(前倒しされたGIGAスクール構想について、今後、どのように学校を支援していくのか)	113
知事答弁	113
総務部長答弁	115
県民生活環境部長答弁	115
人事委員会委員答弁	116
企画部長答弁	116
文化観光国際部長答弁	116
水産部長答弁	117
農林部長答弁	117
土木部長答弁	117
教育委員会教育長答弁	118
久保田将誠議員質問	118
・地球温暖化対策と県内経済への影響について	118
・本年1月及び5月に、県が協力を求めた在宅勤務等の推進による出勤者の半減について、事業者は達成できたのか。事業者の取組状況と、県として、その結果をどう受け止め、今後どのように取り組んでいく考えか	119
産業労働部長答弁	119
久保田将誠議員質問	119
・県内事業者にとっては、出勤者の半減は難しく、非常に高い目標ではないかと感じている。県庁でも同様に取り組んでいるが、事業者をお願いした立場として、目標を達成できたのか。取組結果と、今後同様の事態が生じた場合に備え、どのように取り組んでいく考えか	119
総務部長答弁	120
久保田将誠議員質問	120
・押印の見直しをしっかりと進めていることは理解したが、残りの10%については、どういった理由で押印を必要としているのか、確認したい	120
総務部長答弁	120
久保田将誠議員質問	120
・行政サービスを向上させていくためには、押印を見直した行政手続について、オンライン化していくことが重要であるが、今後どのように取り組んでいくのか	120

総務部長答弁	120
久保田将誠議員質問	121
・マイナンバーカードの取得率、他県と比較してどうか、また、どのようにして、今後取得を促進していくのか	121
地域振興部長答弁	121
久保田将誠議員質問	121
・リモートワーク移住について	121
地域振興部長答弁	121
久保田将誠議員質問	122
・本県水産物の輸出をさらに促進していく必要があるが、本県水産物の輸出の動向は。また、今後、輸出拡大に向けて県はどのように取り組んでいくのか	122
水産部長答弁	122
久保田将誠議員質問	122
・県として漁業就業者の確保に向けて、これまでどのように取り組んできたのか。また、今後、どのような対策を講じていくのか	122
水産部長答弁	122
久保田将誠議員質問	122
・日本代表選手の選考が進められているが、すでに出場が内定している本県出身選手も発表されている。東京オリンピック・パラリンピックに出場する本県出身選手にどのような活躍を期待するのか、激励を含め、知事の思いを聞きたい	122
知事答弁	122
久保田将誠議員発言	123
一、休憩	123
一、再開	123
一、坂口慎一議員質問	123
・資産の老朽化対策及び財源の確保について	123
(公共インフラ施設の老朽化の現状と対策について)	123
知事答弁	124
坂口慎一議員質問	124
・遊休資産・売却可能資産の現状と売却促進について	124
(遊休資産・売却可能資産の現状と売却実績について)	124
総務部長答弁	125
坂口慎一議員質問	125
・遊休資産・売却可能資産の売却促進について	125
総務部長答弁	125
坂口慎一議員質問	125
・本県におけるふるさと納税寄附金の受入額と課題について	125
(本県におけるふるさと納税寄附金受入額の実績と寄附額増額に向けた取り組みについて)	126
総務部長答弁	126
坂口慎一議員質問	126

・ 令和元年6月のふるさと納税制度の運用に関する方針の改善について	126
総務部長答弁	126
坂口慎一議員質問	127
・ 有利な地方債の有効活用について	127
総務部長答弁	128
坂口慎一議員質問	128
・ 県央地域（諫早市）における諸課題について	128
（西九州新幹線開業に伴う並行在来線の今後について）	128
地域振興部長答弁	129
坂口慎一議員質問	129
・ 諫早湾干拓事業における干陸地及び本明川の利活用について	129
（干陸地の利活用と取り組みのさらなる強化に向けて）	129
農林部長答弁	130
坂口慎一議員質問	130
・ 通年の賑わい創出、特にボート練習場の整備について	130
文化観光国際部長答弁	130
坂口慎一議員質問	131
・ 国道207号整備の進捗と事業促進について	131
（佐瀬地区の整備について）	131
土木部長答弁	131
坂口慎一議員質問	131
・ 「東長田拡幅」及び堤防道路までの延伸について	131
土木部長答弁	132
坂口慎一議員質問	132
・ 有明海沿岸地域の幹線道路（有明海沿岸道路）の整備について	132
知事答弁	132
坂口慎一議員質問	132
・ 江ノ浦川総合流域防災事業の進捗について	133
（江ノ浦川総合流域防災事業の進捗状況と今後の事業の進め方について）	133
土木部長答弁	133
坂口慎一議員質問	133
・ 江ノ浦川改修に伴う普通河川・天神川の国道付近での治水効果について	133
土木部長答弁	133
坂口慎一議員質問	133
・ 高齢者福祉（介護予防と生活支援）の実現について	134
（地域包括ケアシステム構築の現状と本県の役割について）	134
福祉保健部長答弁	134
坂口慎一議員質問	134
・ 県下市町のシステム構築及び深化を促す取り組みができないか	134
福祉保健部長答弁	135

坂口慎一議員質問	135
福祉保健部長答弁	135
坂口慎一議員質問	135
福祉保健部長答弁	135
坂口慎一議員質問	136
・政策推進における新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響と課題について	136
福祉保健部長答弁	136
坂口慎一議員質問	136
・コロナ禍における学校及び保育現場の対応状況について	136
(学校及び保育現場における誹謗中傷、風評被害の対応と防止について)	136
教育委員会教育長答弁	137
こども政策局長答弁	137
坂口慎一議員質問	137
・コロナ禍における宿泊観光業に対する支援について	138
(G o t o トラベル、ふるさとで“心呼吸”の旅キャンペーンの再開時期について)	138
(宿泊観光事業者に対する事業支援について)	138
文化観光国際部長答弁	138
坂口慎一議員発言	139
一、散 会	139

議会運営委員会

第9日目(6月26日)

第10日目(6月27日)

第11日目(6月28日)本会議

一、議事日程	141
一、出席議員	142
一、欠席議員	142
一、説明のため出席した者	142
一、開 議	143

△県政一般に対する質問

一、饗庭敦子議員質問	143
・孤独・孤立対策について(コロナ禍で深刻化する孤独・孤立化問題への取り組み)	143
(相談窓口について)	144
(貧困対策について)	144
(高齢者対策について)	144
・つながり指標について	144
(評価手法について)	144
(評価側の人材育成について)	144
・自殺対策について	144

(コロナ禍における自殺者の現状と対策について)	144
(若者や子どもの自殺予防について)	145
福祉保健部長答弁	145
知事答弁	146
福祉保健部長答弁	146
教育委員会教育長答弁	147
饗庭敦子議員質問	147
・相談窓口について	147
福祉保健部長答弁	147
饗庭敦子議員質問	148
・貧困対策について(本県の状況について)	148
福祉保健部長答弁	148
饗庭敦子議員質問	148
・ひとり親世帯に関する支援について	148
・妊産婦の相談支援等について	148
福祉保健部長答弁	148
こども政策局長答弁	148
饗庭敦子議員質問	148
・自殺対策について	149
教育委員会教育長答弁	149
饗庭敦子議員質問	149
・ジェンダー平等について	150
(女性管理職について)	150
・ハラスメントについて	150
(就活セクハラについて)	150
・パワハラについて	150
知事答弁	150
教育委員会教育長答弁	151
産業労働部政策監答弁	151
警察本部長答弁	151
総務部長答弁	152
饗庭敦子議員質問	152
・教育行政について(性暴力について)	152
(教員の性暴力の実態と対策は)	152
(性暴力を受けた児童、生徒への支援)	152
(学校の校則について)	153
(見直しの状況)	153
教育委員会教育長答弁	153
饗庭敦子議員質問	154
教育委員会教育長答弁	154

饗庭敦子議員質問	154
教育委員会教育長答弁	154
饗庭敦子議員質問	154
教育委員会教育長答弁	154
饗庭敦子議員質問	155
教育委員会教育長答弁	155
饗庭敦子議員質問	155
教育委員会教育長答弁	155
饗庭敦子議員質問	155
・PCR検査とワクチン接種等の新型コロナ対策について（PCR検査について）	155
（PCR検査の現状と課題）	155
（誰もが無料でPCR検査を受けられる“広島方式”について）	156
（PCR検査への移動手段について）	156
・ワクチン接種について	156
（64歳以下の接種について）	156
（ワクチン休暇について）	156
（ワクチン関連事業での雇用創出）	156
・情報公開について	156
（クラスター発生時の公表方法）	157
（誹謗中傷対策を講じた情報公開）	157
・コロナ患者について	157
（コロナ患者の投票）	157
（コロナ患者の災害時の避難）	157
福祉保健部長答弁	157
知事答弁	157
福祉保健部長答弁	158
選挙管理委員会委員長答弁	159
福祉保健部長答弁	159
一、休 憩	159
一、再 開	159
一、北村貴寿議員質問	159
・防災行政について（コロナ禍における避難所運営について）	159
（新型コロナウイルス感染症が拡大する中、避難所運営において課題もあると思うが、対策の状況はどうか）	160
・県民生活環境行政について（ながさきコロナ対策飲食店認証制度について）	160
（現在の申請受付数や現地調査の状況、認証店舗数や目標数、今後のスケジュール等、制度の進捗状況）	160
（県は制度の普及にどう取り組むのか）	160
・福祉保健行政について（健康経営について）	160
（健康経営推進企業の増加に向けて、どのように取り組んでいくのか）	161

・介護職の離職防止対策とイメージアップについて	161
（ノーリフティングケアや優良な介護事業所のPRにより、離職防止対策とイメージアップにどのように取り組むのか）	161
・ワクチン再接種費用の助成について	161
（本県においても、県レベルで再接種費用の助成を実施する考えがないのか）	162
・スポーツの振興について（東京2020オリンピック聖火リレーについて）	162
（県として、本県の聖火リレーをどう評価しているか）	162
・パラリンピック聖火フェスティバルについて	162
（本県における東京パラリンピック聖火フェスティバルの実施内容及び準備状況について）	163
・高総体について	163
（高総体開催に当たって、どのような工夫や対策を講じ、どのような課題がみえてきたのか）	163
・農業振興について（花卉生産と消費拡大について）	163
（今後の花卉振興に向けて、どのように取り組むのか）	163
・子どもの事故防止について（水難事故の防止対策について）	163
（子どもの水難事故防止について、県としてどのように取り組んでいくのか）	164
・子どもの安全管理について	164
（保育所等における子どもの安全管理について、どのように取り組まれているのか）	164
・女性の活躍、キャリアアップについて	164
（知事部局における女性職員の管理職への登用状況と対策）	164
（教育庁における女性教職員の管理職への登用状況と対策）	164
（警察本部における女性職員の管理職への登用状況と対策）	164
（民間事業所における女性管理職の割合と登用を進めるために、県として行っている取組は）	164
・特殊詐欺対策について	164
（特殊詐欺の状況や被害防止対策）	165
・水陸機動団誘致について	165
（水陸機動団1個連隊の配備について）	165
知事答弁	165
危機管理監答弁	165
県民生活環境部長答弁	166
福祉保健部長答弁	167
文化観光国際部長答弁	168
教育委員会教育長答弁	168
農林部長答弁	169
こども政策局長答弁	169
総務部長答弁	170
警察本部長答弁	170
北村貴寿議員質問	171
・防災行政について（避難所の収容人数について）	171

危機管理監答弁	171
北村貴寿議員質問	171
・総合防災ポータルサイトの高度化について、研究、もしくは導入に向けて検討を	171
危機管理監答弁	172
北村貴寿議員質問	172
・子どもの事故防止について（水難事故対策について）	172
教育委員会教育長答弁	172
北村貴寿議員質問	172
・子どもの安全管理について	173
こども政策局長答弁	173
北村貴寿議員質問	173
こども政策局長答弁	173
北村貴寿議員質問	173
・パラリンピック聖火フェスティバルについて	173
福祉保健部長答弁	174
北村貴寿議員質問	174
・ワクチン再接種費用の助成について	174
福祉保健部長答弁	174
北村貴寿議員質問	174
・水陸機動団誘致について	174
知事答弁	174
北村貴寿議員発言	174
一、休憩	175
一、再開	175
一、麻生 隆議員質問	175
・知事の産業振興に対する取組みについて（県内産業振興活性化のための支援について）	175
（県はどのように産業の振興に取り組み、雇用の維持を図るのか）	176
・新型コロナ感染症対策の諸政策について（ワクチン接種の進捗状況について）	176
（65歳未満の一般接種にどのように取り組み、いつ完了するのか。また、8月以降、県の接種センターをどうするのか）	176
・医療系学生の医療現場での実習困難の早期解消について	176
（医療系学生の病院実習受入れが中止されていることについて、県としてどのように支援していくのか）	176
・「生理の貧困」の新たな取組みについて	176
（生理の貧困問題に対し、県は、今後どのような取組み、支援を行おうとしているのか）	176
・本県の地球温暖化対策の取組みについて（脱炭素化に向けて2030年までの取組みについて）	176
（国の新たな削減目標46%を踏まえ、県として温暖化対策にどのように取り組んでいくのか）	176

・再生可能エネルギーの各種取組について	176
(県内市町が脱炭素先行地域に選定されるよう、今後どのような支援を行っていくのか)	177
・地域まちづくりについて(県営川口アパートの建て替え事業について)	177
(県営川口アパートの建替に際し、併設されている公社住宅入居者に対する県の取組について)	177
・松が枝ふ頭の2バース化に伴うまちづくりについて	177
(補正予算でどのようなことを行うのか。また、まちづくりは、南山手地区を含め地域全体で長崎市と一体となって進めるべきでは)	177
・公共交通政策について(県営バスと長崎バスの連携協定について)	177
(路線バス網の維持に向けた長崎市との関係構築、また、改革に臨む局長の決意はどうか)	177
・口之津港～鬼池港の航路を離島航路への位置づけについて	178
(今後、同航路を維持していくため、県としては、地元市町とどのような形で連携して取り組んでいくのか)	178
・畜産振興について(飼料価格高騰への対策について)	178
(飼料価格高騰に対する現状認識とその対策について)	178
・コスト低減化のためのエコフィード活用拡大について	178
(本県におけるエコフィードの取組の現状と今後の推進について)	178
・水道事業について(改正水道法を受けて、県内の広域化への取組について)	178
(市町の水道事業の広域化に向けて、県としてどのように推進するのか)	179
・今後の水道事業の課題と対策について	179
(今後の水道事業における課題は何か。また、どのように対処するのか)	179
知事答弁	179
福祉保健部長答弁	180
こども政策局長答弁	180
県民生活環境部長答弁	180
土木部長答弁	182
交通局長答弁	182
地域振興部長答弁	183
農林部長答弁	183
麻生 隆議員質問	184
・洋上風力関係についての取組をいかに構築していくのか	184
産業労働部長答弁	185
麻生 隆議員質問	185
・離島など再生可能エネルギーポテンシャルの高い地域が脱炭素先行地域に選定され、成功事例が創出されていくと思うが、その後、他の地域へ、どのように展開していく考えなのか	185
県民生活環境部長答弁	186
麻生 隆議員質問	186
・地域まちづくりについて(県営川口アパートの建て替え事業について)	186
・県営バスと長崎バスの連携について	186

・畜産業について（エコフィードの利用拡大について）	187
農林部長答弁	187
麻生 隆議員質問	188
・水道の安定供給及び効率的な管理のため、デジタル化やA I の活用が期待されるが、 市町水道事業におけるニーズと活用の可能性を県はどのように把握しているのか	188
県民生活環境部長答弁	188
麻生 隆議員発言	189
一、休 憩	189
一、再 開	189
一、山田博司議員質問	189
・佐世保重工業の新造船休止（2022年1月から）について	189
（新造船休止における支援策について）	189
知事答弁	189
山田博司議員質問	190
・壱岐・対馬での洋上風力発電について	190
（壱岐・対馬での洋上風力発電事業による経済波及効果について）	190
平田副知事答弁	190
山田博司議員質問	191
・県内の国公立・中学校・高等学校における校則の見直し状況について	191
（不適切な校則の見直しの取組み状況について）	191
教育委員会教育長答弁	191
山田博司議員質問	192
教育委員会教育長答弁	192
山田博司議員質問	192
教育委員会教育長答弁	192
山田博司議員質問	192
教育委員会教育長答弁	193
山田博司議員質問	193
教育委員会教育長答弁	193
山田博司議員質問	193
教育委員会教育長答弁	194
山田博司議員質問	194
・長崎県産業振興財団における基金運用のあり方について	194
（透明性のある運用について）	194
代表監査委員答弁	194
山田博司議員質問	195
代表監査委員答弁	195
山田博司議員質問	195
代表監査委員答弁	195
山田博司議員質問	195

・長崎県地方卸売市場及び長崎県漁業公社に対する県の姿勢について	195
(長崎県地方卸売市場、長崎魚市場条例の制定経過及び運用について)	195
上田副知事答弁	196
山田博司議員質問	196
上田副知事答弁	196
山田博司議員質問	196
上田副知事答弁	196
山田博司議員質問	197
水産部長答弁	197
山田博司議員質問	197
水産部長答弁	197
山田博司議員質問	198
水産部長答弁	198
山田博司議員質問	198
・長崎県漁業公社における令和2年の自然災害発生について	198
上田副知事答弁	198
山田博司議員質問	198
上田副知事答弁	199
山田博司議員質問	199
・コロナ禍におけるワーケーションを活用した地方創生活活性化の取組みについて	199
(デュアルスクールの導入・整備について)	199
教育委員会教育長答弁	199
山田博司議員質問	199
・ワーケーションを軸とした「企業版ふるさと納税」の創設について	200
地域振興部長答弁	200
山田博司議員質問	200
・長崎県の財政状況について	200
(財源確保に対する県当局の姿勢について)	200
平田副知事答弁	200
山田博司議員質問	201
平田副知事答弁	201
山田博司議員質問	201
平田副知事答弁	201
山田博司議員質問	201
総務部長答弁	201
山田博司議員質問	202
総務部長答弁	202
山田博司議員質問	202
・大村海上自衛隊による夜間緊急搬送用ヘリコプターの更新について	202
(県要望に対する国の姿勢について)	202

危機管理監答弁	203
山田博司議員質問	203
・自衛隊募集事務にかかる資料提供について	203
(県内の市町の状況について)	203
危機管理監答弁	203
山田博司議員質問	203
知事答弁	204
山田博司議員発言	204
一、追加議案上程(諮問第1号「退職手当支給制限処分に係る審査請求に関する諮問について」)	204
一、上記・追加議案について、知事説明	204
一、議案(第97号議案、第99号議案乃至第108号議案及び報告第4号乃至報告第20号、並びに諮問第1号)・委員会付託	204
一、散 会	204
第12日目(6月29日)(議案調査)	
第13日目(6月30日)	
第14日目(7月1日) 常任委員会・予算決算委員会(分科会)(総務、文教厚生、観光生活建設、農水経済)	
第15日目(7月2日) 常任委員会・予算決算委員会(分科会)(総務、文教厚生、観光生活建設、農水経済)	
第16日目(7月3日)	
第17日目(7月4日)	
第18日目(7月5日) 常任委員会・予算決算委員会(分科会)(総務、文教厚生、観光生活建設、農水経済)	
第19日目(7月6日) 常任委員会・予算決算委員会(分科会)(総務、観光生活建設) 常任委員会(文教厚生)	
第20日目(7月7日)	
第21日目(7月8日) 観光・IR・新幹線対策特別委員会	
第22日目(7月9日) 予算決算委員会(分科会長報告、採決) 議会運営委員会	
第23日目(7月10日)	
第24日目(7月11日)	
第25日目(7月12日) 新型コロナウイルス感染症・経済対策特別委員会	
第26日目(7月13日) 本会議(議案採決)	
一、議事日程	205
一、出席議員	206
一、説明のため出席した者	206
一、開 議	207
一、追加議案上程、第109号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算(第7号)」	207
一、上記・知事議案説明	207

一、上記・追加議案、予算決算委員会（文教厚生分科会）に付託	207
一、休 憩	207
予算決算委員会（分科会）〔文教厚生分科会〕	
議会運営委員会	
一、再 開	207

△委員長報告

一、総務委員長報告	207
一、第100号議案・原案可決	210
一、諮問第109号・棄却すべき、その他の議案・原案可決、承認	210
一、文教厚生委員長報告	210
一、第106号議案・原案可決	212
一、その他の議案・原案可決	212
一、観光生活建設委員長報告	212
一、第108号議案・原案可決	214
一、農水経済委員長報告	214
一、予算決算委員長報告	215
一、各議案・原案可決、承認	217
一、総務委員会から、政府・国会あて、「地方財政の充実・強化について」・意見書提出の 動議・提出	217
一、上記・動議・可決	217
一、副議長報告	217
一、議長辞職・許可・決定	217
一、議長・退任あいさつ	217
一、議長選挙	218
一、議長紹介	218
一、議長あいさつ	218
一、議長報告	220
一、副議長辞職・許可・決定	220
一、副議長・退任あいさつ	220
一、副議長選挙	220
一、副議長紹介	221
一、副議長あいさつ	221
一、休 憩	222
議会運営委員会	
一、再 開	222
一、観光・I R・新幹線対策特別委員会委員の辞任許可及び補充選任の件を日程に追加	222
一、観光・I R・新幹線対策特別委員会委員の辞任許可・決定（坂本智徳議員）	222
一、観光・I R・新幹線対策特別委員会委員の補充選任・決定（瀬川光之議員）	222

一、県議会議員定数等調査特別委員会の設置の件・決定……………	222
一、県議会議員定数等調査特別委員会の委員並びに正副委員長・選任……………	222
一、県議会議員定数等調査特別委員会の付議事件・議会閉会中の調査事件として、付託決定…	222
一、各委員会から、議会閉会中の付託事件一覧表・許可・決定……………	223
一、知事あいさつ……………	223
一、閉　　会……………	225

第 1 目 目

令和3年6月定例会

令和3年6月18日

議 事 日 程

第 1 日 目

-
- ◇
-
- 1 開 会
 - 2 開 議
 - 3 会 期 決 定
 - 4 会議録署名議員指名
 - 5 議 長 報 告
 - 6 第97号議案乃至第108号議案及び報告第4号乃至報告第20号
一括上程
 - 7 知事議案説明
 - 8 第98号議案委員会付託
 - 9 委員長審査結果報告、質疑・討論、採決
 - 10 散 会

令和3年6月18日（金曜日）

出席議員（46名）

1番 宮 島 大 典 君
 2番 宮 本 法 広 君
 3番 赤 木 幸 仁 君
 4番 中 村 泰 輔 君
 5番 饗 庭 敦 子 君
 6番 堤 典 子 君
 7番 下 条 博 文 君
 8番 山 下 博 史 君
 9番 北 村 貴 寿 君
 10番 浦 川 基 継 君
 11番 久保田 将 誠 君
 12番 坂 口 慎 一 君
 13番 千 住 良 治 君
 14番 石 本 政 弘 君
 15番 中 村 一 三 君
 16番 麻 生 隆 君
 17番 川 崎 祥 司 君
 18番 坂 本 浩 君
 19番 深 堀 ひろし 君
 20番 山 口 初 實 君
 21番 近 藤 智 昭 君
 22番 宅 島 寿 一 君
 23番 松 本 洋 介 君
 24番 ご う まなみ 君
 25番 山 本 啓 介 君
 26番 前 田 哲 也 君
 27番 大 場 博 文 君
 28番 山 口 経 正 君
 29番 山 本 由 夫 君
 30番 吉 村 洋 君
 31番 中 島 浩 介 君
 32番 山 田 博 司 君
 33番 堀 江 ひとみ 君

34番 山 田 朋 子 君
 35番 西 川 克 己 君
 36番 外 間 雅 広 君
 37番 瀬 川 光 之 君
 38番 坂 本 智 徳 君
 39番 浅 田 ますみ 君
 40番 徳 永 達 也 君
 41番 中 島 廣 義 君
 42番 溝 口 芙美雄 君
 43番 中 山 功 君
 44番 小 林 克 敏 君
 45番 田 中 愛 国 君
 46番 八 江 利 春 君

説明のため出席した者

知 事 中 村 法 道 君
 副 知 事 上 田 裕 司 君
 副 知 事 平 田 研 君
 統 括 監 柿 本 敏 晶 君
 危 機 管 理 監 多 田 浩 之 君
 企 画 部 長 浦 真 樹 君
 総 務 部 長 大 田 圭 君
 地 域 振 興 部 長 早稲田 智 仁 君
 文 化 観 光 国 際 部 長 中 崎 謙 司 君
 県 民 生 活 環 境 部 長 貞 方 学 君
 福 祉 保 健 部 長 中 田 勝 己 君
 こ ども 政 策 局 長 田 中 紀久美 君
 産 業 労 働 部 長 廣 田 義 美 君
 水 産 部 長 斎 藤 晃 君
 農 林 部 長 綾 香 直 芳 君
 土 木 部 長 奥 田 秀 樹 君
 会 計 管 理 者 吉 野 ゆき子 君
 交 通 局 長 太 田 彰 幸 君
 地 域 振 興 部 政 策 監 村 山 弘 司 君
 文 化 観 光 国 際 部 政 策 監 前 川 謙 介 君

産業労働部政策監	村 田 誠 君
教育委員会教育長	平 田 修 三 君
人事委員会委員長	水 上 正 博 君
代表監査委員	濱 本 磨 毅 穂 君
選挙管理委員会委員長	葺 本 昭 晴 君
公安委員会委員	瀬 戸 牧 子 君
警 察 本 部 長	早 川 智 之 君
監 査 事 務 局 長	下 田 芳 之 君
人事委員会事務局長 (労働委員会事務局長併任)	大 崎 義 郎 君
教 育 次 長	林 田 和 喜 君
財 政 課 長	小 林 純 君
秘 書 課 長	石 田 智 久 君
選挙管理委員会書記長	大 塚 英 樹 君
警察本部総務課長	車 康 之 君

議会事務局職員出席者

局 長	松 尾 誠 司 君
次長兼総務課長	藤 田 昌 三 君
議 事 課 長	川 原 孝 行 君
政 務 調 査 課 長	濱 口 孝 君
議 事 課 長 補 佐	永 田 貴 紀 君
議 事 課 係 長	山 脇 卓 君
議事課特別会計任用職員	天 雨 千 代 子 君

— 午前10時 0分 開会 —

○議長（瀬川光之君） ただいまから、令和3年6月定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

この際、知事より、新任の幹部職員を紹介したい旨、申し出がっておりますので、これを受けることにいたします—知事。

○知事（中村法道君） さきの令和3年2月定例県議会におきまして、ご同意をいただき、任命いたしました特別職をご紹介します。

教育委員会教育長 平田修三君。（拍手）公

安委員会委員 瀬戸牧子君でございます。（拍手）

次に、令和3年4月1日付で発令いたしました幹部職員をご紹介します。

産業労働部政策監 村田 誠君。（拍手）地域振興部参事監兼土木部参事監 坂田昌平君。

（拍手）文化観光国際部次長 土井口章博君。

（拍手）県民生活環境部次長 西 貴史君。（拍手）

福祉保健部次長 中村浩二君。（拍手）産業労働部次長 宮地智弘君。（拍手）

水産部次長 小田口裕之君。（拍手）水産部参事監 高

原裕一君。（拍手）農林部参事監 鈴木豊志君。

（拍手）土木部次長 大安哲也君。（拍手）

以上でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（瀬川光之君） 次に、会期の決定をいたします。

本定例会の会期は、本日より7月13日までの26日間とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、26日間と決定されました。

次に、会議録署名議員の指名をいたします。

本定例会の会議録署名議員につきましては、坂本 浩議員及び千住良治議員を指名いたします。

次に、知事より、出資法人の経営状況説明書等が先に配付いたしましたとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、知事より、第97号議案乃至第108号議案及び報告第4号乃至報告第20号の送付がありましたので、これを一括上程いたします。

ただいま上程いたしました議案について、知事の説明を求めます—知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕 本日、ここに、

令和3年6月定例県議会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、ご健勝にてご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

説明に入ります前に、本県の新型コロナウイルス感染症の発生状況については、6月14日現在、108名の方々が入院・療養されており、60名を超える方々がお亡くなりになりました。

お亡くなりになられた方々並びにご遺族の皆様に、深く哀悼の意を表しますとともに、現在も治療中の皆様の一日も早い回復を心からお祈り申し上げます。

また、県民の皆様や事業者の方々には、県外との不要不急の往来自粛の要請や、飲食店及び遊興施設に対する営業時間の短縮要請等にご協力いただくなど、感染防止へのご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

それでは、開会に当たり、当面する諸課題について所信を申し述べますとともに、前定例会以降、今日までの県政の重要事項について、ご報告を申し上げたいと存じます。

（新型コロナウイルス感染症にかかる本県の対策）

本県における新型コロナウイルス感染症については、これまでの対策に対する県民の皆様や事業者の方々のご協力により、本年6月に入ってから、新規感染者数が減少傾向で推移するとともに、病床の逼迫度合い等も一定改善するなど、徐々に落ち着きを取り戻しているものと考えております。

こうしたことから、有識者のご意見等もお伺いのうえ、県が独自に策定した「新型コロナウイルス感染段階と、その対応の目安」における感染段階について、6月8日から、長崎市をステージ3に引き下げ、緊急事態宣言を解除するとともに、不要不急の外出自粛や飲食店等に対す

る営業時間の短縮要請を終了することといたしました。

そのうえで、県下全域の感染段階はステージ3を維持、警戒警報の発令を継続することとし、さらに、飲食店を中心に感染者が増加傾向にある佐世保市については、大規模な感染拡大を招かないよう、飲食店の利用時における感染防止対策の徹底をお願いするとともに、市において、緊急的な包括検査を実施することとしたところであります。

しかしながら、この間においても、新たなクラスターが発生するなど、予断を許さない状況が続いており、県としては、感染の再拡大を招くことがないように、引き続き、感染予防・拡大防止と県民生活の安全・安心確保対策に全力を挙げて取り組む必要があると考えております。

また、新型コロナウイルスワクチンについては、6月12日、県において「長崎県新型コロナウイルスワクチン接種センター」を長崎市及び佐世保市に設置のうえ、県内全域の65歳以上の方々を対象とした接種を開始したところであり、ワクチン接種をさらに加速できるよう、必要な調整等を進めてまいります。

そのため、本議会に提案しております補正予算においては、診療所等における個別のワクチン接種を支援するとともに、収入が減少している世帯に対する生活福祉資金の貸付原資のさらなる増額や新たな給付金の支給を行うほか、長崎県立大学や私立専修学校において、経済的に困窮している学生が修学を断念することがないように、授業料減免にかかる支援措置を講じることとしております。

今後とも、感染状況の変化を見極めながら、県医師会や長崎大学等の関係機関とも連携のうえ、検査体制や医療提供体制の確保に努めると

ともに、円滑なワクチン接種に向けて積極的な支援・調整を行うなど、感染症対策に力を注いでまいりたいと考えております。

（特定複合観光施設〔ＩＲ〕区域整備の推進）

去る4月12日、九州及び本県の経済団体や行政、議会で構成される「九州ＩＲ推進協議会」の発足式が、福岡市において開催されました。

本協議会では、経済界の皆様方が、ＩＲからもたらされる高い経済効果をしっかりと享受することができるよう、地元調達促進に向けたビジネスセミナーの開催や、ＩＲ事業者と地元企業との対話等を実施し、民間主導による具体的なビジネスマッチングにつなげてまいりたいと考えております。

発足式においては、本協議会の代表である九州経済連合会の会長から、ＩＲ推進に向けた共同宣言として、「アフターコロナを見据え、九州へのＩＲ誘致を実現することで、我々自らの手で九州を元気にし、そして次世代につないでいく」との力強いメッセージが発信されたところであります。

一方、5月19日、九州・山口各県の知事並びに経済団体の代表者が参加する九州地域戦略会議において、本県から、ＩＲ事業者の公募・選定など九州・長崎ＩＲの進捗状況について報告を行うとともに、ＩＲを契機として、九州各県の福祉保健部局や医療機関、相談機関が連携し、依存症対策の強化を図るための「九州地方依存症対策ネットワーク協議会」の設立についても報告し、賛同をいただいたところであります。

今後とも、県議会や県民の皆様のご意見を伺うとともに、九州各県や経済界との連携を深めながら、本県のみならず、九州の観光並びに地域経済の活性化に寄与し、我が国の発展にも貢献する九州・長崎ＩＲの実現に力を注いでまい

ります。

（九州新幹線西九州ルート of 整備促進）

九州新幹線西九州ルート（新鳥栖～武雄温泉間）の整備のあり方については、去る5月31日に、国土交通省と佐賀県との第4回目の幅広い協議が行われ、佐賀県は、フル規格により整備する場合のアセスルートを含む3つのルートの整備費等の試算を国土交通省に求められております。

一方、与党ＰＴ九州新幹線（西九州ルート）検討委員会においては、フル規格による整備に目途を立てるため、与党ＰＴの細田座長が示された「新鳥栖～武雄温泉間に関する検討の方向性」を踏まえ、フル規格で整備した場合の在来線や地方負担等の課題の解決に向けた議論が重ねられ、6月14日には、その検討状況が報告されたところであります。

こうした中、私は、6月9日、ＪＲ九州の青柳社長にお会いし、新幹線整備の議論が膠着している現在の事態を打開するためにも、佐賀県が重要な課題とされている在来線にかかる考えを積極的に発信していただくことなどを要請してまいりました。

引き続き、議論を前進させるため、関係者に対する働きかけを行うなど、全線フル規格による整備の実現を目指してまいります。

また、令和4年秋に開業する武雄温泉～長崎間については、4月28日、ＪＲ九州から、路線名称を「西九州新幹線」とすることが発表されました。

こうした中、本県においては、4月13日、西九州新幹線の開業効果を県内全体に波及させるため、県民の機運醸成のほか、来県者の受入体制の構築やおもてなしの推進等を目的として、県内経済団体の青年部等を中心に、「九州新幹

線西九州ルート（武雄温泉～長崎）開業準備実行委員会」を設立いたしました。

県としては、若手人材の企画力や実践力を活用し、県内各地域・各分野の皆様と連携を図りながら、開業までの残された期間を官民一体となって、しっかりと準備を進めてまいります。

さらに、JR長崎本線（肥前山口～諫早間）の上下分離に伴う鉄道施設の維持管理については、令和4年秋の九州新幹線西九州ルートの開業に合わせて、上下分離方式による着実な運行ができるよう、4月1日に、鉄道施設の所有や維持・管理の主体となる「一般社団法人 佐賀・長崎鉄道管理センター」を、佐賀県と共同で、佐賀県鹿島市に設立いたしました。

今後とも、関係自治体と連携を図りながら、沿線地域の活性化や振興等に力を注いでまいります。

（県庁舎の跡地活用）

県庁舎の跡地活用については、埋蔵文化財調査が本年2月で完了し、敷地全体の遺構等の状況が確認できたことから、整備する機能の具体的な配置や規模等の整理を進め、元懇話会委員や経済団体の関係者など、県民の皆様幅広くご意見を伺い、今般、隣接する県警本部跡地を含め、県庁舎跡地整備基本構想の骨子案を取りまとめたところであります。

骨子案においては、様々な歴史を有し、海外等との交流によって新しい価値を創造・発信するなど、この地が果たしてきた役割を受け継ぎ、「歴史が息づく地で、賑わいと交流による新たな価値を創造する」ことを基本理念として掲げております。

また、具体的機能としては、県庁舎跡地に、人々が憩い、日常的に賑わう「広場」や、この地の歴史や世界遺産など本県の魅力を伝える

「情報発信機能」、幅広い多様な分野の交流拡大を促進する「交流支援機能」などを配置するとともに、交流支援機能のうち県警本部跡地には、産学官等の連携によるオープンイノベーション等を推進する機能を整備してまいりたいと考えております。

さらに、整備に当たっては、出島との連携等に留意のうえ、現存する石垣などを活かし、歴史を感じることができるたたずまいを持つ空間とすることに加え、時代の変化等に柔軟に対応できるよう、可変性を確保しながら、段階的な整備を推進することとしております。

県としては、今後、県議会をはじめ、関係者の皆様のご意見を十分にお聞きしながら検討を重ね、今年度中に、基本構想を取りまとめてまいります。

（離島及び過疎地域の振興）

平成25年4月に改正・施行された現行の離島振興法においては、人・物資等の輸送に要する費用の低廉化や産業基盤・生活環境等に関する地域格差の是正のほか、ソフト事業に活用できる離島活性化交付金の創設など、離島振興にかかる各種施策が充実・強化されてきたところであります。

また、国境離島に対する特別の配慮や支援に関しても、同法の附則に明記され、平成28年の有人国境離島法の成立という形で実現が図られております。

一方で、離島地域においては、依然として本土との格差や不利な条件が存在することに加え、一部地域では人口の社会増が実現しているものの、いまだ人口減少に歯止めがかからない状況が続いているところであります。

そのため、雇用の創出や移住・定住施策のさらなる拡充を図るとともに、新型コロナウイルス

感染症を契機とした新たな日常の実現や2040年問題等の新しい課題に対応していくことが、今後の離島振興にとって極めて重要であると認識しております。

こうしたことから、令和5年3月末をもって失効期限を迎える離島振興法の改正・延長に向けて、本県離島の実情を踏まえた新たな法整備が実現できるよう、「長崎県離島振興本部会議」や県内の離島8市2町で構成する「長崎県離島振興協議会」において、今後の離島振興のあり方について議論を重ね、県議会のご意見も十分にお聞きしながら、「新たな離島振興法に関する意見書」を取りまとめ、国に対して強く働きかけてまいります。

また、過疎地域の振興については、本年3月末で期限を迎えた「過疎地域自立促進特別措置法」に替わり、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が、去る3月26日、国会において全会一致で可決され、4月1日から10年間の時限立法として施行されております。

この新たな過疎対策法においては、過疎地域の持続的発展という新たな理念のもと、地域の実情を踏まえた指定要件の見直しのほか、過疎対策事業債や国庫補助率のかさ上げなどの支援措置についても、継続・拡充が図られたところであります。

改めて、多大なるご尽力とご支援を賜りました本県選出国会議員の皆様をはじめ、県議会及び関係皆様方に対して、心からお礼を申し上げます。

県としては、引き続き、関係市町と連携を図りながら、過疎地域の一層の振興に努めてまいりたいと考えております。

（グリーン社会の実現に向けた県内産業の振興）

国においては、昨年10月、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにし、グリーン社会や脱炭素社会の実現を目指す「2050年カーボンニュートラル」を宣言され、12月には「グリーン成長戦略」を策定のうえ、経済と環境の好循環を生み出すための政策を推進することとされております。

こうした中、「グリーン成長戦略」において成長産業と位置づけられる半導体関連産業については、県内でも事業拡大の動きが続いております。去る4月16日には、半導体材料のシリコンウェーハ製造で世界屈指のシェアを誇る株式会社SUMCO及びSUMCO TECHXIV株式会社から、大村市にある工場に、高精度ウェーハの生産に対応した新たな設備投資を行うとの発表がなされており、100人以上の雇用創出が期待されるところであります。

また、4月20日には、諫早市のソニーセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社長崎テクノロジーセンターの増設棟の竣工式が行われました。同工場は、スマートフォンのカメラに使用される半導体画像センサーで世界のトップシェアを誇る最新鋭の工場であり、1,000人規模の新たな雇用につながっているものと考えております。

さらに、5月28日、竣工した同工場をさらに拡張する旨の発表があり、今回の増設についても、数百人規模の新たな雇用が期待されることから、県としては、こうした規模拡大の動きを半導体関連産業のさらなる集積に結びつけるため、引き続き、立地環境の整備や人材確保にかかる支援等に努めてまいります。

一方、2050年のカーボンニュートラルの実現に向け、再生可能エネルギーの一つとして期待される浮体式洋上風力発電については、再エネ

海域利用法に基づき促進区域に指定されている
本県五島市沖において、去る6月11日、国から
商用事業を実施する事業者を選定した旨の発表
がなされたところであり、今後とも、海洋エネ
ルギー関連産業のサプライチェーン構築を目指
して力を注いでまいります。

また、県では、再生可能エネルギーの導入拡
大のために、出力調整等に優れた石炭火力発電
が一定必要であるとの考えのもと、国に対して、
西海市の松島火力発電所の高効率化にかかる要
望を行ってまいりましたが、4月16日、電源開
発株式会社から、松島火力発電所2号機の高効
率化に向けて、既存施設に新たにガス化設備を
付加することが発表されました。

これは、これまで同社が実証してきた成果に
よって、ガス化設備が全国で初めて商用化され
るとともに、二酸化炭素が発生しない水素発電
の実現に向けた第一歩となることから、カーボ
ンニュートラル先進県を目指す本県にとっても
有意義なことであり、こうした動きをプラント
産業など県内地場企業の活性化につなげてまい
りたいと考えております。

今後、国際社会においては、グリーン社会の
実現に向けた動きがさらに加速し、産業構造が
大きく変革することが見込まれることから、県
としても、その潮流をしっかりと捉えながら、
経済と環境の好循環による産業の振興や雇用の
拡大が図られるよう、関係市町とも連携のうえ、
関連産業の誘致・育成に取り組んでまいります。

（幹線道路の整備）

県においては、産業振興や地域活性化に寄与
する西九州自動車道や島原道路等の高規格道路
の重点的な整備に併せ、県民生活に密着した道
路の計画的な整備を推進しているところであり
ます。

こうした中、去る3月30日に発表された今年
度の国土交通省関係予算においては、西九州自
動車道の松浦佐々道路に昨年度を大きく上回る
96億円が配分されるとともに、島原道路の有明
瑞穂バイパス及び瑞穂吾妻バイパスについても、
21億円が配分されたことから、より一層の整備
促進が図られるものと期待しております。

県では、これまで、予算確保を国に対して要
望してきたところであり、本県選出国会議員の
皆様をはじめ、県議会や地元自治体の方々のご
尽力とご支援に対し、心から感謝申し上げます。

また、九州横断自動車道の長崎芒塚インター
から長崎インター間の4車線化については、今
年度中に完成供用の予定となっており、全線に
おける対面通行の解消により安全性・走行性が
向上するとともに、災害時の代替機能の強化が
図られるものと考えております。

このほか、長崎南北幹線道路については、長
崎市茂里町から西彼杵郡時津長までの区間に
おいて、有識者や関係機関によるルート選定委員
会からの概略ルート等の提言を踏まえ、詳細ル
ート等について検討を重ねてまいりましたが、
今般、県の方針を取りまとめたところであり、
早期の事業着手に向けて、地元説明会でのご意
見を伺いながら、都市計画決定の手続を進めて
まいります。

引き続き、地域の活性化や県民生活の基盤と
なる道路ネットワークの整備の推進に努めてま
いります。

（スポーツの振興）

いよいよ本年の夏、東京2020オリンピック・
パラリンピックが開催されます。

本県ゆかりの選手が世界の舞台で活躍する姿
は、多くの県民に夢と感動を与え、明るく活力
に満ちた長崎県づくりにつながるものであり、

今後、本県選手が一人でも多く代表選手として選出され、活躍されることを期待しております。

こうした中、オリンピック聖火リレーについては、開幕に向けて県民の皆様の機運醸成や思いの共有を図るため、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底しながら、5月7日・8日の両日、離島を含む県内17市町において実施されたところであります。

本県の聖火リレーにおいては、地域の特性や歴史を感じられる走行ルートとしたほか、かつて日本と中国との友好交流の絆を結んできた遣唐使船を活用するなど、本県の豊かな自然や多様な歴史・文化の魅力、県民の平和に対する思いなどについて、ランナーの方々の映像等を通して、広く国内外へ発信することができたものと考えております。

一方、本年3月に開催された「全国高等学校選抜大会」において、個人競技では、男子ウェイトリフティング競技61kg級で諫早農業高校の酒井順一郎選手が優勝、男子バドミントン競技で瓊浦高校の田中市之介選手が準優勝し、団体競技では、島原高校男子剣道部が準優勝を果たしました。

また、ボウリングの全日本選手権男子マスターズ戦において、西海学園高校の福満 亮選手が最年少優勝を果たすなど、本県高校生が各競技において、すばらしい成績を収めました。

引き続き、県内選手の育成・強化に努め、本県スポーツのさらなる振興と競技力の向上に取り組んでまいります。

次に、議案関係について、ご説明いたします。

まず、補正予算であります。今回は、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費、その他緊急を要する経費について編成いたしました。

一般会計37億3,240万8,000円の増額補正を

しております。

この結果、現計予算と合算した本年度の一般会計の歳入歳出予算額は、7,813億3,837万8,000円となり、前年同期の予算に比べ、303億7,513万2,000円の減となっております。

次に、予算以外の議案のうち、主なものについて、ご説明いたします。

第100号議案「長崎県職員定数条例の一部を改正する条例」は、知事部局の職員及び企業会計の職員の定数等を改めるため、所要の改正をしようとするものであります。

第101号議案「長崎県税条例の一部を改正する条例」は、過疎地域自立促進特別措置法の失効及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行等に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

第106号議案「長崎県立長崎図書館設置条例の一部を改正する条例」は、長崎県立長崎図書館郷土課に整備する集会・研修室及び駐車場の使用許可に関する事項や使用料の額を定めるため、所要の改正をしようとするものであります。

その他の案件については、説明を省略させていただきますので、ご了承を賜りたいと存じます。

以上をもちまして、本日提出いたしました議案の説明を終わります。

何とぞ、慎重にご審議のうえ、適正なご決定を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（瀬川光之君） ただいま上程いたしました議案のうち、第98号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」につきましては、お手元の議案付託表のとおり予算決算委員会に付託いたします。

予算決算委員会での審査が終了するまでの間、しばらく休憩することにいたします。

— 午前10時30分 休憩 —

— 午後 3時30分 再開 —

○議長（瀬川光之君） 会議を再開いたします。

これより、午前中に、予算決算委員会に付託して審査をお願いいたしておりました第98号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」について、審議することにいたします。

予算決算委員長の報告を求めます。

山本由夫委員長—29番。

○予算決算委員長（山本由夫君）（拍手）〔登壇〕 予算決算委員会の審査の結果について、ご報告いたします。

本委員会で審査いたしました案件は、第98号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」でございます。

本日、付託されました本議案につきましては、文教厚生分科会において、審査を行い、先ほど本委員会におきまして、分科会の審査経過の報告を受け、採決の結果、異議なく、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

分科会では、新型コロナウイルス感染症対策セーフティネット強化事業費に関し、事業の対象者数や周知方法並びに申請手続などについて、熱心な論議が交わされました。

以上で、予算決算委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（瀬川光之君） お諮りいたします。

本議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君） ご異議なしと認めます。

よって、第98号議案は、原案のとおり可決されました。

本日の会議は、これにて終了いたします。

明日から6月23日までは、議案調査等のため本会議は休会、6月24日は、定刻より本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

— 午後 3時33分 散会 —

第 7 目 目

令和３年６月定例会

令和３年６月２４日

議 事 日 程

第 ７ 日 目

————— ◇ ————— ◇ —————

１ 開 議

２ 県政一般に対する質問

３ 散 会

令和3年6月24日（木曜日）

出席議員（46名）

1番 宮 島 大 典 君
 2番 宮 本 法 広 君
 3番 赤 木 幸 仁 君
 4番 中 村 泰 輔 君
 5番 饗 庭 敦 子 君
 6番 堤 典 子 君
 7番 下 条 博 文 君
 8番 山 下 博 史 君
 9番 北 村 貴 寿 君
 10番 浦 川 基 継 君
 11番 久保田 将 誠 君
 12番 坂 口 慎 一 君
 13番 千 住 良 治 君
 14番 石 本 政 弘 君
 15番 中 村 一 三 君
 16番 麻 生 隆 君
 17番 川 崎 祥 司 君
 18番 坂 本 浩 君
 19番 深 堀 ひろし 君
 20番 山 口 初 實 君
 21番 近 藤 智 昭 君
 22番 宅 島 寿 一 君
 23番 松 本 洋 介 君
 24番 ご う まなみ 君
 25番 山 本 啓 介 君
 26番 前 田 哲 也 君
 27番 大 場 博 文 君
 28番 山 口 経 正 君
 29番 山 本 由 夫 君
 30番 吉 村 洋 君
 31番 中 島 浩 介 君
 32番 山 田 博 司 君
 33番 堀 江 ひとみ 君

34番 山 田 朋 子 君
 35番 西 川 克 己 君
 36番 外 間 雅 広 君
 37番 瀬 川 光 之 君
 38番 坂 本 智 徳 君
 39番 浅 田 ますみ 君
 40番 徳 永 達 也 君
 41番 中 島 廣 義 君
 42番 溝 口 芙美雄 君
 43番 中 山 功 君
 44番 小 林 克 敏 君
 45番 田 中 愛 国 君
 46番 八 江 利 春 君

説明のため出席した者

知 事 中 村 法 道 君
 副 知 事 上 田 裕 司 君
 副 知 事 平 田 研 君
 統 括 監 柿 本 敏 晶 君
 危 機 管 理 監 多 田 浩 之 君
 企 画 部 長 浦 真 樹 君
 総 務 部 長 大 田 圭 君
 地 域 振 興 部 長 早稲田 智 仁 君
 文 化 観 光 国 際 部 長 中 崎 謙 司 君
 県 民 生 活 環 境 部 長 貞 方 学 君
 福 祉 保 健 部 長 中 田 勝 己 君
 こ ども 政 策 局 長 田 中 紀久美 君
 産 業 労 働 部 長 廣 田 義 美 君
 水 産 部 長 斎 藤 晃 君
 農 林 部 長 綾 香 直 芳 君
 土 木 部 長 奥 田 秀 樹 君
 会 計 管 理 者 吉 野 ゆき子 君
 交 通 局 長 太 田 彰 幸 君
 地 域 振 興 部 政 策 監 村 山 弘 司 君
 文 化 観 光 国 際 部 政 策 監 前 川 謙 介 君

産業労働部政策監	村 田 誠 君
教育委員会教育長	平 田 修 三 君
人事委員会委員	本 田 哲 士 君
代表監査委員	濱 本 磨 毅 穂 君
選挙管理委員会委員長	葺 本 昭 晴 君
公安委員会委員	山 中 勝 義 君
警 察 本 部 長	早 川 智 之 君
監 査 事 務 局 長	下 田 芳 之 君
人事委員会事務局長 (労働委員会事務局長併任)	大 崎 義 郎 君
教 育 次 長	林 田 和 喜 君
財 政 課 長	小 林 純 君
秘 書 課 長	石 田 智 久 君
選挙管理委員会書記長	大 塚 英 樹 君
警察本部総務課長	車 康 之 君

議会事務局職員出席者

局 長	松 尾 誠 司 君
次長兼総務課長	藤 田 昌 三 君
議 事 課 長	川 原 孝 行 君
政 務 調 査 課 長	濱 口 孝 君
議 事 課 長 補 佐	永 田 貴 紀 君
議 事 課 係 長	山 脇 卓 君
議事課特別会計任用職員	天 雨 千代子 君

— 午前10時 0分 開議 —

○議長（瀬川光之君） ただいまから、本日の会議を開きます。

これより、一般質問を行います。

徳永議員—40番。

○40番（徳永達也君）（拍手）〔登壇〕 皆さん、おはようございます。

自由民主党・県民会議、雲仙市選出の徳永達也でございます。

まず、質問に入ります前に、このたびの新型コロナウイルス感染症により、お亡くなりにな

られた方々、並びにご遺族の皆様に謹んでお悔やみを申し上げます。

罹患され、現在も治療中の方々及びそのご家族の皆様方にも心よりお見舞いを申し上げます。

改めて、新型コロナウイルス感染症の一日も早い収束をお祈り申し上げる次第です。

また、感染や命の危機を覚悟のうえ、県民の健康を守るために懸命に努力されている医療従事者の皆様方に敬意を表しますとともに、深く感謝を申し上げます。

それでは、通告に従い、質問に入ります。

1、県政の推進について。

（1）人口減少対策の推進について。

今年度は、県政運営の指針である「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」のスタートの年であります。本県最大の課題である人口減少対策について、知事が「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、これまで企業誘致や若者の県内定着促進、移住施策の推進など様々な対策に積極的に取り組んでこられたことに敬意を表します。

移住者数の増加など、一定の成果が得られている分野もありますが、人口減少の克服までには至っていないところであります。

また、新型コロナウイルス感染症については、ワクチン接種がはじまったものの、約2年にわたり我々の生活に大きな影響を与え続けており、働き方や人々の意識も変わりつつあります。

こうした中、これまでと同様の取組を続けているだけでは、人口減少を克服することは困難ではないかと思われます。

そこで、これまでの課題や環境の変化等を踏まえ、新たな視点での対策を講じていくことが重要と考えますが、県の考えをお尋ねいたします。

また、これまで県では企業誘致に積極的に取り組んでおり、人口減少対策としても成果を上げてきていると認識をしております。

そのような中、4月にはソニー長崎テクノロジーセンターに増設棟が完成をし、1,000人規模の新たな雇用につながっているところであります。また、5月には、さらに拡張する旨の発表がなされ、数百名規模の新たな雇用が期待されているところですが、一方で、半導体関連企業からは、人材の確保が課題となっているということも伺っております。

県では、これまで若者の県内定着に取り組まれてきたところですが、今後ますます県内で集積が進み、雇用の受け皿となる半導体関連産業について、人材確保の面からも、さらに支援に取り組んでほしいと考えています。

県として、成長分野である半導体関連産業の人材確保に対し、どのように取り組んでいるのか、お尋ねをいたします。

（2）財政運営について。

知事は、令和3年度までに財源調整基金の取崩しに依存しない財政運営を目指すことを表明されて以来、歳入・歳出の両面から着実に取組を進められ、その結果、令和元年度の基金取崩額は11億円で、平成28年度の48億円と比べて大幅に減少するなど、これまで順調に推移してきたものと私も高く評価をしています。

しかしながら、今般のコロナの感染拡大により、社会経済活動や県民生活は様々な悪影響を受けており、そのことは本県財政、特に、県税等の歳入の減少にも直結するため、順調に進捗していた財政健全化にも影響を及ぼすのではと心配をしております。

そこで、今議会に提出をされている令和2年度の最終専決補正予算を踏まえ、現在の財政状

況をどのように認識しているのか、お伺いいたします。

併せて、ワクチン接種が一般の方々に行き渡っても、社会経済情勢が、感染症発生前の状況に戻るまでには時間を要するため、本県財政への影響も長期化することを懸念しており、今後どのように財政運営を行っていくのか、お伺いをいたします。

（3）振興局の再編について。

県では、これまで平成20年に本土地区を県南地区と県北地区の2地区に区分をして、地方機関を集約するという基本的な方針を定め、平成21年には、当面の再編ということで、土木事務所などの地方機関の機能を各地域の振興局に集約し、島原においては、県税事務所を県央振興局に集約してきたところであります。

今回、最終的な地方機関の再編として、長崎・県央・島原の振興局を県央の1か所に集約する案が示されていますが、振興局がなくなることについて、地元では地域への影響を懸念し、様々な不安の声が出されております。

行財政改革の必要性は一定理解するものの、再編の実施に当たっては、県民にその必要性や内容をしっかり説明するとともに、行政サービスが低下しないような対応を行い、理解を得ていく必要があると考えますが、改めて再編についての知事の見解をお尋ねいたします。

また、現段階で島原に残す組織を配置する庁舎や、拠点となる庁舎の名称をどのように考えているのか、現在の島原振興局の庁舎も、今後老朽化が進めば、建て替え等の検討をすることとなると考えますが、その際に庁舎が取り壊され、今回、島原に残す組織が全て廃止されるようなことはないのか、併せてお尋ねをいたします。

2、新型コロナウイルス感染症対策について。

（1）ワクチン接種体制について。

新型コロナワクチン接種について、国では7月末までに高齢者への接種を完了させることを目標に掲げ、その達成に向けて様々な取組が進められています。

本県におきましては、県内21市町の全てが7月末までに高齢者への接種を完了する予定と聞いておりますが、先般、県から公表された市町別の接種状況は、市町間で進捗に差があるように思われます。

市町によっては、接種に関わる医療人材の確保が困難であることなど、それぞれの事情があり、県全体として高齢者への接種を7月末までに確実に完了させるためには、県と市町が連携をして接種のスピードアップを図る必要があると思われます。県としてどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

また、64歳以下を含む全ての方々の接種が完了するのはいつになるのか、併せてお尋ねします。

（2）医療提供体制について。

今回の新型コロナウイルス感染症拡大の「第4波」では、4月以降、急激に感染者が増加し、5月には、一日当たりの最大感染者数も、「第3波」を超える65名が確認をされました。病床利用率も、県全体で60%を超え、特に長崎医療圏では100%に近づき、逼迫した状況であったと承知をしております。

そうした中で、長崎医療圏の感染入院患者を圏域外の医療機関へ搬送したと聞いているところ です。

この時点では、幸いにも他の医療圏では感染者は少なかったのですが、クラスターが何時発生するかかわからず、発生した場合は、多くの感

染患者がその医療圏内に入院できなくなる事態が生じないか危惧するところです。

他県では、入院を必要とする感染患者が多く待機しているといったことも聞きますが、地域住民の皆さんが不安にならないように対応していただきたいと思います。

県では、感染拡大に備えて、さらなる病床の確保について検討されていたと思いますが、現在の病床確保の状況について、お尋ねをいたします。

また、病床の逼迫状況から、今回の医療圏を越えた感染患者の転院搬送については、緊急的な対応として必要であったと理解はしていますが、どれぐらいの搬送が行われたのか、医療圏ごとの搬送件数と、こうした広域的な入院調整についての県の考えや、宿泊療養者等への対応について、お尋ねをいたします。

（3）新型コロナウイルス感染症の影響を受けている観光業、飲食業への支援について。

一昨日の記者会見において、県は、急遽、県内の新型コロナウイルスの感染段階をステージ2とし、併せて、長崎県民を対象とした宿泊割引キャンペーン「ふるさとで“心呼吸”の旅キャンペーン」を7月1日から再開すると発表され、大変評価しているところであります。

感染拡大に伴う外出自粛等により観光客が減少し、大きな影響を受けている県内の宿泊施設をはじめ、飲食店や土産店等観光関連産業にとっては大変喜ばしく、大きな期待をされているのではないかと思います。

今後、県内需要だけでは十分ではないことも想定されることから、いずれはGoToも含めた次の段階、例えば近隣県など県外からの旅行需要の取り込みが必要であると考えますが、県の考えをお尋ねいたします。

また、県は、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、4月28日から6月7日までの41日間、長崎市内の飲食店等を対象に、午後8時までの営業時間の短縮を要請されました。

県の要請に協力した飲食店には協力金が、また、こうした飲食店の取引先など、要請により大きな影響を受けた事業者等に対しては、事業継続支援給付金が支給されることになっております。

一方で、長崎市外の飲食店等においては、やはり客足が遠のいて売上げが減少しており、コストがかさみ赤字の状態が続くなど、コロナ禍の影響は県内全域に及んでいる状況であります。

そこで、県では、こうした県内の飲食店に対し、どのような支援を考えているのか、お尋ねをいたします。

3、九州新幹線西九州ルート of 整備促進について。

九州新幹線西九州ルートについては、政府・与党や長崎、佐賀両県をはじめ、多くの関係の方々のご尽力により、いよいよ来年秋に武雄温泉―長崎間が「西九州新幹線」として開業を迎えます。

しかしながら、私は、来年の開業は、フリーゲージトレインの導入までの暫定的な開業として同意したものであり、西九州地域の発展のためには、新鳥栖―武雄温泉間も含めて全線がフル規格で全国的高速鉄道ネットワークにつながり、関西や中国圏と乗り換えることなく行き来できるようになってはじめて、真の意味での開業ではないかと考えております。

過去の例を見ると、平成23年に全線開業した九州新幹線鹿児島ルートにおいては、平成16年に対面乗換方式により、新八代―鹿児島中央間が暫定開業した際、全線開業が見えていたため、

利用者が安心して乗り換えることができましたが、西九州ルートについては、現時点において、武雄温泉駅から先がどうなるのか、先行きが見えておらず、このまま武雄温泉駅での対面乗換えが固定化してしまうのではないかと大変危惧をしており、県民の皆様も不安に感じているのではないかと思います。

現在、国土交通省と佐賀県との間で幅広い協議が行われており、中央では、与党P T「西九州ルート検討委員会」において、佐賀県の財政負担軽減などの諸課題の解決に向けた協議が行われ、検討の方向性が示されるなど、議論を前に進める動きが出てきており、与党P Tの山本委員長が両県を訪れた際、その対応にはっきりと差があり、山口佐賀県知事は「上から決めつけるのはやめてほしい」、一方、中村知事は「大変ありがたい」と、対照的な対応でありました。

山口佐賀県知事の対応は、課題に向き合った対応とは言い難く、時間だけが経過してしまうのではないかと懸念をしております。

このように様々な場面で、西九州や九州全体を考えて議論を前に進めようとしている中、対面乗換えを早期に解消し、全線フル規格を実現するために、県として、今後どのように対応していこうとしているのか、知事の考えをお尋ねいたします。

4、特定複合観光施設（I R）区域整備の推進について。

I R区域の認定については、本県のほかに大阪、和歌山、横浜がI R誘致を表明されております。

昨年は、世界中で新型コロナウイルスが感染拡大する中、なかなかI Rに関する政府スケジュールが確定しない状況が続いておりましたが、昨年の12月に区域認定申請の時期などを示す

国の基本方針がようやく決定をされました。

こうした中、本県の事業者公募に対し、5事業者が参加登録を行い、1次審査を通過した3事業者が、2次審査に向けて準備を進めていると伺っております。

I Rの区域認定獲得に向けた地域間競争は、いよいよ最終段階に差し掛かったところと認識しております。パートナーとなる事業者を選定後、事業者と共に区域整備計画の作成をし、区域認定の獲得を目指してほしいと思います。

報道では、横浜は2者が登録を、和歌山は2者のうち1者が辞退をし、最終的に残った1者を事業候補者として選定をされました。大阪は、アメリカのMGMと日本のオリックスの1グループが参加登録しているということです。

そこで、国内3か所を上限とする区域認定の獲得に向け、他地域との競争に勝ち抜くために、県としてどのような対策を考えているのか、お尋ねをいたします。

また、複数の事業者がいないと競争原理が働かなくなりますので、そういった意味でも、本県の公募は5者に登録していただき、第1次審査において、海外における、これまでの運営実績や財務状況、本県I Rに対する全体コンセプトなどが審査され、3者が通過したところです。

これから、各事業者から提出される2次審査書類の審査を行うわけですが、国から選定されるためには、他の候補地よりも優れた区域整備計画を作成しなければならないと思います。県として、どのような対策を考えているのか、お尋ねをします。

5、島原半島の振興について。

（1）農業の振興について。

島原半島は、耕地面積が県全体の4分の1を占めており、園芸、畜産など多様な産地形成によ

り、農業産出額は、県全体の43.2%を占める、本県で最も農業が盛んな地域であります。

特に園芸部門の飛躍は目覚ましく、ばれいしょ、にんじん、大根などに代表される露地野菜、最近ではブロッコリーの産地拡大が顕著で、令和元年度にはJ A島原雲仙の雲仙ブロッコリー部会が農林水産祭の園芸部門で最高賞の天皇杯に選ばれたところであります。

さらなる農業の発展のためには、労働力の確保が難しい中、施設や機械等の整備をさらに進めていかなければならないと思います。それら施設・機械の導入に対する補助金などの予算が十分ではないとの声を聞いているところであります。

そのため、島原半島の農業産地をさらに発展させていくためにどういった取組を考えているのか、そのための予算をどう確保していく考えなのか、お尋ねをいたします。

次に、農林水産業における後継者に対する支援対策について、お尋ねをいたします。

最近では、長男だけではなく、次男、三男の方々も独立して農業をしたいという希望を持たれているように聞いております。こうした方々をしっかりと地元に着定させていくことが、島原半島の人口減少、少子化、人口の県外流出対策の一番の解決策であり、そのためには、地元を愛し、地元の理解者でもある長男の親元就農に加えて、独立を希望する次男、三男の就農を支援するべきではないかと考えます。

そこで、こうした方々の就農対策について、県としてどう支援をしていくのか、お尋ねをします。

（2）幹線道路網の整備促進について。

島原道路においては、地元選出の国会議員をはじめ、知事や地元自治体の皆様のご尽力によ

り、昨年度、有明瑞穂バイパスが事業化をされ、島原半島の全区間が着手されたところであります。

昨年度、補正予算を含めた令和3年度予算においては、十分な確保ができたと感じているところではあります。が、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の波に乗り、強力に整備を進めていくためには、工事はもとより、用地の取得などを円滑に進めることが重要であると考えております。ついては、より円滑に事業を進めるための方策について、県の考えをお尋ねします。

また、国道57号の雲仙市愛野町から小浜町間については、地形の起伏が激しく、急カーブや急勾配が連続し、代替路もないことから、たびたび災害や交通事故によって通行止めが発生すると、大きな迂回を強いられており、地域住民は日々の生活に大きな不安を抱えております。

このため、雲仙市及び南島原市はもとより、平成30年には、雲仙市、南島原市市民によって署名活動が行われるなど、これまで再三にわたって要望を行ってきており、地元にとっては長年の懸案となっております。

このような中、昨年度は、国が主催する検討会を行ったと聞いており、道路の整備に向けて幾らか前進したと思っておりますが、この検討会での検討状況と今後の取組について、県の見解をお尋ねいたします。

（3）航路対策について。

有明海の4つの航路については、福岡県、熊本県と島原半島を結ぶ海の玄関口であり、地域住民の移動手段だけではなく、観光客や生活物資等の人流・物流を担うとともに、災害時における陸路の代替ルートとしても大変重要な役割を果たしております。

このような中、各航路は、人口減少や少子・高齢化に伴う利用者数の減少などの厳しい状況に加え、他県からの観光客も多く利用する航路であることから、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う再三にわたる他県との往来自粛要請の影響もあり、利用者、運送収入とも減少・減収が続く、航路事業の継続が危ぶまれるところであります。

県においては、有明航路を含む交通事業者に対し、昨年度、感染防止対策を講じながら事業を継続してもらうための奨励金等を交付するとともに、今年度は感染防止設備の導入等にかかる経費への支援や、先日も事業者の実証運航を基礎とした緊急支援金を5月補正予算として計上するなど、全国でもトップクラスの支援策を講じておられ、知事の地域公共交通を守っていくという姿勢に敬意を表し、感謝を申し上げますところであります。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響が長引き、収束が見えない中、しばらくはこの厳しい経営環境が続いていくものと考えております。

そこで、県として、有明海の半島航路の役割の認識と今後の航路事業者の事業継続に向けた取組について、お尋ねをいたします。

以上で、壇上からの質問を終了し、対面演壇席から再質問をさせていただきます。（拍手）

○議長（瀬川光之君） 知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕 徳永議員のご質問にお答えいたします。

まず、人口減少を克服していくためには、新たな視点での対策が重要ではないかとお尋ねであります。

人口減少対策については、移住者数や企業誘致による雇用者数の増加など、一定の成果があ

らわれておりますが、依然として、若者や女性の転出超過が続くなど、人口減少に歯止めがかかるまでには至っていない状況にあります。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響による社会環境の変化とともに、本県においては、まちや産業の大きな変革の時期を迎えており、新たな視点を加えながら、人口減少対策の深化・高度化を図ることが重要であると考えております。

そのため、今年度から、各市町と共同して転出入者の移動理由アンケートを実施するなど、人口減少の要因分析をより深めてまいりますとともに、特に、転出超過が大きい若者の声を直接聞く機会を新たに設け、これらの取組で得られた分析結果や意見を今後の施策の中に反映してまいりたいと考えております。

さらに、市町、大学、金融機関等と連携しながら、地域ごとの特性を踏まえた産業振興や雇用の創出、それを支える人材の確保・育成に一層注力してまいりますとともに、特に、就職や進学で県外へ出た若い方々のUターン対策を強化するため、雇用創出や就業対策、女性活躍、子育て環境整備など幅広い視点から、より横断的な施策の推進に力を注いでまいりたいと考えております。

併せて、本県にとって大きな変革のチャンスを迎えておりますことから、メッセージ性や話題性を重視した戦略的な情報発信、未来を担う若者・女性が主体的に地域のことを考え、行動する機会創出などに取り組むことによって、Uターンや県内定着等をさらに促進し、若者・女性が夢や希望を持って住み続け、活躍できる長崎県づくりを目指してまいりたいと考えております。

次に、現在の財政状況に対する認識、並びに

今後の財政運営についてのお尋ねであります。

本県の財政は、自主財源に乏しく、歳入の多くを地方交付税や国庫支出金に依存しておりますが、令和2年度最終予算では、コロナ感染症の影響に伴い、歳入面において、県税や地方譲与税が、当初予算に比べ約67億円減少するなど、大幅な減収となる見込みであります。

そのため、県では、全国知事会等とも連携しながら、国に対し緊急的な地方財政措置について要請を重ねた結果、令和2年度に限り、地方消費税などの税目が、交付税措置がなされる減収補てん債の対象として拡大されるなど、減収分にかかる措置が講じられました。

一方、歳出面では、国からの交付金や補助金に加えて、財政調整基金も活用しながら、感染症の予防・拡大防止対策や県内の社会経済活動の回復・拡大に向けた各種対策に全力を注いできたところであります。

その結果、令和2年度最終予算では、財源調整のための基金残高が約203億円と、昨年度に比べ11億円減少しており、今後もコロナ感染症の影響が長期化することが想定される中、本県財政を取り巻く環境はさらに厳しさを増しているものと認識いたしております。

こうしたことから、今後の財政運営においては、国の有利な制度や交付税措置率が高い県債等を最大限に活用するとともに、国に対しては、臨時交付金の増額、地方の実情を踏まえた新たな財源措置など、地方税財源の充実・強化を強く訴えてまいりたいと考えております。

次に、振興局の再編についてのお尋ねであります。

振興局の再編については、平成20年に、県はより専門的、広域的な機能を発揮していくこととし、本土地区を県北と県南の2地区に分けて

総合地方機関を設置する方針を定めたところであり、この間、機会を捉えて県議会や関係市町、関係団体の皆様方にご説明し、ご意見を伺ってきたところでもあります。

今回の再編は、人口減少等によって、県行政の経営資源がさらに限られてくる中において、組織を集約することによって、専門性が高く、柔軟で機動的な組織体制を構築し、各地域の重要事業の推進や、災害等に確実に対応していこうとするものであり、必要なものであると考えているところでもあります。

再編に当たっては、組織集約の一方で、行政サービスを大きく低下させることがないよう、窓口業務や災害対応など必要な機能は地域に残すこととしているところでもあります。

再編後においても、島原半島地域や長崎地域の振興に対する姿勢にはいささかも変わりがないものであり、集約後の組織を最大限活用しながらしっかりと施策を推進してまいりたいと考えております。

次に、高齢者の接種をどのようにして7月末までに完了させるのか、一般接種が完了するのはいつ頃になるのかのお尋ねであります。

新型コロナウイルス感染症のまん延を防ぎ、県民の皆様にご日常生活を取り戻していただくためには、多くの方々にワクチンを接種してもらい、一日も早く集団免疫を獲得することが重要であると考えております。

そのため、県医師会、看護協会、長崎大学等の協力を得て、6月12日から市町の接種を補完するため、長崎地区と県北地区の2か所に県営の接種センターを設置して、接種の加速化を図っているところでもあります。

また、市町の接種計画の進捗状況を確認しながら、想定より遅れている場合には、必要な助

言を行い、医師や看護師等接種に携わる医療人材の確保に向けた調整を行っております。引き続き、市町における接種体制の維持・拡大を支援しながら、7月末までに希望する高齢者への接種を完了できるよう、市町と力を合わせて取り組んでまいりたいと考えております。

なお、国においては、希望する全ての対象者への接種を10月から11月末までに完了する方針であると承知をいたしております。

現時点における市町の接種計画によりますと、一部の市町で11月末頃になることが見込まれておりますが、計画の前倒しによる早期完了に向けて、職域等での接種や市町の進捗状況の把握に努め、必要な支援に力を注いでまいりたいと考えております。

また、新幹線について、対面乗換えを早期に解消し、全線フル規格を実現するためにどのように取り組んでいくのかのお尋ねであります。

九州新幹線西九州ルートについては、来年秋に武雄温泉駅での対面乗換方式により開業いたしますが、対面乗換えは暫定的なものとして合意したものであり、新大阪まで直通し、全国の新幹線ネットワークにつながることを、西九州ルートの本来的な姿であると考えております。

フル規格による整備の早期実現のためには、佐賀県の理解を得る必要がありますが、佐賀県は、地方負担や在来線などを課題とされているものの、これまでの議論の中では、課題の具体的な内容は明らかになっていないところであります。

そうした中、佐賀県は、「在来線が大事である」との考え方を示されており、新鳥栖―武雄温泉間がフル規格で整備された後の在来線の姿が明らかでなく、利便性が低下するのではないかと懸念されているものと考えております。

こうしたことから、県といたしましては、在来線に対する考え方を明らかにしていただくよう、引き続きJR九州に求めてまいりますとともに、与党での議論や国土交通省と関係者との協議、長崎県が参加する協議の場など、様々な枠組みを活かして、佐賀県の課題認識を踏まえながら議論を積み重ね、全線フル規格による整備の実現に全力を注いでまいりたいと考えております。

次に、島原道路の事業執行体制についてのお尋ねであります。

島原道路については、令和2年度補正予算を含め、県と国の総額で100億円を超える事業規模で整備を進めているところであり、本年度内には、諫早市内の長野栗面工区の完成を目指しているところであります。

大規模な事業を、より円滑に進めてまいりますためには、地域の皆様の理解を得ながら、用地取得や地元との調整を行い、埋蔵文化財調査や工事を計画的に進めていく必要があります。

このため、令和2年度から島原振興局において、用地及び工事を担当する職員を6名増員するとともに、地元島原市から1名、雲仙市から2名の派遣協力を受け、執行体制の強化を図っているところであります。

今後とも、早期完成に向けて計画的かつ重点的な整備に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、愛野小浜間の国道57号の整備についてのお尋ねであります。

国が管理する国道57号の愛野から小浜間については、地域の皆様が交通事故や災害発生時などにおける救急活動等に対して不安を感じておられますことから、これまでも地元関係市とともに検討を進めてきたところであります。

こうした中、昨年度の国、県、地元関係市による検討会での議論の結果、小浜市の富津地区において、落石や交通事故など防災上、あるいは安全上の優先的な対策が必要であることが明らかとなったところであります。

このため、愛野から小浜間の整備においては、まずは富津地区における防災対策が早期に事業化されるよう、政府施策要望に新たに盛り込み、国に対して要望したところであります。引き続き、地元関係市とともに国に強く働きかけてまいりたいと考えております。

そのほかのお尋ねにつきましては、関係部局長からお答えをさせていただきます。

○議長（瀬川光之君） 産業労働部長。

○産業労働部長（廣田義美君） 私からは、2点についてお答えいたします。

まず、成長分野である半導体関連産業の人材確保に対し、どのように取り組んでいるのかのお尋ねでございます。

半導体関連産業の発展のためには、人材確保が極めて重要であり、その担い手となり得る大学生を中心に、様々な機会を捉えて企業の魅力を発信しております。

また、県では、長崎大学と協定を締結し、人材育成について、大学と企業の連携を強化することとしており、工学部内に企業のラボが設置されるなどの動きも出てきております。

一方、サプライチェーンを構成する中小企業からは、中途人材の確保が難しいと伺っており、県外を含む求職者に対する企業面談会の開催のほか、今年度から半導体関連企業等の人材育成を支援することとしております。

今後とも、企業の意見を踏まえ、大学等とも連携した人材の育成・確保に力を注いでまいります。

次に、コロナ禍の影響を受けている県内の飲食店に対し、どのような支援を考えているのかとお尋ねでございます。

コロナ禍が長期化する中、県内の飲食店に大きな影響が生じており、資金需要に対応するため、数次にわたり制度融資の融資枠を拡大したほか、金融機関に対して借換えや据置期間延長など柔軟な対応をお願いいたしております。

また、県民や観光客などが安心して飲食店を利用できるよう、感染防止対策にかかる第三者認証制度を創設したところであります。

併せて、国の需要喚起策であるGoToEatキャンペーンについて、国へ要請し、食事券の利用期間が12月まで延長されました。

今後、県内では約70億円分が販売可能であり、商工団体等と連携して販売強化に努めるなど、引き続き飲食店を支援してまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 総務部長。

○総務部長（大田 圭君） 私から、振興局の再編について、お答えを申し上げます。

島原に残す庁舎の名称をどのように考えているのか、今後、庁舎を取り壊す際に、島原に残す組織が全て廃止されるようなことはないかというお尋ねをいただきました。

現時点での仮称という形にはなりますけれども、集約後の新たな組織の名称といたしましては、「県南振興局」といたしまして、島原地区に配置する組織のうち、土木施設の維持管理事務所など建設部関係の組織をはじめとした一部組織につきましては、現在の島原振興局庁舎に配置をいたしまして、「県南振興局島原庁舎」として、地域の拠点として位置づけて活用していくことを考えております。

また、再編に当たりましては、緊急性や現場

性の特に高い業務につきまして、行政サービスの観点から、必要な機能を地域に残すこととしておりまして、将来的にも、そうした機能につきましては、庁舎を確保のうえ、しっかりと地域に存置をしてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君） 私から、2点お答えさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症にかかる現在の病床確保の状況についてのお尋ねでございます。

県では、感染ピーク時であるフェーズ4では、421床の病床を確保しておりましたが、4月からの「第4波」では、変異株の影響もあり、新規感染者が急増しました。

特に、病床が逼迫した長崎医療圏では、圏域外への広域搬送を行う状況となったため、フェーズ4を超えた場合の「緊急時対応」として、入院病床を67床追加し、最大確保病床を488床に拡大するとともに、コロナ回復後の患者を受入れていただく後方支援医療機関として95施設、336床を確保するなど、医療提供体制を拡充して対応したところでございます。

次に、広域搬送件数と広域入院調整の考え方、宿泊療養者等への対応についてのお尋ねでございます。

今回の「第4波」では、長崎医療圏からは、佐世保県北へ12件、県央へ20件、県南へ15件、合計47件の転院搬送を行いました。搬送先の医療圏の病床利用率が5割以下であるかを目安に、医療機関や保健所と協議を行いながら調整しております。

また、宿泊・自宅療養につきましては、現場で医療対応できるよう、看護師の常駐や緊急時の医師の往診体制を整備したところでござい

す。

今後の「第5波」に向けては、さらなる病床の確保に努めつつ、入院待機者が発生しないよう、病床の効率的、効果的な運用に努めてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（中崎謙司君） 今後、県外からの旅行需要の取組も必要ではないかとお尋ねでございますが、今後、観光需要のさらなる回復を図るためには、県内のみならず県外からの誘客を促進することも必要であると認識しているところであります。

GoToトラベルにつきましては、一日でも早い再開を期待しておりますが、全国の感染状況を踏まえたと、再開までには一定程度の時間を要するのではないかと考えております。

今回のキャンペーンは、国の予算を財源として実施するものでありますが、事業者の皆様からは、この予算を活用した九州圏域からの誘客についてのご要望もいただいているところであり、今後、他県とも連携しながら、国への働きかけについて検討してまいります。

○議長（瀬川光之君） 企画部長。

○企画部長（浦 真樹君） 私から、I Rに関して、2点お答えをいたします。

まず、他地域との競争に勝ち抜くためにどのような対策を考えているのかとお尋ねであります。

我が国におけるI R導入の目的は、国際競争力の高い、魅力ある滞在型観光の実現であります。九州・長崎は、海外との交流により発展してきた独自の歴史があり、豊かな自然や温泉など質の高い数多くの観光資源を有しております。

また、波静かで美しい大村湾に面した候補地

は、成長著しいアジアの大都市に近く、こうした優位性を活かして、この地にI Rという新たな玄関口を設けることによって、これまでになく大きな人の流れを生み出すことができるものと考えております。

さらに、去る4月には、九州並びに本県の経済界と行政、議会が一体となった「九州I R推進協議会」が発足したほか、九州地方知事会等においても、九州・長崎I Rの区域認定を求める決議が行われるなど、「オール九州」による推進体制が構築されているところであります。

このような体制は、他地域にはない、九州・長崎ならではの取組であり、こうした点についても国へ強くアピールすることで、区域認定の獲得につなげてまいりたいと考えております。

次に、他の候補地よりも優れた区域整備計画を作成するために、どのような対策を考えているのかとお尋ねであります。

区域整備計画の認定につきましては、国の基本方針において、国際競争力の高い、魅力ある滞在型観光の実現、経済的・社会的効果、懸念事項への対応、さらには、I R事業を安定的かつ継続的に運営できる能力、体制などの評価基準の項目が定められており、国の審査委員会では、当該項目について評価が行われることとなっております。

これらの項目について高い評価を得るためには、I R事業者の事業計画が優れていることが大変重要になってまいります。

そのため、二次審査に向けて、より優れた提案をいただくことを目的として、各事業者との競争的対話を実施したところであり、これを踏まえ作成された審査書類が全ての事業者から、先日提出をされたところであります。

今後、審査委員会の専門的知見も活用しながら

ら選定手続を進め、本年夏頃には、パートナーとなる事業者を決定し、当該事業者と共に優れた区域整備計画を作成することにより、区域認定の獲得を目指してまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 農林部長。

○農林部長（綾香直芳君） 私の方から、農業振興について、2点お答えさせていただきます。

まず、島原半島の農業産地をさらに発展させていくための取組とその予算確保について、どのように考えているのかとのお尋ねですが、これまで島原半島では、農業者や関係団体と連携して、農地の基盤整備やハウス、集出荷施設等の整備を進めることで、規模拡大や多収化、単価向上、低コスト化等に取り組み、農業産出額も増加してきたところです。

今後は、さらにスマート農業技術の普及拡大や外国人材の活用などに取り組み、さらなる産地の発展を図ってまいります。

また、農業は、人口減少、少子化、地域活性化対策にも寄与する、本県の重要な基幹産業であることから、引き続き農業者の声をお聞きしながら、その振興に必要な国・県の予算についてもしっかりと確保してまいります。

次に、次男、三男の就農対策について、県としてどのように支援していくのかとのお尋ねですが、親元に就農できない農家子弟の独立就農に当たっては、農地や生産施設等を確保する必要があります。

一方で、農業が盛んな島原半島においても、後継者がいない65歳以上の認定農業者は68%を占めており、こうした方々の農地や生産施設等の経営資源を将来いかに有効活用していくかが課題となっております。

このため、こうした経営資源を独立就農を希

望する農家子弟に円滑に引き継いでいけるよう、各生産部会が作成する「担い手育成計画」等を通じて、市町やJA等と一体となってサポートしていきたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 地域振興部長。

○地域振興部長（早稲田智仁君） 私から、有明海の航路対策について、お答えいたします。

有明海の半島航路の役割の認識と今後の航路事業者の事業継続に向けての取組についてのお尋ねであります。

有明海の航路については、主に観光や物資の輸送等に利用されており、観光振興や産業活動に欠かすことのできない航路として、九州地域全体の振興にも貢献しているものと認識しております。

こうした中、コロナ感染症の拡大によりまして、航路事業者の経営に大きな影響が生じていることから、県では、昨年度、運航隻数に応じた奨励金等を交付するとともに、今年度は、感染防止のための設備導入経費や実証運航にかかる経費を支援しているところであります。

県としましては、引き続き航路事業者の経営状況の把握等に努めるとともに、利用促進や安定運航に向けて、今後ともしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 徳永議員—40番。

○40番（徳永達也君） 知事をはじめ部長、答弁ありがとうございます。

そういう中で、時間もありませんけれども、再質問に入らせていただきたいと思います。

まず、ワクチン接種体制についてですけれども、県内で2か所の接種センターを設けておられます。この中で空いた枠をどのように活用するのかと質問するんですけれども、今日の新聞で、昨日国の方から、職場接種または大規模接

種について、ワクチンの配給が心配だということで、この受付を中止するとかというふうなことを聞いておりますが、そのことも含めて、まず大丈夫なのかと、そして、また、空いた枠をどうするかということを質問したいと思っております。

○議長（瀬川光之君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君） 昨日、国の公表になった件につきましては、今、国が提供しているモデルナ社製のワクチン、こちらのワクチンについて、自治体が実施する大規模接種会場については、即日受付を停止する。また、企業等の受付につきましては、25日までということで承知しております。

今現在、それによって各市町の計画への影響の程度について、今、調査を進めているところでございます。

今後は、国に対して、ファイザー社製も含めた接種スケジュールにつきまして、早急に提示していただくよう要求したいと考えております。

また、併せて、今、県で設置しております大規模接種会場の予約枠の件でございます。

予約枠に余裕が生じた場合につきましては、これまで優先接種の考え方にに基づき対応しているところでございます。これまで高齢者施設や障害者施設の従事者のほか、保育所・幼稚園の職員、県警職員等に対して接種を行っておりまして、今後も優先接種の方針に基づき接種を進めてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 徳永議員—40番。

○40番（徳永達也君） 続きまして、振興局の再編について、お尋ねいたします。

私の地元、島原振興局は、昭和46年から設置をされ、地域振興の中心的な役割を担った長い歴史があります。そういう中で再編ということ

で、島原半島の皆様方が大変心配しております。

そこで、やはり再編後においても、島原半島の地域振興の責任者となるポストを振興局本所に設けていただきたいということと、先ほど質問しました、やはり基幹産業である農業の振興対策のためにも、一定の農業の基盤整備機能を島原に配置をして、島原半島地域の振興を推進していきたいということが一点。

また、建設部においては、長崎、そしてまた島原地区においては、主要道路の整備、島原道路の整備をはじめ多くの公共事業を実施しているところでありますので、今後、長崎地区、島原地区における事業の推進を図るためにも、建設部門の体制を考えていく必要があると思えますけれども、このことについて、ご質問いたします。

○議長（瀬川光之君） 総務部長。

○総務部長（大田 圭君） 2点、お尋ねをいただきました。

1点目、体制の関係でございます。島原半島の地域振興の責任者となるポストの関係、あるいは農業基盤整備の関係でございます。

今後、具体的な組織の体制を検討してまいることにしております。その検討の中におきまして、再編の本来の趣旨も念頭に置きながらでございますが、島原半島地域の振興に責任を持って目配りができる体制のほか、農業普及部門の存置に加えまして、農業基盤整備機能を集約しつつ、普及部門と一体となって重点的に基盤整備事業を推進できる体制につきまして、改めて検討してまいりたいと考えております。

もう一点、建設部門の体制をどのように考えているかということにつきましてでございます。

長崎地区、島原地区におきましては、土木施設の維持管理、災害対応を行う維持管理事務所

ですとか、大規模プロジェクトの建設事務所等を配置するほか、集約後の振興局建設部においてもしっかりと現場に伺いながら事業推進や災害対応を行っていきたいと考えております。

また、災害発生時におきましては、これまでと同様、集約後の振興局建設部や本庁を含め、県として必要な応援体制を整えまして、速やかに現地での対応を行ってまいりたいと考えております。

引き続き、種々のご意見をいただいておりますので、そちらをご参考にさせていただきながら、再編後も災害対応をはじめとして事業推進に支障がないよう、体制についてさらに検討を深めてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 徳永議員—40番。

○40番（徳永達也君） 最後ですけれども、今後の再編スケジュールについて、お尋ねいたしたいと思います。

○議長（瀬川光之君） 総務部長。

○総務部長（大田 圭君） 今後、集約後の具体的な組織体制などを整理した再編の実施計画を策定予定でございますけれども、こちらにつきましては、10月頃の策定を目指しまして検討を進めまして、実施計画策定後、庁舎のあり方を示した整備計画を策定のうへ、建設準備を開始しまして、現段階におきましては、令和8年度頃の庁舎完成、移転集約を目指してまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 徳永議員—40番。

○40番（徳永達也君） 再編については、肅々とやっていただいております。そういう中で、私も島原半島の出身で、島原振興局の存在というのは大きいものでありますので、これはしっかりと対応していただきたいと思っております。

次に、島原半島の振興について、農業振興で

すけれども、やはり厳しい財政の中で県単事業を国の事業でやるということを、私は一定理解しておりますけれども、ただ、使い勝手は、生産者からは、県単事業、特に、ながさき農林業・農山村構造改善加速化支援事業というのが非常にいいんだということを聞いております。ただ、国の事業を活用するということも、私も理解をするんですけれども、ただ、一方では、生産者が、やはり県単事業がいいんだと、それはいろいろ理由がありますね。それは、部長はよく理解されていると思います。

そういう中で、国の事業を活用していただければいいんですけれども、県単ができなければ、もういいやということになれば、せっかくやろうとしている人が、規模拡大等についてマイナスになってしまう。そしてまた、次男、三男においてもこういったものが使えなくなれば、先ほど質問したように、やる気のある人が出て行ってしまうという懸念があります。そういうところはどういうふうにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（瀬川光之君） 農林部長。

○農林部長（綾香直芳君） 議員、ただいまご指摘いただいたとおり、県単の農業振興の事業を検討されている農業者の方々から、県単事業の予算の確保など、様々なご意見があることは私も承知をしております。

今後、変化する農業行政に合わせて、その対象や要件など適切な見直しをしっかりと図ってまいりたいと考えております。

併せて、国に対しても同様に要件緩和等の働きかけもしっかりと行ってまいります。

また、予算につきましても、農業者の皆様のニーズにできる限り応え、若い農業者の就農意欲の芽をつまないよう、市町、関係団体のご意

見をお伺いしながら、必要な国及び県の予算確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 徳永議員—40番。

○40番（徳永達也君） 県単予算は、私から見れば、1億円ぐらいしかないということで、これはもう少し増やせないものかと思っております。これは知事も大変苦勞されておりますけれども、やはり農業が、島原半島では人口減少、少子化対策に貢献しております。この前の長崎新聞にも八斗木小学校、川床小学校、そして南串山第二小学校が増えたという記事を見まして、やはりここは、私は人口減少対策というのは、先ほど私は質問しましたけれども、知事も非常に頑張っておられますけれども、なかなかこれが実を結ばないという中で、農業で人口減少対策の一翼を担っているのではないかなと、効果が出ておりますので、そういったところを、知事どう思われますか。

○議長（瀬川光之君） 知事。

○知事（中村法道君） 私もたびたび現地の視察等の機会をいただいておりますけれども、熱心に農業に取り組んでおられる方々が、やはり自立した生活をしっかりと構築をされ、そのことによってご家族が増え、地域のコミュニティも活性化すると、そういう事例を拝見しているところでありまして、そのためには、やはり地域で求められる計画的な基盤整備、こういった事業に積極的に支援体制を構築していくというのが非常に重要な視点であると考えているところでもあります。

大変厳しい財政状況ではありますが、必要な予算額の確保については、引き続き毎年度の予算編成の中で検討をさせていただきたいと考えているところであります。

○議長（瀬川光之君） 徳永議員—40番。

○40番（徳永達也君） ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

次に、IR区域整備の推進について、審査結果の公表の考え方について、お尋ねをいたします。

1次審査結果に関しては、通過した3事業者のグループ名のみが公表されました。今後、2次審査を経て、最終の事業者が決定されるわけですが、事業者選定に当たり、1次審査結果及び2次審査結果の公表のあり方について、県の考え方をお伺いします。

○議長（瀬川光之君） 企画部長。

○企画部長（浦 真樹君） IR事業者の公募選定に当たりましては、国の基本方針において公平性及び公正性に加え、透明性の確保が求められていることから、最終の事業者選定後、1次審査及び2次審査における各事業者の得点を公表することとしております。

なお、審査項目ごとの得点の内訳など、公表する情報の詳細につきましては、公表によって事業者の経営に与える影響なども考慮しながら、透明性の確保が図られるよう、総合的に判断してまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 徳永議員—40番。

○40番（徳永達也君） そこはしっかりとやっていただきたいと思います。

次に、島原半島の振興についてですけれども、港湾の整備促進の観点から、多比良港埋立てについて。

ここは当初、雲仙・普賢岳から発生する土流埋立てということで、旧国見町が埋立てに協力をしたわけですが、当初は、平成7年ぐらいに埋立てが完了するということでありましたが、現在、まだ半分の14ヘクタールしか完成をしてないと、ここは、雲仙市も早期

の埋立てを要望しております。これは、やはり企業誘致にも非常に有利な面もありますので、こういうところをどういうふうに県の方では考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（瀬川光之君） 土木部長。

○土木部長（奥田秀樹君） 多比良港埋立地は、雲仙・普賢岳からの堆積土砂や港湾のしゅんせつ土の処分地として、港湾事業により整備し、29ヘクタールのうち約半分の14ヘクタールの埋立てが完了しています。

一方、雲仙・普賢岳には、依然として大量の火山堆積物や不安定な溶岩ドームが存在しており、今後、懸念される大規模な土砂流出に対応するための受入地を確保しておくことが重要です。

このため、埋立ての進捗管理に当たっては、今後の土砂流出量や確保すべき容量などについて、「溶岩ドーム崩壊危険度判定分科会」において、専門家の意見を聞く必要があります。

そのうえで、多比良港埋立てのあり方については、代替施設の候補地なども含め、島原半島3市の意見を聞きながら検討したいと考えています。

また、岸壁整備については、現在の施設に大型船が接岸できるよう水深を確保するとともに延長するもので、今年度、全長160メートルのうち80メートルの地盤改良を完了する予定であり、早期完成に向け、順次整備を進めてまいります。

○議長（瀬川光之君） 徳永議員—40番。

○40番（徳永達也君） 最後に一言、知事、新幹線の件ですけれども、なかなか佐賀県が、佐賀県の山口佐賀県知事のおとといの与党PTの山本委員長との対談が、ちょっとがっかりした部分もありますけれども、今後、こういった向

きあい方をされるのか、最後をお願いいたします。

○議長（瀬川光之君） 知事。

○知事（中村法道君） 昨日、山本委員長にお越しいただき、情報交換をさせていただきましたけれども、やはり佐賀県におかれては、フル規格を求めているというお立場のもと、厳しい姿勢を示されたものと考えておりますが、今後とも、佐賀県との面談の機会等を改めて要請し、課題認識を踏まえながら議論を進めていかなければならないと考えているところであります。

○議長（瀬川光之君） これより、しばらく休憩いたします。

会議は、11時15分から再開いたします。

— 午前11時 2分 休憩 —

— 午前11時15分 再開 —

○議長（瀬川光之君） 会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

山本啓介議員—25番。

○25番（山本啓介君）（拍手）【登壇】 自由民主党、山本啓介でございます。

質問に入ります前に、新型コロナウイルス感染症に罹患された方々の早期の回復を心からお祈り申し上げます。

不幸にもお亡くなりになられた方々に心からお悔やみを申し上げます。

また、2年間にわたって、前線で自身の危険も顧みず、現場に当たっていただいている関係者の方々に心からの感謝と敬意を申し上げたいと思います。

それでは、お支えいただいた方々に心からの感謝の気持ちを持って、今回も全力で質問をさせていただきますので、ご答弁の方、よろしくお願いいたします。

1、新型コロナウイルス感染症対策について。

令和元年12月から、中国で原因不明の肺炎として発生した新型コロナウイルスについて、令和2年1月7日、加藤厚生労働省大臣の記者会見での情報は、「中国の湖北省武漢市の発表により、同市内において、原因不明の肺炎患者が発生し、令和2年1月5日時点で7人の重症者を含む59人の患者が確認されている」と伝えられています。

当時、この肺炎は、人から人への感染は確認されていないとされ、海鮮市場と関連した症例が多いことから、動物の関連も疑われていました。この時点では、具体的な原因の特定には至っておらず、「原因について調査中」となっており、「インフルエンザなどとの関係については、そうではない」ということが当初の情報でありました。

その後、この新型コロナウイルスは、瞬く間に世界中に広がりましたが、徐々に当初の情報不足が補われ、世界中が新たな生活スタイルを受け入れ、変化をしていきました。日本においては、令和2年2月から拡大がはじまり、約4回の感染拡大の大きなうねりを経験しました。

2年目の対応を伺います。

これまでの新型コロナウイルス感染症との闘いは、感染拡大防止と経済対策の両立にもがいてきた1年であり、政府は、その基礎である安心・安全な暮らしを国民に保障すべく、様々な対策を進めてきたところであります。

また、それらの取組の中、我が国の日常における衛生レベルや医療レベル、国民の意識の高さなどが繰り返し注目され、私も再認識をしたところであります。

本県の対応を顧みると、国と同様、この1年、感染拡大防止策は、経済活動の制限につながる

ことが多く、その損失補償と支援がセットで可能な限り行われてきました。

観光県長崎の要である飲食業や宿泊業などが疲弊し、大きな打撃を受けております。同時に、不要不急と自粛を求められてきた人々の心の平安につながる余暇の活動や、日々の楽しみである娯楽性の高い施設の利用が健全な身心を保つことに、こんなにも重要であったかと感じるほどに、その都度訪れる感染拡大の波と波のはざまにも、県民の不安や不満は高まる傾向にあります。

これらの事柄に加えて、私たちの暮らしの何げない幸せを支えてきたものは、家や仕事場における日常の活動で直接触れるものだけではなく、エッセンシャルワーカーなどの多くの方々のひたむきな取組によるところが大きかったと、いま一度、強く認識しているところです。

2年目を迎えた今、感染拡大対策と経済対策を無理なく両立させるためには、制限する側、される側という関係性を打開し、官民、そして県民が、ともに同じ方向からコロナウイルスと向きあい、エッセンシャルワーカーや医療従事者の方々への感謝と敬意の思いで一つとなって乗り越えていく体制づくりこそがポイントであると確信をしています。

共にコロナを乗り越える一つのチームとしてスクラムをつくり、前向きに様々な変化を起こしていく必要があります。官民の別なく、それぞれが自らの意識を変え、新しい時代の歩き方を共有していくことが求められているのではないのでしょうか。

このような考え方にに基づき、本日は、知事に対して、この困難を乗り越える意気込み、そして、乗り越えた先にある我々長崎県の未来像について、質問をしてみたいと思います。

新型コロナウイルス感染症については、2年目の対応を迫られているところですが、県では、新型コロナウイルス感染症対策について、これまで何を重点的に意識し、今後は、どのような対策に取り組んでいくのか、知事の見解をお尋ねします。

本年度は、「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」のスタートの年ですが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、計画に掲げている目標に対する取組の変更を考え、厳しい現状を一つひとつ分析しながら、総合計画の見直しを図る必要があるのではないかと考えるところです。

そこで、長崎県総合計画のロードマップに変更があるのか。また、変更するとするならば、その時期はいつなのか、併せてお尋ねします。

また、前述のとおり、コロナ禍において、観光県長崎の要である飲食業や宿泊業などは疲弊しています。特定の感染拡大地域に対し、行動を制限するような強いメッセージを発信することで、そのほかの地域も危機感、不安感があおられ、必要以上に人々の行動に制限がかかるような状況にあります。

知事会見においては、様々な疫学的エビデンスを示して、県民、事業者に対して制限をかける要請を発信しておられますが、感染が一定落ち着きつつある局面においては、各地域の感染状況に応じたメッセージや、県民の安心、経済の活性化につながるような施策やメッセージも知事から積極的に発信するべきであると考えますが、知事の見解をお尋ねします。

先般、県では、飲食店、宿泊事業者等への第三者認証制度が創設されたところです。受け入れる側は、既に必要な措置の下、受入体制を整えています。

一方で、利用者側はどうか。利用者側も自主的に感染対策に取り組んでいただく必要があるのではないのでしょうか。利用者側の自主的な取組の方法の一つとしては、例えば、観光地において、抗原検査キットによる検査を自由にできる環境があって、陰性が確認ができれば、受入側、利用者側、共に安全・安心な旅行を楽しむことができるのではないかと考えます。

抗原検査キットの活用方法や、そのほかにも利用者の意識醸成を図る方法は考えられないのか、県の見解をお尋ねします。

私は、何よりもワクチン接種を終えることが新型コロナウイルス感染症に対する明確な切り札だと考えます。

本県でも、ワクチン接種がはじまっておりますが、国が示す本年11月末というワクチン接種完了の目標に対して、本県における接種体制、ワクチン確保の状況について、お尋ねをいたします。

2、長崎県の近未来像について。

半導体産業の強化に向けた取組について、お尋ねします。

本県においては、基幹産業である造船業の厳しい状況が続く中、知事は、既存のものづくり産業のサプライチェーンを活かし、新たな長崎県の製造業の担い手、造船業と比肩する新たな産業の集積を図りたいとの目標を表明され、海洋エネルギー、AI・IoT・ロボット、航空機関連の3つの成長分野について、ロードマップを作成し、取り組んでおられます。

こうした中、世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、社会基盤やライフスタイルなど、様々な変革が起きており、テレワークや5G、DXによる電子機器、通信関連の需要拡大、さらには、脱炭素社会を目指した次

世代電気自動車の開発など、グリーン産業化の動きも相まって、あらゆる産業のデジタル化が急速に進んでおり、それを支える半導体は、世界的に需要が飛躍的に高まり、巨額の設備投資による工場新設などの動きが見られるなど、今後も、さらなる成長が予測されております。

また、米・中による半導体を巡る駆け引きにより、半導体の確保が国家の経済安全保障に直結することが明らかとなり、そのため、我が国においても、「半導体・デジタル産業戦略」を策定し、研究開発や製造、インフラ整備などを国家事業として進めようとしています。

一方、県内に目を転じれば、ソニーやサムコなど、世界有数の半導体生産工場が立地し、規模拡大の動きがあるなど、半導体産業は、既に本県の基幹産業として存在感あるものとなっているのは、承知しておりますが、さらなる半導体産業の集積を図っていくような具体的な戦略などは考えておられるのでしょうか。

また、成長産業の育成については、以前からロードマップをもって適切に管理しながら、目標達成を目指すべきと申し上げてきましたが、成長3分野のロードマップを作成されてから3年が経過し、置かれている状況もそれぞれ変わってきているのではないかと思います。

これからが長崎県が目指すところ、そして、県内の若い方々が感じることでできる近未来像を示していくことで、多くの人材や企業が集まり、民間投資、経済の活性化を呼び起こすものだと思いますので、この際、半導体産業のロードマップ作成と併せて、成長3分野のロードマップについても見直しを行う考えはないか、知事にお尋ねをいたします。

小中学校に続き、県立高校においても、7月末までに一人一台パソコンが整備されるなど、

学校現場において、ICTの活用が大きく進んでいます。

教育現場における情報通信機器の利活用は、従前より進められてきましたが、新型コロナウイルスによる社会の変化の影響で、ますますその有効性を感じる機会が増えてきました。例えば、求められる物理的な距離は保ちつつ、ビデオ通話やSNSなどの積極的な活用により、心理的な距離は縮めることができています。

また、非接触型アプリによる決済サービスの利用の必要性が高まるなど、社会は情報技術を自然に受け入れ、日々の暮らしの中でICT機器の活用が加速しているところです。

このような社会の変化が教育現場にどのような影響を与え、新しい時代を生きる子どもたちには、どのような力が求められているか、教育委員会教育長のお考えをお伺いします。

県庁舎跡地の活用につきましては、今般、県より、基本構想の骨子案が示されたところであります。

私は、この県庁舎跡地は、様々な歴史を持ち、まちなかの中心に位置する長崎を象徴する場所であることから、将来の長崎県の発展に資するような利活用を図っていただくことはもとより、その前提として、この地がどういう場所であったのかなど、県庁舎跡地の歴史を十分に踏まえたうえで活用策を検討していただきたいということをおねをかねてより申し上げてきたところであります。

そこで、今回の基本構想の骨子案における利活用策について、県としての考えをお尋ねします。

これまでも知事と近未来像を語る中で、まちの変化、産業の変化など、ハード面の変化の話はたくさんし、思いを共有することができまし

た。その一方、コロナ禍を経験する中で、社会にあふれる人々のひたむきな取組に人の心の強さを感じ、それらの方々に感謝し、敬意を表することで、日々の暮らしの何げない幸せを改めて痛感したところです。

そこで、ハード面の充実だけでなく、今後のソフト面での取組を深化させることが必要であると考えております。

特に、ソフト面での取組を充実させ、地域の様々な課題の解決を図るためには、施策の対象となる関係者などの実情を把握することが重要であります。各種組織・団体と平時から密に意思疎通を図り、地域の実情を知り、必要な施策を構築していくことが求められていると思いますが、総合的な取組が必要になる統括監の見解をお尋ねします。

3、九州新幹線西九州ルート of 整備促進について。

九州新幹線西九州ルート of 整備の在り方については、去る5月31日に、国土交通省と佐賀県の幅広い協議が行われ、佐賀県からの求めにより、フル規格で整備する場合のルートについて、佐賀駅を通るアセスルートだけでなく、佐賀空港を通る南側のルートや山側を通る北側ルートについても、国土交通省が比較検討するなど、引き続き、協議がなされることとされています。

また、与党プロジェクトチーム（九州新幹線西九州ルート検討委員会）においては、フル規格で整備する場合の諸課題について、在来線は、鉄軌道路線としてJR九州が運行を維持することが不可欠であり、また、地方負担については、貸付料の算定期間を現行の30年から延長することなどにより、佐賀県の財源負担の軽減を図ることが必要であるなど、検討の方向性が示され、議論の前進に向けた動きが見られています。

一方で、佐賀県は、「しっかり時間をかけて議論する」との姿勢を示しており、今後の協議がどのように進展するのか、心配をしています。

令和5年度着工を目指す北陸新幹線の敦賀―新大阪間と一体的に財源議論を行うためには、早急に議論を前進させることが重要であり、国がフリーゲージトレイン導入断念の責任を認識し、積極的に進めようとしている今のタイミングを逃してはならないと思いますが、知事の考えについて、お尋ねをいたします。

4、特定複合施設（IR）区域整備の推進について。

本県が誘致を目指すIRに関して、上限3か所とされている区域認定の獲得ができるのか、私を含め、多くの県民の皆さんが期待と不安を抱えて、1月から開始された県の事業者選定手続を見守っております。

私は、昨年11月定例会において、長崎IRの最大の強みは、「オール九州」による一体的な取組であって、これは他地域にはない九州・長崎IRならではの取組であり、政府へ強くアピールできるポイントだと、九州というスクラムがしっかりと組めているのか、お尋ねをいたしました。

知事から、九州経済連合会の麻生会長を代表とする「九州IR推進協議会」を発足させ、地元調達促進につながるようなビジネスセミナーなどの開催や、ビジネスマッチングの検討を行うオール九州の取組について、ご答弁をいただいたところです。

本年4月に、「九州IR推進協議会」が発足し、麻生会長から、「九州へのIR誘致を実現することで、我々自らの手で九州を元気にし、そして、次の世代へつないでいく」という非常に力強い共同宣言が行われたところです。

この「九州IR推進協議会」の取組として、地元調達促進に向けたビジネスマッチングや広域周遊観光の実現に向けた議論が進んでいくものと期待しています。

コロナ禍で地域経済が疲弊する中、IR誘致による具体的な需要や、そのタイミングがわかれば、設備投資や事業拡大、あるいは業種転換を検討する企業も出てくるのではないかと思います。

農林水産業の一次産業から二次産業、三次産業まで、幅広い産業がIRの開業を見据えて具体的な準備も進むのではないかと考える次第です。

そこで、IR誘致が実現することで、県内のどのような企業や業種がIRとの関わりが出てくるのか、また、それがわかるのはいつ頃なのか、お尋ねをいたします。

さらに、県内の民間事業者が、IRがもたらす多種多様な取引に参入するためには、どのような準備を行っておく必要があるのか、お尋ねをいたします。

5、災害に強い県土づくりについて。

約一年前、令和2年7月豪雨により、甚大な洪水被害が発生した球磨川流域では、支流である川辺川へのダム建設を柱とし、遊水地や河道掘削などを組み合わせた対策案が示され、自治体などで構成する「球磨川流域治水協議会」で了承されたとの報道がされており、ダムを含んだ治水対策が着実に進められております。

近年、異常気象により、全国各地で豪雨災害が頻発している状況の中、川棚川流域における洪水対策としての石木ダム建設事業の必要性は、ますます高まっており、地域住民の方々の安全と安心を守るため、早急にダムを完成させるべきであると考えております。

また、県北地域の中核都市である佐世保市は、現在の慢性的な水源不足を解消することで企業誘致による人口減少対策や隣接する佐賀県との交流人口の増加による地域の活性化など、県北全体の浮揚につながる可能性を秘めていると考えており、利水の面から、石木ダムは必要不可欠であります。

知事は、これまでも、「事業を進めるためには、反対住民の方々の理解を得る必要がある」と発言をされており、現在も話し合いの実現を目指して取り組まれていると伺っておりますが、反対住民の方々は話し合いの条件として、工事の中断を強く求められております。

知事の任期は、来年2月で一つの区切りを迎えることとなりますが、話し合いの実現に向けた現在の状況と残る任期の中でどのように取り組まれていくのか、お考えをお尋ねします。

さて、様々な予防策などを行いながら、一たび災害が起こってしまうと、その影響は生活を直撃し、個々での生活再建には限界がある場合があると考えます。

被災された方々に対し、国の制度である被災者生活再建支援制度について、被災状況によっては、支援を受けられない市町があり、その支援の在り方について、昨年、外間議員が県の考え方を尋ねました。国の制度の適用とならない災害について、本県独自の支援制度の必要性を含め、県として検討されるとのことでありましたので、その結果をご説明ください。

6、離島の医療体制、人材確保等について。

コロナのような有事の際には、離島で、場所、人など、資源確保の問題が生じます。特に、医療の分野は、平時のうちに地域内外の人材を有事の際に活用する仕組みが必要だと感じていますが、県の見解をお尋ねします。

以上で、壇上からの質問を終了し、必要に応じて再質問をさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（瀬川光之君） 知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕 山本啓介議員のご質問にお答えいたします。

これまでのコロナ感染症対策についての考え方と今後の対応についてのお尋ねであります。

県といたしましては、新型コロナウイルス感染症から、県民の皆様の命と健康を守ることを最重要課題として、検査体制の充実・強化や医療提供体制の整備、生活に困窮されている方々への支援など、「感染予防・拡大防止と県民生活の安全・安心確保対策」に全力を挙げて取り組んできたところであります。

そのうえで、厳しい状況が続いている経済・雇用情勢等を踏まえて、県内の社会経済活動の回復・拡大を図るため、観光の振興や県産品の消費拡大、地域交通をはじめ、各分野における事業者支援など、緊急的な経済対策を講じているところであります。

さらに、コロナ感染症の収束後、経済構造の転換と地域の好循環を図ってまいりますため、県内企業のDX促進など、Society5.0の実現に向けた施策も積極的に推進することとしているところであります。

このように、本県では地方創生臨時交付金等の財源を最大限に活用しながら、これまでに1,900億円を超える感染症対策予算を編成するとともに、こうした対策の効果ができるだけ早く実現できるよう、速やかな事業執行に力を注いできたところであります。

今後においても、感染状況の変化や各分野に生じている影響等を見極めながら、市町や関係機関等と緊密に連携のうえ、円滑なワクチン接

種に対する支援・調整など、感染症の予防・拡大防止対策に全力を注いでまいりますとともに、地域経済の活性化や雇用の確保、ポストコロナを見据えた環境整備等の施策を積極的に講じてまいりたいと考えているところであります。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響がある中、総合計画のロードマップの変更等について、どう考えているのかとのお尋ねであります。

今年度からスタートした総合計画では、Society5.0の実現や2040年問題への対応等に加え、新型コロナウイルス感染症対策として医療体制の整備や感染症防止対策、新しい生活様式への対応に対する支援、さらには、感染症の影響を踏まえた産業、地域の活性化対策等について盛り込んでいるところであります。

そのため、まずは総合計画に掲げるこれらの施策について、これまで以上に市町や民間、大学等との連携を強化しながら、スピード感をもって実行することで計画の実現を目指してまいりたいと考えております。

そのうえで、毎年度、総合計画の進捗状況を検証しつつ、本県における感染症の状況や社会経済情勢を見極めながら、必要に応じて目標値を含めた計画内容の見直しについて検討を行うなど、柔軟に対応してまいりたいと考えております。

次に、各地域の感染状況に応じたメッセージ、県民の安心、経済の活性化につながるような施策やメッセージを発信すべきではないかとお尋ねであります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を早期に抑え込むためには、疫学調査の内容を詳細に分析し、いち早く感染拡大の兆候をつかむとともに、感染状況に即応した効果的な対策を講じることが重要であります。

「第4波」においては、「第3波」までと大きく異なり、感染力の強い変異株が主流となったことから、これまでにない強い危機感を持って対応してきたところであり、早い段階から県下全域に対して、感染リスクの高い行動をお控えていただくよう、呼びかけるとともに、感染が拡大している地域に対しては、こうした取組に加えて、外出自粛や飲食店等への営業時間短縮などの、さらに厳しい要請を行ってきたところでもあります。

特に、飲食の場合は、感染リスクが非常に高いことから、感染が下降局面に入っても、なお最大限の危機意識を持って対応してまいりました。

長期にわたるこうした対策の効果により、県内の感染状況は徐々に落ち着きを取り戻してきたことから、今後は、変異株の感染力の強さを念頭に、感染の再拡大防止に最大限の注意を払いながら、県内経済の回復に向けた取組を進めていく必要があるものと考えております。

このため、先般の会見におきましては、県民の皆様限定する形での宿泊割引キャンペーンの再開を打ち出すとともに、県民の皆様が安心して飲食や宿泊等の経済活動を行っていただけるよう、第三者認証制度の推進やワクチン接種の加速化などのメッセージを発信させていただいたところでもあります。

今後とも、会見等において、必要な施策やメッセージの積極的な発信に努め、感染防止対策に取り組んでまいりますとともに、感染状況を見極めながら、県内経済の回復・拡大に向けて力を注いでまいりたいと考えております。

次に、半導体産業の集積を図るための戦略、ロードマップの作成、また併せて、成長3分野のロードマップの見直しについてのお尋ねであります。

国際社会において、デジタル化を支える半導体は、国家の経済安全保障に影響を及ぼす戦略物資と位置づけられ、世界各国がサプライチェーンの強化を進める中で、我が国においても、半導体サプライチェーンの強靱化に向け、「半導体・デジタル産業戦略」が示されたところでもあります。

このような中、県では、県内の半導体産業に対して、これまでも工場増設等への積極的な支援を行ってきたところであり、今後とも、国の動向や市場の潮流を捉えながら、さらなる規模拡大や集積に結びつけてまいりたいと考えております。

具体的には、規模拡大に向けた立地環境の整備や人材確保に対し、引き続き支援するとともに、県内企業の高い金属加工技術が活かせる製造装置関連についても、現在、世界的に半導体生産工場への投資が活発化していることから、関連企業の誘致・育成に力を注いでまいります。

また、成長3分野のロードマップについては、コロナ禍など環境が変化する中で改訂する必要がありますので、年度内をめどに、半導体も含めたロードマップを策定してまいりたいと考えているところであります。

次に、新幹線について、国がフリーゲージトレイン導入断念の責任を認識している今のタイミングを逃してはならないのではないかとのお尋ねであります。

九州新幹線西九州ルート整備については、平成31年1月に、佐賀県の山口知事との間で、「現在の事態は、フリーゲージトレインの導入断念が原因であり、責任ある立場として、国においてしっかり協議を進め、具体的な整備の方向性を示していただく必要がある」ということで意見が一致したことを踏まえ、これまで政

府・与党に対して、地方負担や在来線等の課題の解決に向けた方策を示していただくよう、求めてきたところであります。

今般、与党PT西九州ルート検討委員会で、課題解決に向けた検討の方向性が示され、議論が重ねられたことは、大変心強いところであり、昨日、同検討委員会の山本委員長とお会いした際にも、改めてお礼を申し上げますとともに、今後の議論の進展について、一層のお力添えをお願いしたところであります。

一方で、整備新幹線の未着工区間は、令和5年度の着工を目指す北陸新幹線の敦賀―新大阪間と西九州ルートの新鳥栖―武雄温泉間のみであり、今後、財源議論に乗り遅れ、工期約15年と言われる北陸新幹線の完成まで財源が確保できないということになれば、西九州ルートの全線開業が10年単位で大幅に遅れ、対面乗り換えが長期化するおそれが生じてまいります。

このため、一刻も早く議論を前進させる必要があると考えているところであり、県としては、国土交通省と情報共有を図りながら、関係者との協議を行うなど、フル規格による整備の早期実現に向けて、引き続き、全力を注いでまいりたいと考えております。

次に、石木ダムについてのお尋ねであります。

反対住民の方々との話し合いについては、昨年11月の新聞報道において、反対住民の方々は、事業の白紙撤回は、話し合いの条件ではないとのことでありましたことから、話し合いの機会が持てるよう、模索を続けてまいりました。

一方、石木ダム建設は、住民の安全・安心に直結する重要な事業であり、限られた時間の中で着実に工事を進めていく必要があることから、話し合いだけが長引き、工事の進捗が図られないことは避けるべきであると考えております。

これらを踏まえながら、反対住民の方々が求められている工事の中断については、これまでもダム本体工事の着工時期を見合わせるなど、話し合いの実現に向けた環境づくりに配慮するとともに、具体的な条件などをお聞きし、検討したいと考え、事前協議を提案しておりますが、現時点で応じていただけていないところであります。

私としては、静かな環境の下、話し合いの機会をいただきたいと考えているところであり、引き続き、協議に応じていただくことができるようお願いをし、話し合いの実現に向けて関係者のご理解をいただけるよう努力してまいりたいと考えております。

そのほかのお尋ねにつきましては、関係部局長からお答えをさせていただきます。

○議長（瀬川光之君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君） 私から、4点お答えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策につきまして、自主的な感染対策として、抗原簡易キットの活用についてのお尋ねでございます。

現在、国が認めている抗原検査キットは、医師等の管理下で使用するものであり、自己採取が可能な唾液での検査はできないことから、本県では、高齢者施設等の従事者を対象に配布しておりますが、一般の方が自主的な感染対策として活用することには難しいと考えております。

なお、県では、来月中には、これまでのPCR検査と同程度の精度で唾液で検査ができ、より安価に検査が可能となる抗原定量検査機器を民間検査機関へ導入することとしており、一般の方が自費で検査を受けやすい環境の整備に努めていきたいと考えております。

次に、国が示すワクチンの接種完了の目標に

対する本県の接種体制とワクチンの確保状況についてのご質問でございます。

ワクチンを接種する医療従事者の確保につきましては、県医師会、県看護協会、県歯科医師会、県薬剤師会の協力を得て、接種に協力いただける専門職のリストを作成し、市町の要請に応じて県が派遣の調整を行う仕組みを構築しているところでございます。

また、ワクチンの確保につきましては、65歳未満の方々への供給が、7月分については判明しておりますが、それ以降の具体的なスケジュールが示されていないことから、全国知事会を通じまして、早急に全体スケジュールをお示しいただくよう、国に要望しているところでございます。

次に、防災関係につきまして、国の支援制度の対象とならない災害について、本県独自の支援制度の必要性の検討結果のお尋ねでございます。

大規模な自然災害により、住宅が全壊するなどの被害を受けた世帯に対しては、「被災者生活再建支援法」に基づき、都道府県が拠出した基金による支援金の給付制度がございます。

当該制度の適用に当たりましては、市町単位で被災世帯が一定数以上とするなどの条件があり、同一の災害であっても、市町によって制度が適用されない場合があるといった課題がありました。

こうした世帯に対しても支援金が給付されるよう、県内市町と協議した結果、県と市町の負担におきまして、県独自の支援制度を設けることといたしました。支援制度が効果的に運用されるよう、引き続き、市町と連携し、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

最後に、医療分野におきまして、有事に備え

た入院患者の受入先や地域内人材を活用する仕組みづくりについてのお尋ねでございます。

有事に備えた医療人材の育成につきましては、未就業の看護師に呼びかけ、再就業のための研修等を県看護協会において実施するとともに、医療支援チーム「長崎CovMAT」として、看護師97名を登録し、クラスター発生時に必要な支援体制を構築しております。

また、宿泊療養者や自宅療養者が増えた場合には、市町の保健師にも応援いただくなど、地元市町と連携しながら、体制の強化を図っております。

引き続き、医療関係団体や市町とも連携しながら、医療提供体制の確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（中崎謙司君） 宿泊施設等利用者の感染対策に係る意識醸成を図る方法についてのお尋ねでございます。

県は、これまで業界のガイドラインの遵守や、「新しい旅のエチケット」の励行など、受入側及び利用者側の双方に感染防止に向けた注意喚起を行ってきたところであります。

受入側につきましては、今回の宿泊施設及び飲食店の第三者認証制度の創設等により、対策の強化を図ることとしておりますが、今後は、利用者側にも、これまで以上に感染対策の徹底を意識していただくことが重要であると考えております。

このため、新聞やテレビスポット、「ながさき旅ネット」や県の広報媒体などを幅広く活用して、感染防止行動を具体的に示すなどして利用者側の意識醸成を図ってまいります。

○議長（瀬川光之君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（平田修三君） 社会の変化

が教育現場に与えた影響や、新しい時代を生きる子どもたちに求められる力をどのように考えるかとのお尋ねでございます。

情報化の進展に加え、新型コロナウイルス感染の拡大によりまして、社会が加速度的に変化する中、教育におけるICT活用の重要性が高まっております。

ICTの活用により可能となります、これまでのような時間や空間の制約を超えた児童生徒の個に応じた質の高い学びや他者との協働的な学びを通して、新たな時代に必要な資質、能力の育成が求められております。

これからのAIなどの先端技術が高度化する社会においては、必要な情報をタイムリーに収集して活用する能力や、考えを表現し、伝え、議論する能力を基盤として、さらには、答えのない課題に主体的に取り組み、解決に向かう力や新しい価値を創造する力などが、より重要となってくるのではないかとこのように考えております。

○議長（瀬川光之君） 地域振興部長。

○地域振興部長（早稲田智仁君） 私から、県庁舎跡地の活用について、お答えいたします。

「県庁舎跡地整備基本構想」の骨子案の考え方についてのお尋ねであります。今般、取りまとめた骨子案では、県庁舎跡地の具体的機能として、憩いや賑わいの場としての広場や、歴史や本県の魅力を伝える情報発信機能のほか、隣接する県警本部跡地を含め、産学官の連携など、多様な分野の幅広い交流を促進する交流支援機能等を配置することとしております。

また、広場などを先行供用しながら、利用状況等に応じ、可変性を持った段階的な整備を推進してまいりたいと考えております。

検討に当たりましては、様々な歴史を有し、

海外等との交流を通して異文化を融合させ、新たな価値を創造・発信し、我が国の近代化の先導的な役割を果たしてきたこの地の歴史を受け継いで、今後の本県の発展に資するような活用策となるよう、議論を深めてまいります。

県としましては、引き続き、県議会をはじめ、関係の皆様のご意見をお聞きしながら検討を重ね、今年度中に基本構想を取りまとめてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 統括監。

○統括監（柿本敏晶君） 様々な分野の関係者と日頃からの関係構築が求められるのではないかとこのお尋ねでございます。

コロナ禍の影響もあり、社会経済を取り巻く課題が一層複雑・多様化しており、今まで以上に現場や地域に目を向け、実情を把握し、総合的、横断的視点から対策を講じる必要が高まっております。

こうした中、統括監として、人口減少対策や産業振興対策等の分野を超えた新たな課題に対する施策構築や、施策間連携による相乗効果の発揮などに役割を果たしていく必要があると考えております。

そのため、各部局と関係団体等の連携に加えて、横断的課題へ迅速・適切な対応を図ることができるよう、私や補佐官などが関係団体や事業者等の皆様から直接話を伺い、幅広い視点で問題を受け止め、課題を整理・抽出しながら、関係部局へフィードバックし、施策形成につなげることも必要と考え、4月以降、関係団体等の皆様と積極的に意見交換を行っております。

今後とも、関係団体や事業者の皆様が抱える課題や必要な施策等について、継続的に意思疎通を図り、関係性の構築に努め、総合的な施策の提案や構築につなげるとともに、民間におい

でも一体となって取り組んでいただけるように働きかけを行ってまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 企画部長。

○企画部長（浦 真樹君） 私から、I Rに関して、2点お答えをいたします。

まず、県内のどのような企業や業種がI Rとの関わりが出てくるのか、また、それがわかるのはいつ頃かというお尋ねでございます。

I Rは、建設時の工事発注や運営時の各種調達、さらには、広域周遊による観光消費など、関連する業種が多岐にわたる裾野が広い産業であり、海外の事例で見ますと、施設内で提供される食材や飲食物、施設を美しく保つための清掃、園芸サービス、リネン類のクリーニング、さらに、安全・安心を支える保安・警備など、多種多様な物品やサービスが地元企業に発注されているところであります。

九州・長崎I Rにおいて必要となる物品やサービスの種類、数量等につきましては、I R開業までに、I R事業者において、段階的に検討が進められていきますが、当該事業者とともに区域整備計画を作成する中で、一定の方向性が見えてくるものと考えております。

県といたしましては、生産者や県内企業の皆様に対し、それらの情報をできるだけ早いタイミングで提供してまいりたいと考えており、I Rがもたらす高い経済効果をしっかりと享受していただくための事前準備につなげてまいりたいと考えております。

次に、県内事業者がI Rにおける各種取引に参入するために、どのような準備が必要かとお尋ねでございます。

I Rに関連する取引への参入に向けては、県内企業の皆様が、取引の実態や仕組みに対する理解を深め、参入意欲を高めていただくことが

重要であると考えております。

このため、「九州・長崎I R推進協議会」では、地元調達促進に向けたビジネスセミナー等を順次開催することとしており、去る6月4日には、国内外の専門家を講師に迎え、第一弾となるオンラインセミナーも開催したところでございます。

また、同協議会では、民間主導による効果的なビジネスマッチングにつなげるため、経済団体や金融機関とも連携を図りながら、中小企業による共同受注や特徴ある地域製品の取引促進など、多様な発注につながる仕組みについても、協議、検討を進めているところであります。

さらに、一部の民間団体におきましては、海外のI R施設や大型M I C E施設、ホテルにおける様々な物品等の調達事例を基に勉強会を開催されるなど、I Rビジネス参入を見据えた主体的な動きも見られるようになってきております。

県といたしましては、県内の生産者や企業の皆様が、こうした活動へ積極的に参加することにより、I Rビジネスへの参入意欲を高め、大きなビジネスチャンスをつかんでいただけるよう、関係団体とも連携しながら、県内企業の皆様へ強く働きかけを行ってまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 山本啓介議員—25番。

○25番（山本啓介君） ありがとうございます。

それでは、少し再質問をさせていただきたいと思います。

まず、ワクチンの接種について、ご答弁をいただきました。ワクチン接種について、今後は7月末で高齢者への接種が完了し、一般接種に移行していく中で、社会生活基盤を支える職種

についての部分をお尋ねしたいんですが、その前に前提となる、先ほどの徳永議員とのやりとりの中で、65歳以上の方々の終了のタイミング、さらには、64歳以下の方々の県内における詳細なスケジュール、そういったものについてもう一度押さえたいと思いますので、答弁を求めたいと思います。

○議長（瀬川光之君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君） 希望する65歳以上の方につきましては、7月末をめどに、また、65歳未満の希望する方の終了のめどは、国の方針では、11月末をめどにという方針となっております。

○議長（瀬川光之君） 山本啓介議員—25番。

○25番（山本啓介君） その中で、不特定多数の方々と接する機会のある職種や社会生活基盤を支える職種については、優先的に接種を進めるべきだと考えます。

現在、県で設置しているワクチン接種センターの開設期間は、先日、延長いたしました8月6日までとのことでありますけれども、さらに、これを延長して優先接種を実施する考えはないのか、お尋ねをいたします。

○議長（瀬川光之君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君） ワクチン接種センターにつきましては、高齢者への接種を加速化する目的でモデルナ社製のワクチンを使用して実施しております。

原則として、高齢者の接種が終了する目標である7月末までとしていたところですが、予備日を活用して8月6日まで延長といたしたところでございます。

8月からは、65歳未満の方を対象としたワクチン接種も本格的に開始されることから、市町におきましても、接種会場の増加、また、職域

等の接種も拡充するものと考えております。

一方、市町で使用しているファイザー社製ワクチンの供給量が、これまでよりも減少していることから、できるだけモデルナ社製のワクチンも活用した接種会場も必要と考えております。

県といたしましては、これらの状況も踏まえながら、市町の接種体制を補完し、特に、高齢者施設等の優先接種を加速化していくことが必要であると考えておりまして、県接種センターの今後の活用方法について検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 山本啓介議員—25番。

○25番（山本啓介君） まさに、各市町がようやく加速しはじめた。すなわち、今後、さらなるアイデアによっては、さらに社会基盤を支える方々や感染の可能性が高い職種にある方々、そういった方々を先に優先的にという発想も市民の方々やまちの方々の了承を得られる、そんな雰囲気も各市町から聞こえてきます。

そして、地域によっては、個別接種には、やはりファイザー社製の方がとか、集団接種においてはモデルナ社製の方がとか、そういったいろんなところも医師会の方々や関係者の協力を得て柔軟に対応ができはじめている。そういった事柄について、県としては、国との関係の中で市町の柔軟な対応に対しての取組をぜひ支える、先々に話を聞いて、しっかりとした対応をしていただきたいと思います。

また、現在、新型コロナワクチンの接種に関する地域の負担を軽減し、接種の加速化を図るため、賛同する企業や大学等において、職域単位での接種を可能とする職域接種が始まっております。

職域接種では、医療従事者や会場などは、企業や大学などが自ら確保し、自治体の接種事業

に影響を与えないこととされていますが、県庁職員の職域接種について、お尋ねします。

○議長（瀬川光之君） 総務部長。

○総務部長（大田 圭君） 新型コロナのワクチン接種につきましては、現在、高齢者等の接種完了に向けまして、市町、県が一丸となって取り組んでいるところでございます。

県庁の職域接種につきましては、今後、企業等における職域接種が進み、あるいは65歳未満の方々の接種も始まりますことから、議員ご指摘のとおり、これらの円滑な実施に支障とならないということが前提となつてまいりますので、そういった医療人材の確保等の課題というものもございますので、そういった整理を進めるとともに、ただいま申し上げました県内の職域接種や、65歳未満の方々の接種の進捗、こちらも見極めながら判断をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（瀬川光之君） 山本啓介議員—25番。

○25番（山本啓介君） 行政の方々ももちろんでございます。先ほどの飲食業や観光業など、さらにはエッセンシャルワーカーの方々もそうです。飲食業や観光業は、特に、今回、第三者認証制度という新たな制度も県は設けて市町と連携しようとしています。

これらに対して、じゃ、ワクチンもしっかりと接種したうえで、そういった対応を図っていただくというセットだと、外していけないことだというふうに理解していますので、ぜひとも市町の取組をしっかりと支えていただきたいというふうに思います。

先ほど、ICTの学校教育の充実について、やりとりをさせていただきました。ICTの活用により、今後、学びの形が大きく変化すると予測され、その一つが遠隔教育であると言われ

ています。

遠隔教育については、これまで県立高校において、壱岐高校や対馬高校を中心に実践的な研究が進み、成果も上がっていると聞いています。

県立高校において、今後、これまでの遠隔教育に関する研究の成果をさらに活かすような取組などはあるのか、お伺いをします。

○議長（瀬川光之君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（平田修三君） 県の教育委員会では、平成25年度からオンラインによる授業の配信や国内外の大学との連携など、遠隔教育に適した指導の在り方等について、研究を続けてきております。

今年度から、さらに3年間、文部科学省の指定を受けまして宇久高校、奈留高校及び北松西高校において、遠隔システムの新たな活用法に関する実践研究を行うこととしております。

具体的に申し上げますと、3校に対して、例えば、壱岐高校から歴史学や考古学の専門的な授業を配信したり、小規模校では、それぞれ個別に開設することが難しいような科目の授業を、3校がそれぞれ相互に配信することで共有するというようなこと、また、オンラインで島外の生徒と交流したり、大学や企業等との外部講師の指導を受けたりするなど、生徒に多様な学びの場、機会を提供したいというふうに考えております。

このような実践を通しまして、離島の小規模校において、生徒の視野を広げ、主体的な進路選択につなげるとともに、将来的には、他の高校においても遠隔教育のメリットを積極的に活用し、学校の枠を超えた教育活動の充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（瀬川光之君） 山本啓介議員—25番。

○25番（山本啓介君） まさしく、今回のコロ

ナ禍においては、こういった情報通信の技術というものが、社会に、いや応なしに浸透してきました。それらのいい部分をしっかりと享受しながら、我々は生活水準の向上を果たしている最中でありますけれども、そういったものが当たり前になる社会に出て行く高校生の方々や、また、小中学生の方々、こういった方々の教育の現場にしっかりと、目新しい技術ではなくて、スタンダードな標準のものとして早く落とし込む、そのためには指導される教員の方々のご努力というものが必要となっておりますが、そういったものも含めて環境整備に常に目を配りながら取り組んでいただきたいというふうに思います。

最後にいたしますが、知事に改めて県庁舎の跡地についての質問を少しさせていただきたいと思います。

県庁舎跡地における今後の利活用の在り方を考えていくのであれば、やはりこれまでの歴史を踏まえての検討をお願いしたいというふうに思っています。

今回、私は、2年目を迎える新型コロナウイルス感染症の拡大、それらについての取組について、県民が官民間わず一丸となって取り組んでいくことが必要であると、先ほど知事の方からも、総合計画や様々な取組においても、大学や研究機関、そして、官民間わずの取組が必要であるというご答弁をいただきました。

しかし、その「一丸となる」というのが非常に難しいところであって、それぞれの事情や都合というものを互いに理解できないまでも、目的に向かって取り組んでいくスタイルをつくっていくのか、それとも何とかそれらを理解していこうとするのか、行政としては難しいところがあるかと思っています。

1945年の原爆投下から59日目に、諏訪神社で

今行われている「おくんち」が行われたそうです。原爆投下後59日目で「おくんち」が行われたというのは、どういう歴史だったのか。話を聞いた時に、私は非常に心が震えました。

県庁舎跡地の歴史については、これまで岬の教会や長崎奉行所、幕末の各伝習所などが働いてきております。

関係者の話によりますと、この地には、諏訪神社のご神体の一つである森崎社の源流となる森崎神社があったとされ、こうした神社は、当時の人々の心の拠り所であったと考えるところです。

県におかれては、このような森崎神社を含め、県庁舎跡地がたどった歴史を特定の時代を切り取ることなく、しっかりと発信していただきたいと考えます。

県としての考え方をお聞かせください。

○議長（瀬川光之君） 知事。

○知事（中村法道君） 県庁舎跡地は、皆様、ご承知のとおり、様々な歴史が刻み込まれた場所であります。

例えば、出島に象徴されますように、様々な交流を通して異文化を融合させ、新しい価値を創造・発信してきた場所でもあり、あるいはまた、医学伝習所、海軍伝習所などが設けられた場所でもあり、また、今、議員がお触れになられたように、森崎神社の歴史もお聞きしているところでもあります。

そういった意味で、これまで当地に関わってこられた人々の様々な思いが、今に受け継がれてきているものと認識しているところであり、こうした県庁舎跡地の歴史等については、これはしっかりと発信をしていかなければいけないと、そういった機能も跡地に設けていく必要があるものと考えております。

また、具体的な機能整備等については、そうした方々の思いも大切にしながら、引き続き、ご意見等もお伺いしながら、十分な検討を進めてまいりたいと考えているところであります。

○議長（瀬川光之君） 山本啓介議員—25番。

○25番（山本啓介君） 原爆投下から59日目に、このまちでお祭りが行われたことは、恐らく非常に様々なやりとりが暮らしている人たちの中にはあったんだと想像します。

私は、長崎のまちに暮らす人間ではありません。けれども、この長崎というまちは、この「おくんち」という祭りによって、まちの組織や仕組みというものが非常に整った部分があるかと思っています。

宗教の心や様々な考え方、そういったことに言及するつもりはありませんけれども、そういった方々が一つの「森崎神社」というところに心を寄せていた。これは、まさしく明確な文章や記述による歴史というよりも、人々が、この地に暮らす方々の心の歴史、そういったものをあらわすところであって、それが現在も「おくんち」や諏訪大社の社に残っているというところに、私は、本県の県庁所在地であるこの長崎市の重要な、大事な部分があるのかなというふうに思っています。

このコロナにおける大変な状況を乗り越えるには、知事がリーダーシップを発揮し、県民の心を一つにまとめていく、様々な価値観や歩いてきた道は違うかもしれないけれども、そういったこともしっかりとのみ込んだうえで一つにまとめていく、そういったことが必要であろうかと思っています。

ぜひ知事には、このコロナ禍を乗り越える部分、さらには、長崎に暮らす方々の「森崎神社」に対する思いも含めて、再度、締めくくりのご

答弁をいただきたいと思います。

○議長（瀬川光之君） 知事。

○知事（中村法道君） 長崎がこれまで体験した様々な歴史、その裏にある、あるいはそれを支えてこられた多くの方々の思い、これが非常に大切なものであり、そうした延長線上に今があるというのは、事実であると考えておりまして、そうした思いをこれからのまちづくり、様々な施策の推進に活かしていかなければいけないと考えているところであります。

今後とも、様々な施策を推進するに当たっては、幅広い県民の皆様方の、そうした思いを一つにまとめることができるような形で、さらに努力を重ねていきたいと考えているところであります。

○議長（瀬川光之君） 山本啓介議員—25番。

○25番（山本啓介君） できましたら「森崎神社」という言葉でお言葉を賜りたかったんですけども、最後にお問い合わせできますか。

○議長（瀬川光之君） 知事。

○知事（中村法道君） 県庁舎跡地の歴史については、様々な文献等も存在するところであり、岬の教会等が建立される前から、この地に、森崎に設けられていたという資料もありますし、あるいは歴史の専門家の方々の調査によると、実は、その後ではないかというようなご意見もあるやに聞いているところであります。

したがって、史実がどうであるのかというのは、判断いたしかねるところでありますけれども、結局、県庁舎跡地が、そうした歴史を踏まえてきた、長崎を象徴するような場所であるということには変わりがないものと、こう考えておりますので、跡地の整備、活用に当たっては、そうした歴史も大切にしながら、そしてまた、地域の皆様方が寄せる思いも尊重しながら、今

後の整備の在り方を検討していく必要があるものと考えているところであります。

○議長（瀬川光之君） 山本啓介議員—25番。

○25番（山本啓介君） ありがとうございます。

終わります。

○議長（瀬川光之君） 午前中の会議は、これにとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は、1時30分から再開いたします。

— 午後 零時18分 休憩 —

— 午後 1時30分 再開 —

○副議長（松本洋介君） 会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

中村一三議員—15番。

○15番（中村一三君）（拍手）〔登壇〕 自由民主党・県民会議、南島原市選出の中村一三でございます。

議長のお許しをいただきましたので、令和3年6月定例会の県政一般質問を行います。

質問の前に、昨年12月に、私の不注意により新型コロナウイルス感染症に罹患をし、県議会議員各位、県当局、県民の皆様にご迷惑をおかけいたしましたことに対しまして、心よりお詫びを申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症により、お亡くなりになられた方に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、感染された方々、その家族、関係者の皆様、感染拡大により日常生活に影響を受けておられる全ての皆様に、衷心よりお見舞いを申し上げます。

さらに、医療の最前線で日夜、患者への対応やワクチン接種など新型コロナウイルス感染症に立ち向かっていただいている医師の先生、看護師をはじめとする医療従事者の皆様に、心か

ら深く感謝を申し上げます。

それでは、質問に入ります。

分割質問、分割答弁をお願いいたします。

1、本県財政について。

（1）コロナ禍の財政状況と今後の財政運営について。

①本県の財源調整基金の状況について。

午前中に徳永議員の一般質問で答弁があったように、本県財政は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて県税収入が減少となるなど大変厳しい状況であると認識をしました。

このような中、昨年度の財政運営にも影響が出ていると考えるが、財源調整のための3基金について、令和2年度における減少額は幾らで、このうちコロナ関係の影響はどの程度あるのか、併せて令和3年度以降の取崩しの見込みを立てているのか、お尋ねをいたします。

②財政健全化の取組について。

今後の人口減少や2040年問題など将来のことを考えると、コロナ禍であっても一定の行財政改革の取組は必要であると思います。

このような中、本県では、昨年度に策定した「長崎県行財政運営プラン」に基づいて、その柱の一つである財政健全性の維持を目指し、引き続き、歳入・歳出両面から収支改善にかかる取組を進めていくこととされており、それ自体は一定は評価しております。

しかしながら、今回のプランでは、これまでの行財政改革推進計画のように期間中の収支改善目標が示されておらず、実効性にやや不安を覚える部分があります。

そこで、今回のプランにおける収支改善目標額の設定にかかる県の考え方をお伺いいたします。

あとは、対面演壇席で質問をいたします。

○副議長（松本洋介君） 総務部長。

○総務部長（大田 圭君） 私から、2点ご答弁申し上げます。

1点目、財源調整基金の状況についてということで、その基金の減少額についてのお尋ねでございます。

本県の令和2年度末における財源調整のための基金の残高は約203億円でありまして、前年度末と比較いたしまして約11億円の減少という形でございます。

このうち新型コロナウイルス感染症対策については、感染症の行政検査にかかる公費負担など、国と地方の負担割合が法律等で定められているために、一般財源での対応が必要な事業等の財源といたしまして約7億円取り崩しをいたしております。

また、令和3年度におきましても、感染症の影響の長期化によりまして、先ほどご紹介いただいた県税をはじめ収入の大幅な減収が見込まれる中におきまして、様々な対策を講じる必要がございますので、本県財政を取り巻く環境は不透明さを増しているという状況でございます。

そのため現時点におきましては、令和3年度以降の最終的な基金取崩し額の見通しを立てることは困難であると言わざるを得ないというふうに考えています。

次に、財政健全化の取組といたしまして、今回の行革プランにおける収支改善目標額設定の考え方についてというお尋ねでございます。

県におきましては、限られた財源を最大限に活用いたしまして、持続可能で安定的な財政運営を目指すため、累次の行財政改革に積極的に取り組んできたところでございまして、令和2年度までの「行財政改革推進プラン」におきましても、計画期間中338億円の収支改善目標額

に対しまして、約459億円の実績となっております。

こうした中、今般の感染症拡大は、県民生活や県内経済に多大な影響を及ぼしておりまして、県税等の大幅な減収が見込まれる一方で、迅速かつ的確な対策を構築することが求められていることから、国からの緊急的な財源措置を活用しながら対応してきたということでございます。

このように本県財政を取り巻く環境が不透明な状況であることから、令和3年度からの「行財政運営プラン」におきましては、収支改善目標額の設定を行っておりませんけれども、引き続き、財政状況等を十分に注視しつつ、施策の重点化、業務の効率化による歳出の見直しや、県税の徴収率の向上による歳入の確保など、歳入・歳出両面からしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○副議長（松本洋介君） 中村一三議員—15番。

○15番（中村一三君） ありがとうございます。

基金の状況について、再質問をさせていただきます。

先ほど総務部長から答弁がありましたように、令和2年度の減少額は11億円で、そのうちコロナ感染症関連経費が7億円という状況であり、本県財政にも非常に影響を及ぼしております。

このように大きな影響が出ている現状において、行財政改革の重要性は先ほど申し上げましたとおりであります。そのような努力をしたうえで、新型コロナウイルス感染症や自然災害対応など県民の命や財産を守る施策については、今後も基金を取り崩しながらでも実施すべきであると思いますが、知事の見解をお伺いいたします。

○副議長（松本洋介君） 知事。

○知事（中村法道君） 長期化する新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、県民生活、あるいは県内の経済・雇用情勢は大変厳しい状況が続いております。

また、そうした一方で、台風等の自然災害についても近年激甚化、頻発化する傾向にあり、本県においても大きな被害が生じているところでもあります。

こうした感染症や自然災害への対策は、県民の命や生活に直結するものであり、行政に求められる最も重要な役割の一つであると考えているところであり、これまでも迅速かつ的確に対策を講ずる必要がありますことから、国に対して地方税財源の緊急的な確保を要請するとともに、財政調整基金も活用しながら各種対策に力を注いでいるところでもあります。

本県の財政につきましては、これまで着実に収支改善を図ってまいりましたものの、今般の感染症拡大の影響に伴い、一段と厳しさが増しているものと受け止めているところではありますが、今後とも、こうした感染症や自然災害に備えて、一定水準の基金残高の確保に努めてまいりますとともに、コロナ禍における国の地方財政措置、あるいは本県の財政状況等を十分に見極めながら、効果的な対策を講じることができるよう柔軟な財政運営に努めてまいりたいと考えているところでもあります。

○副議長（松本洋介君） 中村一三議員—15番。

○15番（中村一三君） 財政健全化の取組について、再質問をいたします。

行財政改革については、適切な時期がくれば目標額を設定するなど、その実効性が高まるような取組をお願いしたい。

しかしながら、こうした努力の一方で、地方が現行制度の中でできる取組に限界があるのも

事実であり、当然国の支援が必要になってきます。

例えば、本県の令和3年度当初予算においては、県税の税減収分を地方交付税や臨時財政対策債の増額でカバーすることにより、財源調整基金の取崩し額を昨年並みの141億円程度に抑えることができたとのことで、安堵はしております。

しかしながら、経済情勢がコロナ前の状況に回復するまでにはしばらく時間を要するとされており、本県の安定的な財政運営のためには、次年度以降においても、地方で自由に使える一般財源を充実、確保する必要があると考えております。

そこで、一般財源の充実、確保を図るために、国への要望や県独自の歳入確保対策など、どのように取組を行っていくのか、お尋ねをいたします。

○副議長（松本洋介君） 総務部長。

○総務部長（大田 圭君） 地方が持続可能で安定的な財政運営を行うためには、地方交付税をはじめといたします一般財源総額の確保が重要となってくることから、県では、これまでも政府施策要望など様々な機会を捉えまして、国への要請を重ねてまいりました。

その結果、去る6月18日に閣議決定をされました「骨太の方針2021」におきましては、来年度から3年間、地方の一般財源総額につきまして、「2021年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保する」という旨が明記をされていまして、来年度予算におきましても、一般財源総額が確保されるものというふうに認識をしております。

本県といたしましては、引き続き全国知事会等と連携をしながら、一般財源の充実、確保を

国に対して強く求めるとともに、「行財政運営プラン」に基づきまして、県税徴収率の向上とか県有施設の売却・有効活用といった独自の歳入確保対策につきましてもしっかりと取り組んでいきたいというふうに考えております。

○副議長（松本洋介君） 中村一三議員—15番。

○15番（中村一三君） コロナ禍において、いろんな事態に柔軟に対応できるように、本県の財政運営についてもしっかりと行えることを願い、次の質問に移ります。

2、新型コロナウイルス感染症対策について。

（1）新型コロナウイルス感染症対策等について。

①宿泊施設における新型コロナウイルス感染症対策等への支援について。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、観光客が減少をし、宿泊施設等に大きな経済的影響が出ています。

コロナの感染状況は予断を許さないものの、今のコロナ禍、そして将来、コロナが収束した後の観光客の誘客を見据えた時、観光客が安心して宿泊できる受入環境の整備は、新しい生活様式の実践と同様、積極的に取り組むべきと考えております。

そのような中で、先月の県議会で予算が承認された宿泊施設の感染防止等に関する補助金については、1件でも多くの宿泊施設、事業者の方々に活用してもらいたいと考えております。

次の点を質問いたします。

どのような取組が今回の補助金の対象となるのか、補助金の取扱いスケジュールはどのように考えているのか、お尋ねをいたします。

②コロナ禍における雇用情勢について。

先般、令和3年4月の全国労働力調査の結果

が公表されまして、完全失業率は2.8%で、前月比0.2ポイント上昇するとともに、完全失業者数は209万人で、前月比21万人増加するなど、コロナ禍による影響が大きい結果であると思われます。

また、完全失業率を詳しく見ますと、若い世代の失業率が高年齢者層より高くなっており、多くの働き盛りの方が職を失っているのではないかと懸念をされるところです。

一方、県内を見ると、長崎労働局発表の4月の有効求人倍率は1.04倍となっており、ここ数か月では緩やかに上昇傾向にありますが、完全失業率は2.5%と高止まりの状態が続いております。

また、雇用調整助成金を活用して従業員の雇用維持を図る県内企業が急増しており、昨年度は約2万件、153億円、今年4月の1か月間で約2,800件、21億円もの支給実績があるなど、厳しい状況が続いているのではないかと分析をします。雇用調整助成金は、倒産防止対策として企業の命綱でもあります。

現在のコロナ禍における本県の雇用情勢について、県はどのように考えているのか、お尋ねをいたします。

また、この厳しい雇用情勢の中、国においては雇用調整助成金の特例措置をはじめ様々な支援を行うとともに、県においても雇用の維持に向けた対策が進められていることは承知しております。

しかしながら、新型コロナウイルスの影響により離職せざるを得ない方々がいらっしゃるということも聞いており、希望する仕事への再就職を後押しする取組も必要ではないかと考えております。

やむなく離職された方々をはじめ、県はど

のような雇用対策を進めていくのか、お尋ねをいたします。

○副議長（松本洋介君） 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（中崎謙司君） 宿泊施設にかかる感染防止等への補助金についてのお尋ねでございます。

今回の補助金につきましては、旅館業法上の許可を得た宿泊施設を対象といたしまして、感染拡大防止に必要な設備、機器等の導入に加え、安全・安心やワーケーションのための施設改修など、新たな需要に対応することとしておりますが、さらに、昨年度の実施経費につきましても対象とするなど、宿泊施設の実情に寄り添った幅広い支援内容となっております。

補助申請の受付開始は、6月28日を予定しておりますが、多くの宿泊施設にご活用いただけるよう、県内各地域において事業者向けの説明会を開催しているところでございます。

コロナの影響が長期化する中、これまで安全・安心対策に取り組むことができなかった宿泊事業者の皆様にも、今回の補助金をご活用いただき、県下全域における受入環境の底上げを図ってまいりたいと考えております。

○副議長（松本洋介君） 産業労働部長。

○産業労働部長（廣田義美君） 私からは、2点お答えいたします。

まず、雇用調整助成金の実績などから、本県の雇用情勢をどのように考えているのかとのお尋ねでございます。

県内企業に対する雇用調整助成金の支給件数は、令和2年度で約2万件であり、例年より大幅に多くなっております。

職種別に見ますと、宿泊業・飲食サービス業が最も多く、全体の約4分の1を占めるとともに、次いで食料品をはじめとした製造業、卸売・小

売業の順で多くなっており、これらの業種においては、新型コロナウイルス感染症の影響が特に大きく、厳しい状況にあるものと考えております。

また、令和3年4月の新規求人数は、前年同月より増加しておりますが、宿泊業・飲食サービス業をはじめとする幅広い業種において、コロナ前である一昨年度の水準までには回復していない状況にあり、引き続き県内の雇用情勢を注視していく必要があるものと考えております。

次に、今後どのような雇用対策を進めていくのかとのお尋ねでございます。

離職を余儀なくされた方々に対しては、長崎労働局など関係機関との連携を図りながら、再就職に向けたキャリアコンサルティングや職業訓練を行うとともに、離職者を雇用する事業者に対する支援を行うことといたしております。

また、雇用の維持に向けては、雇用調整助成金への本県独自の上乗せ助成を行うほか、アフターコロナを見据えた人材育成などを図る「在籍型出向」に取り組む県内中小企業を支援してまいります。

なお、国の雇用調整助成金の特例措置につきましては、今年の8月まで延長されることとなっておりますけれども、今後も国の動向等に注視しながら、必要な対策を適時、適切に講じてまいりたいと考えております。

○副議長（松本洋介君） 中村一三議員—15番。

○15番（中村一三君） 厳しい雇用情勢は今後しばらくの間は続くのではないかと考えております。引き続き、関係機関と連携しながら、時々々の情勢に合った対策を講じていただきます。

午前中に知事から答弁がありましたけれども、飲食店、観光業者等が非常に今、苦悩をしております。

この間の6月の某新聞に山口県の酒造会社の社長が一面に出しておりました。非常にこの一面が反響を呼んで、何か感染元が飲食店だというような感じが今しているわけございまして、第三者認証制度等を使えばですね。今後においても飲食店は生き残っていかなければいけないというようなことで、私が要約しましたので、ちょっと読んでみます。

「このままでは飲食店がコロナ禍の最大の犠牲者に、現代日本を支えるローカル経済圏の一員である飲食業界、その飲食業界で、多くの働く人たちが、コロナウイルス感染拡大防止のかけ声に押され、なすすべもなく仕事を追われ、人知れず苦しみを募らせています。度重なる営業時間制限などにより全国の飲食店は疲弊し、破滅の淵に立たされています。ひいては、卸納入業者の疲弊や連鎖倒産、そしてそこに関わる人たちの失業や困窮、長年にわたる関係者のたゆまざる努力のたまものが、急速に破綻し崩れ始めています。食を通じて日本の魅力を世界に伝えてきた飲食店が、声も挙げられないまま次々と店をたたんでいく、何とも耐え難いことです。医療従事者の負担を少しでも和らげるために感染対策が喫緊の課題であることは言うまでもなく、私たちも、前線で戦っている医療従事者の皆様に対して敬意と感謝をもち続けなくてはなりません。しかしながら、飲食店を守ることも命を守ることにつながります。地域経済を支えている人々の雇用を守りながら感染対策を進めることも、命を守るという点で重要性に変わりはありません。コロナ禍における経営破綻と生活破綻の連鎖を何とか防ぎたい。地域社会を支えている声は、多くの人たちの命を救いたい」という文面でございました。

とにかく、長崎も一緒ですけれども、本当に

飲食業・店は苦悩しております。今度、「第5波」がくると思いますが、その辺、第三者認証制度を十分に活用して、できれば時短、そして酒の提供等も考えて行っていただきたいと思います。

3、島原半島の振興について。

(1) 南島原市の諸課題について。

①道路網の整備について。

島原半島においては、島原道路の整備が着々と進められており、昨年度の有明瑞穂バイパスへの着手をもって、半島内の全線が事業化となったことから、地元としては、将来の発展や地域の活性化に大きな期待を寄せています。

一方で、南島原市においては、島原・天草・長島連絡道路が平成6年に候補路線となって27年経過しているが、いまだ計画路線にさえなっていないのが現状である。

そうした中、口之津から小浜の半島西回りのネットワークが、今回の計画で構想路線に位置づけられると聞いており、地元としては大変喜ぶべきと思っておりますが、これにより深江から口之津間の計画が遅れることを心配しており、これまでの経過を考えると、まずは島原道路の南進を優先すべきと考えている。

そこで、今回どのような目的で半島西回りの道路を構想に位置づけたのか、お尋ねします。

また、前回の議会において、深江から口之津間の道路整備について、今後、島原道路の事業進捗を見極めながら検討を進め、地元関係市と意見交換を実施するとの答弁がありました。どのような状況か、お尋ねをいたします。

②主要地方道小浜北有馬線、大亀矢代工区

について。

小浜北有馬線は、沿道地域の生活道路としてだけではなく、島原半島南部の主要な観光である世界文化遺産の「原城跡」、国指定史跡の「日野江城跡」や雲仙国立公園の「諏訪の池」を結ぶ重要な道路となっております。

こうした中、当初、平成32年に完成の予定だったが、着手から10年たとうとしています。現場は目に見えた進捗が図られていない状況となっております。

地元は、大亀矢代工区の整備に対する期待が高く、一日も早い完成を望んでいます。大亀矢代工区の進捗状況について、お尋ねをいたします。

②俵石展望台下の太陽光発電事業について。

昨年6月定例会の一般質問で、南島原市の雲仙天草国立公園のふもと、俵石展望台下の太陽光発電事業については、事業区域が27ヘクタールと大規模な林地開発であることから、県としての事業者や指導内容及び洪水や土砂災害などの影響を懸念する中、下流域の住民の不安解消について、お尋ねをしたところがあります。

その際、県から、防災施設の先行実施や土砂流出防止対策が適正に施工されているかなど、工種、段階ごとに適期に確認し、必要に応じ事業者を指導する旨の回答がありました。

その後、県においては、令和3年度中の工事完了に向け、適切な指導を行っておられると理解していますが、そのような中、昨年11月に、当開発地から下流域の蒲河川への土砂流出があったと聞いております。

そこで、まず昨年11月の土砂流出はどのような状況で起きてしまったのか、また、それに対し県はどのような指導を行っていたのか、

お尋ねをいたします。

③堂崎港埋立地の整備。

昨年6月の一般質問において、埋立地については、全体の完成までにはあと数年かかることから、南島原市から要望があった箇所の部分の竣工を進め、平成3年度末に売却する予定旨の説明がありました。現在の進捗状況と今後の見通しについて、お伺いたします。

また、埋立地内の道路整備を予定されていると思うが、道路整備の進捗について、お伺いをいたします。

④休暇村「雲仙」の撤退について。

世界文化遺産に登録され、多くの観光客が当該地を訪れる中、地域内における宿泊施設が不足をしているのが現状であります。このような状況で、地域の宿泊施設として重要な役割を果たしていた休暇村「雲仙」が、3月をもって終了しましたが、どのように県としては考えているのか、お尋ねします。

⑤河川の維持管理・防災減災対策について。

昨年7月、九州を中心に記録的な大雨となり、西日本、東日本と広範囲にわたり各地で甚大な被害をもたらし、本県においても、県央地区を中心に多くの住居・建物の浸水、倒壊、多くの河川堤防の決壊、土砂崩れを引き起こし、併せて農作物にも甚大な被害を及ぼしました。

防災対策として、河川堆積土砂の撤去や河川内の巨大雑草の除去など適切な河道確保が必要であることから、国において緊急浚渫推進事業が創設されておりますが、この事業は令和2年度から令和6年度までの5年間に限ったものであります。財政措置として充当率100%、交付税措置率が70%と有利な地方債となっており、この地方債を大いに活用し、

河川の堆積土砂の撤去など防災・減災対策に積極的に取り組むべきだと考えますが、その取組の現状と今後の課題について、お伺いします。

また、南島原市には二級河川有馬川及び深江川が流れております。土砂の堆積が著しく、沿岸住民は、入梅も早く、いつ発生するかわからない洪水被害に対し心配な毎日を過ごしております。浸水対策として、本事業における取組状況をお伺いいたします。

○副議長（松本洋介君） 知事。

○知事（中村法道君） 島原半島西回り道路の構想及び深江から口之津間の検討状況についてのお尋ねであります。

島原半島の広域道路ネットワークについては、交流人口の拡大や企業立地の促進、物流の効率化などに大きく貢献する島原道路の整備を重点的に進めているところであります。

こうした中、島原半島南部においては、島原道路につながる「島原・天草・長島連絡道路」が整備された場合においても、緊急搬送や防災対策などの面で課題が残りますことから、今回新たな広域道路交通計画において、島原半島西回り道路を構想路線に位置づけたところであります。

また、深江から口之津間及び島原半島西回り道路につきましては、今年度から整備の方向性について検討を進めるため、近く地元関係市と意見交換をはじめることとしているところであります。

私からは、以上でございます。

○副議長（松本洋介君） 土木部長。

○土木部長（奥田秀樹君） 大亀矢代工区の進捗状況についてのお尋ねですが、主要地方道小浜北有馬線の大亀矢代工区1.4キロメートルにつ

いては、ルート検討や構造物の設計に時間を要したものの、これまでに地元の同意を得て用地取得が完了しました。

現在、雲仙市側では土工事、南島原市側では橋梁工事を進めていますが、今後、約900メートルのトンネル工事に必要な予算が課題であります。

このため、令和2年度の補正予算からはじまった「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の別枠予算を積極的に活用しながら、着実に整備を進めてまいりたいと考えています。

○副議長（松本洋介君） 農林部長。

○農林部長（綾香直芳君） 蒲河川への土砂流出の原因と、県の指導内容はどのようなものだったのかとお尋ねですが、昨年11月20日の蒲河川への土砂流出は、雨水等の流出量を調整する調整池の施工が完了する前に豪雨に見舞われまして、排水管の継ぎ目が破損をし、調整池の底に堆積をしていた土砂が雨水とともに流出してしまったことが原因となっております。

県におきましては、当日のうちに南島原市とともに現地調査を行い、事業者に対し、早急に土砂流出を止める応急措置を行うとともに、太陽光発電の開発工事を一時中断し、防災工事を先行して完成させるよう指導したところです。

その後、本年1月15日に防災工事の完成を確認いたしまして、開発工事の再開を認めたところであり、工事完成まで引き続き適切に指導監督を行ってまいります。

○副議長（松本洋介君） 土木部長。

○土木部長（奥田秀樹君） 河川関係と港湾関係について、まとめて、お答えいたします。

まず、堂崎港埋立地の売却手続及び道路整備の進捗状況についてのお尋ねですが、当該埋立

地は、全体22ヘクタールのうち約6,8ヘクタールについて、令和2年度に部分竣工を行い、現在、登記手続や土地鑑定評価の準備を進めており、令和3年度末に南島原市へ売却を行う予定としています。

道路については、県において、国道からの取付部及び場内幹線部を、その他の場内道路を南島原市が整備することとしています。

県が整備する道路は、詳細設計を行っており、警察等との協議が整い次第、今年度中に工事を発注する予定としています。

また、南島原市においても、場内道路の工事に向けた設計を進めていると聞いています。

○副議長（松本洋介君） 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（貞方 学君） 休暇村「雲仙」が終了したことを、県としてどのように考えているのかとのお尋ねでございます。

昭和49年に雲仙・天草国立公園の諏訪の池地区で営業を開始した宿泊施設の休暇村「雲仙」は、近年の経営状況や新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により経営維持が困難との結論に至り、この3月で営業を終了いたしました。

昨年12月には、宿泊施設及びレストハウス等の附帯施設の譲渡にかかる説明会が一般財団法人休暇村協会によって実施され、現在、地元雲仙市も協力して譲渡先を探していると伺っております。

また、昨年度まで休暇村協会が管理運営を請け負っていた環境省の諏訪の池ビジターセンターにつきましては、本年度から新たに環境省、雲仙市等によって構成される協議会により管理運営が継続されているところであります。

今後、環境省及び雲仙市が中心となって、当該地区の利活用について検討する協議会の設置が予定されておりますことから、県といたしま

しても、これまでのように当該諏訪の池地区で豊かな自然環境を身近に利用できることが望ましいと考えておりますので、今後の関係者間の議論に加わるなど、できる限りの協力をしてまいりたいと考えております。

○副議長（松本洋介君） 土木部長。

○土木部長（奥田秀樹君） 大変失礼いたしました。

緊急浚渫推進事業を活用した取組の現状と今後の展開についてのお尋ねですが、県としては、令和2年度から創設された緊急浚渫推進事業の予算を積極的に活用しているところであり、令和2年度は約5億円で治水安全上、支障となる65河川の掘削を実施しています。

また、令和3年度は、昨年度の2倍を超える約12億円の予算を確保し、84河川の掘削工事などを進めています。令和4年度以降も引き続き、必要な予算の確保に努めてまいります。

次に、二級河川有馬川、深江川の取組の状況についてのお尋ねですが、二級河川有馬川については、治水安全度を確保するため、令和2年度から、堆積の著しい有馬小学校付近から緊急浚渫推進事業を活用し、伐採、掘削に着手しています。

また、二級河川深江川についても、堆積状況を把握し、南島原市の意見を伺いながら、治水安全上支障となる箇所から優先的に実施してまいります。

○副議長（松本洋介君） 中村一三議員—15番。

○15番（中村一三君） それぞれ答弁をありがとうございました。

諏訪の池の休暇村の撤退ですが、南島原市小浜にあそこは位置しますけれども、道の駅等も非常に営業が苦しくなっているところもあるし、観光面を目的とした道の駅は非常に苦しんでい

と思うんです。私たちのところの深江にある道の駅、これも今年度中に事業を継続か、あとは廃業するというようなことで、この間、市の全員協議会であったんですが、そういった面も十分注視をしながら、情報を入れて、今後、県政運営に臨んでいただきたいと思います。

道路の整備についてですが、知事から答弁がありましたけれども、まずは、協議をするということは、やはりトップとトップがするべきであると思います。後からは事務レベルででもいいんじゃないかと私は思いますけれども、その辺の考え方をお聞かせください。

○副議長（松本洋介君） 土木部長。

○土木部長（奥田秀樹君） まずは実務担当者間での率直な意見交換を早期にはじめたいと考えており、県においては所管課長、関係市からは建設部長の参加を想定しており、今後、時期を含め関係者間で調整を図ることとしております。

○副議長（松本洋介君） 中村一三議員—15番。

○15番（中村一三君） それは十分わかるんです。でも、最初は大まかな路線を決めてからするのが本筋じゃないんですか。どこをするつもりなんですか。関係レベルで、事務レベルでどこをどうこうしようと、トップがどこをしようかというのはわからない中で、事務レベルで話ができないんじゃないですかね。

○副議長（松本洋介君） 土木部長。

○土木部長（奥田秀樹君） 地域における課題、あるいは道路を取り巻く課題について、技術的なところの整理等を踏まえて、どこから整備をしていくか含めて検討していくことになります。

○副議長（松本洋介君） 中村一三議員—15番。

○15番（中村一三君） 前回の2月定例会において、知事は、中島浩介議員に、南進に向けて地元と協議すると言われたんです。その話は違

うですよ。知事、そう言われていましたよね。

○副議長（松本洋介君） 知事。

○知事（中村法道君） 島原道路に続く南部地域への新たな展開については、やはり地域にとって長年の要望であり、そういった事業計画をもって、これからも取り組んでいく必要があるものと考えております。

一方、先ほど申し上げましたけれども、いわゆる西回り道路を新たに候補路線に位置づけしたのは、議員ご承知のとおり、赤間権田間あたりについては、雨が降る都度、交通遮断を余儀なくされるというような状況もありまして、そういった要素等も踏まえて新たな課題の分析、そういった課題にどう向きあっていくかということを検討する必要があるものと考えているところであります。

○副議長（松本洋介君） 中村一三議員—15番。

○15番（中村一三君） わかりました、堂々巡りかもしれませんけれども。時間がちょっと過ぎていきますので。

南島原市としては、毎年、県知事へ要望をしております。まず第一に、道路の問題と、県道、国道のその道が、ほとんど時間を要しているんですよ。その中で毎回、毎回、県当局も一生懸命頑張っておられる姿はわかりますけれども、この予算面を見た時に、南島原市はものすごく低いんですよ。

令和元年度から令和3年度までの3年間の状況ですが、島原市は県交付金事業が11億4,000万円、島原道路関係61億円、これで72億1,000万円。雲仙は県交付金事業13億3,000万円、交付金事業、国の島原道路関係57億6,000万円、合計71億円。南島原市は、県交付金事業、3年間で9億8,000万円しか事業はしていないんですよ。そういうのが、今後、南島原市じゃなく

て島原半島3市の均衡ある発展を目指す意味においては、あまりにも予算計上ができてない、非常に憂慮すべきことであります。

時間がありませんけれども、この分も十分踏まえて、今後、来年度から予算執行に、予算をつけていただくようお願いをいたします。

4、農林業の振興について。

(1) 農業における担い手の確保と農地の流動化対策について。

①担い手の確保対策について。

本県の令和元年度の農業産出額は、1,513億円と10年前より10%増加しておりましたが、これは農地の基盤整備により優良な農地を確保したことや、園芸ハウスや畜舎、集出荷施設の整備など産地対策に取り組んできた成果であると考えます。

しかしながら、「2020年農林業センサス」によりますと、長崎県の基幹的農業従事者は2万5,107人で、5年前より約2割減少し、そのうち65歳以上が約6割を占めるなど高齢化が進行しています。

そして、団塊の世代が75歳を超える2025年以降は離農をされる方がさらに増えることが予想され、いわゆる2025年問題が目の前に迫っており、まさしく本県農業担い手の高齢化への対策は待ったなしであります。

こうした農業の2025年問題に対応するためには、新たな担い手の確保に取り組む必要があると考えますが、県は、この課題にどう取り組んでいるのか、お尋ねをします。

②農地の流動化対策について。

本県の耕地面積は、令和2年で4万6,100ヘクタールと5年前より6%、3,000ヘクタール減少し、南島原市でも4,740ヘクタールと同じく6%、310ヘクタール減少しており、今後は

中山間地域での耕作放棄地がさらに拡大することが懸念されます。

長崎県の農業振興を図るに当たっては、生産基盤となる農地を可能な限り利用することが必要であり、担い手に対して農地の集積と集約化を進めることで、農業生産を維持、拡大することが重要であると考えますが、県はどういった取組を進めているのか、お尋ねをいたします。

③スマート農業の推進について。

南島原市では、所得の向上による農業生産者の定着、事業継承や新規就農者の増加に伴う農業の持続的発展を目的として、生産現場における省力化や効率化の実現に向けたスマート農業に対する支援を行っております。

具体的には、データ専門企業を誘致し、施設栽培の栽培管理技術の実証支援や施設栽培のモニタリング機器の導入支援、さらに農業用ドローンの活用支援や、南島原市スマート農業推進協議会の設置など、スマート農業の普及促進や現場に応じたICT技術の開発、実証に向けた活動の支援をすることとしております。

県においても、このスマート農業の取組については、新しい長崎県総合計画においても、農林業の振興に必要不可欠な技術としてスマート農林業技術の推進が掲げられており、県内各地域において、この取組を加速していくためには、生産者や企業などとの連携や関係機関が一体となって支援等が必要であるが、多くの生産者等に広く知って使ってもらうような機会を提供することが大切であると思います。

そこで、今後、長崎県はスマート農業についてどのように推進していくのか、お尋ねを

いたします。

○副議長（松本洋介君） 農林部長。

○農林部長（綾香直芳君） 私の方から、農業振興について、3点お答えをいたします。

まず、農業の2025年問題に対応するため、新たな担い手の確保にどのように取り組むのかとのお尋ねですが、県では、これまで就農希望者に対する技術習得支援研修や受入団体等登録制度により、産地と一体となった新たな担い手の確保対策に取り組んできた結果、令和2年度の新規就農者は266名と、5年前と比べ100名以上増加をし、年々増加傾向にあるところです。

しかしながら、高齢化の進行に伴い、それでもなお地域農業の担い手である認定農業者は減少しているため、今後もさらに若い農業者の確保、育成に力を入れていく必要があると考えております。

そのため県では、これまでの取組に加え、就農希望者が栽培管理技術等を実践的に学び、習得できるよう、産地自らが就農希望者を受け入れるJAの研修機関の立ち上げを支援することで、担い手の確保、育成に取り組んでまいります。

次に、担い手に対して農地の集積と集約化を進めるため、県はどういった取組を進めていくのかとのお尋ねですが、中山間地域が多い本県においては、近年、高齢化等に伴い、条件が厳しい農地から荒廃するケースが多くなっております。

このような中、県としましては、「第3期ながさき農林業・農山村活性化計画」において、将来にわたり現在と同水準の経営耕地面積3万ヘクタールを維持していくとともに、その8割を認定農業者や集落営農組織などの担い手に集約していくことを目指しております。

そのため、地域農業の将来像を明確化する「人・農地プラン」に基づく集落内の話し合いを通じて、活用できる優良農地については、担い手と規模縮小農家とのマッチングを進めるとともに、条件が不利な農地については、必要に応じて狭地直しや排水対策等の条件整備を実施することで、担い手への農地の集積、集約化につなげてまいります。

また、条件が不利な農地であっても、いんげんや小菊等、一定の所得を得られる品目の栽培や、肉用牛の放牧等での活用を進めることで農地をフルに活用し、産地の維持、発展と農家の所得向上に取り組んでまいります。

次に、今後、県はスマート農業について、どのように推進していくのかとのお尋ねですが、スマート農業の推進については、農業者の所得向上や産地の維持拡大を図るための重要な施策と考えており、本年3月に「長崎県スマート農業推進方針」を策定し、スマート農業技術の開発、実証、普及に向けて、まずは県や地域段階における推進体制の整備や、各振興局で農業者が相談できるように窓口担当を配置したところであります。

現地への導入に当たっては、地形や自然条件に合致した技術開発やスマート機器導入コストの低減化等が課題となっております。

そのため、本年度から、本県の生産条件に合ったレタスや菊の生育予測システム等の開発のほか、びわやみかん等の生育予測データ等を生産者、JA、流通業者等と共有し、有利販売につなげるシステムの実証を行っているところであります。

また、導入コストの低減化等へ向けては、安価な長崎型環境制御機器の実証のほか、地域内シェアリング、レンタルなどを検討することで、

県下全域への普及を図ってまいります。

○副議長（松本洋介君） 中村一三議員—15番。

○15番（中村一三君） ありがとうございます。再質問も2、3、考えていたんですけれども、割愛をさせていただきます。

5、水産業の振興について。

（1）有明海の水産業の振興について。

①漁場保全の促進について。

有明海は、陸域からの負荷により富栄養化や汚染が進行しやすく、閉鎖性が高い海域です。

これまで関係県においては、それぞれの海域特性に応じて環境改善のための大規模な漁場保全事業を実施いただいておりますが、これらの事業は、有明海特措法や公害財特法に基づく特例措置を受けて実施しており、適用期限がそれぞれ令和3年度及び令和2年度の末までとなっております。これらの特例措置がなくなれば、各県では財源の確保が困難となることから、必要な事業に取り組むことができなくなるおそれがありました。

関係選出の国会議員の先生方のご尽力もあって、本年4月に有明海特措法が改正され、令和13年度まで施行されることとなり、各県が行う大規模な漁場事業の実施に当たっては、有明海特措法の補助率の特例が引き続き適用されるとともに、公害財特法に規定されていた地方債の特例も適用されることとなり、安心するとともに大変ありがたいと思っております。

そこで、事業の目的である有明海の漁場保全の促進を、長崎県として、今後どのように進めていくのか、お尋ねをいたします。

②栽培漁業の推進について。

有明海は、閉鎖性が高い反面、潮位の干満

が大きく、湾奥部の広大な干潟に二枚貝や小型のエビ・カニ類など生物が豊富に生息し、漁場として利用されるだけでなく、海域全体が多くの魚介類の産卵場や雑魚の育成場となっております。

しかしながら、海底の泥化や有機物の堆積などにより海域の環境が悪化し、海面漁業生産は減少を続けており、漁家経営は厳しい状況であります。

漁家経営の安定に向けては、漁獲を支える水産資源の回復が必要であり、そのためには、漁場保全の取組に加えて種苗放流により水産資源を増やし、海域全体の漁業生産力を高めていくことが必要であると考えております。

これまでも有明海では、重要資源であるクルマエビやカサゴ、オニオコゼなど種苗放流が継続して実施されており、漁業関係者からは一定の効果が上がっていると伺っております。有明海の漁業生産量をさらに回復させるためには、魚種ごとに海域の特性に応じた効果的な放流に取り組むことも重要と考えます。これらについて、県の考え方をお尋ねいたします。

○副議長（松本洋介君） 水産部長。

○水産部長（齊藤 晃君） まず、有明海の漁場保全促進をどのように進めていこうと考えているのかとのお尋ねでございます。

有明海においては、二枚貝をはじめといたします漁業資源の減少が進む中、その回復のためには、漁場の保全対策が重要と考えており、本県では、効果が実感でき、漁業者から要望が強い、海底耕うんを実施しているところでございます。

今回の改正によりまして、有明海特措法に新たに設けられた地方債の特例を含め、国の支援

制度を活用しながら、引き続き、海底耕うんにしっかり取り組んでまいります。

さらに、国や関係県と連携しつつ、有明海の特産であるタイラギの母貝団地の造成など、漁場環境の改善対策を進めてまいります。

次に、有明海における効果的な種苗放流について、県はどのように取り組もうと考えているのかとお尋ねであります。

有明海の水産振興のためには、水産資源の早期の回復が重要であると認識しており、そのため県では、国の有明海漁業振興技術開発事業を活用し、有明海の特産魚介類について、海域の特性に応じた放流技術開発に取り組んでおります。

具体的には、ガザミ、ホシガレイ、トラフグ、ヒラメについて、最適な放流サイズや手法、放流に適した場所や時期の調査を行い、これまでに得られた成果を踏まえ、クルマエビ、トラフグ、ガザミについては、放流効果の高い湾奥部での放流を実施しているところであります。

県といたしましては、漁獲が減少している有明海の重要資源の回復、増大に向け、当該事業を活用し、今後も海域特性に応じた栽培漁業の推進に積極的に取り組んでまいります。

○副議長（松本洋介君） 中村一三議員—15番。

○15番（中村一三君） 栽培漁業について、再質問をいたします。

放流技術については、高い放流効果が得られる場所を特定して放流が実施されるなど現場での応用がなされるとのことでありましたが、種苗生産や中間育成ではどのような技術開発が進められているのか、お尋ねをいたします。

○副議長（松本洋介君） 水産部長。

○水産部長（斉藤 晃君） これまでの試験により、ホシガレイの稚魚の成長促進に緑色光の照

射が有効との知見が得られておりますので、今年度はヒラメ、トラフグを加えて、成長促進と育成機関の短縮を検証するとしております。

また、タイラギにつきましては、卵を産む親貝を増やすため、各県において稚貝を育成しておりますが、豪雨時の低塩分化为要因とした減耗が課題のため、今年度は、河川の影響を受けにくい熊本県海域で育成し、その後、各県に移殖する試験を予定しているところでございます。

○副議長（松本洋介君） 中村一三議員—15番。

○15番（中村一三君） ありがとうございます。

6、教育行政について。

（1）教育行政について。

①新教育長の目指す教育について。

まずは教育委員会教育長、就任おめでとうございます。

7年ぶりに教育委員会教育長が交代となったわけですが、前教育長は、その任期中、直面する不登校やいじめ問題、多発する教職員の不祥事といった問題の解決に向け力を注いでこられたものと認識をしております。

新たに本県教育行政のトップとしてかじ取り役を担うこととなった平田教育委員会教育長は、産業労働部長、総務部長、統轄監といった経験を活かし、どのような教育を目指していくのか、お尋ねをいたします。

また、教育委員会教育長が代われれば、特に、力を入れていく施策も変わってくると思いますが、どのような課題に重点的に取り組もうと考えているのかを含め、平田教育委員会教育長ならではの抱負をお聞かせいただきます。

②学校における新型コロナウイルス感染症への対応について。

新型コロナウイルス感染症は、いまだに収

束する兆しが見えません。学校現場においては、今後も感染拡大防止対策を徹底しながら、学びの保障の視点から教育活動を継続していかなければならないと思っております。

そこで、学校における感染症対策にどのように取り組んでいくのか、また、学校で陽性者が確認された場合どのように対応するのか、そのような状況下で、どのような工夫により学校教育活動を継続し学びの保障に努めておられるのかをお尋ねいたします。

加えて、感染者及び関係者等に対する誹謗・中傷、差別、偏見等の防止に向けて、学校でどのように取り組まれているのか、併せてお伺いいたします。

○副議長（松本洋介君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（平田修三君） まず、どのような課題に重点的に取り組もうとしているのかというお尋ねでございます。

前教育長の任期中から重点的に取り組まれております、いじめや不登校児童・生徒への対応、あるいは学力向上対策の充実といった点につきましては、引き続きしっかりと対応させていただきたいと考えております。

そのほか、小規模校が多い本県におきましては、確かな学力を育むための「学びの機会」の確保、「教育の質」の確保という観点が極めて重要だと考えております。

このために、現在整備が進んでおります一人一台の端末等、ICTを最大限に活用した教育の推進ということが大変重要だろうと考えております。

加えまして、人口減少が進む中で、若者の地元定着に向けた支援についても、これまで以上に取り組んでいく必要があります。

そのため、地域の強みや課題を主体的、探究

的に学ぶふるさと教育を一層充実させるとともに、学校と地元企業などとの連携を強化するなど、次世代の産業人材の育成にも力を入れたいと考えます。

子どもたちの夢や進路の実現に向けて、個々の能力を最大限に引き出す教育にしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

2点目に、学校における新型コロナウイルス感染症への対応についてのお尋ねでございます。

新型コロナウイルスの感染防止対策につきましては、国の対応マニュアル等も踏まえまして、本県の感染ステージに応じて具体的に学校がとるべき対策を定めており、これに基づいて学校で感染防止に取り組んでおります。

感染者が発生した場合には、保健所と協力をいたしまして、まず接触者などの影響の範囲を早期に特定し、臨時休業の範囲を最小限にとめるとともに、学びの保障の観点から、一定期間通学できない児童生徒に対しては、本人の状況を見ながら課題を与えるなど、学習の遅れが生じないように配慮をしているところでございます。

誹謗中傷等の防止に向けた取組といたしまして、日頃から偏見や差別につながる行為は断じて許されないというような教育について、機会を捉えて児童生徒に指導徹底をしておりますとともに、感染者が発生した場合には、改めて感染者やその家族等に対して感染を理由とした偏見や差別が生じないように、児童生徒及び保護者に周知、啓発を行うことといたしております。

また、このほか心のケア等に関しましても、きめ細やかな観察、面談、スクールカウンセラー等と連携し、丁寧な支援に努めているところでございます。

○副議長（松本洋介君） 中村一三議員—15番。

○15番（中村一三君） ありがとうございます。

平田教育委員会教育長は、今後、長崎県教育界のリーダーとして教育行政を担うわけですが、今まで培った行政経験をもとに、教育現場あるいは学校の先生等の指導に当たっていただきたいと願い、私の一般質問をこれで終わります。

ありがとうございます。（拍手）

○副議長（松本洋介君） これより、しばらく休憩いたします。

会議は、2時45分から再開いたします。

— 午後 2時29分 休憩 —

— 午後 2時45分 再開—

○議長（瀬川光之君） 会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

山田朋子議員—34番。

○34番（山田朋子君）（拍手）〔登壇〕 改革21、佐世保市・北松浦郡選挙区選出の山田朋子でございます。

質問に入ります前に、このたびの新型コロナウイルス感染症により、お亡くなりになられた方々、ご遺族の皆様にご心からお悔やみを申し上げます。

本県においても、新型コロナウイルス感染症対策の切り札とされるワクチン接種がはじまっておりますが、あらためて、新型コロナウイルス感染症の一刻も早い収束をお祈り申し上げます。

それでは、通告に従い質問に入りますが、知事、教育委員会教育長、選挙管理委員会委員長、関係部局長からの明確なご答弁をお願いいたします。

1、必要な人に必要な支援が届く取り組みについて。

（1）ヤングケアラーについて。

ヤングケアラーの問題に対する見解について。

ヤングケアラーは、病気の家族の介護や兄弟の世話などを担う18歳未満の子どもたちが、年齢や成長の度合いに見合わない責任や負担を負うことで、本人の育ちや通学、就職などへの影響があるといった課題があり、支援が必要なヤングケアラーに対しては、関係機関等が連携をして早期発見をし、適切な支援につなげる取組が求められております。

この4月には、国によるヤングケアラーの調査結果が出され、公立中学校2年生の約17人に1人、公立の全日制高校2年生の約24人に1人が、世話をしている家族がいるとの回答をしたことが明らかになったところでありますが、あらためて、こうしたヤングケアラーの問題に対する見解をお尋ねいたします。

○議長（瀬川光之君） 知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕 山田朋子議員のご質問にお答えいたします。

ヤングケアラーの問題に対する見解について、お尋ねであります。

4月に公表されました厚生労働省と文部科学省の合同による調査では、先ほど議員がお触れになりましたように、中学2年生の5.7%、全日制高校2年生の4.1%が、「世話をしている家族がいる」と回答されております。

そのうち、「家族への世話をほぼ毎日している」中高生が3割から6割程度、「一日平均7時間以上世話をしている」中高生が1割程度存在することが明らかになっております。

ヤングケアラーと言われる子どもは、長時間にわたるケアなど、年齢や成長の度合いに見合

わない過重な負担を担うことで、心身の健やかな育ちや教育等に影響を受けるなどの問題があるものと認識しているところであります。

こうしたヤングケアラーの問題は、本人や家族に自覚がない場合や、家族の状況を知られたくないとの思いから潜在化しやすいため、まずは実態把握に努めたうえで、必要な対策を講じていく必要があるものと考えているところであります。

以後のお尋ねにつきましては、自席の方からお答えをさせていただきます。

○議長（瀬川光之君） 山田朋子議員—34番。

○34番（山田朋子君） 今、知事にご答弁をいただきましたが、答弁の中でもありましたように、一日7時間家族の世話をしている18歳未満の子どもたちがいるという現状は、寝る時間だったり、学校に通う時間、場合によっては部活をしたりとか、そういった時間等も本当に削りながら、そういう環境にいる子がいるということでもありますし、ヤングケアラーの特性上、本人が、それが当たり前と思っている状況にありますので、これから様々な対策を提案させていただきますが、しっかりと取組をしていただきたいということをお願い申し上げます。

次に、具体的な取組についてです。

私は、本県のヤングケアラーの実態をしっかりと調査していただきたいと思っており、学校において、広くヤングケアラーの周知を図りながら実態調査を実施するようお願いしてきましたが、その取組状況について、お尋ねをいたします。

また、ヤングケアラーは、まだまだ認知度が低く、支援が必要な子どもがいても、子ども自身や周りの大人が気づくことができないというのが現状であると思われます。

ヤングケアラーを早期に発見し、支援していくためには、子どもへの周知をはじめ、ヤングケアラーの認知度の向上と、支援する側の取組として、福祉、介護、医療、学校など、関係機関におけるヤングケアラーに関する研修の実施が急務だと考えておりますが、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

○議長（瀬川光之君） こども政策局長。

○こども政策局長（田中紀久美君） 県といたしましては、本年5月中旬に、県内の小中学校、高等学校に対して実態調査への協力をお願いしたところです。

調査は、各学校が実施している既存のアンケートにヤングケアラーに関する項目を追加して実施することとし、併せて、早期発見のためのアセスメントシートや発見した場合の対応についてもお示ししたところであり、対応結果については、本年10月末までに回答していただくことにしております。

また、潜在化しがちなヤングケアラーを早期に発見するため、福祉、介護、教育をはじめとする関係機関等に対する研修等を通じて、ヤングケアラーの特性や必要な支援について理解を深めてもらうとともに、市町をはじめ関係機関と連携して、子ども自身の認知度向上に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 山田朋子議員—34番。

○34番（山田朋子君） 10月末までということの実施をいただくことは、とても感謝を申し上げます。

実は、鳥取県も同様に調査をしておりますが、高齢化率が高い中、祖父母の介護をしている状況もあるのではないかと懸念から、調査結果を待たずして相談窓口を設置されております。私は、ぜひそのような形で、子どもを取り巻く

様々な相談窓口というのは多くありますが、ヤングケアラーに関しても、ぜひ相談窓口の設置をお願いしたいと思います。

それと、併せて行政や教育、医療機関職員、児童相談所の職員などでヤングケアラーに関する対策会議等を設けて、しっかりと支援の在り方を検討いただきたいということを申し上げておきます。

（2）生理の貧困について。

①生理の貧困問題に対する見解について。

現在のコロナ禍において、多くの国民がその影響を受けているところですが、その中で、生理用品を買うことができない生理の貧困が社会的な問題となっております。

民間団体が3月に発表した調査では、高校生や大学生の5人に1人が、過去一年で金銭的な理由により生理用品の購入に苦労したり、節約のため交換頻度を減らし、不衛生な状況に強いられると答えております。私は、感染症や妊娠、出産に影響が及ぶのではないかと心配をしております。

自治体や民間団体による支援の動きが全国ではじまっておりますが、知事は、この問題をどのように認識しておられるのかを伺います。

○議長（瀬川光之君） 知事。

○知事（中村法道君） 生理の貧困問題につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、女性特有の問題が顕在化し、国においては、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」において、その背景や事情に丁寧に向きあい、寄り添った相談支援の充実に努めるなどとされているところであります。

県としては、不適切な養育環境にある子どもやその家庭、また就業や生活面で困難や不安を抱える女性に対する支援は重要であると考えて

いるところであり、市町と十分連携を図りながら対応していく必要があるものと認識しているところであります。

○議長（瀬川光之君） 山田朋子議員—34番。

○34番（山田朋子君） 知事から、十分に認識をいただいたうえで、市町と連携をして取り組んでいただくという答弁をいただきました。ありがとうございます。

それでは、次に、県として、生理の貧困に対してどのように取り組むのかを伺いたいと思います。

私は、生理用品を買うことができない女性への無料配布等による支援も当然大事であります。このような状況にある方を、生理用品の配布等をきっかけに相談支援につなげることが重要であると考えておりますが、県の具体的な取組をお尋ねいたします。

○議長（瀬川光之君） こども政策局長。

○こども政策局長（田中紀久美君） 県といたしましては、住民に身近な市町が、国の交付金制度を活用してNPO等の民間団体と協力し、生理用品の提供等を通じて、支援を要する子どもや女性を各種の支援制度につなぐ取組ができるよう、市町への情報提供や関係団体との調整等を行い、事業実施に向けて働きかけをしてまいります。

○議長（瀬川光之君） 山田朋子議員—34番。

○34番（山田朋子君） 今、局長の方からご答弁いただきました。市町や関係団体と協議をして、実施に向けてご努力をいただくということですが、実は、これは国の地域子供の未来応援交付金を活用するというふうに聞いております。これは行政ではなく、社協とかNPO、そういった団体じゃないと、この事業が補助金を使うことができません。それで、1つの市に2

つでも3つでもいいんですけれども、1団体が125万円いただけるようになっております。

それで、私はぜひお願いをしたいのが、なかなか県内各21市町で、そのようなことができるNPOとかが少ないと思いますが、こういった福祉のサービス提供に差があってはいけないと思いますので、ぜひそのあたりをしっかりと各市町にも理解を得て、NPO等の協力を得るようにしていただきたいということを強く申し上げます。

これは今からこの事業がうまくいけば、学校等で生理用品の配布等もいただけるやに聞いております。そういったことで、県内の21市町、暮らすまちによって、生理用品が学校で提供されるところと、できないところというような不平等が生じるおそれがあると思って私は心配をしております。ぜひ、このような内容も理解をいただいて、積極的に、必ず21市町でこの対応ができるようお願いをしたいと思っております。

また、今回の取組、今申し上げた交付金ですけれども、未来永劫あるものじゃないと私は心配をしております。

そこで、このような形で社会的な問題となりました生理の貧困をきっかけに、企業とか団体に寄附を募る仕組みもぜひ検討をいただいて、しっかりと子どもや女性に届く仕組みというものをつくっていただきたいし、先ほど申し上げましたように、これがきっかけとして、必要な方に必要な支援が届くようお願いをしたいと思います。

(3) シングルマザーへの支援について。

ひとり親世帯の状況や支援ニーズの把握・対策について。

もともと経済的に厳しい状況にあるひとり親

世帯は、新型コロナウイルスの影響が長期化する中、さらに経済面をはじめとした様々な困難に直面しているのではないかと危惧しております。そのため、不安や困難を抱えるひとり親世帯の状況や支援ニーズをより積極的に把握をし、寄り添っていく対応が必要ではないかと考えております。

そこで、私からの提案になりますが、児童扶養手当を受給している世帯には、毎年8月頃に現況届を提出していただくことになっております。その際に、例えば、困りごとを相談できる相談票を提出できるようにするなどして、ひとり親世帯の状況を確認してはいかがかと思いますが、見解を求めます。

○議長（瀬川光之君） こども政策局長。

○こども政策局長（田中紀久美君） 県におきましては、ひとり親世帯等に対して、「長崎県ひとり親家庭等自立促進センター」における就業相談をはじめとした支援に加え、昨年6月には、SNSによる相談ができ、ひとり親等と支援者の双方を支援する「長崎県子どもの貧困総合相談窓口」を新たに設置し、相談支援の充実に取り組んできたところであります。

しかしながら、コロナ禍が長期化する中でひとり親世帯の状況をより積極的に把握する必要があると考えておりますので、市町の協力も得ながら調査を実施してまいります。

○議長（瀬川光之君） 山田朋子議員—34番。

○34番（山田朋子君） 調査を実施いただくということですが、ぜひこの現況届の機会を活かしてやっていただければと思っております。

国立医療研究センターの調査によりますと、シングルマザーの9人に1人が心の不調を訴えており、そのうえ、女性はパートやアルバイト

などの非正規で働く人が多く、コロナで雇い止めに遭ったり、シフトの減少などで収入減になったり、追い詰められて孤立をしているのではないかととても心配をしております。

今回、しっかり調査をいただくということでありますが、そういった方々の声をちゃんと拾い上げて、市町の必要な支援につなげていただきたいということをお願い申し上げたいと思います。

今回、女性がこのコロナ禍の中で影響を受けております。「ウーマンズジョブほっとステーション」という女性に特化した県の就労の相談機関では、令和元年に88件だった電話相談が、令和2年、まだ期の途中でありますが、652件と非常に相談が増えております。

こういった状況もよく理解をしていただいたうえで、特に、ひとり親の厳しい状況にいる女性の支援、そして子どもの支援をしていただきたいということをお願い申し上げます。

②養育費不払い解消支援について。

厚生労働省が行っている平成28年度全国ひとり親世帯等調査によると、養育費の取決めを行っている母子世帯の割合は約43%ですが、実際に養育費を受け取っている母子世帯の割合は約24%となっております。

養育費の確保や不払いを解消することは、離婚後のひとり親家庭の自立のための入り口の支援であり、養育費が確保されることにより、子どもの貧困やネグレクトなどの虐待リスクの軽減にもつながるのではないかと考えております。

今年度から佐賀県においては、養育費の履行確保を促進するモデル事業を開始され、養育費の確実な取決め等を促進するために、公正証書等の作成費用や養育費を支払わない場合に備えて、保険契約を締結する際の保険料の補助など

を行っていると聞いております。

本県においても、離婚後、養育費を受け取っていないひとり親が多い状況にあることから、養育費不払い解消に向けた取組が必要ではないかと考えますが、長崎県において、どのように取り組んでいくのか、伺います。

○議長（瀬川光之君） こども政策局長。

○こども政策局長（田中紀久美君） 昨年度、県が実施した児童扶養手当受給者アンケートにおいて、養育費を受け取っている母子家庭は全体の4分の1程度であり、子どもの健やかな成長のためにも、養育費の不払いが解消されることが必要であると認識しております。

現在、法務省において、養育費に関する制度の見直しや在り方などの検討が進められているところであり、県といたしましては、国の制度検討の動向を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 山田朋子議員—34番。

○34番（山田朋子君） 国の方で動きがあることも存じておりますが、取り巻く環境が本当に厳しくなっています。そういった中で、私は取組を進めていただきたいと思います。佐賀県は、弁護士の相談会とかも開いたりしているようですので、ぜひお願いをしたいと思います。

2、性の多様性について。

（1）パートナーシップ制度とファミリーシップ制度について。

パートナーシップ制度とは、公式な定義ではありませんが、一方、または双方が性的少数者である2人がお互いを人生のパートナーとし、相互の協力により、継続的な共同生活を行う関係であることを自治体が証明書を交付、またはそうした内容の宣誓書の受領書を交付したりす

ることをいいます。最近では、パートナーシップ制度に加えて、パートナーと同居する未成年の子どもも含めて家族として証明するファミリーシップ制度もあります。

性的少数者の方の人権が尊重される社会の実現のためには、行政が率先してパートナーシップ制度やファミリーシップ制度を創設し、住民等への啓発に取り組む必要があると考えます。

本県では、長崎市において、令和元年9月、「長崎市パートナーシップ宣誓制度」がスタートをされておりますが、他市町においては進んでおらず、ファミリーシップ制度は設けられておりません。

県が導入することで市町への取組の牽引になるかと思いますが、どのように考えているのか、伺います。

○議長（瀬川光之君） 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（貞方 学君） 自治体におけるパートナーシップ制度につきましては、性の多様性に関する住民意識の状況や制度の適用範囲等に留意しながら検討を進めていく必要があると考えております。

このようなことから、その導入に当たりましては、地域における住民の意識を具体的に把握し、また福祉や子育てなど多様な住民サービスを所管する市町において検討をされることが望ましいのではないかと考えております。

県といたしましては、性の多様性について、県民の皆様への教育、啓発を進めてまいりますとともに、市町に対し、先進自治体の情報共有などを行い、制度の普及促進に努めてまいりたいと考えております。

なお、ファミリーシップ制度につきましては、まだ広く認知されているという状況にはないものと考えており、県といたしましては、全国の

状況をしっかりと注視するとともに、まずは導入に当たっての課題等について、研究をしてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 山田朋子議員—34番。

○34番（山田朋子君） 自治体、県レベルで行っているのが群馬県、茨城県、大阪府、そして三重県というように聞いております。もちろん住民生活に近い市町で実施が望ましいところではありますが、今、長崎市が令和元年にスタートされて以後、進んでいない状況にもあります。しっかりと市町にも声をかけていただきたいと思います。

アンケート結果が出ています。性的少数者555人と、それ以外の方5,685人にアンケートをした結果で、カミングアウトしやすくなったか、あまりしやすくなっていない、これを両方合わせますと70.2%と、まだまだそういった方々に厳しい社会であります。

私は、こういったことを広くみんながもっともっと理解をして、誰もが暮らしやすい長崎県をつくるべきだというふうに思っておりますので、ぜひ取組を進めていただきたいと思います。

また、ファミリーシップに関してですが、実は、私と私の同性パートナーがいるとします。そうしたら、今、里親、特別養子縁組とかで、子どもを自分の子どもとして育てることができませんが、戸籍上は、私か私のパートナーの戸籍にしか入ることができません。そういったことでも、家族として生活をするうえで、ファミリーシップという考え方は、これからはもう絶対必要になっていると私は思っておりますので、ぜひそこも含めて、しっかりと検討いただき、進めていただきたいと、お願いを申し上げます。

（2）公営（県営）住宅の入居について。

県営住宅に入居できるのは、60歳以上の高齢

者を除けば、同居親族のある世帯のみとなっております。しかしながら、公営住宅の性質上、多くの県民に幅広に入居していただくべきではないかと私は思います。

例えば、パートナーシップの宣誓をした方や宣誓はされていないが親族と同様の関係にある方、例えば非婚とかいう形もあると思いますが、そういった方々を親族とみなし、入居を認めるべきではないかと考えますが、ご見解をお聞かせください。

○議長（瀬川光之君） 土木部長。

○土木部長（奥田秀樹君） 県営住宅の入居資格については、条例で、同居親族があることを要件の一つと定め、この親族には、「婚姻の届出をしないが、事実上、婚姻関係と同様の事情にある者」も含むとしています。

現在は、婚姻の届出をしていない事実婚の方について入居を認めています。長崎市において「パートナーシップ宣誓制度」が開始されたことを受けて、同市内の県営住宅において、宣誓したことを確認できる方についても、入居申込みを受け付けたいと考えています。

また、パートナーシップ宣誓制度のない市町にお住まいの方や宣誓を行っていないものの、事実上、婚姻関係と同様の事情にある方からご相談をいただいた場合には、他県の状況や個別の事情などをお聞きしながら対応を検討してまいりたいと考えています。

○議長（瀬川光之君） 山田朋子議員—34番。

○34番（山田朋子君） 長崎市でパートナーシップ宣誓をされている方々は、今後は県営住宅に入居ができるということでもあります。また、宣誓はしていないけれども、そういう関係の方々がご相談があった場合は、きちんと対応をして、入居ができるようにしてくださるという

答弁だというふうに理解をいたしました。

県営住宅は、誰にもやさしい、言わずと知れた県民のための住宅でありますので、しっかりとどなたでも入居ができる形、新しいいろいろな形が今はありますので、ぜひ理解をして進めたいと思っています。

これを併せて、県営住宅は既に高い入居率があります。市町によっては、旧合併町とか、そういったところにはまだまだ結構空きがあるようでもありますので、長崎県の県営住宅が一步進めば、市町の公営住宅も私は進むと思いますから、しっかりとこういった情報提供をいただいて、誰もが入居できる公営住宅というものをしっかりつくっていただきたいと思います。

(3) 行政文書における性別欄の見直しについて。

自分の体の性と心の性が異なっていたり、違和感を持つ人の中には、公的機関に提出する文書に性別記載欄がある場合、男女のいずれかを記載することに抵抗感や精神的苦痛を感じる人もいます。

このような方々に配慮をし、生きづらさを軽減する取組として、行政文書における性別記載欄の有無、その必要性の精査が必要と思いますが、県の文書において、どのように取扱いをなされているのか、現状をお聞きします。

また、市町においても県と同じように行政文書の性別記載欄の見直しを進めてほしいと思いますが、県として働きかけができないのか、伺います。

○議長（瀬川光之君） 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（貞方 学君） 本県の行政文書で性別欄の記載があるもののうち、法令等により様式が指定されたものを除く117件の申請書等につきまして、67件の見直しを進めてき

たところであります。

見直しを行わないとしている文書は、入院申込書など身体の性別確認がどうしても必要な書類、統計上必要がある書類などでございます。

このような文書につきましても、記載方法を工夫するなどの見直しができないか、引き続き、各部局に検討を働きかけてまいりたいと考えております。

また、市町に対しましても、性的少数者の人権尊重の観点から、性別欄見直しの必要性や県の取組状況をお伝えするなどして、それぞれの市町による見直しが進みますよう促してまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 山田朋子議員—34番。

○34番（山田朋子君） 県においては、さらにもっと進めていただきたいと思いますし、市町に情報提供いただいて、より住民の方が窓口として利用する市町ですので、行政文書の方に配慮をいただくように、ぜひしっかりと声をかけていただきたいと思います。

3、教育行政について。

（1）LGBT対策について。

LGBTは、今日的な人権に係る課題であり、当該児童生徒が相談できる環境づくりや個別の対応が必要であると考えております。

学校における支援としては、当該児童生徒も使用可能な多目的トイレの設置や自認する性別の制服の着用を認めるなど、当該児童生徒が安心して通学できる環境づくりや相談体制の充実が求められております。

そこで、学校でのLGBTに係る具体的な対応について、県としてどのように取り組んでいるのか、伺います。

○議長（瀬川光之君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（平田修三君） 県教育委員

会では、文部科学省の通知に基づきまして、LGBTに係る児童生徒の配慮については、きめ細やかな対応に努めております。

具体的に申し上げますと、個別に相談があった場合には、児童生徒に対して、職員トイレ、多目的トイレの利用でありますとか、あるいは自認する性に応じた制服の着用を認めた例も聞いております。

そのほかに、女子制服のスラックス等についても導入が進んでいるところでございます。具体的に環境、状況を言いますと、女子の制服に関しましては、スラックスを導入している公立高校が57校中で19校ありまして、さらに来年度からが2校、現在検討中が15校となっております。中学校では、165校中の9校が導入しており、来年度からの導入が22校、検討中が41校となっております。

また、環境面として、多目的トイレの設置状況ですけれども、小中学校では約4割、県立学校では約9割となっております。この点は、バリアフリー化の促進ということもありますので、小中学校での整備の促進も図ってまいりたいと考えております。

今後も、各学校での相談状況ですとか、対応事例について、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの研修会においても、よく研さんを深めまして、児童生徒一人ひとりの多様性を尊重しながら、きめ細やかな支援に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（瀬川光之君） 山田朋子議員—34番。

○34番（山田朋子君） 今、ご答弁いただきました制服の件ですけれども、スラックスを選んだり、スカートを選んだり、誰もが自由に選べるような環境をつくっていただきたいと思います。本当に思っております。スラックスを選ぶからどうの

こうのではなく、両方選べるとか、そういった仕組みをしてほしいと思いますし、中学校に至っては、まだまだ165校中9校だけという状況にあるようでございます。検討もいただいているようではありますが、ぜひ子どもたちがストレスなく学校に通える環境を整えていただきたいと、お願いを申し上げます。

あと、男女混合名簿の件です。

私の方から申し上げたいと思いますが、男女混合名簿といいますと、男子が先に名前を呼ばれて、女子が後という、私たちが子どもの時はそういう状況だったと思いますが、今は、あいうえお順で男女混合で名簿を作成していますが、県立高校に至っては100%していただいておりますが、公立小学校では79.8%、中学校では73.8%、この中には、21市町で、いまだに男女混合名簿をされているところがあります。私は、教育委員会にもお聞きをしましたが、今、体育の授業も家庭科の授業も、何でも男女共学、一緒に学ぶというのが基本になっていると聞いております。私は、ぜひこのあたりもしっかりと取り組んでいただきたいことをお願い申し上げます。

(2) 「フェーズフリー」の学校現場への導入について。

近年、日本各地では、台風や地震等による災害が多発をしており、学校においても、教職員が、これまで以上に高い防災意識を持って防災教育を行うことが重要であると考えております。

災害は特別なこととして、避難訓練など、防災に特化した教育だけを行うのではなく、日常の教育活動の中に、非常時に役立つ要素を取り入れるフェーズフリーの考え方を学校現場に取り入れることが、災害に対応する力や判断力が身につくのではないかと思います。

そこで、フェーズフリーの考え方に基づく教育を学校現場に導入することについての県としての考えをお聞かせください。

○議長（瀬川光之君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（平田修三君） 子どもたちが、災害時にも自らの命を自分で守り、たくましく生き抜いていく力を育てるうえで、日常の教育活動から非常時にも役に立つ要素を取り入れた防災教育を展開することは有効であるというふうに考えております。

県教育委員会としましては、平成24年度から、文部科学省の委託事業であります学校安全総合支援事業において、主体的に危機を回避する態度や行動力の育成に取り組み、教職員をはじめ、児童生徒の防災意識の向上に努めているところであります。

今後、さらに本事業を中心としまして、気象台や長崎河川国道事務所などとも連携、協力しながら、日常時も非常時も役に立つ防災教育の視点やその実践について、市町教育委員会や各学校へも周知していきたいというふうに考えております。

○議長（瀬川光之君） 山田朋子議員—34番。

○34番（山田朋子君） ぜひフェーズフリーの考え方を学校現場に導入いただきたいということをお願い申し上げます。

(3) 新教育長の抱負について。

LGBTやフェーズフリーについては、児童生徒が安全・安心な学校生活を送るうえで非常に重要なものであると認識をしております。

県教育委員会においても積極的に対応を進めべきと思いますが、あらためて教育委員会教育長としての抱負を聞かせていただきたい。

○議長（瀬川光之君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（平田修三君） まず第一に、

子どもたちが長い時間を過ごします学校が子どもたちにとって安全・安心な居場所であるということが最も重要なことであると考えております。

さらに申し上げますと、これからの教育におきましては、子どもたちが自ら課題を考え、主体的に解決する力を育むことや「多様性」、あるいは「包摂性」といった観点、重視した教育を進めていくことが重要であるというふうに考えております。

LGBTに係る児童生徒への対応でありますとか、防災教育の推進につきましても、そういった観点からしっかりと取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（瀬川光之君） 山田朋子議員—34番。

○34番（山田朋子君） 4、コロナ感染症から県民を守る取り組みについて。

（1）誹謗中傷対策について。

相談窓口の充実について。

新型コロナウイルス感染症において、感染者だけではなく、その家族や周辺の方々、医療や介護に従事されている方や運送業など社会機能の維持に貢献されている方などに対して、誹謗中傷、偏見や差別等の事案が発生をしております。

本年では、昨年8月に新型コロナウイルス感染症関連の人権専門相談窓口を設置されましたが、現在までの相談件数は何件あるのか、また県として、そのことをどのように評価しているのかをお聞きします。

○議長（瀬川光之君） 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（貞方 学君） 新型コロナウイルス感染症関連の人権相談窓口に寄せられた相談は、5月31日現在で162件、そのうち人権に係る相談は53件となっております。

相談件数の多い、少ないについて客観的に評価することはなかなか難しいと思いますが、九州各県と比較して、特に少ないという状況ではございません。

県としましては、今後とも、テレビCMや県のホームページ、SNS等を活用し、様々な広報媒体等を活用して、広く相談窓口の案内に努めてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 山田朋子議員—34番。

○34番（山田朋子君） 県では、相談窓口の設置後、テレビや新聞などで周知、広報に努められておりますが、相談件数だけを見ると、相談したくても相談ができない人がいるのではないかと思います。誹謗中傷や差別がなく、相談が寄せられないことが望ましいわけではありますが、一方では、相談したくても相談できない方もいるのではないかと考えております。

毎週水曜日には午後8時まで対応しているとお聞きをしておりますが、土日しか連絡ができない方もいらっしゃると思いますので、土日も含めた相談しやすい体制づくりを検討いただきたいと思います。見解を求めます。

○議長（瀬川光之君） 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（貞方 学君） 相談体制につきましては、現在、相談員2名により、平日の9時から17時45分に加え、議員ご指摘のとおり、水曜日には20時まで延長して対応しているところでございます。

一方、土日の相談対応につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、その必要性について、総合的に判断してまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 山田朋子議員—34番。

○34番（山田朋子君） 必要性に関しては総合的に判断するということでありますが、やはり

平日お仕事をしている方とかは、土日しか相談できない方はいると思います。

感染者の数の動向とかではなく、私は、多くの方が相談をしやすい環境づくりは必要だと思っておりますので、ぜひやっていただきたいということをお願い申し上げます。

あと、ネットでの誹謗中傷等を受けた方の支援のため、現在、相談員が相談業務と県のネットパトロールを実施しておりますが、人による個々の検索作業ではなく、専門家などに委託をするなど、幅広く検索することで抑止効果が高められ、また効率化により、相談業務の充実も図られると思いますので、ぜひ相談体制の見直しと併せて検討いただきたいということをお願い申し上げます。

（2）コロナ労災・傷病手当金の状況について。

あらためて、医療・介護従事者の皆様に、日頃からの献身的な取組に心から感謝を申し上げます。

様々な感染防止対策を打ちながら従事をいただいておりますが、それでも感染する場合があるかと思います。そのような場合、労災の認定を受ければ、治療費や休業補償の給付が受けられるということではありますが、本県におけるコロナ労災の申請と認定の状況について、伺います。

○議長（瀬川光之君） 産業労働部長。

○産業労働部長（廣田義美君） 本県における新型コロナウイルス感染症による労災保険の適用状況につきましては、6月17日現在、申請が92件、うち審査を終えて認定されたものが66件となっております。その中で、医師や看護師などの医療従事者からの申請は71件、認定は53件と、全体の8割を占めている状況でございます。

長崎労働局におきましては、各医療機関や事業所に対し、コロナ感染防止対策の徹底を図るよう指導するとともに、感染者が発生した場合には、労災保険の申請を適切に行うよう働きかけを行っており、県といたしましても、労働関係の説明会や職場環境改善のために派遣する社会保険労務士等を通じて、今後とも制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 山田朋子議員—34番。

○34番（山田朋子君） 今後、周知に努めていただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症に感染した国民健康保険の被用者に対し、昨年、傷病手当金が支給できるようになっておりますが、飲食店などの個人事業主は対象になっておりません。

私のところには、県内各地の飲食店を中心とした個人事業主から、コロナに自らが感染した時の補償がなく不安だ、心配だとの声が多数寄せられております。私は、対象を個人事業主にも拡大すべきだと考えております。

本年1月現在、傷病手当金や見舞金の名目で個人事業主も支給対象としている自治体が全国で幾らかあるようであります。長崎県内の市町で支給しているところはあるのか、また新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る国民健康保険料の減免が行われていると思いますが、令和2年度分の県内市町の状況も併せてお聞かせください。

○議長（瀬川光之君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君） 国民健康保険制度における新型コロナウイルス感染症等に対する傷病手当金は、労働者が休みやすい環境を整備するため、被用者保険の傷病手当金に準じて、緊急的、特例的な措置として国が財政支援を行うこととしたものであり、事業主は対象となつ

ておりません。

なお、市町独自の支援策といたしまして、個人事業主にも支給している事例につきましては、県内では西海市が実施しております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少するなど、国民健康保険料・税の納付が困難となった世帯に対し、減免を行ったのは、全21市町で2,192世帯となっております。

○議長（瀬川光之君） 山田朋子議員—34番。

○34番（山田朋子君） 経営者の方々も対象としている市町も全国にはあるようでありますので、21市町のニーズもしっかりと聞いていただいたうえで、国に、対象にするように要望いただきたいと思います。

あわせて、先ほどからの減免の件ですけれども、私がお話をしましたら、この減免制度を知らない方も多くいらっしゃいました。市町の方では、滞納があると電話をかけられます。その際に、よかったら一声かけていただいて、もしコロナの影響があるようでしたら、こういった制度があるということも、市町は多忙ではあるかと思いますが、そのあたりもお願いをしていただきたいと思います。

5、県民のいのちと健康を守る取り組みについて。

（1）福祉避難所の増設について。

福祉避難所については、市町において指定が進められておりますが、県内の要支援者に対しては、まだまだ不足をしている状況にあります。昨年の台風10号の際には、県内10市町で27か所の福祉避難所が開設をされ、244人が避難をされたとお聞きしております。

昨年9月定例会の一般質問において、福祉避難所については、バリアフリーの環境が整った特別支援学校など、新たな施設を検討してはど

うかと提案をしましたが、さらなる確保を図るため、今後どのように取り組んでいくのかを伺います。

○議長（瀬川光之君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君） 福祉避難所につきましては、令和3年5月1日現在、県内全市町におきまして、448施設が指定され、6,648人分を確保しており、年々増加傾向にあります。県全体の要支援者6万4,293人に対しまして、依然として不足していることから、さらなる拡充が必要と考えております。

県といたしましては、幅広い施設での指定が必要であることから、既にバリアフリー化された県有施設である特別支援学校につきまして、昨年度、県教育委員会と協議を行った結果、「県立学校の避難所指定に関する要綱」が改正され、市町から福祉避難所としての指定要請があった場合には、原則的に承認するものとされたところであり、現在、市町へ情報提供を行い、指定に向けた取組を推進しております。

引き続き、バリアフリー化された施設を中心に、福祉施設の候補となる施設を選定し、市町に対しまして、積極的な福祉避難所の指定を働きかけて、さらなる充実に努めてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 山田朋子議員—34番。

○34番（山田朋子君） ぜひ施設の新たな指定を進めていただきたいと思いますが、さらに一般避難所に併設する形で設置をすることで、市町の担当者の負担も幾分か軽減をされ、より効率的な運用ができるものではないかと考えております。

一般避難所に併設する場合、バリアフリーのための改修などの費用が必要になるかと思えます。他県においては、改修費用などに対し補助

をされている事例があります。本県でも検討できないか、伺います。

○議長（瀬川光之君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君） 福祉避難所の改修に係る経費等につきましては、関係市町ともよく意見を伺いながら検討していきたいというふうに思っております。

○議長（瀬川光之君） 山田朋子議員—34番。

○34番（山田朋子君） ぜひお願いをしたいと思います。

先ほど部長の答弁にありました、まだまだ必要数、今448か所ですが、要支援者の方々全て安心して避難をするためには、約10倍の4,500か所が必要であります。そういった意味でも、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

（2）個別避難計画の策定について。

本年5月、「災害対策基本法」が改正をされ、福祉避難所について、受入れ対象者とその家族のみが避難する施設として指定がなされることになったとお聞きをしております。また、避難行動要支援者の個別支援計画の作成が努力義務化されました。

こうした制度改正の趣旨を踏まえ、県として、市町がまず避難行動要支援者名簿をしっかりと整備し、個別避難計画を策定するための支援を行う必要があると思いますが、県の考えを伺います。

○議長（瀬川光之君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君） 災害時に自ら避難することが困難な高齢者、障害者等の「避難行動要支援者」につきましては、県内で6万4,293名の名簿が作成されているところであります。

この名簿を活用し、避難支援の実効性を高め

るためには、避難行動要支援者の心身の状況や生活実態の変化の把握に努め、名簿情報を最新の状態に保つとともに、避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成を進めることが重要であると考えております。

法改正に合わせまして、避難行動支援に関する国の「取組指針」も改定され、地域におけるハザードの状況等を踏まえ、優先度の高い方から計画を作成することや福祉専門職等との連携などが盛り込まれたところであります。

県といたしましては、今年度、国の個別避難計画作成モデル事業を実施することとしており、専門家による研修会を実施し、計画作成の中核的な役割を担う人材を育成するほか、介護支援専門員等の福祉専門職の参画について、関係団体を通じて協力を求めるなど、市町の取組を支援してまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 山田朋子議員—34番。

○34番（山田朋子君） （3）避難所におけるLGBT対策について。

避難所におけるLGBT対策をどう進めていくのか、戸籍上の性別と異なる性で暮らす避難者が避難所の受付で性別を聞かれ返事に窮したり、男女別のトイレが設置されておらず、生物学的性別のトイレを利用するように言われ、仕方なく倒壊のおそれのある自宅に戻った事例など、いまだに避難所におけるLGBT対策については道半ばの状況にあります。

そこで、私は去年の9月定例会で、LGBTに対する配慮を県が作成している避難所開設・運営のチェックリストに盛り込むように要望しましたが、その後の状況について、伺います。

○議長（瀬川光之君） 危機管理監。

○危機管理監（多田浩之君） 避難所のLGBT対策については、本県の地域防災計画において、

避難所の運営に当たり、性的少数者の視点に配慮するよう定めております。

また、避難所の感染症対策に当たって、市町の参考としていただくために作成した「避難所開設・運営における新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト」の改訂を行い、要配慮者として性的少数者を追加し、避難所開設の際にはLGBT等への配慮に留意いただくようお願いしております。

避難所における性的少数者の方への具体的な対応については、市町の人権担当課と連携を図り、避難所開設を担う防災担当課への助言や調整を行うようお願いするとともに、避難行動要支援者に係る市町との会議等を活用し、性的少数者への対応の必要性や方策について、普及啓発を行ってまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 山田朋子議員—34番。

○34番（山田朋子君） （4）サポートながさきの推進体制及び今後の予定について。

性被害、性暴力被害者を支援するワンストップ支援センターとして、本県では「サポートながさき」が設置をされております。

昨年6月、国において、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が決定をされ、私が9月定例会において、国の対策強化に合わせ、人員を増やすなど、体制を強化する必要があるのではないかとお尋ねをした際、状況に応じ体制の強化を検討するとの答弁がありました。

加えて、12月には、国において策定された「第5次男女共同参画基本計画」の中では、女性に対するあらゆる暴力の根絶ということで、その成果目標の一つとして、2025年までにワンストップ支援センターなどで365日緊急対応ができる都道府県数を47都道府県と掲げており、また他県では、民間に委託してコールセンターを設

置するなど、夜間・休日対応の取組が行われております。

本県においても、国の方針や計画に合わせて夜間・休日における緊急時の対応を考える必要があると思いますが、見解を求めます。

○議長（瀬川光之君） 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（貞方 学君） 本県におきましては、国における「性犯罪・性暴力対策の強化方針」を踏まえ、本年度から、「サポートながさき」の専門相談員を1名増員し、2名体制で運用いたしております。

現在、国において、夜間・休日に対応できるコールセンターの設置が進められていることに伴い、各自治体には、緊急性の高い相談の支援を引き継げるよう、緊急連絡体制の整備が求められ、国と各自治体の調整がはじまったところであります。

県及び「サポートながさき」では、急性期の医療相談や支援に対応するために、県内各地区の医療機関と協定を結び、連携して支援を行っておりますが、今後、国や「サポートながさき」を委託している長崎犯罪被害者支援センターと協議を重ねていく必要があります。

県といたしましては、必要な支援を速やかに行うことができるよう、今後の国やセンターとの協議、調整を踏まえたうえで、引き続き、県内各地の医療機関と連携していくとともに、長崎犯罪被害者支援センターの協力を受けながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 山田朋子議員—34番。

○34番（山田朋子君） （5）アピアランスケアについて。

がんやその治療により、脱毛や肌色の変化、爪の変化、手術痕、部分欠損などが生じ外見に変化が起こることがあります。そして、外見が

変化をすることで、他人と関わりを避けなくなったり、外出を控えたりと、今までどおりの生活を送りにくくなるとの声をお聞きしております。

アピアランスケアとは、そういった方々に対し、医学的あるいは心理的支援を用いて外見の変化を補完し、外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケアのことを指し、その一環として、他県においては、ウィッグや補装具の購入経費の一部を助成している自治体があります。

特に、脱毛は、男女に共通するがん患者の外見の変化の一つであります。九州においても、福岡県などで助成制度をスタートしておりますが、本県も同様の支援ができないかをお尋ねいたします。

○議長（瀬川光之君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君） 現在、国におきましては、アピアランスケアによる生活の質の向上に向けた取組について検討を進めており、具体的には、がん患者や医療者におけるアピアランスケアの認知度が低いことから、適切な情報提供の在り方や医療者による適切な介入の在り方などについて議論が行われております。

県といたしましても、引き続き、国の検討状況を注視しながら、支援の在り方について検討をしてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 山田朋子議員—34番。

○34番（山田朋子君） ぜひお願いをしたいと思います。

（6）夫婦で不妊検査について。

現在、不妊治療の保険適用化が検討されており、保険適用までの間、特定不妊治療費助成事業は大幅な拡充がなされたところではあります。

高額である不妊治療費の負担軽減を図られる

ことで、不妊治療を受けやすい環境が整いつつありますが、男性が、自分には原因がないと思いつき込み、不妊の原因を調べる検査すら受けないケースもあると聞いております。しかしながら、WHOの統計では、不妊のうち、男性側に何らかの原因があるものが48%であり、ほぼ半数に上るという事実があります。

そのため、本県では、リーフレットを活用した周知に取り組んでこられていることは存じておりますが、一步進めて、夫婦そろって不妊検査を受けてもらう取組を行ってはいかがかと思いますが、ご見解を求めます。

○議長（瀬川光之君） こども政策局長。

○こども政策局長（田中紀久美君） 不妊については、夫婦そろって検査を受けることが重要であり、本県では、ホームページやリーフレットを通じて周知を図っているところです。

国においては、来年4月からの不妊治療の保険適用を見据え、本格的な協議が行われる予定であり、不妊検査費の助成につきましては、保険適用の制度内容をはじめ、治療と仕事の両立など、不妊治療に関する環境整備の状況を踏まえたうえで検討してまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 山田朋子議員—34番。

○34番（山田朋子君） ぜひ検討いただきたいと思います。

これは私の友人が子どもができなくて離婚をされた事案がありました。明治の時代の話でもないのに、その子は、再婚をしたら、すぐ子どもが2人できました。

こういったことで、いまだにこういったことで差別を受けたり、つらい思いをしている方がいるので、ぜひ夫婦での不妊検査、取り組んでいただきたいということをお願い申し上げます。

6、長崎県における更生保護の取り組みについて。

（1）協力雇用主を増やす取り組みについて。

刑務所などを出所した方が更生を目指すうえで、働く場所があることは、社会復帰に向け、大きな力になります。このため、国では、出所者を雇用するなど就労支援を行う協力雇用主を募集しており、全国で2万3,000事業者が登録されています。

本県においても、184事業者が登録をされていますが、雇用の実績は11事業者、15名にとどまっている状況にあります。

国の調査によると、刑務所再入所者の約7割が再犯時に無職の状態にあり、再犯防止の観点からも、こうした協力雇用主を増やしていく必要があるかと思いますが、県では、受皿になる中小企業に対し、どのように取り組んでいくのか、産業労働部長に伺います。

○議長（瀬川光之君） 産業労働部長。

○産業労働部長（廣田義美君） 刑務所を出所した方が自立した生活を送り、円滑に社会に復帰するためには、働く場の提供や職場への定着に取り組んでいただく事業主の協力が大変重要であり、多くの事業者の方々に協力雇用主として登録いただきたいと思いますと考えております。

また、登録された事業主を業種別に見ますと、建設業、医療福祉業、サービス業で全体の7割を占める状況にあり、適切なマッチングを行うためにも、より幅広い業種に登録いただくことが必要であると考えております。

協力雇用主の拡大につきましては、法務省及び厚生労働省において積極的に推進しており、県内でも年々増加している状況ではありますが、県といたしましても、国の関係機関と協力して経済団体や企業に働きかけるなど、今後、制度

の普及に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 山田朋子議員—34番。

○34番（山田朋子君） 関係団体に対して、来月7月1日から、「社会を明るくする運動強化月間」であります。皆様の胸についています黄色の羽根が、まさにこの更生保護に関するものがあります。ぜひ産業労働部におかれましては、企業、団体等に、こういった制度の周知をしていただくようにご協力をいただきたいと、お願いを申し上げます。

（2）住宅確保対策について。

国によると、刑務所満期出所者などのうち約5割が、適切な帰住先がないまま出所した方は、再犯に至るまでの期間が短いと言われております。出所後の住まいを確保することは、誰一人取り残さないやさしい社会の実現や安全・安心な社会をつくるために必要だと考えております。県では、どのように取組を進めていくのか、伺います。

○議長（瀬川光之君） 土木部長。

○土木部長（奥田秀樹君） 更生保護の取組として、再犯防止のため、安定した帰住先としての住居確保が大変重要であると認識しています。

平成28年に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、翌年の国土交通省から各県に対する通知では、犯罪をした者等への公営住宅入居について、優先入居など、一定の配慮を求められているところです。

本年3月に制定された「長崎県再犯防止推進計画」の中で、土木部では、公営住宅に加え、セーフティーネット住宅の登録促進による民間賃貸住宅への受入れ拡大について取り組むこととしています。

今後、福祉部局や県地域生活定着支援センタ

一をはじめとする関係機関との連携を図り、公営住宅や民間賃貸住宅への円滑な入居を推進し、帰住先の確保が進むよう対応してまいります。

○議長（瀬川光之君） 山田朋子議員—34番。

○34番（山田朋子君） 今、土木部長から答弁がありました。公営住宅の入居をぜひ進めていただきたいと思います。と考えております。

その中で、協力雇用主から要望がありました、公営住宅を社宅として利用できないかということでありました。これは例えば、ほかの住民の方も、そういったことがあると安心もするんですけれども、今の法律では、社会福祉法人か、NPO法人、非営利の団体にしか貸せないということでありました。絶対公立、公営住宅とかで、社宅とかで使えるような仕組みができていけば、私は、そういった刑務所等を出所された方々の住まいと就労はセットであります。更生保護の基本に、居場所と出番という言葉があります。必ずこの2つがセットじゃないと更生ができません。ぜひ長崎県は国よりも進めた取組をしてほしいと思います。

あと、「長崎県再犯防止推進計画」の中で、関係機関・団体等との連携体制の構築があります。福祉保健部、産業労働部、土木部をはじめ、庁内横断的に取組を進めていただき、長崎県保護観察所や保護司会、協力雇用主などと意見交換、情報共有を行い、居場所と出番をぜひつくっていただきたいということをお願い申し上げます。

7、投票率向上対策について。

（1）投票所閉鎖時刻の繰り上げについて。

令和元年参議院選挙においては、本県では53%、459か所の投票所で閉鎖時間の繰上げを行っております。同選挙の時間別投票状況では、7%、約2万人の選挙人が18時以降に投票してお

ります。投票所が早く閉まれば、当然、投票ができない人が出てきますが、投票率を上げるために、閉鎖を早めないように市町に働きかけるべきだと思いますが、見解を求めます。

○議長（瀬川光之君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（茸本昭晴君） 投票所閉鎖時刻は、公職選挙法において、選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情がある場合等に限り、繰り上げることができるとなっております。

この決定は、市町選挙管理委員会が行うものとされており、県選挙管理委員会が執行する選挙においても、県選挙管理委員会へ届出がなされるのみとなっております。

県選挙管理委員会としましては、引き続き、市町選挙管理委員会に対して、地域の実情を精査し、十分な検討を行ったうえで、適切に判断するよう助言を行ってまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 山田朋子議員—34番。

○34番（山田朋子君） 令和元年の参議院選挙では、20時まで開けていなかったところかなりの市町であります。私は、投票率を上げるためには、朝と夕方は結構集中するので、ぜひ各市町においては、各市町の判断ということはおわかっておりますが、20時まで投票ができるようにしていただきたいということをお願い申し上げます。

（2）投票済証明書について。

全国では、1,147の団体が投票済証明書を発行しておりますが、本県では1団体にとどまっております。この投票済証明書は、商店における割引サービスなどで活用をし、投票率向上に寄与するものと私は思っておりますが、この発行をするように選挙管理委員会からぜひ働きかけ

をしてほしいと思いますが、見解を求めます。

○議長（瀬川光之君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（葦本昭晴君） 投票済証明書の発行につきましては、公職選挙法等に規定がなく、市町村選挙管理委員会の判断で発行されるものとなっております。

このため、県選挙管理委員会としては、今後の検討材料として活用していただくため、各市町村選挙管理委員会に対し、引き続き、全国の状況等の情報提供に努めてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 山田朋子議員—34番。

○34番（山田朋子君） （4）トランスジェンダー対策について。

大変申し訳ありませんが、時間がなくなってしまったので、要望をさせていただきたいと思います。

参議院選挙でトランスジェンダーの対策をした市町は、松浦市と雲仙市の2市でした。先ほどこから話をしていますLGBTとかに関わってですけれども、投票所の入場券に、そもそも男女別の記載が必要かどうか、私は、要らないというふうに思っております。

誰もが投票に行きやすい環境づくりを県選挙管理委員会といたしましては、先ほどの投票時間の繰上げも含めて、ぜひ関係団体と協議をいただき、お願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（瀬川光之君） 本日の会議は、これにて終了いたします。

明日は、定刻より本会議を開き、一般質問を続行いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

— 午後 3時47分 散会 —

第 8 目 目

議 事 日 程

第 ８ 日 目



１ 開 議

２ 県政一般に対する質問

３ 散 会

令和3年6月25日（金曜日）

出席議員（46名）

1番 宮 島 大 典 君
 2番 宮 本 法 広 君
 3番 赤 木 幸 仁 君
 4番 中 村 泰 輔 君
 5番 饗 庭 敦 子 君
 6番 堤 典 子 君
 7番 下 条 博 文 君
 8番 山 下 博 史 君
 9番 北 村 貴 寿 君
 10番 浦 川 基 継 君
 11番 久保田 将 誠 君
 12番 坂 口 慎 一 君
 13番 千 住 良 治 君
 14番 石 本 政 弘 君
 15番 中 村 一 三 君
 16番 麻 生 隆 君
 17番 川 崎 祥 司 君
 18番 坂 本 浩 君
 19番 深 堀 ひろし 君
 20番 山 口 初 實 君
 21番 近 藤 智 昭 君
 22番 宅 島 寿 一 君
 23番 松 本 洋 介 君
 24番 ご う まなみ 君
 25番 山 本 啓 介 君
 26番 前 田 哲 也 君
 27番 大 場 博 文 君
 28番 山 口 経 正 君
 29番 山 本 由 夫 君
 30番 吉 村 洋 君
 31番 中 島 浩 介 君
 32番 山 田 博 司 君
 33番 堀 江 ひとみ 君

34番 山 田 朋 子 君
 35番 西 川 克 己 君
 36番 外 間 雅 広 君
 37番 瀬 川 光 之 君
 38番 坂 本 智 徳 君
 39番 浅 田 ますみ 君
 40番 徳 永 達 也 君
 41番 中 島 廣 義 君
 42番 溝 口 芙美雄 君
 43番 中 山 功 君
 44番 小 林 克 敏 君
 45番 田 中 愛 国 君
 46番 八 江 利 春 君

説明のため出席した者

知 事 中 村 法 道 君
 副 知 事 上 田 裕 司 君
 副 知 事 平 田 研 君
 統 括 監 柿 本 敏 晶 君
 危 機 管 理 監 多 田 浩 之 君
 企 画 部 長 浦 真 樹 君
 総 務 部 長 大 田 圭 君
 地 域 振 興 部 長 早稲田 智 仁 君
 文 化 観 光 国 際 部 長 中 崎 謙 司 君
 県 民 生 活 環 境 部 長 貞 方 学 君
 福 祉 保 健 部 長 中 田 勝 己 君
 こ ども 政 策 局 長 田 中 紀久美 君
 産 業 労 働 部 長 廣 田 義 美 君
 水 産 部 長 斎 藤 晃 君
 農 林 部 長 綾 香 直 芳 君
 土 木 部 長 奥 田 秀 樹 君
 会 計 管 理 者 吉 野 ゆき子 君
 交 通 局 長 太 田 彰 幸 君
 地 域 振 興 部 政 策 監 村 山 弘 司 君
 文 化 観 光 国 際 部 政 策 監 前 川 謙 介 君

産業労働部政策監	村 田 誠 君
教育委員会教育長	平 田 修 三 君
人事委員会委員	中牟田 真 一 君
代表監査委員	濱 本 磨毅穂 君
選挙管理委員会委員	久 原 卷 二 君
公安委員会委員長	川 口 博 樹 君
警 察 本 部 長	早 川 智 之 君
監 査 委 員	濱 本 磨毅穂 君
人事委員会事務局長 (労働委員会事務局長併任)	大 崎 義 郎 君
教 育 次 長	林 田 和 喜 君
財 政 課 長	小 林 純 君
秘 書 課 長	石 田 智 久 君
選挙管理委員会書記長	大 塚 英 樹 君
警察本部総務課長	車 康 之 君

議会事務局職員出席者

局 長	松 尾 誠 司 君
次長兼総務課長	藤 田 昌 三 君
議 事 課 長	川 原 孝 行 君
政 務 調 査 課 長	濱 口 孝 君
議 事 課 長 補 佐	永 田 貴 紀 君
議 事 課 係 長	山 脇 卓 君
議事課特別会計任用職員	天 雨 千代子 君

— 午前10時 0分 開議 —

○議長（瀬川光之君） ただいまから、本日の会議を開きます。

これより、昨日に引き続き、一般質問を行います。

近藤智昭議員—21番。

○21番（近藤智昭君）（拍手）〔登壇〕 おはようございます。

自由民主党、南松浦郡選出の近藤智昭でございます。

質問に入ります前に、新型コロナウイルス感

染症により、お亡くなりになられた方々、ご遺族の皆様にお悔やみ申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の克服に向けたワクチン接種も始まりましたが、改めて、一刻も早い新型コロナウイルス感染症の収束をお祈り申し上げる次第であります。

本日は、私の質問に際しまして、上五島の課題を多く取り上げることをお知らせしたところ、町長さんをはじめ、100人を超える多くの町民の皆様から激励の言葉をいただきました。

それでは、通告に従いまして質問に入りますので、知事はじめ、関係各位の適切なご答弁をお願いします。

1、離島振興法の改正・延長について。

離島地域の振興をいかに図っていくかということは、本県の最重要課題の一つであります。

この離島振興に関しましては、昭和28年に「離島振興法」が制定されて以来、6次にわたる改正・延長とともに、離島振興施策の充実を図られてきました。

加えて、平成28年に自民党離島振興委員会の谷川弥一委員長の多大なるご尽力により成立した「有人国境離島法」においては、雇用機会の拡充や、航路・航空路の運賃低廉化など、国境離島地域社会の維持に取り組むため、国の手厚い交付金制度が創設され、毎年度、50億円もの国費が当初予算で措置されております。

こうした施策、制度を最大限に活用することにより、離島地域においては、産業基盤や生活基盤の整備が図られるとともに、基幹産業である第一次産業の振興や観光の振興などの面で、一定の成果を上げてきたものと思います。

しかしながら、離島の地理的特性に由来する本土との格差は、依然として大きく、若年層をはじめとする人口の島外流出と少子・高齢化の

進行により、離島地域は大変厳しい状況に置かれております。

このような中で、現行の離島振興法が令和5年3月末で期限を迎えることから、全国一の離島県として、離島の実情を踏まえた今後の離島振興の在り方について議論を深め、離島振興法のさらなる充実・延長について、県、県議会、離島の市町が一体となって、その実現に向けて全力で取り組んでいかなければならないと思います。

県におかれましては、離島の実情を踏まえた新たな離島振興法の改正・延長の実現に向けて、関係市町と議論を重ねたうえで意見書を取りまとめ、国に対して要望活動を行っていくと聞いております。

そこで、知事にお尋ねします。

今後の離島振興法について、どのような視点を持って意見書を策定していこうとしているのか、見解をお伺いします。

2、土木行政について。

（1）国土強靱化対策について。

本県では、平成30年度からの「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を活用することで、特に、緊急に実施すべき強靱化対策が大幅に進捗し、被害の軽減、抑制が図られ、大きな整備効果が確認されておりますが、平成30年度以降、3年連続で大雨特別警報が発令されるなど、気候変動が顕在化しており、災害に対する備えは、まだまだ不足していると考えています。

このため、昨年10月には、県議会から政府・国会に対し、「大規模災害に対する備えの充実を求める意見書」を提出し、昨年度限りの3か年緊急対策終了後も、引き続き、別枠として安定的な予算確保を求めてまいりました。

県当局においても、同じように要望を行ってきたと聞いておりますが、そのような取組の結果、昨年12月に、国が、今年度から15兆円規模の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を閣議決定し、国土強靱化の取組を加速化・深化していくことになります。

近年、本県の豪雨災害は、頻発化・激甚化する中、今年の梅雨入りは、例年より1か月早くなるなど、豪雨災害のリスクがさらに高まる傾向にあることから、今後、予定される大規模自然災害から県民生活や地域社会を守り、活力ある地域づくりを進めるためには、この5か年加速化対策の予算を最大限確保し、災害に強い強靱な県土づくりをさらに推進していく必要があると考えております。

そこで、今後の国土強靱化に対する県の認識をお伺いします。

（2）公共土木施設災害復旧工事の進捗について。

くどういようですが、近年の気候変動により、災害は激甚化・頻発化しております。昨年は、本県においても災害被害が県内各地で発生し、特に7月豪雨においては、県内4市3町に大雨特別警報が発令されるなど記録的な豪雨となり、大村市を流れる2級河川の佐奈河内川において、護岸決壊被害により、20戸以上の浸水被害が発生するなど、県民の生活に深刻な影響を与えております。

さらに、9月には、台風9号、台風10号がたて続けに本県に接近し、暴風雨や高波により、海岸施設などに大きな被害をもたらしました。

地域の守り手である建設業に携わる方々や行政機関の努力により、現在も復旧工事に当たられていることに感謝申し上げます。

当然のことではありますが、災害復旧工事は、

一日も早く工事を完成させ、平穏な県民生活を取り戻すことが強く望まれるところですが、令和2年に発生した災害に対する県の公共土木施設災害復旧工事の進捗状況について、お伺いします。

3、教育行政について。

（1）ふるさと教育のあり方について。

本県の人口は、1960年の176万人をピークに減少が続き、2060年には78万5,000人になると予想されます。言うまでもなく、人口減少は本県が抱える喫緊の課題であります。特に、離島地域は非常に厳しい状況であり、人口減少が及ぼす様々な問題が生じております。

この人口減少の対策として、ふるさとを担う人材を育成することが必要不可欠であり、教育の力に大きく期待をするところでございます。

県教育委員会においては、このような課題を踏まえ、地域の良さを知り、地域の絆を実感できるよう、創意工夫しながら、ふるさと教育を推進していることは、承知しております。また、その教育活動を地域全体で推進している市町があることも聞いております。

ふるさとの未来を担う子どもたちの成長は、その地域の人たちの希望であります。また、ふるさとは、心の支えであります。本県の未来、そして、子どもたちの未来のためにも、今後も持続して、発達段階に応じ、ふるさと教育を推進していくことを強く求められていると考えています。

そこで、ふるさと教育を充実させるために、県教育委員会におかれましては、どのような取組をされているのか、お尋ねします。

（2）統合した学校の指導体制について。

本県では、少子化により、離島部だけではなく、本土においても、小中学校の統廃合が進ん

でいます。確かに、子どもたちは、集団の中で多様な考えに触れ、認めあい、協力しあい、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりが成長していくものです。

そのような学校の特性を踏まえれば、学校は、一定の集団規模を確保することが望ましいことは承知しているところです。

しかし、実際、統合する学校の子どもたち、保護者の方々は、新しい学校の生活に期待する反面、不安を抱いていることも事実です。

市町の小学校の設置者は市町であり、統廃合については、市町が主体となって、地域住民の意向も反映しながら、計画的に進めていくものですが、県教育委員会には、統合後も子どもたちが安心して学びを進められる学校の体制づくりに努めていただくことを大いに期待しております。

そこで、県教育委員会においては、統合した学校の指導体制の充実のために、どのような手だてを講じているのか、お尋ねします。

（3）学力の向上について。

学力向上は、言うまでもなく、学校教育の重要な柱であり、本県の児童生徒たちの学力向上のために、日々、ご尽力いただいている教職員の皆様、また、県や市の教育委員会の皆様に対しまして、まずもって謝意と敬意を表したいと思います。

人工知能やビッグデータ、IoT、また、ロボティクスなどの先端技術が、あらゆる産業や社会生活に取り入れられたSociety5.0と言われる新しい時代が到来しつつある今、これからの時代を担う子どもたちに必要な資質、能力の育成が求められています。

今年1月に初めて実施された大学入学共通テストにおいても、従来の大学入試センター試験

と比較して、思考力や判断力、表現力、また、読解力などが、より一層求められ、多くの知識を丸暗記して解けるような問題は、随分影をひそめたような印象を受けました。

また、令和2年度から、小学校において新しい学習指導要領が実施され、本年度は中学校、来年度は高等学校において、新学習指導要領が実施されています。

その中で、児童生徒の育成を目指す資質、能力として、知識や技能、思考力、判断力、表現力、また、学びに向かう力、人間性等の3つの柱で整理されており、今後、その育成に向けた授業改善が求められていると思います。

さらに、児童生徒一人ひとりの興味や関心、また、学習内容の習熟の程度は、多様であり、それぞれの個性に応じた学びを引き出しながら、一人ひとりの学力を向上させていくことも必要ではないかと考えております。

県教育委員会においては、従来から県独自の学力審査を実施し、その結果を分析して授業改善に活かしたり、令和元年度からの新しい学習指導要領の導入に先駆けて義務教育課に学力向上推進班を設置するなど、学力向上に力を入れておられることは、私もよく承知しているところですが、今後、県教育委員会として、児童生徒の学力向上にどのように取り組んでいかれるのか、お尋ねします。

（4）県立高校における新しい学科の設置について。

本県における高校の進学率は、約99%までに達し、高校は、中学校を卒業したほとんどの生徒が進学する状況となっており、社会の形成に主体的に参画するために必要な資質、能力を育成し、大学や社会との接続機能を果たす重要な役割を担っております。

先日、県教育委員会においては、県立高校に新たな学科の設置を示した「長崎県高等学校教育改革第9次実施計画」が策定、公表されました。

県立高校の魅力化を進めるため、社会の変化や生徒の多様な学習要望、進路希望等に対応するとともに、国における高等学校教育改革の方向性を踏まえながら、学科の教育内容を改善し、さらなる特色化や新たな学びの導入等について検討がなされていると思います。

そこで、今回、新たに設置しようとする「地域科学科」、「文理探究科」の導入目的や特色ある教育内容について、お尋ねします。

4、上五島地域の港湾・道路を活用した観光振興について。

（1）釣り文化振興モデル港を活用した観光振興について。

長崎県の離島地域は、釣りのメッカであり、釣り人憧れの地であります。新上五島の青方港は、昨年8月、県内及び全国の離島として初めて国土交通省から「釣り文化振興モデル港」の指定を受け、県、町、漁協が連携して、青方港を拠点とした釣り観光の促進に取り組んでいると聞いております。

今回、青方港では、釣りを趣味としている、いわゆる釣り人ではなく、観光客や家族連れといった釣り初心者が対象となっていることから、防波堤で釣りをしてもらう際には、転落防止など安全対策が最も重要になると考えています。

また、釣り客に来てもらい、釣りを楽しんでもらうためには、トイレや休憩所などの設備が整っている必要があると思いますが、青方港には、そういった設備が整備されていないのが現状です。

来てもらった釣り客に満足してもらい、また

釣りに行きたいと思ってもらえるような受入れ環境づくりが必要と考えます。

この点について、どのような検討がなされているのか、お伺いします。

（2）サイクルツーリズムの推進について。

県では、平成31年3月に、「長崎県自転車活用推進計画」を策定し、自転車を活用した観光としてサイクルツーリズムを推進しています。

サイクルツーリズムは、自転車で地域を回り、沿岸の魅力を楽しむ体験型・交流型旅行や、サイクルイベントの開催等を通じた観光地域づくりを促進し、自転車を活用した地域の活性化を目的に、県内で上五島地区を含む4地区で取り組んでいます。

この取組は、上五島の魅力を肌で感じる体験型・交流型観光につながり、地域の活性化が図られると認識しています。しかし、観光として活用できる乗りものは、昨今、自転車以外でも多様化しており、例えば、次世代モビリティーとして公道でも走行可能な電動キックボードなどがあり、それらがサイクリングルートを走行する機会が出てくると想定されます。

このため、自転車や、このような電動キックボードがサイクリングルートを安全に、迷わず、快適に走行できるための現在の取組状況について、お伺いします。

5、新型コロナウイルス感染症の拡大による沿岸漁業者への影響について。

水産業においては、飲食店の時短営業要請などの影響を受け、外食向けを中心とした水産物の需要が落ち込み、価格が低迷していると伺っております。

こうした中、国や県においては、これまで主に量販店向けの販売促進など各種施策を実施しておりますが、外食向けの活魚は鮮魚などで、

いまだ漁獲の低迷が続いており、こうした魚種を対象とする漁業者、特に、五島地区の一本釣りや、たこつぼなどの沿岸漁業者の中には、収入が落ち込み、生活がいよいよ逼迫した状態の方が多く見られます。

地域の担い手である若い沿岸漁業者は、子育てや漁業の将来への不安を抱き、夢を持って漁業を続けることが厳しい状況にあります。

そこで、県におかれましては、こうした浜の実情をしっかりと把握するとともに、国と連携しながら、漁獲対策を含む販売促進や経営支援といった取組を進め、特に、若い沿岸漁業者が将来の夢を持って安心して漁業を続けられるよう、しっかり支えていく必要があると考えていますが、県の見解と今後の取組について、お尋ねします。

6、ながさき森林環境税について。

ながさき森林環境税は、水源涵養、国土の保全、地球温暖化防止などの様々な公益的な機能を有するかけがえのない森林を、守り、育て、公益的機能を保全するための森林整備等に必要な地方財源を確保するために、平成31年3月に、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立しました。

そこで、まず、今年度が3期目の最終年度に当たる、ながさき森林環境税のこれまでの取組と成果について、お尋ねします。

そして、これまでの取組の検証に加え、国において、新たに森林環境譲与税が創設されたことを踏まえた、ながさき森林環境税の今後の方向性についてどのように考えているのか、お尋ねします。

以上で、壇上からの質問を終了し、再質問につきましては、対面演壇席で行わせていただきたいと思います。（拍手）

○議長（瀬川光之君） 知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕 近藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、離島振興法の改正・延長に向けて、どのような視点で意見書を策定していこうとしているのかとのお尋ねであります。

県では、これまで離島振興法に基づき、離島地域の産業、交通基盤や生活基盤の整備を図るとともに、基幹産業である農林水産業の振興や交流人口の拡大による観光産業の振興など、各種施策に取り組んでまいりました。

また、平成29年4月に施行された「有人国境離島法」における雇用機会拡充事業など、国の支援制度を積極的に活用することにより、社会減の改善など、具体的な成果があらわれてきているものの、人口減少に伴う地域活力の低下、産業の停滞など、離島を取り巻く環境は、依然として大変厳しい状況であり、離島地域の振興は、極めて重要な課題であると考えております。

こうしたことから、令和5年3月末をもって期限を迎える離島振興法の改正・延長については、次の時代に合った離島振興に向けて関係市町と議論を重ね、県議会のご意見もお聞きしながら、「新たな離島振興法に関する意見書」を取りまとめ、秋頃を目途に国に対して提案を行ってまいりたいと考えております。

意見書の策定に当たっては、離島の医療、介護、教育の充実や交通の確保など、本土との格差や不利条件を克服するためのさらなる支援策に加え、離島の特性を活かした新たな日常の実現や、関係人口の創出、離島が抱える課題を新しい情報技術などを活用して解決するスマートアイランドの推進など、10年前の法改正時にはなかった新しい視点を盛り込んでまいりたいと考えております。

今回の法改正・延長においては、本県の離島の実情を踏まえた実効ある施策が数多く盛り込まれるよう、県議会の皆様はもとより、各市町や関係団体と一体となって、その施策充実に全力を注いでまいりたいと考えているところであります。

次に、今後の国土強靱化に対する県の認識についてのお尋ねであります。

本県は、多くの離島・半島を有し、また、土砂災害警戒区域の指定数は3万2,000か所を超え、全国で2番目に多いなど、地理的、地形的に不利な条件を抱えております。

昨年度、このような本県の実情とともに、必要な予算の確保を国に重ねて要望した結果、「国土強靱化5か年加速化対策」の初年度となる令和2年度補正予算においては、国土交通省関係で、市町事業を含めて九州で2番目の規模となる約462億円の配分をいただいたところであります。

しかしながら、毎年のように発生する大規模災害から人命を守っていくための強靱な県土づくりは、まだまだ道半ばであり、3か年緊急対策で効果を実感した斜面崩壊防止など局所対策に加えて、高規格道路のミッシングリンクの解消など、県民の安全・安心の確保のため、引き続き、しっかりと取り組んでいく必要があると考えております。

このため、県では、今月実施した政府施策要望において、重点項目として要望したほか、今月10日には、「骨太方針」の閣議決定を前に、国土交通省及び財務省に対して、強靱な県土づくりのための予算確保に関する要望をオンライン方式で行ったところであります。

今後も、補正予算の円滑な執行に努めるとともに、コロナ禍で対面による要望活動が困難な

状況にあっても、あらゆる機会を捉えて必要な予算確保を国に強く訴えてまいりたいと考えております。

そのほかのご質問については、関係部局長からお答えをさせていただきます。

○議長（瀬川光之君） 土木部長。

○土木部長（奥田秀樹君） 私から、3点お答えいたします。

まず、公共土木施設災害復旧工事の進捗についてのお尋ねですが、令和2年の7月豪雨や、台風9号、台風10号などにより、県が管理する公共土木施設が受けた被害は、147件に及び、復旧費は約47億円です。

県では、災害査定後、速やかな工事発注に努めており、現在の発注件数は101件で、全体の約7割になります。残る3割についても、用地取得など地元調整が整い次第、速やかな発注に努め、一日も早い安心・安全の確保に取り組んでまいります。

次に、釣り文化振興モデル港を活用した観光振興についてのお尋ねですが、青方港における安全対策については、本年度、看板やラインなどによる注意喚起や救命浮き輪など、安全施設の設置を予定しています。

施設設置後、安全訓練を実施し、安全性を確認したうえで、来年度の受入れ開始に向けて準備を進めてまいります。

トイレや休憩所については、当面、漁協などの既存施設の活用を考えていますが、今後の利用状況を見据えながら、さらなる受入れ環境の充実について、新上五島町や関係団体と意見交換を図ってまいりたいと考えています。

次に、サイクルツーリズムの推進についてのお尋ねですが、サイクルツーリズムの推進については、現在、上五島地域、下五島地域、大村

湾南部地域及び島原半島地域の4地域において、国や関係市町及び観光協会等と連携し、取り組んでいるところです。

そのうち、上五島地域では、自転車の走行環境の整備として、路面の段差や、わだちの補修、サイクリストなどが迷わず快適に走行できるブルーラインなどの路面標示や案内標識の整備を行っており、これらは電動キックボードなどの安全な走行にも対応できるものと考えています。

併せて、受入れ環境の整備として、休憩施設の充実や地域の魅力を活用した取組が重要であることから、「釣り文化振興モデル港」である青方港と連携した取組についても検討してまいります。

なお、電動キックボードについては、原動機付き自転車に該当することから、公道を走行するためには運転免許やヘルメットの着用及びナンバープレートなどが義務づけられていますが、「産業競争力強化法」に基づく「新事業特例制度」の認定を受けることにより、ヘルメット着用が任意となるなど規制緩和が進められており、全国的にも注目されているところです。

今後も、サイクルツーリズムの推進について、次世代モビリティも含めた走行環境の整備や安全教育等について、関係者と一体となって取り組んでまいります。

○議長（瀬川光之君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（平田修三君） ふるさと教育について、さらに充実させるために今後どのような取組を行っていくのかというお尋ねでございます。

これまでも、小学校におきましては、自然体験や人々との関わりを通して、ふるさとへの愛着や誇りを育み、そのうえに中学校では、文化や産業などについて学ぶ中で、チャレンジ精神

や探究心など、ふるさとを担おうとする実践力を身に付けるふるさと教育を展開してまいりました。

さらに、今年度からは、県内の9市町11の中学校を指定しまして、地元企業や関係部局等と連携しながら、生徒が地域の課題を解決するなどの教育活動を実践する、ふるさとの新たな魅力を創出するキャリア教育実践事業に取り組んでおります。

また、高校においては、中学校での取組を踏まえ、地域の課題をさらに掘り下げ、自分ごととして捉えながら、その解決に向けて主体的に行動できる生徒を育てるために、地域をフィールドとした課題探求型学習を行っています。

加えて、県教育委員会としましては、希望する高校生に対して、起業家精神を育む研修を実施するとともに、SDGsの視点から優れた課題研究を行っているグループの取組を県立高校生に紹介することで、ふるさと教育の質の向上を図りたいと考えております。

今後とも、発展段階に応じたふるさと教育の充実に向け、地域や関係機関と連携しながら取り組んでまいります。

2点目に、統合した学校の指導体制充実のため、どのような手だてを講じているのかとのお尋ねでございます。

学校の統合に際しては、新しい学校生活に期待する一方で、子どもや保護者の中には、友達と良好な関係をつくることができるのか、きめ細かな指導を受けることができるのかといった様々な不安が生じることがあるというふうに聞いております。

県教育委員会としましては、市町教育委員会と綿密に連携を図りながら、統合を考慮して教員を配置するとともに、統合支援のための加配

教員を一定期間、配置しているところであります。

今後も、統合した学校において、子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、指導体制の充実に努めてまいります。

3点目に、今後の学力向上について、県教育委員会として、どのように取り組んでいくのかというお尋ねでございます。

小中学校では、新学習指導要領の実施を受け、児童生徒が主体的に考え、課題を解決しながら学力を身に付ける授業の工夫を重ねており、県としましては、授業改善の指針を市町と連携して作成しております。

また、この指針には、学力調査の分析から見えた課題でもあります、読解力の育成に関する内容も盛り込んでおります。

今後は、本指針を活用した教育研修等を通じて、学力向上の取組の充実を図ってまいります。

一方、高等学校におきましては、自ら学びに向かう生徒の育成が課題だと認識しております。教員主導の受け身の学習だけではなく、生徒自身が自分の関心や課題に基づいて、主体的に学んだり、生徒同士が議論を交わしながら学びを深めていくなど、いわゆる主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行っているところでございます。

今後は、一人一台端末を活用することで、個に応じた主体的な学びと児童生徒同士の協働的な学びの充実が一層図られることが期待されます。

端末導入後におきましては、県教育委員会の職員が授業を参観し、助言を与えたり、成果を上げている他校の教員の指導を紹介するなど、授業や指導改善の支援に努め、児童生徒の学力向上を図ってまいりたいと考えております。

最後に、県立高校における新しい学科の設置について、新たに設置しようとする学科の導入目的や特色は何かというお尋ねでございます。

今回の第9次実施計画におきましては、自ら新しい知識・技能を求めて学び、困難に果敢に挑戦する意欲、態度を育むことにより、急激に変化している社会に対応できる人材の育成を目指した学科改編を行うことにいたしております。

松浦高校に令和4年度から全国で初めて新しい普通科の形として導入する「地域科学科」では、普通教育を基盤としながらも、地域社会の課題や魅力に着目した科学的・実践的学びの充実を図ります。

それにより、社会の変化に対応できる「課題解決能力」や「ふるさとを大切にする姿勢」を身に付けさせ、地域や社会の未来を担うリーダーの育成を目指してまいります。

また、長崎北陽台高校、佐世保南高校、島原高校、大村高校、猶興館高校の各高校に、令和5年度から導入する予定の「文理探究科」では、大学や国際機関等と連携・協働し、理系、文系の枠を超えて、教科横断的な探究型学習の充実を図ります。

それにより、多彩な学問分野を学ぶ大学への進学に必要な基盤的、総合的学力を身に付けさせ、ふるさと長崎や世界の未来を拓くリーダーの育成を目指してまいります。

○議長（瀬川光之君） 水産部長。

○水産部長（斎藤 晃君） コロナ禍の影響による販売促進や経営支援に係る県の見解と今後の取組はとのお尋ねであります。新型コロナウイルスの感染拡大に伴う需要の低迷により、様々な魚種で価格が下落するなどの影響が出ていることは、十分承知しております。

このため、流通販売対策として学校給食等へ

の食材提供、水産物のPRやネットを利用した取引の送料無償化などに取り組みつつ、さらに、今年度からは、地元や都市部において天然魚を中心とした販売促進キャンペーンなど、商流確保の取組を支援しているところでございます。

また、経営安定や所得向上を図る経営計画の作成と設備投資への支援、併せて計画実現に向けてのフォローアップを実施しております。

金融面では、貸付利子の無利子化、貸付限度額の引上げ、無担保化等の措置が講じられており、さらに、漁業者も活用可能な新たに創設された「月次支援金」の制度についても、幅広く周知してまいります。

今後とも、漁業者の実情を国へ伝えるとともに、コロナ禍にあっても、安心して漁業を続けられるよう、国と連携して各種施策の十分な活用や情勢を踏まえた新たな施策の検討を進めてまいります。

○議長（瀬川光之君） 農林部長。

○農林部長（綾香直芳君） 私の方から、ながさき森林環境税について、2点お答えをさせていただきます。

まず、ながさき森林環境税のこれまでの取組と成果はどのようになっているのかとのお尋ねですが、ながさき森林環境税の主な取組として、まず、森林環境の保全のため、荒廃した人工林の間伐を実施することで、太陽光が地表に届き、下草を育て、土砂流出防止や水源涵養などの森林の持つ公益的機能の回復・維持を図るとともに、間伐材を山から運び出すための森林作業道の開設を行いました。

この成果として、2万1,000ヘクタールの手入れされていない人工林のうち、62%に当たる1万3,000ヘクタールを整備し、令和元年度の木材生産量も、森林環境税導入前の約3倍となる

16万8,000立方メートルに拡大するなど、森林保全が図られるとともに、林業振興にもつながっているところです。

次に、県民参加による森林づくりとして、児童による椿などの植樹や木工体験、学校や公民館への地元のヒノキを活用した机や本棚の設置など、地域の森林づくりや県産材の利用促進につながる市町の様々な取組を支援してまいりました。

また、平成21年度からは、「長崎県森林ボランティア支援センター」を設置し、ボランティア団体の人材育成や相互の連携強化、企業の社会貢献活動のサポートを行っているところです。

この成果として、ボランティア団体の登録数は、森林環境税導入前の約3倍となる42団体に増加するとともに、企業と地域住民とのマッチングによる森林づくりなど、取組の裾野も広がり、イベントも含めた森林ボランティアの参加者は、延べ18万4,000人となるなど、森林保全に対する県民参加と理解促進につながっているところです。

次に、国の森林環境譲与税の創設を踏まえ、ながさき森林環境税の今後の方向性について、どのように考えているのかとのお尋ねですが、国の森林環境譲与税は、所有者や境界が不明となり、手入れがされず、荒廃した人工林を対象に、市町が間伐等を実施し、森林資源として適切に整備等を行うための財源として創出されたところです。

県のながさき森林環境税におきましても、これまでは荒廃した人工林を対象として間伐等を実施してきたところですが、今後は、国の譲与税の対象とならない県民に身近な里山林整備の拡大や、先ほど答弁をいたしました県民参加の森林づくりの取組など、国の制度とのすみ分け

を行う必要があると考えております。

令和4年度以降のながさき森林環境税の方向性につきましては、現在、関係者、関係団体などのご意見を伺いながら、基本方針案を取りまとめているところであり、今後、県議会をはじめ、外部の有識者やパブリックコメントを通じた県民の皆様のご意見を賜りながら、その在り方を検討してまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 近藤議員—21番。

○21番（近藤智昭君） 答弁、ありがとうございました。

再質問に入らせていただきたいと思います。

1点目の離島振興法の改正・延長についてですけれども、先ほど、「新たな離島振興法の改正・延長に向けた意見書の新たな視点として、離島が抱える課題を新しい情報・技術を活用したスマートアイランドの取組を積極的に推進する」という答弁がありました。

上五島町においても、人口減少と少子・高齢化の進行により、公共交通サービスの維持・確保が厳しさを増す中、持続可能な公共交通サービスの提供を確保するために、世界的な自動車メーカーと相互に連携し、効率的な送迎サービスの提供や高齢者の介護支援などの地域課題の解決に取り組んでいます。

意見書の中では、こうした取組が新たな雇用の受け皿として地元に根づくよう、国との支援策の充実を図るとともに、こうした夢や希望がある先進的な施策が様々な離島地域で展開されるようにしていかなければならないと考えますが、県の見解はどうでしょうか。

○議長（瀬川光之君） 地域振興部政策監。

○地域振興部政策監（村上弘司君） スマートアイランドにつきましては、人口減少や高齢化が進む中で、公共交通や医療人材の確保など、離

島が抱えます課題を民間企業等と連携しながら、ICTなどの新たな技術、サービスを導入して解決に結びつけていくものでございまして、総合計画の政策横断プロジェクト、「ながさきしまの創生プロジェクト」にも掲げ、全庁的な取組として推進しているところであります。

今後は、議員ご指摘のとおり、こうした先進的な取組が様々な地域で広く展開されていくことが、これからの離島地域の活性化や産業振興を図るうえで非常に重要であると考えております。

今回策定します意見書におきましては、こうしたスマートアイランドの推進に加えまして、離島の特性を活かした新たな日常の実現に向けた取組として、離島のデジタル化を推進するために必要不可欠な光ファイバーや第5世代移動通信システム（5G）等の情報通信基盤の整備に係る支援などを掲げております。

また、離島の特性を活かした地方創生の先進モデルを推進するための施策として、都市部住民と地域住民とが継続的に多様な形で関わる関係人口を生み出すような取組の促進のほか、洋上風力発電等の再生可能エネルギーの推進など、今後の成長が期待される先進的な取組を離島で積極的に展開できるような施策の提案を盛り込んでおります。

このほか、離島の不利条件を克服するため、生活環境、インフラの整備のほか、離島の医療、介護、教育のさらなる充実や離島航路・航空路の交通の確保、小規模離島に対します支援の充実などの施策を掲げているところであります。

今後、意見書の具体的な内容等につきまして、関係市町、県議会の皆様のご意見等もいただきながら、幅広く検討してまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 近藤議員—21番。

○21番（近藤智昭君） よろしく申し上げます。

2点目の土木行政についてですけれども、上五島においては、令和元年にも大きな被害を受け、山本内閣府特命大臣の現地調査も行われております。

令和2年度も公共土木施設に被害を受けたため、住民は復旧状況に強い関心を寄せております。私にも進捗状況について、いろいろと尋ねられます。

そこで、上五島の令和2年の県公共土木施設災害復旧工事の進捗状況について、お伺いします。

○議長（瀬川光之君） 土木部長。

○土木部長（奥田秀樹君） 上五島支所管内で県が管理する公共土木施設の被害は、一般県道佐尾港線の道路のり面崩壊など、合計3件で、復旧費は約3,100万円となっており、既に3か所全ての発注を終えています。

このうち、道路災害の2か所については、復旧を完了しており、残る港湾施設についても、令和3年8月の完了を目指しているところです。

○議長（瀬川光之君） 近藤議員—21番。

○21番（近藤智昭君） 上五島の海の玄関口である奈良尾漁港も、令和2年9月の台風により被害を受けたため、島民の方々は不便に感じ、早期復旧を強く求めています。復旧工事の進捗状況についてもお尋ねします。

○議長（瀬川光之君） 水産部長。

○水産部長（斎藤 晃君） 奈良尾漁港では、昨年の台風10号により、ジェットフォイルが利用している浮き桟橋の連絡橋の屋根が飛散するなど、漁港施設の被害は3件で、復旧費は約9,700万円となっております。

現在、被害を受けた施設の復旧工事に着手し

ており、このうち防波堤及び護岸の工事については、9月末の完了を、また、浮き桟橋については、令和4年1月末に工事を完了する予定であり、引き続き、工事関係者と調整を図り、一日も早い復旧が可能となるよう、努めてまいります。

○議長（瀬川光之君） 近藤議員—21番。

○21番（近藤智昭君） どうもありがとうございます。よろしくお願いします。

次に、教育委員会の方にですけれども、県教育委員会においては、「ふるさと教育をさらに推進していく」との答弁がありましたが、離島における人口減少の状況を考えると、特に、離島の学校におけるふるさと教育の重要性を感じております。

しかしながら、ふるさと教育を推進するための児童生徒の交通費や講師謝金などの経費を生み出すことに苦慮している離島の市町もあると聞いております。

そこで、離島の学校において、ふるさと教育に十分取り組むことができるよう、これらの地域の学校へ財政的な支援はできないものか、お尋ねします。

○議長（瀬川光之君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（平田修三君） 県教育委員会といたしましては、人口減少が著しい離島部におけるふるさと教育の推進の重要性については、認識しております。

そのため、離島振興法の改正に向けた意見書におきまして、離島部でのふるさと教育の推進体制の財政支援の拡充を盛り込み、今後、財政支援につきましても国に対して要望してまいりたいというふうに考えております。

○議長（瀬川光之君） 近藤議員—21番。

○21番（近藤智昭君） 先ほど、教育委員会教

育長から義務教育及び高等学校段階の学力向上に係る取組について、ご答弁いただきました。

本県の児童生徒たちが学校教育において、それぞれの能力や可能性を伸ばす中で、適性を磨き、将来、社会で活躍してほしいと願っております。

そのためには、これからは個々の適性や能力に応じた学習が一層大事になるのではないかと考えています。

現在、各高等学校においては、卒業後の就職や進学など、それぞれの進路希望に応じた学力の向上に取り組んでいただいておりますが、個々の能力に応じた学習の観点からも、いわゆる難関大学等に進学を希望する生徒の進路実現も重要であると考えます。

大学入試の内容も大変変化している中で、難関と言われる大学進学を希望する生徒に対する学力向上の取組について、県教育委員会にお尋ねします。

○議長（瀬川光之君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（平田修三君） 高等学校におきましては、従前から生徒の進路目標の実現に向けて、習熟度別授業や個人添削指導などを行っております。

生徒の学力向上には、教員の指導力向上が不可欠であり、教育研修の一例として、県教育委員会の職員と県立高校の教員が各教科ごとに集まり、授業を参観したり、教材や指導法を研究したりなど、学校を超えた研修を行っております。

さらに、今後、一人一台端末の導入により、従来の指導法や指導力に加え、情報技術を活用した教育サービスを活用し、習熟度に応じた指導の充実を図るなど、教員には新たな指導力が求められます。

県教育委員会としましては、学校と一体となって端末を有効活用した指導法などについて研さんを重ね、個々の生徒の習熟度や進路目標に応じた質の高い学びを提供することで進路実現を図り、生徒や保護者、また、地域の期待にも応えてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 近藤議員—21番。

○21番（近藤智昭君） どうもありがとうございます。

多様化した学校現場では、各先生たちがいろんな面でご苦労されていると思います。ここからエールを送らせてもらいたいと思います。よろしくをお願いします。

次に、上五島地域の港湾道路を活用した観光振興について。

魚を釣って楽しむだけではなく、例えば、釣った魚を自宅へ配送するサービスであるとか、釣った魚を料理して食べさせるサービスの提供など、付加価値のある取組も必要ではないかと思います。

また、釣り以外でも、例えば、釣り場近くの浮き桟橋から観光船を発着させ、夕焼けや普段見ることのできない島の断崖を見ることができれば滞在時間の延長にもつながると思います。

島の特性である海を活かした体験メニューに対する県の見解と支援について、お尋ねします。

○議長（瀬川光之君） 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（中崎謙司君） ご提案にありました海を活かした体験メニューなどの付加価値を上げる取組は、お客様の満足度向上につながるだけでなく、地元にお金を落とす仕組みという観点からも大変有益であると考えております。

現在、青方港では、地元漁協が主体となりまして、港に水揚げされた魚を料理して提供する

サービスが実施されておりますが、今後は、釣った魚を自宅へ配送するサービスなど、釣り人向けの商品開発についても検討が進められております。

県といたしましても、こうした地元の取組を後押ししていくこととしておりまして、今年度は旅行会社を招聘したツアーや先進地視察などの取組を支援することとしております。

今後も、地域の魅力を最大限に活かした体験型のコンテンツの充実など、地域が主体となって消費単価の増加につなげる取組につきまして、引き続き、支援してまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 近藤議員—21番。

○21番（近藤智昭君） これは要望ですけれども、観光振興の観点からもう一点ですね。

ヨット愛好者は、風光明媚な地方の港を拠点として周辺地域を周遊することを楽しみにしております。関東や関西の愛好者の間では、長崎港から五島や平戸に寄港するコースがよく知られています。

寄港地では、食事や観光、物資補給などによる地域への経済効果が期待されることから、こうしたヨットの誘致を進めていくことで、今後、長崎県の観光産業の活性化につながってくるものと私は考えております。

長崎港には、ヨットを保管係留できる施設として長崎サンセットマリーナ、長崎出島ハーバーがありますが、両施設は既に満杯に近い状態となっています。

また、50フィートを超えるヨットを係留させることができない、施設が整っていないんですね、「これまで以上にヨットの入泊を行うことが難しい」とヨットハーバーは言っております。

長崎県の自然環境を活かし、ヨットを受け入

れるための取組が地域活性化につながると考えますので、今後のヨット受入れ環境の向上について、要望しておきます。

もう一つ、要望しておきます。

新型コロナウイルス感染症の拡大による沿岸漁業者への影響についてですけれども、県におかれましては、販売促進や融資制度の緩和などの各種取組のほか、国の支援金の活用促進などにも取り組まれているとのことですが、コロナ禍において、市場の魚価が低迷する中、沿岸漁業者から、私が直接聞く言葉ですけれども、一定以下に魚価が下落した際、例えば、1キロ当たり500円から1,000円ぐらいの価格保障ができないものかという声が寄せられているんですね。

なかなか難しいと思います。市場価格の保障については、非常に難しい問題です。県単独では困難かと思いますが、こうした生産者の声を国に伝えていただき、困っている漁業者、つまり小型、普通いう小漁師です。こういう方々が本当に困った状況の中で、毎日を、天気がよくても漁に行けるのか、行けないのか、いろんな葛藤の中で魚を捕っても、それが赤字になるような魚価だったら、もう夢も希望もないと思います。（発言する者あり）

そういうことについて国と県が連携して何らかの対策を検討していただきたいと思います。ぜひよろしくお願いします。これは要望でいいです、難しい問題です。

最後に要望して、これで私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（瀬川光之君） これより、しばらく休憩いたします。

会議は、11時15分から再開いたします。

— 午前11時 2分 休憩 —

— 午前11時15分 再開 —

○副議長（松本洋介君） 会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

千住議員—13番。

○13番（千住良治君）（拍手）【登壇】 13番、自由民主党・県民会議、諫早市選出の「いさはや愛が原動力」、千住良治でございます。

今回、貴重な一般質問の機会をいただきまして、先輩議員をはじめ、皆様方に変感謝いたしております。

また、画面を通じて多くの皆様にご覧いただいております、この機会を大変ありがたく思っております。

3月に行われました諫早市補欠選挙におきまして、多くの皆様にお力添えをいただき、この県議会に送り出させていただきました。県民の皆様の負託と信頼に全身全霊をかけて応えていく覚悟でございます。

先輩議員の皆様をはじめ、職員の皆様、また県民の皆様とも力を合わせ、子や孫に明るく、希望のある長崎を、誇れる長崎を目指し、長崎愛が原動力で頑張ってまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議長にお許しをいただきましたので、通告に従いまして、一括質問にて進めさせていただきます。

知事、教育委員会教育長、関係部局長の皆様、今回、はじめての質問ということで欲張り過ぎて、質問が多く、浅くなっておりますが、答弁の方は、深く、熱い答弁をよろしくお願いいたします。（発言する者あり）

1、2025年・2040年問題について。

（1）見込まれる問題点とこれからの取組

みについて。

2025年問題とは、皆様をご存じのとおり、第一次ベビーブームの年代、いわゆる団塊の世代が後期高齢者の年齢に達し、医療や介護などの社会保障費の急増など、多くの懸念がされる問題です。

2025年には、後期高齢者人口が約2,200万人となり、国民4人に1人が75歳以上となると言われています。65歳以上の老年人口においては、国が2040年にピークを迎えるのに対し、長崎県においては、さらに15年も早く、2025年にピークを迎えると言われております。

2040年には、私たち年代の団塊ジュニアの世代が65歳以上となり、1人の高齢者を1.5人の現役世代が支えることとなり、医師や介護士の不足、高齢者の貧困化、インフラの老朽化など、言われております。

そこで、長崎県として、2025年、2040年に現段階で見込まれる問題点とこれからの取組について、知事にお聞きします。

（2）介護事業における人材確保の取組について。

介護事業者の方のお話では、介護サービスを利用する高齢者の方は増えてきておりますが、なかなか介護職に就く方も少なく、また職に就いたとしても離職する方も多く、人材の確保が大変だということをお聞きします。現場からは、人手が足りない、賃金が低い、精神的にも肉体的にもつらいなど、多くの声を聞きます。介護事業における人材確保はもちろんですが、現在働いている方にも長く勤めていただけることも重要ではないでしょうか。

そこで、介護事業に関して、これからの人材確保並びに支援についての取組をどのように行っていくのか、お聞きします。

（3）民生委員・児童委員について。

超高齢化社会、加速する核家族化、地域住民の生活課題や福祉課題が変化していく中で、地域の方々に寄り添い、人と人、人と地域をつなぎ、地域住民の身近な相談相手として必要な支援を行っておられ、地域の皆さんの暮らしを見守る重要な役を担う民生委員・児童委員の皆さんがおられます。

民生委員の皆さんは、「民生委員法」及び「児童福祉法」に基づき、厚生労働大臣から委嘱されて、非常勤の地方公務員であり、地域福祉を担うボランティアとして活動され、地域の要とも言える存在であります。

長崎県の人口は、ここ10年で約10万人減少しているものの、世帯数は、約1万3,000世帯増えております。私の地元諫早市では、ここ10年で人口が6,200人減少しているものの、世帯数は約3,800世帯増えております。核家族化や地域のつながりの希薄化など、顕著に出てきており、ますます民生委員・児童委員の役割は大きなものとなるのではないのでしょうか。

そこで、お聞きします。

民生委員・児童委員は、地域の重要な要職であると考えますが、県として、民生委員・児童委員に対して、どのような見解を持っているのか、お聞きします。

2、新型コロナウイルスによる影響と今後の取組について。

ようやくワクチン接種がはじまり、一筋の光が見えてきたと、私だけでなく、多くの方が感じているのではないのでしょうか。今回、3つの分野における影響と今後の取組について、お尋ねします。

（1）農林水産業への昨年度の影響と今後の対策について。

感染拡大状況により、緊急事態宣言の発出、学校の休校、各種行事やイベントの中止、飲食店の時間短縮営業、不要不急の外出自粛、県をまたぐ移動の制限など、あらゆるところで影響が出ており、多くの業種が経済的なダメージを受けております。

農林水産業においては、これまでどおりの販売ができず価格が下がった、売上げの減少など、多くの声を聞きます。

そこで、新型コロナウイルスによる農林水産業への昨年度の影響と、今後の対策をどのように行っていくのか、特に、影響を受けた品目などに対して、今後どのように取り組んでいくのかをお聞きします。

（2）ワクチン接種の状況並びに課題と今後のスケジュールについて。

集団接種、職域接種もはじまり、ワクチン接種は広がってきております。

しかしながら、若い世代は、いつ接種ができるのか、ワクチンを接種した後の生活スタイルはどうなるのかなど、まだまだ見えない部分も多くあります。また、ワクチン接種の副反応を心配され、接種をちゅうちょされている方や、既往症や持病で接種を迷われている方なども多くいらっしゃいます。そして、ワクチンを2回打てば感染しないと思われている方もおられるなど、正確な情報発信が求められていると思います。

そこで、ワクチン接種の状況、並びに皆さんの不安や接種後の行動などの情報発信と今後のスケジュールについて、どうなっているのか、お聞きします。

（3）これからの公共交通について。

以前、自家用車は一家に一台であった時代もありましたが、現在は、一人に一台の時代とも

言われ、公共交通の利用の低下による縮小、利便性の低下から利用者が減るという悪循環の部分も見えるのではないかと思います。

各自治体は、住民の足を存続させるために、多くの補助金を出し、何とか存続させている中で、新型コロナウイルスにより、公共交通機関にも大きな影響が出ているのではないのでしょうか。

先日より、長崎市内における県営バスと長崎バスによる共同運行、島原市においては、路線廃止によるコミュニティバスの導入など、公共交通ネットワークの縮小やサービス水準の低下が懸念されております。

そこで、お聞きします。

大変厳しい状況下で、公共交通においても大きな影響を受け、今後、縮小や廃止も考えられます。今後、公共交通をどのように維持し、県民の足を確保していくのか、その取組をお尋ねします。

3、再生可能エネルギーの活用について。

今年、長崎県は、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明し、「第2次長崎県地域温暖化対策実行計画」の中で、長期目標として、2050年度までの脱炭素社会の実現を明記し、その計画に基づき、まずは2030年度までに温室効果ガスを2013年度比で45.2%削減とし、それを達成するために、従来からの省エネ推進等の取組に加え、電動車の導入の促進、アプリやSNSなどを活用した普及啓発など、新たな取組を進めていくとしております。

また、県は、34の自治体と約200社が参加している自然エネルギー協議会にも加盟いたしており、先日、その自然エネルギー協議会は、2050年カーボンニュートラルを達成するために、自然エネルギーの最大限導入をし、2030年には、

自然エネルギー発電比率を約40%超とするなど、意欲的な導入目標を設定することを国に要望しております。

2030年までは残り10年を切り、スピード感を持って県が先頭に立ち進めることで、企業だけでなく、県民の皆さんの意識も高まっていくものと思います。「第2次長崎県地球温暖化対策実行計画」が実現されることを願い、質問をいたします。

（1）2050年二酸化炭素排出実質ゼロの取り組みについて。

「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」を長崎県も表明しておりますが、現状と今後の取組はどのようなになっているのか、お尋ねします。

（2）太陽光発電について。

再生エネルギーの太陽光発電に絞ってお聞きます。

これまでの再生可能エネルギーの推進については、売電価格も高く、ビジネスとして利用できるほどの売電価格でしたが、現在は、かなり低くなってきております。

そこで、売電ではなく、自家消費を考えた取組がなされております。P P Aモデル（第三者所有モデル）と言われるものや耕作放棄地の利用、農業地へ取り入れるソーラーシェアリングなど、多岐にわたって行われています。

また、今年3月には、営農型太陽光発電の規制緩和も行われ、荒廃農地を活用する事業者には8割要件が適用されなくなりました。また、農林水産省は、再生可能エネルギーの導入を促すため、農地転用の規制緩和にも動いております。

先日、政府は、2030年までに、国や自治体を持つ建物や土地の50%に太陽光パネルを設置するという方針を出しました。2040年には

100%に導入を目指し、2030年度の温暖化ガス排出を2013年度比で46%削減するには、短期間で設置できる太陽光パネルの大量導入が欠かせないと見て、公共部門が率先して設置するというのを6月9日に「国・地方脱炭素実現会議」で示した「地域脱炭素ロードマップ」に盛り込みました。建物の屋根であれば、立地の制約が問題にならず、電力を自家消費すれば、送電線接続の課題も緩和でき、蓄電池や電気自動車と組み合わせることで、災害時の非常用電源にも使用できるとしております。

しかしながら、太陽光導入には資金が課題となりますが、発電業者に屋根を貸して初期投資を抑えるP P Aモデルを広げるほか、政府が自治体に対して複数年度にわたる資金支援をしたり、地域金融機関など民間投資を呼び込む仕組みを構築したりするとしています。

国の補助金についても、脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業補助金80億円のほか、多岐にわたって補助金メニューもあり、再生可能エネルギーに取り組みやすい環境もあります。

また、太陽光発電については、以前に比べコストも随分下がり、太陽光1キロワット当たり約10円と、取り組みやすくなっております。

コストの削減だけでなく、さらに避難所、公共施設においての非常用電源として活用することもできます。避難所、交番、公共施設など、今後さらに積極的に取り組み、非常用電源として活用すべきではないかと思います。

そこで、お聞きます。

こういう動きが活発化している中で、比較的成本がかからず、短時間で取り組める太陽光発電エネルギーについて、県有施設への導入に向けて、今後どのように取り組んでいくのか、

お聞きします。

（3）民間活用について。

その取組段階の一つとして、脱炭素社会の実現に向けた再生可能エネルギー等の利用の促進を趣旨として、自治体と民間企業が協定を結び、民間企業の力を借りて、何が有効で、何ができるのかなど、共同検討も多く行われております。

長崎県においても、脱炭素化のスピードアップ、効率化につながると思いますが、民間企業を活用した取組についての見解をお聞きします。

4、諫早駅周辺整備における県所有施設の今後について。

（1）県営バスターミナル跡地利用について。

（2）県央振興局移転に関して現状と今後のスケジュールについて。

昭和48年11月に、「全国新幹線鉄道整備法」、整備計画路線として決定され、いよいよ来年、令和4年秋、九州新幹線西九州ルート（西九州新幹線）が開業いたします。

西九州新幹線開業は、暫定開業とはいえ、長崎県だけでなく、佐賀県にとっても大きなメリットがあるのではないのでしょうか。

諫早市においては、百年の大計と位置づけ、駅周辺整備も含めて、西九州新幹線と在来線、島原鉄道、県営バスと、交通結節機能の強化として、バスターミナルの機能を再開発ビル内に移転させ、今後の地域活性に大きな役割が期待されております。

そこで、西九州新幹線開業に合わせ、諫早駅周辺整備における県営バスターミナル跡地利用と、県央振興局移転については、諫早駅周辺の活性化に大きく影響し、地元から、ともに早期の利活用が求められています。地元だけでなく、長崎県内に大きな起爆剤として地域活性化を担っていると思います。

諫早駅は、島原半島の玄関口としても多くの来県者をお迎えする重要な拠点となります。昨年11月定例会において、八江議員から、県営バスターミナル移転後の跡地利用についての質問の中で、2022年春の新駅ビル移転に向け、早期に活用できるよう検討を進めるという答弁がございました。

そこで、お聞きします。

1点目、県営バスターミナル跡地利用について、2点目、県央振興局移転に関して、それぞれ現状と今後のスケジュールについて、今回は、まちのにぎわいという視点からご質問します。

（3）整備に伴う民間活用について。

まちのにぎわいを創出するために、地元では、にぎわいを呼び込むような施設整備を望んでおられますが、民間活力を最大限に活かした整備計画をそれぞれできないものか、お尋ねいたします。

5、学校教育について。

4月に教育委員会教育長に就任されました平田教育委員会教育長の記事を新聞で拝見させていただきました。学びの機会と教育の質の保障が第一、現場の意見をしっかり聞き、課題や目指すイメージを共有していく、組織としては、慎重になり過ぎず、チャレンジしていきたいと、抱負が述べられていました。

また、大事なのは、やはり先生方の働き方改革、今の先生たちが、やりがいや幸福感を持てなければ、なり手は増えない。部活動に関しては、一人の先生が抱え込む状況をなくすため、学校と地域の役割分担を時間をかけて話していく必要があるということでした。

また、令和3年度の教育行政制度の概要には、本県の子どもたちが自らの力で人生を切り拓き、ふるさと長崎に誇りを持って、新たな価値を創

造していける教育を目指すためには、市町教育委員会や学校、そして保護者及び地域の皆様と緊密に連携することが不可欠、互いに、育てたい子どもの姿や教育に対する思いを共有しながら、教育県長崎の確立を目指してまいりますと、大変力強い言葉がうたわれており、大変共感いたしました。

そこで、私も、小学校の教員免許を持ち、教壇に立たせていただいた経験から、そして3人の子を持つ親として、また現在、中学校部活動の外部指導者としての立場から、教育県長崎の確立に向けて、質問をさせていただきます。

（1）特別支援教育について。

先日、「第二期長崎県特別支援教育推進基本計画（素案）」が出されました。全国的にも、少子化により児童生徒数が減少する中、特別支援教育に関する理解や知識の高まりによって、特別支援学校に在籍する児童生徒は増加しており、県内においても、義務教育段階の児童生徒数は、平成22年度の626人が、令和2年度には903人へ約1.4倍に増加、特別支援学級においては、同じく平成22年度1,100人から、令和2年度には2,878人へと2.6倍増加、また通級による指導を受けている児童生徒は、917人から2,708人と、約3倍となっております。

通常学級に在籍する発達障害の可能性のある児童生徒は7.6%程度在籍していると言われており、特別支援教育の対象となる児童生徒は年々増加し、現場の先生方は、その対応にも大変苦慮されております。マンパワーが足りないということをお聞きします。

そのような状況の中において、先生方と連携しながら、支援が必要な子どもの学習活動や学校生活上の支援を行う特別支援教育支援員の配置が今まで以上に必要であると思います。また、

同時に、支援が必要な子どもの保護者の理解も大変重要であります。

そこで、特別支援教育において、特別支援教育支援員の増員について教育委員会の見解と、並びに支援が必要と思われる子どもの保護者の理解を深めるための親への取組状況と今後の方向性について、お聞きします。

（2）教員の人材確保について。

教員のなり手が減少している中、教員の確保の問題、同時に質の問題が出てきます。

そこで、小中学校において、全学年35人学級の実施に向け動いておりますが、教員の人材確保について、今後どのように取り組むのか、また代替教員、臨時教員も不足していると聞きますが、現状はどうなっているのでしょうか。

また、その課題を今後どのように打開していくのかをお聞きします。

（3）中学校部活動について。

私は、中学校の外部指導者として約17年間、それ以前は、小学生のソフトボールの指導に8年間、トータル25年間、子どもたちの指導に現在も携わらせていただいております。

ここ数年、先生方の働き方改革はよく言われており、それに伴ってか、部活動のガイドラインが出され、平日には一日、土日どちらか一日は休養日となり、活動時間にも制限がかかっております。しかしながら、中総体をはじめ、各種大会においては、土日を含んで数日間続けて大会はなされており、大変矛盾を感じております。

少子化により部員の確保に苦勞している部分もある中、部活動をやめ、規制のない地域スポーツクラブへ移籍するなどの影響が出てきております。このままでは、現在の在り方が子どもたちの部活動にいい影響を与えるとは到底思え

ません。

今後、部活動自体、地域クラブにシフトしていくのか、あくまでも学校教育の一環として行っていくのか、この先の部活動について、大変心配しております。

そこで、中学校部活動の今後の在り方をお聞きします。

部活動については、子どもたちの人間形成にとっても大事なものであると私自身考えておりますけれども、教育委員会としては、部活動の意義をどのように考えているのか、お聞きします。

（4）地域の力を活用した教育について。

学校教育活動を充実させていくためには、部活動だけでなく、授業など、その他活動においても、地域の力を活用した教育を行っていく必要を強く感じますが、今後、県教育委員会として、どのように推進を図ろうとしているのか、お聞きします。

（5）工業高校の新設について。

先日、「長崎県立高等学校教育改革第9次実施計画」が発表されました。

先ほどの質問にもありましたとおり、松浦高校に新しい学科の改編、また5つの高校に教科横断的な探求型学習に協働的に取り組む学科の設置がありました。地元への丁寧な説明は不可欠ですが、社会情勢の変化や未来に向けての取組として、大変いいことだと私は思っております。

そこで、諫早市には、県内有数の工業団地を構え、新たな産業団地整備も現在進んでおります。高校の進学に当たり、工業高校への進学の希望者も多く、諫早では、隣接する市の大村工業や長崎工業高校に通っている生徒も多く、入試の競争率も大変高いものがあります。

そこで、高校卒業後、多くの人材が県外へ流

出している現状を踏まえ、地元に残る取組として、各地区に合わせた学科の新設や編成がもっとあってもいいのではないかと思います。諫早地区に工業高校の新設または学科の新設をできないか、お聞きします。

以上、一回目の質問とし、答弁を求めます。

（拍手）

○副議長（松本洋介君） 知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕 千住議員のご質問にお答えいたします。

2025年、2040年に見込まれる問題点と県の取組についてのお尋ねであります。

離島や半島地域を多く抱え、人口減少や少子・高齢化が全国よりも早く進む本県においては、2025年頃には高齢人口がピークを迎え、さらに2040年頃には生産年齢人口が県人口の5割を切ることが予想されております。

このままの状況が続いてまいりますと、労働力不足に伴う経済・産業活動の縮小を招くとともに、公共交通や地域コミュニティの維持・確保が困難になるなど、深刻な事態に直面するのではないかと強い危機感を抱いているところであります。

このため、今年度からスタートいたしました総合計画においても、この2040年問題を見据え、健康長寿対策の推進や様々な産業分野の人材育成・確保などの施策を盛り込んだところであります。

今後は、さらに市町や関係団体と連携を図りながら、ICTの積極的な利活用により諸課題の解決を図るSociety5.0の実現を目指すとともに、高齢者の社会参加による活躍促進や外国人材の受入れ、活用、そういった施策を強化し、持続可能な社会の構築に全力を注いでまいりたいと考えております。

そのほかのご質問については、関係部局長からお答えをさせていただきます。

○副議長（松本洋介君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君） 私から、3点お答えさせていただきます。

まず、介護人材の確保についてのお尋ねでございます。

介護職員の確保につきましては、過重労働で、処遇が低いというイメージが強いこともあり、職員の確保は困難な状況となっております。

そのため、昨年度には、約180事業所に対しまして介護ロボットの導入を支援しており、今年度は、事業効果の検証を進めているところでございます。

また、介護職員の処遇向上のため、介護報酬の加算取得を支援しており、令和2年度の月額平均賃金は21万5,100円で、令和元年度から9.5%増加しております。

引き続き、外国人材の確保のほか、若者等への介護事業の魅力の発信なども行い、介護人材の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、民生委員・児童委員の役割について、どう認識しているのかとお尋ねでございます。

民生委員・児童委員の皆様には、高齢者の見守り、子育てや生活困窮の相談支援などの活動を通して、住民と行政のかけ橋となって地域住民の生活を支える重要な役割を担っていただいております。

また、訪問による相談支援や各種調査などに多くの時間を要することや住民のプライバシーに深く関わることから、精神的な負担も大きいとお聞きしております。

県といたしましては、地域福祉の推進に欠かせない担い手である民生委員・児童委員の活動を地域住民に周知するとともに、研修実施によ

る資質の向上など、引き続き、その活動を支援してまいりたいと考えております。

最後に、新型コロナウイルスのワクチン接種の状況と今後のスケジュール、またワクチンの副反応、接種後の行動などの情報発信をしていく必要があるのではないかとのお尋ねでございます。

全体の接種計画につきましては、7月末までに、希望する高齢者への接種を完了する予定であり、65歳未満の方に対しましては、国は、10月から11月末までに完了する方針を示しております。

県は、各市町に対しまして、65歳未満の方への接種券の発送時期や追加での会場の確保を検討し、接種をさらに加速化するように依頼しており、今後、各市町におきまして、住民に対する周知をお願いしたいと考えております。

また、副反応につきましては、県のコールセンターで看護師等が適切に対応しており、接種後でも適切な感染管理の継続は必要であることから、接種会場におきまして、パンフレットも活用して周知を行っており、引き続き、正確な情報提供に努めたいと考えております。

○副議長（松本洋介君） 農林部長。

○農林部長（綾香直芳君） 新型コロナウイルスによる農林業への昨年度の影響と今後の対策をどのように考えているのかとお尋ねですが、去年は、緊急事態宣言等の発出による外出自粛、イベント等の中止や縮小による国内外の需要の落ち込みなどから、和牛枝肉や花卉、木材の価格が大幅に下落するなど、本県農林業にも大きな影響が出たところであります。

そのため、県としましては、国の臨時交付金等を活用し、事業継続・転換に必要な機械、設備の導入支援や県内での消費拡大対策等に取り

組んでまいりました。

その結果、現時点では、昨年、大きく影響を受けた子牛、枝肉、木材、草花類など、多くの品目においては、家庭消費の拡大や競合相手であった輸入品の減少などもありまして、生産量や単価は新型コロナウイルス感染症拡大前の水準まで回復したところであります。

しかしながら、葬儀等の縮小などにより、いまだに輪菊の需要低迷が続いていることから、今後も引き続き、生産者団体とも連携をして、県産菊の需要喚起等を支援してまいります。

また、他の品目についても、依然として新型コロナウイルス感染症拡大の収束が見通せないことから、継続して今後の動向を注視し、生産者が安心して事業継続できるよう、早期に対応してまいります。

○副議長（松本洋介君） 水産部長。

○水産部長（斎藤 晃君） 私からは、新型コロナの影響における水産業についての品目に対する取組ですとか、回答させていただきます。

新型コロナ感染拡大に伴う輸出の停滞や外食需要の衰退により、養殖魚については、昨年春頃から在庫の滞留が見られたため、学校給食への食材提供やネット通販等の販売促進対策、需要が回復するまでの調整保管に係る経費への支援などを行い、生産者の努力も相まって、在庫の滞留といったものが概ね解消されてきたところでございます。

一方、天然魚につきましては、再度の緊急事態宣言以降、荷動きが悪化したということでございまして、漁協等が行う県内外の量販店等における販促キャンペーンなど、商流確保の取組を支援するとともに、アカムツなど高級魚の消費者ニーズを把握し、新たな販路を見出すための販売実証を進めているところでございます。

今後も引き続き、需要の動向や本県生産者への影響を十分注視しながら、新型コロナの影響を乗り越えていくため、国事業の活用や新たな施策を検討してまいります。

○副議長（松本洋介君） 地域振興部長。

○地域振興部長（早稲田智仁君） 私から、これからの公共交通の取組について、お答えいたします。

今後の公共交通をどのように実施し、県民の足を確保していくのかとのお尋ねであります。交通事業者においては、人口減少や少子・高齢化等に伴う利用者数の減少により、厳しい経営状況にあるとともに、コロナ感染症の影響による外出自粛等により、厳しい環境に置かれているものと認識しております。

このような中、県においては、交通事業者の利用者数や運送収入等について定期的に情報収集を行うとともに、運行を継続していただくための事業者への奨励金や、感染防止対策に係る環境整備のための補助金等による支援を行っているところであります。

また、こうした一方で、令和2年11月の「地域公共交通活性化再生法」の改正に伴いまして、地方自治体による「地域公共交通計画」の策定が努力義務化され、今後、市町におかれては、通勤や通学、買物等の利用状況に応じた路線バスと乗合タクシーの役割分担など、持続可能な公共交通ネットワークの形成が求められております。

そのため、県としましては、計画策定に向けた地域公共交通会議に参画いたしますとともに、事業者を含めた意見交換や専門家の派遣支援など、県民の皆様の移動手段の確保に力を注いでまいりたいと考えております。

○副議長（松本洋介君） 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（貞方 学君） 私からは、再生可能エネルギーの活用について、3点お答えをさせていただきます。

まず、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」の取組について、長崎県の現状と今後の取組はどのようなになっているかとお尋ねでございますが、本県における2017年度の温室効果ガス排出量は924.6万トンであり、2012年度以降は5年連続で減少しております。

排出部門別に見ると、家庭部門及び運輸部門がそれぞれ全体の20%及び22.4%を占めており、これらの部門における排出量削減が大きな課題となっております。

本年3月に策定いたしました「第2次長崎県地球温暖化対策実行計画」では、従来から取り組んでおります節電やエコドライブ、スマートムーブなどの省エネ対策のほか、洋上風力発電をはじめ、本県の特性に合わせた再生可能エネルギーの導入促進を部門横断的対策と位置づけ、推進をしていくことといたしております。

また、2050年脱炭素社会の実現に向けては、国の「グリーン成長戦略」や地域脱炭素ロードマップ等を踏まえ、本県の実情に即した新たな取組を市町や関係機関とも連携しながら進めてまいりたいと考えております。

次に、太陽光発電について、県有施設への導入に向け、今後どのように取り組んでいくのかとお尋ねでございますが、公共施設への太陽光発電の導入につきましては、平成26年度から平成28年度にかけ、県立高校や県立保健所などの県有施設24か所、市町の施設27か所の計51か所に、グリーンニューディール基金事業を活用して設置してまいりました。

太陽光発電は、自家消費として活用するほか、蓄電池と併用することにより、避難所や防災拠

点における非常用電源としての活用が期待できることから、今後、国の財政支援制度が示された段階で、さらなる導入を検討してまいりたいと考えております。

一方で、初期投資を抑えて設置ができる、いわゆるPPAモデルにつきましては、県内にも事業化に興味を示す企業もありますことから、関係部局ともしっかり情報共有を図りながら、まずは導入に向けた課題を整理してまいりたいと考えております。

次に、脱炭素社会の実現のためには、民間企業を活用することが必要であり、県も協定等を結んで進めていくべきではないかとお尋ねでございますが、脱炭素社会の実現は、自治体や家庭部門の取組だけでは困難であり、産業界のお力添えが非常に重要になってくるものと考えております。

国の「グリーン成長戦略」に掲げる14の産業分野の取組においても、絶え間ない技術革新が必要なものが数多く含まれていることから、民間企業の有する技術や知見が脱炭素化の推進に大きく寄与するものと期待されています。

本県における脱炭素化の推進に当たっても、このような民間企業の協力を得ることが重要であることから、民間企業との協定締結も含め、民間企業との連携、協働の在り方について、研究をしてまいりたいと考えております。

○副議長（松本洋介君） 交通局長。

○交通局長（太田彰幸君） 私の方から、2点お答えいたします。

諫早駅周辺整備における県営バスターミナル跡地利用の現状と今後のスケジュールはとのお尋ねでございます。

県営バス諫早ターミナルは、令和4年春の新駅ビルへの移転を予定しており、移転後のター

ミナル跡地活用につきましては、県営バスの収益源として、コロナ禍からの再建計画に大きな影響を持つことから、慎重に検討を進めております。

これまで、民間事業者へのサウンディング調査や地歴調査などを実施し、検討を進めてまいりましたが、現在、新型コロナウイルス感染症の影響による企業の参入意欲の変化などを見定めるため、改めて、サウンディング調査に回答いただいた事業者からヒアリング調査を行っております。

コロナ禍による社会情勢や経済活動への影響はいまだ見定めることが難しい状況であります。今年度中に具体的な活用策をお示しできるよう、早急に検討を進めてまいりたいと考えております。

2点目、整備に伴う民間活用について、民間活用を活かした整備は考えられないかとお尋ねでございます。

県営バス諫早ターミナル跡地活用における整備手法につきましては、定期借地方式や売却方式といった民間の力を活用した方法で活用していくことを検討しております。

令和元年度に行ったサウンディング調査では、用途として、商業系テナント施設、医療系テナント施設、ホテルなどの提案をいただいておりますが、現在行っている再調査の結果を踏まえ、民間の活力を活かせるよう、検討を進めてまいります。

○副議長（松本洋介君） 総務部長。

○総務部長（大田 圭君） 私から、諫早駅周辺整備における県所有施設の今後について、2点ご答弁申し上げます。

1点目、県央振興局移転の現状とスケジュールについてというお尋ねをいただいております。

県南地区の振興局の移転・集約に伴う新庁舎の建設につきましては、現在、諫早市との間におきまして、市の先行取得用地のうち、県が取得する具体の面積などにつきまして協議を進めているという状況でございます。それとともに、具体的なその建設の手法の検討に入っているという状況でございます。

今後は、振興局集約後の体制や機能を整理した実施計画ですとか、あるいは庁舎の在り方を示した整備計画、こちらを策定のうえ、できる限り早期に建設準備を開始いたしまして、現段階におきましては、令和8年度頃の庁舎完成、移転を目指してまいりたいというふうに考えております。

もう一点、整備に伴う民間活用について、にぎわいの観点からというお尋ねをいただいております。

新庁舎の建設を予定しております先ほどの先行取得用地、こちらにつきましては、諫早市におきまして、例えば、にぎわいにつながるような商業施設の建設の一部を制限するような独自の地区計画の決定を推進するなど、この土地自体を行政施設等の公共公益サービス機能の確保を目的としたまちづくりという形で位置づけて進めておられるところでございます。

県といたしましても、県南地区の公共サービス提供の拠点となる庁舎整備を計画しているところでございます。

○副議長（松本洋介君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（平田修三君） 特別支援教育支援員の増員についてのお尋ねでございます。

通常の学級で学ぶ特別な支援が必要な子どもの学校生活を支えるうえで、特別支援教育支援員の配置の必要性は高まってきており、県内の小中学校の支援員の配置人数は年々増加してお

ります。

県教育委員会としては、支援が必要な児童生徒のニーズに応じた支援員の適切な配置を市町教育委員会に促しており、今後も安定した配置ができるよう、政府施策要望において、必要な財源の措置を国に要望しているところです。

また、支援を必要とする児童生徒の特性や教育的ニーズに沿った支援方法についての研修会を実施するなど、教職員の専門性の向上も図っているところであり、今後も、支援員と教員が連携しながら、一人ひとりに応じた適切な指導や支援が行われるよう努めてまいります。

また、支援が必要な子どもの保護者に対して、障害への理解を深めるための取組についてのお尋ねでございます。

支援が必要な子どもの保護者に対して、各学校では、特別支援教育に関する研修会や外部の専門家を交えた面談を実施するなど、保護者の障害に対する理解を促す取組を行っております。

また、保護者が子どもの発達の状況を適切に理解し、学校と共通理解するため、各発達段階に見られる特徴や目安を示したチェックシートを作成したところであります。

今後、様々な研修会を通して、このチェックシートの活用事例等を発信し、さらなる活用の促進を図りながら、保護者の障害に対する理解を深める取組の充実に努めてまいります。

次に、教員の人材確保についてのお尋ねでございます。

教員採用選考試験における志願者の減少や臨時的任用者の不足など、教員の人材確保は本県小中学校における喫緊の課題となっております。

県教育委員会では、年度当初の21市町の教育長との合同会議において、この課題を共有した対策を進めるため、大学と連携して、高校生に

教職の魅力を伝える取組や学校における働き方改革の推進など、幅広く意見を交換しました。

特に、臨時的任用職員に受験を促したり、他県で勤務する教員にUターンを呼びかけるなど、教員採用選考試験における志願者を増やすこと、また教員として資質、能力がある人材を掘り起こし、臨時免許状を発行して任用することなど、県と市町が協働して推進する取組を確認いたしました。

今後も、市町教育委員会や大学等と連携し、教員の人材確保に努めてまいります。

次に、部活動についてのお尋ねでございます。

部活動は、学校教育の一環として学習指導要領に位置づけられた活動で、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであります。

個人や集団としての目的や目標を持ち、切磋琢磨することを通じて、学力や技能の向上のみならず、人間形成や健全育成において大きな意義を有するものであると考えております。

このような部活動の教育的意義を踏まえ、今後、部活動指導員の効果的な活用や多様な目的を持つ生徒の受け皿となる体制づくりなど、本県の実情に応じた、生徒にとって望ましい部活動の実現を図っていく必要があるというふうに考えております。

4点目は、地域の力を活用した教育活動をどのように推進するのかのお尋ねでございます。

これからの学校教育には、地域住民や様々な専門性を有する民間の方々と効果的に連携するなど、社会総がかりで子どもたちの教育活動を推進することが求められます。

そこで、県教育委員会では、保護者や地域が学校経営に参画するコミュニティ・スクールの導入を積極的に推進しているところです。

令和2年度末において、県内17市町、48校の

小中学校で導入されておりますが、今年度末には、20市町、73校で導入される予定です。

コミュニティ・スクールは、学校が地域の産業や民間企業とのつながりをつくるうえで有効であり、また学校と地域それぞれの役割を明確にすることで、学校の働き方改革という視点においても、大いに期待できる仕組みであります。

県教育委員会としましては、今年度、市町の担当者を対象とした研修会を新たに立ち上げ、さらなる導入促進に努めてまいります。

最後に、諫早地区に工業高校の新設ができないかとのお尋ねでございます。

高校や学科の適正な配置については、今後の中学校卒業者数のさらなる減少が見込まれる中で、高校への入学の動向、交通事情や地理的条件、産業構造などの地域の実情など、総合的かつ多角的に勘案したうえで、全県的な視点から検討する必要があるがございます。

諫早地区に工業高校、あるいはその学科を新たに設置することについては、大村工業高校や島原工業高校をはじめ、周辺の高校の小規模化を招くことが懸念されることに加えまして、教員の確保や新設のための施設整備等に多額の費用が必要になるというようなことを考えますと、難しいものというふうに考えております。

○副議長（松本洋介君） 千住議員—13番。

○13番（千住良治君） ご答弁ありがとうございます。

最後の工業高校の新設については、急にはできないとは思いますが、地元では、工業高校に進学したいという子がたくさんいますので、ぜひ今後もお伝えしながら、検討していただけるように頑張っていきたいと思っております。

それでは、まず新型コロナウイルス感染症に

関しては、本当に様々な業種がありますので、適宜、すぐ対応できるように、政策をお願いしたいと思います。

農業、漁業に関しては、売上げがどうしても上下しますので、例えば農業でいけば、収入保障保険というのがありますので、それを農業の皆様、水産業の皆様にもあるということなので、そのあたりの活用を今後ぜひお願いしていただけたらと。自治体によっては、その補助金も出していただけるというような自治体も出てきておりますので、そのあたりも参考にさせていただいて、収入保障についてもきっちり取り組んでいただけたらというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それでは、再質問なんですけれども、民生委員についてです。

来年、民生委員・児童委員の改選に向けて、県は定数の見直しを行っているということをお聞きしております。それについて、地元の民生委員さんから声を聞いてきておりますので、ここでお伝えしたいと思います。

高齢化の進展など、地域の現状を考えれば、県の予算がないから民生委員を減らすという県の考え方は間違っている。民生委員の役割が増す状況とも矛盾する。各自治会に最低1人は民選委員を置かないと、自治会活動など、地域の活動に支障が出る。

もう一人の方、定数を削減すると、1人当たりの受け持ち世帯数が増えることになる。民生委員に求められる役割はだんだん多方面になってきている中で、民生委員のなり手の不足の問題が出てくるのではないのでしょうか。自らなりたく民生委員になっている方ばかりでなく、多くの方は頼まれて引き受けている現状であります。このような状況で、県は、今後、民生委

員の人数を確保できているのかという
厳しいご意見もいただいております。

民生委員は、昔から集落から選出されており、
ほかの地区から民生委員が訪問に来ても、警戒
をされる。民生委員の仕事ができなくなるよう
なことを県が進めようとしており、このことか
ら、県は民生委員が要らないと思っていると
感じていると、民生委員が要らないというので
あれば、全員で辞めようと周りは話していると。

あるいは、同じ自治会の近所に住む間柄だか
らこそ民生委員に相談をしてもらえると、地域
活動を行ううえでも、各自治会に最低1人の民
生委員が必要である。訪問する際、自分のまち
ですら「何しに来たのか」という感じで警戒さ
れたので、ほかの町の訪問は難しく、各町に最
低1人の民生委員は必要だと感じる。

あるいは、民生委員活動は対面での活動が基
本であるため、ほかの町の民生委員が訪問する
ことに対して抵抗がすごくあると、活動に支障
が出るのではないかと。担当地区では、昼間、留
守の方が多いため、夕方に訪問している。どの
時間にいるのかというのは、近所に住んで、ふ
だんから顔を合わせているから把握できる話で
ある。定数が削減されることで、ほかの町から
訪問されることになっても、緊急時には、とて
も対応できない。

最後に、緊急時は、夜中に訪問して救急車を
呼ぶこともありますと、そういう民生委員の苦
労を県は全然把握してくれていないと思う。近
くだから安心して相談してくれているので、見
守りは、近くで顔を合わせるつながりがあるか
らこそできるということを理解してほしいと。

もっとたくさんあるんですけれども、一部紹
介させていただきました。

この声なんかは、きちんと地域の声というこ

とで届いているのか、また、その声をどのよう
に今後反映させていくのかをお聞きします。

○副議長（松本洋介君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君） 民生委員・児童
委員の定数につきましては、国が地域の実情に
応じて定めるものとして示した世帯数に応じた
配置基準を踏まえまして、全国と同様、3年に
一度の改選が行われる時に、県が市町ごとに決
定しております。

現在、令和4年度の改選に向けまして、関係
市町及び「民生委員児童委員協議会」と協議を
行っているところでございます。

市町からは、世帯数だけではなく、高齢化の
状況や活動面積などの地理的条件等も総合的に
考慮するように強く求められておりますので、
定数の設定に当たりましては、市町のご意見も
十分お聞きし、住民サービスが適切に提供でき
るよう、地域の実情を尊重して協議を進めてま
いりたいと考えております。

○副議長（松本洋介君） 千住議員—13番。

○13番（千住良治君） 最後、確認なんですけ
れども、今回の定数の見直しというのは、3年
に一回の見直しということで、あくまでも削減
目的ではないということによろしいですか。

○副議長（松本洋介君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君） まずは、住民サ
ービスが適切に提供できるという観点をしっか
りと重視して検討していきたいと考えておりま
す。

○副議長（松本洋介君） 千住議員—13番。

○13番（千住良治君） ぜひ、地域の声という
のを大事にいただいて、見直しとなれば、
やっぱり基準はどこにあるのか、見直しはどこ
になるのかというのも心配になりますので、そ
うではなくて、地域の実情をしっかりと聞いて

いただいて、民生委員の方が安心して地域の方と見守り活動ができるように、ぜひお願いしたいというふうに思います。

次に、再生エネルギーの活用について、ご質問させていただきます。

ご答弁の中で、グリーンニューディール基金事業を使って、県立高校、あるいはその他地域に太陽光発電を導入したということ、約50か所あるということでしたが、その太陽光発電の導入をしたということで、設置したうえで、どのようなメリット、デメリット、あるいは問題点などがあったのかをお聞きします。

○副議長（松本洋介君） 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（貞方 学君） 平成26年度から平成28年度にかけまして、県有施設24か所及び市町の施設27か所の計51か所に導入された太陽光発電設備や蓄電池等は、災害時の非常用電源として活用することを目的としております。

メリットといたしましては、これまでの台風や集中豪雨等による停電発生時において、全ての設備が適正に稼働していることから、防災力の向上に寄与したこと、また発電された電力を自家消費することで、二酸化炭素の排出削減につながっていることなどが挙げられます。

なお、デメリット、問題点につきましては、今までのところ、特にご報告はございません。

○副議長（松本洋介君） 千住議員—13番。

○13番（千住良治君） ありがとうございます。

今年度も国は、補助金のメニューをたくさんつくっております。例えば、今ご答弁ありました防災に関しても、大変役立っていると、非常用電源として役立っていると。例えば、建築物等の脱炭素化、レジリエンス強化促進事業とか、たくさん補助金のメニューがあるんですけれど

も、その補助金がたくさん、幾つもある中で、今年採用する予定はあるんですか。

○副議長（松本洋介君） 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（貞方 学君） 各部局において、それぞれ必要に応じ活用されていると思いますが、その詳細については、把握をいたしておりません。

○副議長（松本洋介君） 千住議員—13番。

○13番（千住良治君） 今回、質問に当たり、たくさん意見交換をさせていただきました。その中で、例えば、脱炭素化に関して、あるいは再生エネルギーに関してなんですけれども、複数の課に関係しておりまして、なかなか話が進まないということをお大変感じました。

2030年までに10年を切っております。カーボンニュートラルに向けて、強力に先導していく部局、特化した部署をつくってみてはどうかと思います。いかがですか。

○副議長（松本洋介君） 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（貞方 学君） 地球温暖化対策につきましては、これまで県民生活環境部が主体となって、関係部局と連携するとともに、国や市町、関係団体等と協働しながら取組を進めてきております。

今後の脱炭素社会の実現のためには、様々な産業分野において、これまで以上に関連事業者と連携した専門的な対策が必要となってくることから、各部局がそれぞれの立場で取組を進めつつ、必要に応じ相互に連携することで、より効果的な温暖化対策の実践活動につながるものと考えております。

このため、引き続き当部が主体となって、関係部局や国、市町、関係団体等との連携を深めながら、脱炭素社会の実現に向け、取組を推進してまいりたいと、こういうふうに考えており

ます。

○副議長（松本洋介君） 千住議員—13番。

○13番（千住良治君） 横断的な組織運営というのもすごく大事だと思います。今後、関係を深めていくということですので、ぜひそれを実践していただいて、県が民間も県民も引っ張っていけるような取組をぜひお願いしたいというふうに思います。

この質問に関しては、今後またしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、県営バスターミナルの跡地利用について、お聞きしたいと思います。

サウンディング調査をというお話がありましたが、これまで応募をしてきた方々にお話をもう一度聞くということですか。もし、それであれば、もっと幅広く募集をかけて、もっと民間を活用していただけたらと思うんですが、いかがですか。

○副議長（松本洋介君） 交通局長。

○交通局長（太田彰幸君） ご質問にありました再調査につきましては、令和元年度のサウンディング調査に回答がありました6事業者に、今聞き取りをしております。これはコロナ禍による企業の参入意欲の変化を見定める目的ということで実施をしております。

広く、さらに再調査をするということにつきましては、その再調査の結果も踏まえまして、検討してまいりたいと考えております。

○副議長（松本洋介君） 千住議員—13番。

○13番（千住良治君） ぜひ、今後幅広くまた意見を聞いていただいて、地域に喜ばれるものにしていただけたらというふうに思います。

それでは、部活動について、お聞きしたいと思います。

国が示した学校の働き方改革を踏まえた部活

動改革における休日の部活動の段階的な地域移行を進めていくということになっておりますが、県は、どのように考えているのか、お聞きします。

○副議長（松本洋介君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（平田修三君） 先ほど申し上げましたように、本県の実情に応じた形で、生徒にとって望ましい部活動の形ということを検討していく必要があると思っております。まずそのために、「長崎県部活動の在り方検討委員会」というものを関係者の意見交換会を設けて検討しております。

さらに、部活動の地域移行を進めるためには、民間のスポーツクラブなどの運営の主体や指導者等の確保などの課題がありますので、学校と地域が一体となって検討を進めていくということで必要があると思っておりますので、そういう形で今後も進めていきたいというふうに考えております。

○副議長（松本洋介君） 千住議員—13番。

○13番（千住良治君） 部活動の在り方検討委員会というようにお話があったんですが、そこには外部指導者とかいうのも入るのでしょうか。

先生方の働き方改革において、部活動指導員や外部指導者など、地域の人材活用が今後は重要になってくると思います。その部活動の在り方検討委員会の中でも、現在の部活動の外部指導者の声なんかもぜひ広げて入れていただきたいと思いますが、いかがですか。

○副議長（松本洋介君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（平田修三君） 様々な方の意見を取り入れてまいりたいというふうに考えております。

○副議長（松本洋介君） 千住議員—13番。

○13番（千住良治君） ありがとうございます。

私も部活動の指導をやっております、なかなか話が進まないところも多くあって、もどかしいところもあります。子どもたちは、中総体あるいは大きな大会を通じて、すごく成長します。その中で、練習等も制限がかかるということに対しては、子どもたちにとってもプラスになることはないというふうに私は思っています。過度な練習も言われておりますけれども、そういった指導者には、ちゃんと指導すればいいだけの話であって、ぜひそういった指導者の声も聞いていただけたらというふうに思います。

以上で、一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（松本洋介君） 午前中の会議はこれにとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は、1時30分から再開いたします。

— 午後 零時16分 休憩 —

— 午後 1時30分 再開 —

○議長（瀬川光之君） 会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

久保田議員—11番。

○11番（久保田将誠君）（拍手）〔登壇〕 皆様、こんにちは。

自由民主党、久保田将誠でございます。

今日は、このような機会を与えていただきまして、まことにありがとうございます。

お昼休み後で、大変お疲れのところだと思いますが、どうか最後までおつきあいいただきますようお願いを申し上げます。

それでは、質問通告に従いまして質問をさせていただきます。

1、地球温暖化対策と県内経済への影響について。

（1）地球温暖化対策の取組について。

地球温暖化問題につきましては、大型台風や豪雨災害などの自然災害が毎年のように報道されるなど、私たちを取り巻く環境が確実に変化していると感じています。

世界各地では温暖化により海水面の上昇、生態系への影響が懸念されるほか、日本においても、昨年7月の豪雨など東日本や西日本で記録的な大雨が観測され、県内では大村市を中心に甚大な被害が発生しておりますが、これらの昨今の異常気象については温暖化の影響であるとも言われています。

こうした影響に対し、EUをはじめ国際的にも脱炭素化の動きが加速しており、日本においても、昨年、「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことが宣言されました。

また、今年4月にアメリカが主催した「気候変動サミット」において、日本の温室効果ガス排出量を2030年度までに2013年度比で46%削減することが表明され、従来の26%削減から大幅に目標が引き上げられました。

こうした世界的潮流を成長の機会と捉え、国において、「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が策定され、今後の産業として成長が期待される14の重点分野を選定し、その一つに洋上風力産業を掲げています。

この洋上風力産業の工程表では、2040年には最大で4,500万キロワットという高い導入目標が示されたところであり、魅力的な国内市場の創出を投資の呼び水に、競争力があり強靱なサプライチェーンの形成を官民が一体となって推進することとしています。

また、県では、次なる基幹産業として海洋

エネルギー関連産業を推進しており、洋上風力発電は今後有望な成長産業として期待されています。

このように、国において温室効果ガスの新たな削減目標が表明されるとともに、洋上風力発電の導入促進による大幅な市場の創出が図られる中、県として、地球温暖化対策にどのように取り組んでいくのか、また、海洋エネルギー関連産業を新たな基幹産業とするためにどのように取り組んでいくのかをお尋ねいたします。

（2）石炭火力発電所について。

我が国が目指す2050年カーボンニュートラルの実現や本県の産業振興に向けた取組については大変期待しているところでありますが、一方で、本県は、西海市と松浦市に石炭火力発電所が所在しており、長年の間、国のエネルギー政策のもと、電力の安定供給という国民の生活を支える大事な役割を担ってきたところであります。

そのような中、昨年7月に政府が、二酸化炭素排出量が多い非効率な石炭火力発電について、2030年度までに休・廃止する方針を表明されました。

これは、石炭火力発電が電力の安定供給に貢献してきたという点においても、さらに、地域における雇用や経済を支えてきたという点においても非常に影響が大きいものと考えております。

県におかれても、「脱炭素社会を実現するため、海洋・再生可能エネルギーの導入拡大を進めていくに当たっては、出力の増減を調整可能な火力発電についても一定容量の確保が必要」として国に対し要望されていますが、この脱炭素社会を実現していく中で、石炭火

力発電の確保が必要であることが、一般の方には少しわかりにくいのではないかと考えております。

この際、県民の皆様にも広くご理解いただけるよう、石炭火力発電について、県が今後どのように取り組んでいかれるのか、お尋ねをいたします。

2、新型コロナウイルス感染症について。

（1）新型コロナ対策の振り返りと今後の対応について。

新型コロナウイルス感染症については、昨年4月の「第1波」以降、4度にわたって大きな波が到来し、特に、今年4月以降、現在も続いている「第4波」においては、従来株に比べて高い感染力を持つ変異株が主流となり、5月には1日の感染者数が過去最多となる65人を記録するなど感染が急速に拡大したところであります。

特に、長崎市においては、医療提供体制にも支障が生じるなど県民生活にも大きな影響が生じました。

知事は、「第4波」における感染症の予防や拡大防止を図るため、「第3波」までの経験や「第4波」の特徴等を踏まえたうえで、県民の行動変容を求めるためのメッセージや、医療提供体制の充実など様々な対策を講じてこられたことと思います。

そうした対策の中には、効果の上がったものもあれば、なかなか効果に結びつかず、課題が残ったものもあると思います。

そこで、「第4波」はいまだ収束には至っていない状況ではありますが、この間のコロナ対策の振り返りと、感染予防、拡大防止に向けた今後の対応について、知事のお考えをお尋ねいたします。

(2) コロナ禍における出勤者の半減について。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、これまで国の緊急事態宣言が発令された地域を中心に、出勤者の7割削減などの対策が求められてきたところであります。

本県においては、1月の「第3波」の際、及び5月の「第4波」の際に、感染拡大を防止するため、県内の事業所に対し、在宅勤務等の推進による出勤者の半減について協力を求めたところであります。

そこで、どのような考えにより事業者に対して出勤者の半減の協力を求めてきたのか、お尋ねをいたします。

3、県庁のデジタル化について。

(1) ペーパーレス化について。

コロナ感染症に対応した新たな日常を通じた質の高い経済社会の実現を目指し、長崎県内のデジタル社会化を実現していくためには、まず県自らが担う行政分野のデジタル化が必要と考えます。

これまで県庁内部においては、その一端として、電子決済をはじめとしたペーパーレス化を推進されており、このほど、県民の豊かで質が高い生活及び産業振興、地域活性化が図られるSociety5.0の実現を基本理念として策定された「長崎Society5.0推進プラン」や、施策の質や行政サービスの向上を目的とし、新たな行財政改革の基本的な方向性を示した「長崎県行財政運営プラン2025」においても、行政のデジタル改革を加速度的に進めていくこととされていますが、現在の県の電子決済などペーパーレス化への取組状況について、お尋ねいたします。

(2) 押印の見直し状況について。

県民に対する行政サービスを維持・向上させていくためには、県庁内部の業務効率化だけでなく、行政手続のオンライン化が必要であり、その前提として押印の見直しを早急に進める必要があるとの考えから、昨年11月定例会の一般質問において、取組状況をお聞きしたところです。

その際、昨年末までに45%程度の手続で見直しが進む見込みとの答弁をいただいておりますが、その後、半年が経過しており、現在は何の程度まで進んでいるのか、改めて進捗状況をお聞きいたします。

4、移動理由アンケートについて。

国では、近年、統計データの利活用やエビデンスに基づく政策立案、いわゆるEBPM、Evidens-based Policy Making（エビデンスベイスト・ポリシー・メイキング）の必要性が指摘されているところであります。

県では、経済・社会構造が複雑化する中にあって、人口減少をはじめ様々な課題の解決に向けて取り組んでおられますが、そのためには統計データ、エビデンスに基づく正確な現状把握を行う必要があると考えています。

令和3年3月から、県内全21市町と共同で、転入・転出の手続の際に「移動理由アンケート」という調査を開始されましたが、それもEBPMの一環だと認識しています。

現状把握のために県が独自の調査を行うことは有効な取組だと思っておりますが、移動理由アンケートをどのような経緯からはじめたのか、また、移動理由アンケートの結果を今後どのように活用するのか、お尋ねします。

5、職員の採用試験について。

これから2040年頃にかけて、人口減少や少子・高齢化の進行、インフラの老朽化、地域

コミュニティの衰退など、これまで経験したことがないような社会の大きな変化が予想されます。

長期的な視点で計画的に県政の推進を図るうえでは、様々な課題を解決し、県民に具体的な成果を還元していくことのできる、優秀かつ多様な人材を確保していくことが大変重要であると考えます。

今年度の県職員採用試験では、大学卒業程度の事務職試験に「行政B」の枠を設けるとともに、筆記試験に民間企業で広く利用されているSPI試験を導入し、さらに、試験の実施時期や合格発表の時期を2か月程度前倒しするなど様々な変更がなされたとお聞きしております。

このような変更をどのような目的で行い、また、どのような成果があったのかについて、お尋ねをいたします。

6、ICTの利活用について。

(1) デジタル格差の解消について。

本年3月に「デジタル改革関連法」が成立、9月には「デジタル庁」が設置され、国の情報システム、地方共通のデジタル基盤、マイナンバー、データ利用活用等の業務を強力に推進することとされており、今後、行政手続のオンライン化など社会全体のデジタル化が進められていくことになります。

デジタル化については、世代を問わず誰もがその恩恵を享受できることが極めて重要であり、昨年12月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」においても、「誰一人取り残さない、人にやさしいデジタル化」が掲げられているところです。

そのような中、新型コロナウイルスのワクチン接種のインターネット予約において、全

国各地において、スマートフォンを持たず、代わりに予約してくれる家族もいない高齢者が予約できないといった事態なども発生していると聞いております。

県におかれましては、ICT関連の取組を展開していくものと思いますが、県民において、デジタル技術を使いこなせる方々とそうでない方々のデジタル格差、いわゆるデジタルデバイドが生じるのではないかと懸念しているところであります。

そこで、県において、県民におけるデジタル格差の解消に向け、どのように取り組もうとされているのかをお尋ねいたします。

7、東京オリンピック・パラリンピックについて。

(1) 事前キャンプの受入れについて。

東京大会の開幕まで1か月を切りましたが、県内の各自治体では、海外チームの事前キャンプ受け入れに向けて、鋭意準備が進められていることと思います。

報道によると、他県では既に事前キャンプの受け入れが始まっている自治体もあるようですが、一方で、事前キャンプを中止する国や、受け入れを断念する自治体も出てきているようです。

事前キャンプの受け入れは、相手国との友好を深め、今後の国際交流の推進に資するものであると私は考えます。

来県した選手たちが安心してトレーニングを行い、長崎県でキャンプを実施してよかったと思ってもらえるよう、県の方でも、受け入れ自治体と連携し万全を期して取り組んでもらいたいと思います。

そこで、県内の事前キャンプ受け入れ予定と、事前キャンプを受け入れるための新型コロナ

ウイルス感染症対策、並びにキャンプ後の取組について、県のお考えをお尋ねいたします。

8、水産業の振興について。

昨年度までの前水産業振興基本計画では、海面漁業生産量など達成できなかった基本目標があるものの、漁業者への経営支援体制の構築や県産水産物の輸出拡大、新規漁業就業者の増加など成果が確実にあらわれているものもあり、引き続きしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

さて、今年度からの新たな水産業振興基本計画においては、「多様な人材が活躍し、環境変化に強い持続的な水産業と賑わいのある漁村づくり」を基本理念に、6つの基本目標を掲げ、様々な取組を行うこととしています。

私は、地球温暖化や近年の大型台風接近などの気候変動に加え、新型コロナウイルス感染症の影響など社会情勢が大きく変化し、さらには資源管理の取組が強化される中、本県水産業の振興を図っていくためには、環境変化にしっかりと対応できる漁業者を育てていくことが重要と考えています。

そこで、今後5か年の新たな水産業振興基本計画のもと、環境変化に強い経営体を育成するために、具体的にどのように対策を講じていくのか、お尋ねをいたします。

9、園芸の振興について。

本県農業におきまして、野菜、果樹、花卉などの園芸部門は主要な部門であり、農林水産省が公表している農業産出額の統計によると、本県の園芸部門の産出額は、この10年間で増加傾向となっています。

その一方で、農業従事者の高齢化により産地の担い手や栽培面積が年々減少し、産地の縮小が懸念される状況にあり、また、近年は

台風や局地的な豪雨により園芸農家が被災されるケースも多くなっているように感じます。

そこで、県では、「チャレンジ園芸1,000億」として園芸部門の産出額1,000億円を目標に掲げておられますが、農業を取り巻く厳しい環境が続く中、園芸振興にどのように取り組んでいくのかをお尋ねいたします。

10、長崎南北幹線道路について。

長崎南北幹線道路は、県内の広域的な道路ネットワークを形成する高規格な道路であり、長崎と佐世保間の1時間圏内の実現による地域の活性化、産業や観光の発展に大きく寄与するとともに、災害時のダブルネットワークの確保、さらには長崎市北部の国道206号の交通混雑の抜本的対策としても大変重要な道路であります。

私も、令和元年11月定例会において一般質問をし、その当時の私自身の考えとして、市街地の西側をトンネルで通るルートが地域への影響を抑えられるのではとの考えを述べさせていただき、土木部長からも、ルート選定委員会において、同様のルートが最適として議論が進められているとの答弁がありました。

その後、令和2年3月にルート選定委員会から提言があり、その提言を基に道路計画の詳細な検討が進められているところだと思います。

このように長崎南北幹線道路は、大変重要な道路であるとの認識であり、早期事業化が必要だと考えていますが、現在の状況について、お尋ねをいたします。

11、教育行政について。

(1) 小学校教員の採用について。

文部科学省から、令和2年度採用の教員採用選考試験の公立小学校における倍率が2.7倍

となり、調査が始まって以降で最も低くなったと公表されました。

とりわけ本県は、佐賀県と並び全国で最も低い1.4倍であり、教育の質の低下が懸念されるところであります。

倍率低下の背景としては、定年者の大量退職に伴う採用数の増加や、文部科学大臣が「教員は大変でブラック職場という染みついたイメージ」と述べられているが、このような教職に対する負のイメージにより敬遠されているところがあるものと推測されます。

令和3年度からは、小学校の35人学級が段階的に始まり、Society5.0時代に生きるための資質、能力を子どもたちに確実に育成するためのICT活用も本格化するため、優秀な教員の確保は、全国的にも喫緊の課題となっているところでもあります。

そこで、本県小学校教員の採用選考試験における受験者を増加させるための取組と、現在の状況について、お尋ねをいたします。

(2) GIGAスクール構想の前倒しに対する学校への支援について。

コロナ禍で、国のGIGAスクール構想が大きく前倒しされ、小・中学校においては、児童生徒が使用する一人一台端末が整備されたと伺っております。

このことにより先生方には、紙と黒板を使った授業といった従来の授業スタイルに加えて、一人一台端末を活用した授業の実施等が求められております。急速な前倒しにより十分な準備期間が取れなかったこと、そして教職員のICT活用の知識や経験の差という課題がある中、学校は様々な対応に追われている状況にあるのではないかと危惧をしております。

そこで、教育委員会におかれましては、今後どのように学校を支援しようとしているのか、お尋ねいたします。

以上で、演壇からの質問を終わらせていただき、以降は、対面演壇席で答弁を聞かせていただき、内容によっては再質問をさせていただきます。（拍手）

○議長（瀬川光之君） 知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕 久保田議員のご質問にお答えいたします。

県として、地球温暖化対策と海洋エネルギー関連産業の振興に向け、どのように取り組んでいくのかとお尋ねであります。

本県においては、国が平成28年度に策定した「地球温暖化対策計画」及び昨年10月の「カーボンニュートラル宣言」を踏まえ、本年3月、「第2次長崎県地球温暖化対策実行計画」を策定し、2030年までの温室効果ガス排出量45%削減を目標として、各種対策に取り組んでいるところでもあります。

一方、国においては、昨年12月、当該宣言を国内産業の成長につなげる「グリーン成長戦略」を策定し、洋上風力産業をはじめ、今後、成長が期待される14の産業分野を重点的に支援する方針が示されるとともに、現行のエネルギー基本計画の電源構成における再生可能エネルギーの割合を大幅に引き上げることとして検討が進められております。

県としては、こうした国の動きをチャンスと捉え、これまで進めてまいりました海洋エネルギー産業分野における県内企業の参入支援や、アンカー企業の誘致によるサプライチェーン構築に向けた取組をさらに強化するなど、洋上風力発電を中心とする海洋エネルギー関連産業の基幹産業化を目指して全力を注いでまいりたい

と考えております。

次に、石炭火力発電について、今後どのように取り組んでいくのかとお尋ねであります。

国においては、2050年カーボンニュートラルを見据え、次期エネルギー基本計画の策定を進める中で、「気象条件によって出力が増減する再生可能エネルギーを拡大していくうえでは調整能力が大事であり、火力発電を脱炭素化していくことが重要である」といった議論が交わされているところであります。

こうした考えは県も同様であり、出力調整に優れ、電力の安定供給の役割を担える石炭火力発電の低炭素化が必要であると考え、これまで国に対して、西海市の松島火力発電所の高効率設備への更新等について要望を重ねてまいりました。

その結果、去る4月には、電源開発株式会社から、二酸化炭素が発生しない水素発電の実現に向けた第一歩として、松島火力発電所2号機にガス化設備を付加し、高効率化を図る旨の発表がなされたところであります。

県としては、再生可能エネルギーの導入拡大に併せて石炭火力発電の低炭素化を促進することによって、カーボンニュートラルの先進県の実現を目指してまいりたいと考えているところであります。

次に、「第4波」におけるコロナ対策の振り返りと、今後に向けた対応についてのお尋ねであります。

「第4波」では、感染力が強い変異株を中心に、全国的に急速な感染拡大の傾向が見られたことから、本県ではステージ1の段階から県外との不要不急の往来自粛を呼びかけるとともに、ゴールデンウィークにおける人流の拡大を見越し、市中まん延の兆候が見られはじめたステー

ジ3の段階から、前倒しして外出自粛要請や飲食店等への営業時間短縮要請などの対策を実施してきたところであります。

こうした対策への幅広い県民の皆様方のご協力により、当時長崎大学において、ピーク時には120人を超えると予測されておりました1日の感染者数も、ほぼ「第3波」並みの60人台にとどまるとともに、人口当たり感染者の総数も、九州各県の中で少ない方から2番目となっているところであります。

一方、医療面では、「第3波」において医療提供体制が危機的な状況となったことなどを踏まえ、医療圏域を越えた転院調整や後方支援病院の拡大、宿泊療養施設での医療体制の強化などを図ったところでありますが、感染ピーク時には、長崎医療圏の病床使用率が実質100%を超え、また、県全体の病床使用率も6割を超えるなど医療提供体制が危機的な状況に陥ったところであります。

こうした状況については、緊急的な病床の確保や医療従事者のご努力により何とか乗り切れたところでありますが、今後、さらなる医療提供体制の強化について検討を進める必要があるものと考えております。

いずれにいたしましても、まずは「第4波」の収束が最優先の課題となっておりますが、引き続き、市町や医療関係者等と連携し、ワクチン接種の加速化はもとより、抗原簡易キットによる感染者の早期発見、感染拡大地域での包括検査の実施、飲食店等における第三者認証制度の推進、積極的疫学調査等による感染源の特定や封じ込めの強化などに全力で取り組んでまいりたいと考えております。

そのほかのご質問に対しては、各担当部局長からお答えをさせていただきます。

○議長（瀬川光之君） 総務部長。

○総務部長（大田 圭君） 私から、新型コロナウイルス感染症について、県庁デジタル化について、2点お答えをいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症に関しまして、出勤者の半減について、どのような考え方によって協力を求めてきたのかというお尋ねでございます。

本県におきましては、「第3波」、「第4波」におきまして感染が急速に拡大する中で、人の流れを抑制し、感染拡大に歯止めをかけるために、外出自粛要請や飲食店等に対する時短要請に加えまして、在宅勤務や休暇取得の促進等により出勤者を半減していただくよう要請を行ったところでございます。

出勤者の半減は、非常に高い目標ではありますが、国の方針においても、緊急事態宣言地域やまん延防止等重点措置地域におきましては、出勤者の7割削減が求められたことを参考としつつ、他県におけます出勤者削減の取組も踏まえながら、高く目標を設定することによりまして事業者の皆様のご協力を促し、感染者の減少につなげることを意図したものでございます。

次に、県庁デジタル化のうちペーパーレス化について、現在の県の電子決済などペーパーレス化の取組状況はというお尋ねをいただいております。

県におきましては、県民の利便性の向上と業務効率化のため、行政のデジタル改革に取り組んでいるところでございます。

取組の一つであります電子決済の近年の利用件数につきましては、本庁各所属の巡回指導や電子決済の利用目標設定、こういった取組を継続的に行うことによりまして、令和元年度が前

年比1.25倍、令和2年度が前年比1.27倍の、現在約13万件と増加してきている状況でございます。

このほか、会議時のパソコン活用による紙資料の削減とか、あるいはWeb会議の推進、収録映像を用いたパソコンによる研修会の実施といったペーパーレス化の取組を積極的に行っているところでございます。

今後も、行政におけるデジタル改革推進の一端を担うこれらの取組について推進をしてまいりたいというふうに考えております。

最後に、県庁のデジタル化のうち押印の見直し状況について、どの程度進んでいるのかというお尋ねをいただいております。

県では、各種申請のオンライン化を積極的に進めることといたしておりまして、その前提となります押印の見直しを推進するため、昨年の夏から、県独自で見直しが可能な手続を洗い出し、順次見直しを進めてきたところでございます。

現在の進捗状況といたしましては、5月末までに、押印を必要としてきた手続は約1,600種類でございますけれども、このうち90%程度となる約1,460種類で、押印がなくても申請等が可能となっている状況でございます。

○議長（瀬川光之君） 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（貞方 学君） 移動理由アンケートをどのような経緯からはじめたのか、また、その結果を今後どのように活用するのかとのお尋ねでございます。

人口減少対策は、県、市町共通の最重要課題であり、一部においては対策の効果があらわれてきているものの、依然として人口減少に歯止めをかけるまでには至っておりません。

このような中、近年のEBPMの重要性の高

まりを捉え、社会減の状況やその要因、いわゆるエビデンスを正確に把握、分析することで効果的な人口減少対策につなげるため、県や市町の担当部局とも協議のうえ、本年3月から新たに、転入、転出理由や移動先での仕事の内容などを調査する移動理由アンケートを市町と共同で実施しております。

今回の調査結果につきましては、県の関係部局や市町とも情報共有を図りながら様々な角度から分析を行うことで、Uターンや大学生の県内就職促進をはじめ、これまでの人口減少対策の重点化や深化、足らざる取組の企画立案など、より効果的な施策の構築につながるよう活用してまいります。

○議長（瀬川光之君） 人事委員会委員長。

○人事委員会委員（中牟田真一君） 職員採用試験に「行政B」の枠を設けた目的と、その成果についてのお尋ねですが、社会情勢が大きく変化する中、多様化、高度化する県民ニーズに的確に対応していくためには、優秀かつ多様な人材の確保が重要であります。

これまでも大学卒業程度の行政職の採用試験については、通常枠のほかに「特別枠」を設け、法律や経済などを専攻していない方も受験しやすい試験内容とすることにより、多様な人材の確保に取り組んでまいりました。

今年度からは、「特別枠」の名称を「行政B」に改めるとともに、試験内容を民間企業が広く導入しているSPI試験に変更し、併せて試験の実施と合格発表の時期を2か月早めることによって、民間企業を志望する学生にも、より一層受験しやすい試験といたしました。

その結果、応募者が昨年度の59名から444名へと大幅に増加し、また、薬学、工学、生命科学、看護等様々な分野で学んだ方に受験してい

ただくなど、多様な人材の確保に大きな成果があったものと考えております。

今後も採用試験のあり方について研究を深め、優秀かつ多様な人材の確保に努めてまいります。

○議長（瀬川光之君） 企画部長。

○企画部長（浦 真樹君） 県民に対するデジタル格差の解消に向けた取組についてのお尋ねであります。

新型コロナウイルスの感染拡大等により、社会のデジタル化が急速に進む中、誰もがデジタル化の恩恵を享受できる社会の実現が求められております。

そのため国においては、デジタル活用支援推進事業により、主に高齢者の方々を対象として、スマートフォンの使い方やスマートフォンによる行政手続方法などに関する講習会を、全国約2,200か所で開催するとともに、この夏に策定予定の「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進手順書」では、行政手続のオンライン化やデジタル格差対策などに先進的に取り組む自治体の事例なども紹介し、横展開を図ることとされております。

県といたしましては、こうした国のデジタル活用支援推進事業の県内での実施について、通信事業者と連携を図りますとともに、県内の市町が取り組む住民向けの情報リテラシー向上対策に対し、県情報戦略アドバイザーを派遣するなどの支援を行っていくこととしております。

さらに、本年12月に開催予定の「ながさきICTフェア2021」におきましても、高齢者の方々を対象としたセミナーを開催するなど、各種取組を通して県民のデジタル格差の解消に努めてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（中崎謙司君） 東京オリン

ピック・パラリンピックの事前キャンプ受入状況についてのお尋ねでございます。

本県では、長崎市でポルトガルの水泳、佐世保市でスペインのハンドボール、島原市でドイツのパラリンピック陸上競技、諫早市でフィリピンの陸上競技、大村市でポルトガルのトライアスロンと、4か国、5競技の事前キャンプを受け入れることとしております。

受け入れに当たりましては、国による「感染防止ガイドライン」に基づき、選手団には、入国前の徹底した体調管理や複数回のウイルス検査、さらに滞在中には毎日のPCR検査を実施するほか、バブル方式と呼ばれる移動制限や行動制限により、選手の皆さんと県民の皆さんが直接接しないよう万全の受入体制を講じてまいります。

キャンプ後におきましては、これまでに得られたノウハウや友好関係をもとに、関係自治体と連携しながら、残念ながら今回、予定どおり実施できなかったベトナムやラオスを含む相手国との人的、経済的、文化的な交流を継続して行っておりまして。

○議長（瀬川光之君） 水産部長。

○水産部長（斉藤 晃君） 新たな水産業振興基本計画のもと、環境変化に強い経営体を育成するため、どのような対策を講じていくかとお尋ねでございますが、新たな水産業振興基本計画においては、「環境変化に強く収益性の高い魅力ある漁業経営体の育成」を基本目標の一つに掲げ、各種施策に取り組んでいるところであります。

具体的には、地域ごとに経営状況の把握や課題分析を行い、重点施策の対象を明確化した「地域別施策展開計画」を策定しており、この計画に基づき、今年度からは新たに収益性の高いス

マートな経営モデルの確立のための経営指導と最先端の漁業機器の導入支援を行うとともに、ICTを活用した漁業機器活用の学習会を開催し、地域を担う中核的な漁業経営体の育成を図ることとしております。

併せて、コロナ禍にも対応した高品質水産物の新たな販路を見出すため、県内外の量販店で販売実証を行い消費者ニーズを把握することで、流通対策の強化を推進してまいります。

このような取組をはじめ、地域の実態に応じた効果的な施策を展開することにより、環境変化に強い経営体の育成に力を注いでまいります。

○議長（瀬川光之君） 農林部長。

○農林部長（綾香直芳君） 県として、「チャレンジ園芸1,000億」の達成に向けて、どのように取り組むのかとお尋ねですが、県では、これまで農地や園芸用ハウス、集出荷施設といった生産基盤の整備などにより規模拡大や多収化、高品質化、低コスト化の取組を支援してきた結果、令和元年の園芸産出額は835億円となり、10年前と比較して9%増加をしております。

県といたしましては、令和7年の園芸産出額1,000億円の達成に向けて、生産・流通・販売対策を強化していくこととしており、具体的には、これまでの取組に加え、環境制御技術やドローンなどスマート農業技術の導入による品質や生産性の向上、外国人材の活用による労力不足への対応、輸出先国の基準に適合した産地の育成による輸出額の増加、生育・出荷予測や品質保証による消費者に選ばれる産地づくり等につきまして、市町、関係団体と一体となり推進を図ってまいります。

○議長（瀬川光之君） 土木部長。

○土木部長（奥田秀樹君） 長崎南北幹線道路についてのお尋ねですが、長崎南北幹線道路のう

ち未整備区間である長崎市茂里町から時津町野田郷までについては、令和2年3月のルート選定委員会からの概略ルート等の提言を踏まえ、これまで詳細なルートや構造の検討を重ねてまいりました。

このたび、事業化の前提となる都市計画決定に向け、県としての計画案を取りまとめましたので、地元説明会を6月14日から20日まで、長崎市で5回、時津町で2回開催したところです。

説明会には、多くの方にご参加いただき、早期の事業化を求めるご意見があった一方、工事に伴う影響や建物移転などについて心配するご意見もいただいております、引き続き、関係する皆様方には丁寧に対応してまいります。

今後、ご意見を踏まえながら都市計画の案を作成し、都市計画案の縦覧、関係市町への意見聴取、都市計画審議会での審議等を経たうえで、早期に都市計画決定できるよう必要な手続を進めてまいります。

○議長（瀬川光之君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（平田修三君） 小学校教員の採用試験における受験者数を増加させるための対策と現況についてというお尋ねでございます。

本年度の教員採用選考試験の対策といたしましては、受験できる年齢の上限を、これまでの49歳から59歳までに引き上げました。また、大学と連携した取組として、大学から推薦された者に対して、一次試験を免除する制度を新たに導入いたしました。

その結果、現時点での志願状況は、小学校で1.5倍となっており、全国的に厳しい状況が続く中で、一定の歯止めをかけることができたものではないかと考えております。

また、他県等で勤務している小学校教員を対

象とした試験について、これまで関東会場のみで実施していたものを、今年度からは関西会場を追加し、9月に実施をいたします。この試験の出願期限は8月となっておりますので、さらに志願者が増えてくるのではないかとというふうと考えております。

2点目に、GIGAスクール構想について、学校にどのような支援をしていくのかというお尋ねでございます。

県教育委員会としましては、GIGAスクール構想の実現に取り組む市町や小・中学校を支援するために、昨年度から市町、学校、大学等による教育の情報化推進協議会を設置し、県内の推進状況や全国の先進事例の共有に努めているところです。

併せて、GIGAスクール構想の目的や内容、端末の使い方などを解説した動画を配信し、先生方の意識啓発や基本的な操作技術の研修を支援してまいりました。

また、今年度は、年度当初に一人一台端末の活用についての手引きを全ての先生方に配布いたしました。

さらに、現在、県内の22会場において、端末の効果的な活用方法等にかかる研修会を実施しております。なお、本研修会の内容については、各学校で伝達し、県内全ての先生方の授業実践につなげていくことができるよう、市町と連携して取り組んでまいります。

○議長（瀬川光之君） 久保田議員—11番。

○11番（久保田将誠君） それぞれご答弁いただき、ありがとうございました。

それでは、残りの時間を使わせていただきまして幾つか再質問等をさせていただきますので、引き続きよろしくお願いいたします。

まず、地球温暖化対策、脱炭素社会について

でございますが、先般、イギリスで開催されました「G7サミット」でも、この地球温暖化対策、CO₂問題というのは、参加国の共通問題として認識された非常に重要な課題であります。

本県においては、地球温暖化対策と経済成長の両立、この一見相反する2つの事柄をどういうふうに折り合いというかバランス、両立させていくのかというのが重要になってくると思いますが、産業分野など様々な分野への影響が懸念されることでもありますので、県においては、そうした影響にも十分配慮をいただきながら、引き続き取り組んでいただきたいと思います。

次に、コロナ禍における出勤者の半減について質問をさせていただきたいんですが、先ほど、出勤者の半減の考え方については答弁がございましたが、県内の事業者の状況を踏まえれば、出勤者を半減することは難しい、そう簡単ではないと、非常に高い目標ではないかと私は感じています。

事業者は出勤者半減を達成することができたのか、事業者の取組結果をお尋ねするとともに、それをどのように受け止め、今後同様の事態が生じた場合に備えて、どのように取り組んでいくのか、考えをお尋ねいたします。

○議長（瀬川光之君） 産業労働部長。

○産業労働部長（廣田義美君） 県内企業を対象に行いましたアンケート調査結果によりますと、出勤者を半減できた企業は、本年1月の調査では全体の約3%、6月の調査でも約4%にとどまっており、企業全体として出勤者半減の目標を達成することはできませんでした。

一方、工場での作業が必要な製造業や、対面サービスが必要な医療・福祉など在宅勤務が難しい業種もある中で、出勤者を減少させた企業の割合は、1月が16%であったのに対し、6月は

約30%となっており、感染防止対策としての出勤者削減への理解が一定得られてきているものと受け止めております。

こうした中、県といたしましては、働き方改革の一環として取り組んでいるテレワーク等について、引き続き企業への導入を促進してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（瀬川光之君） 久保田議員—11番。

○11番（久保田将誠君） どうもありがとうございました。

確かに民間事業者で出勤者の半減というのは、私も高いハードルだなと。ただ、知事のお考えとしては、あえて高いハードルを掲げることで、それに少しでも近づいていただきたいと、人流を抑制したいという考えから高い目標を設定されたものというふうに私も考えておりました。

そして、今の部長の答弁にありましたように、1月が16%、6月がその倍ということで、県民の皆様も、そういう県のお声かけというか、啓発というか、そういったものにも非常に協力をしていただいたということで、大変ありがたいと思っております。

それで、出勤者の半減という点では達成できなかったんですけれども、民間企業ではコロナ禍で業績が落ち込む中、本当に芳しくない売上げとか、そういった数字がずっと続く中で3割の事業者に協力をいただいたということは、私個人としては、大変ありがたいというふうに受け止めております。

そして、出勤者半減については県庁でも同様に取り組んでいますが、事業者にお願いをした立場として目標を達成できたのか、県庁における取組結果とその受け止め、今後同様の事態が生じた場合にどのように取り組んでいくのか、考えをお尋ねいたします。

○議長（瀬川光之君） 総務部長。

○総務部長（大田 圭君） 県庁におきましては、出勤者半減の目標を掲げまして、在宅勤務とか年次有給休暇の取得促進などに取り組みましたが、出勤者の削減率といたしましては、新型コロナウイルス感染症に従事している職員を除きまして、令和3年1月が約33%、5月が約40%ということで、目標を達成するには至りませんでした。

出勤者の半減を達成するためには、在宅勤務のさらなる推進が必要であるというふうに受け止めておりまして、年度内に職員用パソコンの入れ替え時期を迎えることから、テレワーク用の対応のパソコンを3,000台程度導入することといたしております。

引き続き、職員の出勤回避や時差出勤の推進など感染防止対策に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（瀬川光之君） 久保田議員—11番。

○11番（久保田将誠君） ありがとうございます。民間業者もなかなか厳しいのでありますが、県は楽かという、県も通常業務もありますし、またコロナ対応で大変忙しい状況であって、そういう忙しい中をやりくりしながら、1月が33%、5月が40%ということで、できるだけ50%に近づけるような努力をしていただいていると、そこも大変評価をできるところであります。今回のことで一つのノウハウができたと思いますので、また同様なことが、ないのが一番いいんですが、何が起こるかわかりませんので、こういった出勤者の半減については、県、そしてまた民間事業者の方々も協力していただけるような取組をしていただきたいと思います。

次に、押印の見直し状況についてでございま

す。

押印の見直しについてはしっかりと取り組んでいるものと理解をいたしました。

先ほどの部長の答弁で90%ができているということですが、残りの10%についてはどういった理由で押印を必要としているのか、お尋ねをいたします。

○議長（瀬川光之君） 総務部長。

○総務部長（大田 圭君） 現在も押印を必要としている手続といたしましては、例えば県税の納税義務について第三者が保証する場合など実印の押印と印鑑証明書の提出を求める手続、あるいは入札書や一部の補助金の申請書など押印に代わる本人確認方法を検討中の手続、こういったものがございます。

引き続き、国の取組等も参考としながら、見直し可能な手続につきましては、随時、見直しを進めていきたいというふうに考えております。

○議長（瀬川光之君） 久保田議員—11番。

○11番（久保田将誠君） 総務部長、もう一つお尋ねしたいんですが、押印見直しについて、着実に進めていただきたいと思うんですが、今後、行政サービスをさらに向上させていくためには、押印が不要となった行政手続について、着実にオンライン化していくことが重要と考えます。この点について、今後どのように取り組んでいこうとされているのか、お尋ねいたします。

○議長（瀬川光之君） 総務部長。

○総務部長（大田 圭君） 行政手続のオンライン化につきましては、今後、見直し効果が大きい手続とか見直しに取り組みやすい手続、こういったところから電子申請等の活用を進めていくことにしています。

これによりまして、県民の皆様の利便性向上

に加えまして、取りまとめ、分析、回答などに、これはデータとして管理できますので、こういったところにRPA等を活用することで、さらなる業務効率化にもつなげてまいりたいというふうに考えています。

その際、今年度から庁内の各部局にデジタル改革推進員というものを配置させていただいておりますので、こういった方々とも連携しながら、全庁一丸となって取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（瀬川光之君） 久保田議員—11番。

○11番（久保田将誠君） ありがとうございます。

次に、ICTの利活用に関連してお尋ねしたいんですが、本県におけるマイナンバーカードの取得率はどれくらいで、全国他県と比較してどうなのか、また、どのようにして、今後、取得を促進していくのか、お尋ねいたします。

○議長（瀬川光之君） 地域振興部長。

○地域振興部長（早稲田智仁君） マイナンバーカードの交付率は、令和3年6月1日現在で、全国が31.8%、本県が31.1%となっております、本県の交付率はおおよそ全国平均の水準となっております。

マイナンバーカードの交付は、市町の事務でありますが、県としまして、市町と共同でカードの交付率向上を目的といたします研究会を立ち上げておりまして、優良事例の情報共有や交付率促進策の研究、協議等を行ってきたところであります。

今後とも、この研究会などを活用しながら、市町における交付率向上に向けた取組を支援してまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 久保田議員—11番。

○11番（久保田将誠君） 続いて、ICTに関

連してもう一つ、リモートワーク移住についてお尋ねいたします。

このコロナ禍で人々のライフスタイルが大きく変わってきております。場所にとらわれない働き方が可能となってきました。

先般、新聞で読んだんですが、リモートワークを活用し東京での仕事を継続しながら県内へ移住された方の取材記事が掲載されておりました。県内でICTを活用して働く環境が整ってくると、このような移住へつながっていくケースも出てくると思われます。

県では、昨年度からリモートワーク受入体制に取り組んでおりますが、現在の取組状況について、お尋ねをいたします。

○議長（瀬川光之君） 地域振興部長。

○地域振興部長（早稲田智仁君） 新型コロナウイルス感染症によるリモートワークの拡大等を契機といたしまして、地方移住への関心が高まっており、こうした地方回帰の流れを県内に呼び込むことが重要であると考えております。

そのため昨年度から、県と市町が連携し「リモートワーク in 長崎」プロジェクトの推進に力を注いでおり、多くの市町でリモートワークの受入体制づくりなどが進むほか、県におきましては、県内の受入れ環境や魅力等を発信するための専用サイトの構築や動画の作成等に取り組んできたところであります。

現在、都市部向けの情報発信や相談対応を担う人材を配置し、企業との関係構築等を進めているところであり、今後、動画を活用した情報発信のほか、都市部でのマッチングイベントや県内ツアー等にも取り組みながら、本県への新しい人の流れの創出につなげてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 久保田議員—11番。

○11番（久保田将誠君） それでは、水産部長に、水産物の輸出について、お尋ねします。

本県水産物の輸出の動向はどうなっているのか、そして、今後、輸出拡大に向けて県はどのように取り組んでいくのか、お尋ねいたします。

○議長（瀬川光之君） 水産部長。

○水産部長（斉藤 晃君） 本県の輸出につきましては概ね順調に増加しているところでございまして、平成30年に過去最高の33億円を記録したところでございます。

ただ、令和元年、令和2年で新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、やや減少したものの、今年に入りまして回復の兆しが見え始めたといったところでございます。

今後につきましては、最大輸出先でございします中国市場での長崎鮮魚のブランドの維持とシェア拡大を図るため、上海などの既存市場での販売強化を図るとともに、中国南部、内陸部などの販路開拓に取り組むほか、輸出先国のニーズに対応した施設の整備などについても、国の事業を活用しながら進めてまいります。

○議長（瀬川光之君） 久保田議員—11番。

○11番（久保田将誠君） 漁業就業者の確保について、お尋ねします。

県として、漁業就業者の確保に向けてこれまでどのように取り組んできたのか、また、今後どのような対策を講じていくのか、お尋ねいたします。

○議長（瀬川光之君） 水産部長。

○水産部長（斉藤 晃君） 県では、SNSでの漁業の魅力の情報発信や、就業者支援フェアの開催、就業前後の技術取得研修など、市町や関係団体と連携して切れ目のない就業者確保対策を展開しており、昨年度は180人の新規就業者を確保したところでございます。

今年度から、新たに農業との兼業など多様な働き方も対象にして、漁村に人を呼び込むため、技術取得研修に「兼業漁師コース」を創設するなど内容の充実を図ったところであり、今後も漁村地域の生産力を支える新規就業者の確保・育成を推進してまいります。

○議長（瀬川光之君） 久保田議員—11番。

○11番（久保田将誠君） どうもありがとうございます。

残りあと数分ですけれども、最後に、東京オリンピック・パラリンピックに関連して、知事にお尋ねをいたします。

現在、日本代表選手の選考が進められていますが、既に出場が内定している本県出身選手も発表されているところであります。

本県出身者にどのような活躍を期待するのか、激励を含め、知事にお尋ねいたします。

○議長（瀬川光之君） 知事。

○知事（中村法道君） 今回のオリンピック・パラリンピックに、日本代表として選出された本県出身の選手の皆様方は、我々、多くの長崎県民の誇りでありまして、新型コロナウイルス感染症という大きな影響を受ける中で、出場を目標に鍛錬を重ね、この大舞台で勝利に向かって活躍される姿は、多くの県民の皆様方に夢や感動、勇気を与えるものであると確信をいたしております。

今大会を待ちわびてこられた選手の皆様方には、ぜひ、悔いのないように最高のパフォーマンスを発揮していただきたいと願っているところであり、また、県民の皆様方には、長崎から力強い応援をお願いするところであります。

本県出身選手の活躍を期待しているところであります。

○議長（瀬川光之君） 久保田議員—11番。

○11番（久保田将誠君） 知事、どうもありがとうございました。

最後の長崎から応援をしていただきたいというところで、私の思いも同じで、なかなか東京まで行って応援することができませんので、本県で応援をしていくということが基本になるかと思いますが、私個人の考えとしましては、本県出身の選手が、今言われたように大舞台でもあります、そこでやっぱり納得のいくプレーですね、勝敗にこだわらず、納得のいくプレーをして、それが本人、そしてまた長崎県の我々に勇気を与えていただけるように願ひまして、私の一般質問を終わります。（拍手）

○議長（瀬川光之君） これより、しばらく休憩いたします。

会議は、2時45分から再開いたします。

— 午後 2時31分 休憩 —

— 午後 2時45分 再開 —

○副議長（松本洋介君） 会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

坂口議員—12番。

○12番（坂口慎一君）（拍手）〔登壇〕 皆様、こんにちは。

自由民主党・県民会議、諫早市選出の坂口慎一でございます。

まず、冒頭、新型コロナウイルス感染症により、お亡くなりになられました方々に対しまして、哀悼の意を表しますとともに、罹患され、療養中の皆様方に対しまして、お見舞いと一刻も早いご回復をお祈り申し上げます。

そして、今現在も、それぞれの現場においてコロナと闘う全ての方々へ敬意と感謝を申し上げ、そして、心からのエールをお送りさせていただきます。

さて、先般、実施されました長崎県議会議員補欠選挙におきまして、多くの県民、諫早市民の皆様より負託を賜り、県政の場へと送り出していただきました。その責任の重さをしっかりと自覚しながら、そしてまた、今回、ご配慮をいただき、質問の機会を与えていただきました先輩・同僚議員の皆様方に感謝を申し上げまして、県議会議員として、はじめての一般質問に臨みます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、質問通告に従いまして質問に移らせていただきます。

1、資産の老朽化対策及び財源の確保について。

（1）公共インフラ施設の老朽化の現状と対策について。

公共資産の老朽化対策につきましては、人口減少、少子・高齢化対策と同様に、本県の重要課題の一つでもあります。

全国の地方公共団体が、国が示した統一的な基準に従い作成する公会計財務諸表によれば、平成29年度決算普通会計分で申しますと、本県の資産合計額は3兆2,528億8,600万円、住民一人当たりに換算しますと236万円で、九州7県のうち最も高く、全国の都道府県の中でも3番目に高いという結果が出ております。

また、貸借対照表からは、財務指標の一つである有形固定資産減価償却率、いわゆる資産老朽化比率が53%であることがわかり、資産老朽化の程度をあらわすこの指標は、今後、上昇していくことが見込まれています。

これは、本県の特性として、海岸延長が長く、多くの有人離島を有しており、それに伴い、橋梁や港湾などのインフラ資産を多く有しているためです。

本県においては、昭和40年代から50年代に多

くの施設が整備されてきたという経緯と、それに伴い、20年後、建設後50年以上を経過するインフラ施設が急速に増加する見込みであり、インフラ施設の老朽化による事故の未然防止及び維持管理にかかるコストの縮減が課題となります。

そこで伺います。

本県における公共インフラ施設の老朽化はどのように進行しているのか、また、維持・管理にかかる費用をどの程度見込んでいるのか、老朽化に対応するため、どのような対策を講じているのか、答弁を求めます。

なお、この後の質問は、対面演壇席より行います。

○副議長（松本洋介君） 知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕 坂口議員のご質問にお答えいたします。

公共インフラ施設の老朽化の現状と対策についてのお尋ねであります。

海岸線が長く、地形が急峻な本県では、橋梁やトンネル、港湾などの公共インフラ施設が多く、その大半は高度経済成長期に整備しておりますことから、10年後には橋梁の半数以上が、建設後50年を超えるなど、老朽化の進行により、維持・更新コストの拡大が懸念されているところであります。

このため、県では、全国に先駆けて、予防保全的な手法を導入した、効率的かつ計画的な維持補修を行うための「維持管理計画」を策定し、施設の延命化とライフサイクルコストの縮減を図っているところであり、例えば、橋梁では、今後50年間に必要な維持管理コストを約1,000億円と想定し、毎年20億円程度の予算を充当しているところであります。

今年度からスタートいたしました「国土強靱

化5か年加速化対策」においては、こうしたインフラ老朽化対策も対象に加えられましたことから、この予算を活用して、前倒しで事業に取り組んでいきたいと考えており、今月10日には、国土交通省及び財務省に対して、必要な予算の確保や財源措置の拡充を要望したところであります。

公共インフラ施設の老朽化への対応は、喫緊の課題となっており、今後も機会あるごとに、必要な予算確保などを国に強く訴えとともに、公共インフラ施設をこれから先も健全な状態に保てるよう、戦略的な維持管理に力を注いでまいりたいと考えているところであります。

この後のお尋ねにつきましては、自席の方からお答えをさせていただきます。

○副議長（松本洋介君） 坂口議員—12番。

○12番（坂口慎一君） ありがとうございます。この公共インフラ施設の老朽化対策につきましては、今後、多大な維持管理にかかる費用が見込まれ、喫緊の課題というご答弁でした。

この後は、財源の確保について伺ってまいりたいと思います。

（2）遊休資産・売却可能資産の現状と売却促進について。

本県では、厳しい財政状況を踏まえ、行財政改革により、歳入確保と歳出抑制の取組がなされてきました。

しかしながら、歳出の抑制は、行政サービスの質の低下、行政職員のマンパワーの不足など、弊害を生じさせる可能性を有すること、また、税收等の増収は、自主財源、一般財源の確保につながり、自立的な財政運営を可能とする一方で、地方交付税の算定に影響を及ぼすものでもあります。地方交付税の算定に影響を与えない財産収入や寄附金等の受け入れを確保していく

ことが重要ではないかと考えます。

本県におきましても、現在、利用されていない県所有の遊休資産、いわゆる未利用地を有効活用し、これらを積極的に貸し付け、あるいは売却することで収入を確保することが可能であると思いますが、売却可能な土地がどの程度あるのか、その実績も含めて、ご答弁をお願いいたします。

○副議長（松本洋介君） 総務部長。

○総務部長（大田 圭君） 未利用地につきましては、県では、平成27年度から、収支改善策の一環といたしまして、立地条件が良く、売却見込みが高い物件から売却処分に取り組んでまいりました。

平成27年度から令和2年度までの6年間ににおける売却実績といたしましては35件で、収支改善計画の目標売却額約1億3,000万円に対しまして、約9億5,000万円の収入を得たという状況でございます。

一方、令和2年度末現在の処分等予定地は100件、面積は10万6,000平方メートルという状況でございます。

○副議長（松本洋介君） 坂口議員－12番。

○12番（坂口慎一君） ご答弁いただきましたように、売却の実績としては、平成27年度から令和2年までの6年間で35件、収支改善計画の目標売却額約1億3,000万円に対して9億5,000万円の収入があったということで、目標額ベースでは一定の評価ができるものと考えます。

しかしながら、処分可能な件数、面積に対する実績が少し少ないのではないかとということ、また、本県の厳しい財政状況という観点から考慮すれば、さらなる売却による財源確保に努めるべきであると考えますが、県の見解を伺います。

○副議長（松本洋介君） 総務部長。

○総務部長（大田 圭君） これまでの売却の取組の結果といたしまして、近年の処分等予定地の中には、過去に入札に付しても売却できなかった物件など多く残っておりますが、未利用地の売却促進自体につきましては、県の財源確保を図るうえで大変重要な取組であるというふうに認識してございます。

このため、県におきましては、インターネットを利用した入札ですとか、不動産業者の仲介など、多様な売却手法を実施するとともに、令和2年度からは、新たに新聞広告を活用いたしまして、売却予定物件の情報発信に取り組んでいるという状況にございます。

こうした取組によりまして、引き続き、財源確保の一助となるよう、未利用地の売却に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○副議長（松本洋介君） 坂口議員－12番。

○12番（坂口慎一君） 未利用地の売却に尽力いただいていることは理解いたしました。

先ほどご紹介いただきました多様な手法を活用しながら、今後も売却の促進を図っていただきますようお願いいたします。

（3）本県におけるふるさと納税寄附金の受入額と課題について。

①本県におけるふるさと納税寄附金受入額の実績と寄附額増額に向けた取組について。

財産収入と並び地方交付税算定に影響を与えない歳入項目といたしまして寄附金収入がございます。寄附金の募集について、近年注目を集めているのが、ふるさと納税制度でございます。寄附者の所得税、住民税の控除という部分では、税制と関連しますが、この制度の本質は寄附金の受け入れにあります。

私は、即効性のある財源確保の手段が、この

ふるさと納税であると考えております。多くの寄附を集めることで、本県の行政コストに幾分でも充当することが可能になるのではないかと、多くの財源の確保、即ち、多くの寄附金の受け入れのために、ふるさと納税をより強力に推進すべきであると考えます。

これまでのふるさと納税の寄附金受入れの実績と寄附額増加へ向けた取組について伺います。

○副議長（松本洋介君） 総務部長。

○総務部長（大田 圭君） 本県のふるさと納税の過去5年間の推移といたしましては、平成28年度が3,247万円、令和元年度には1億5,051万円と、はじめて1億円を超えまして、令和2年度も1億4,456万円と、昨年度並みを維持し、5年間で約4.5倍と増加をしております。

ふるさと納税は、財源確保の観点から重要でありますから、寄附者の方々に使途を明示して積極的にご支援、応援をいただくということで増収を図るとともに、全庁的な増収の取組を推進するため、令和2年度から寄附金を管理する基金を設置しております。

使途事業となりますプロジェクトを設けておりますけれども、これは毎年度見直しを図っております。今年度も10のプロジェクトで寄附を募集しております。事業担当課それぞれが、募集の媒体ですとか、ネットワークを活用した取組を行うということにしております。

併せまして、関係各課や事業者との連携を深めまして、返礼品や募集サイトを充実させることで、さらなる増収に努めてまいりたいというふうに考えております。

○副議長（松本洋介君） 坂口議員—12番。

○12番（坂口慎一君） 年々、受入件数、金額が、おおむね増加傾向にあるということで、大変素晴らしいことではないかなと思います。

ただ、一方で課題もあるようでございます。そのことについて、次に伺ってまいります。

②令和元年6月にふるさと納税制度の運用に関する方針の改善について。

まず、ふるさと納税の意義について、改めて確認しておきたいと思います。

ふるさと納税は、地方創生の観点から議論されることが多いですが、そもそも、ふるさと納税は、「多くの国民が地方のふるさとで生まれ、教育を受け、育ち、進学や就職を機に都会に出て、そこで納税をする。その結果、都会の地方団体は彼らから税収を得るが、彼らを育んだふるさとの地方団体には税収はない」という問題提起からはじまったものです。

子どもの出生から18歳までの間に、教育、福祉、医療等の費用として、一人当たり平均約1,600万円の公費負担が行われているという試算を踏まえまして、近年では、地方団体の長などからは、都会に転出した者が成長する際に、地方が負担した教育や福祉のコストに対する還元の仕組みができないかと、納税者の生涯を通じ、受益と負担のバランスを取るべきではないかといった意見が表明される一方で、都会で生活している納税者からも、自分が生まれ育ったふるさとに貢献したい、自分と関わりの深い地域を応援したいといった意見が強く出されるようになってきております。

このように、我が国が抱える構造的な地域間の格差を是正する役割を期待されているのが、ふるさと納税制度であると私は考えます。今後、本県における取組をさらに強く推進していただきたいと要望するものでありますが、そこで一つ課題がございます。

令和元年6月より、「ふるさと納税制度の運用に関する方針」が出され、その中で、募集に

要した費用等の制限というものがございします。各自治体は、募集に要した費用等が寄附額の50%以下になるようにしなければならないというものです。この費用の中には、返礼品の送付にかかる費用も含まれており、首都圏から遠く離れた本県を含む九州・沖縄地方の自治体にとっては不利な制度設計となっております。

近年では、配送料も上昇傾向にあり、そのしわ寄せは、各自治体で返礼品を提供する事業者に来ているのが現状であります。

県下21市町の状況を鑑み、広域行政としての役割を担っていただきまして、同じ境遇にある他県、他市町とも連携して、事態の改善に努めていただければと思いますが、見解を伺います。

○副議長（松本洋介君） 総務部長。

○総務部長（大田 圭君） 募集の費用を寄附額の50%以下とする制限は、「ふるさとを応援したい」というふるさと納税の趣旨に鑑みまして、少なくとも寄附額の半分以上は地方の活性化に使っていただきたいという趣旨から設けられたものと承知をしております。

募集費用は、ご指摘いただきました送料のほか、返礼品の調達費用、人件費、募集サイトの委託料等、費用全体が対象というふうになってございます。個々の費用を見ますと、送料は地方が高く、逆に返礼品の調達費用ですとか、人件費、こういったものにつきましては地方が安くなる傾向がございします。そういった意味で、地域間、自治体間で異なっているのが現状でございます。

一方、寄附額といたしましては、現行制度のもと、九州、北海道、東北地方で全国の約52%を占めている状況にございまして、ふるさとへの思いと魅力ある返礼品によりまして、地方の活性化につなげるという制度の趣旨にかなって

いるものと承知をしております。

このような状況を踏まえますと、現時点におきましては、基準が改正される状況にはないというふうに思われますけれども、県といたしましては、ふるさと納税制度の健全な発展のため、問題意識を持って県内市町からの情報収集を行いまして、改善すべき点は総務省に対し申し入れを行っていききたいというふうに考えてございます。

○副議長（松本洋介君） 坂口議員—12番。

○12番（坂口慎一君） ご答弁ありがとうございます。いろいろご答弁の中でありましたけれども、実際に県下の市町、あるいは担当者から、こういった声が寄せられているというのが事実でございしますので、そのあたりも鑑みまして、今後の対応をご検討いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

（4）有利な地方債の有効活用について。

（1）の質問でも申し上げましたように、本県は、離島・半島地域を有し、教育や警察等を含む行政コストについて多くを要する一方で、県税などの自主財源に乏しく、国庫補助金や地方交付税への依存が大きい脆弱な財政構造となっております。

そのため、本県におきましては、これまで、収支改善対策や長崎県行財政改革プラン、収支構造改革、長崎県新行政改革プランに基づき、総額1,154億円の収支改善に取り組まれてきたところでありまして、平成27年度からのさらなる収支改善対策を含め、令和元年度までに410億円の収支改善の取組が図られてきたところでございます。

また、本年3月には、「長崎県行財政運営プラン2025～挑戦する組織への変革とデジタル改革～」が公表され、総合計画と同じく令和3

年度から7年度までを取組期間として、挑戦と持続を両立する行財政運営等を進むべき方向性として位置づけた計画がスタートしたところでございます。

マスコミ報道から、本県の行財政改革の評価について見てみますと、県税収入の確保や県有財産の売却・有効活用、人件費の抑制、内部管理経費の見直し等による収支改善効果については、「一定の効果はあった」と評価する声はあるとする一方で、「借金増加」との見出しをつけたうえで、県債残高の増加が課題として指摘をされております。

ここで問題として取り上げたいことは、県債残高の増大が真に本県行財政の健全性を損なうのかという点でございます。

周知のように、我が国の公債制度は、国債、地方債問わず、建設公債が原則となっております。建設公債は、起債して整備する資産の耐用年数よりも償還が早く終わるように設定をされており、財務諸表を見ればわかりますように、自治体の貸借対照表においては、基本的に債務超過に陥ることはありません。むしろ、負担を後年度へと回すことにより、後世代にも受益に応じた負担をしてもらうことで、世代間の公平性を担保しようとするものであります。

以上を踏まえたうえで質問へと移ります。

令和2年12月に閣議決定された、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」と歩調を合わせ推進を図るという観点から、今般、有利な地方債のプランが示されております。今般示された有利な地方債の概要と有効活用について、県の考えを伺います。

○副議長（松本洋介君） 総務部長。

○総務部長（大田 圭君） 本県では、激甚化、頻発化する自然災害から県民の生命・財産を守

るため、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」、こちらに対応する公共事業費を確保するとともに、これと連動しまして、県単独事業による自然災害防止対策を積極的に講じているところでございます。

こうした事業の財源といたしまして、ただいまお触れいただきましたとおりでございますが、交付税措置率が非常に高い一方で、時限的な制度として創設をされてございます。例えば、国土強靱化緊急対策事業債ですとか、緊急自然災害防止対策事業債、緊急防災・減災事業債、緊急浚渫推進事業債、こういったものがございしますが、そういったものにつきまして最大限活用することによりまして、事業を前倒しし、その効果の早期発現に努めております。

引き続き、交付税措置を加味した実質的な公債費の後年度負担等に留意しながら、有利な地方債制度を積極的に活用してまいりたいというふうに考えております。

○副議長（松本洋介君） 坂口議員—12番。

○12番（坂口慎一君） 借金といいますと、言葉のニュアンスとして、後世代へ負担を先送りするというイメージがございすけれども、地方債はそうだけではないという捉え方もできまして、昨日の質問でもございましたように、有利な事業債の積極的な活用というのが要望として出されておりました。長期的な視点に立って、一時的に県債残高が高くなるようなことがあったとしても、積極的な活用をお願いできればと思います。

2、県央地域（諫早市）における諸課題について。

（1）西九州新幹線開業に伴う並行在来線の今後について。

西九州新幹線につきましては、2022年秋の開

業を来年に控えまして、関係者、関係部署におかれましては、全線フル規格実現に向けて、鋭意ご尽力いただいているものと推察する次第です。

JR長崎本線（肥前山口～諫早間）におきましては、2007年に佐賀県、JR九州、本県の3者による基本合意がなされ、上下分離方式による運営がなされることが確認されております。

その後、令和4年度の開業後も、23年間、JR九州による運行がなされること、運行本数も、普通列車については、これまでどおりの運行本数が確保されることが確認されたところでございます。

しかしながら、諫早市東部地域の沿線上で生活する地域住民といたしましては、マスコミ報道等を通じ、様々な情報が日々舞い込んでくる中で、今後の先行きが不安定な印象をぬぐえず、現行のサービス水準が維持されるのか、心配をしているような状況でございます。

開業後も、23年間、JR九州による運行がなされること、運行本数も、普通列車につきましては、これまでどおりの本数が確実に確保されることを確認したいと考えます。この件について、ご答弁をお願いいたします。

○副議長（松本洋介君） 地域振興部長。

○地域振興部長（早稻田智仁君） 西九州新幹線の開業に伴う在来線の取り扱いについては、平成20年に、長崎県、佐賀県及びJR九州の3者の部長間において、「JR九州は、長崎本線の肥前山口～諫早間を経営分離せず、上下分離方式により、開業後20年間運行し、普通列車の運行本数については現行程度とする」との確認がなされております。

その後、平成28年3月、本県をはじめ、JR九州を含む関係6者の合意によりまして、「対面

乗り換え方式によって新幹線の開業時点で上下分離し、JR九州は、当該開業時点から3年間は一定水準の列車運行サービスレベルを維持するとともに、開業後23年間運行を維持すること」とされております。

こうしたことから、県としましては、JR九州において、上下分離期間中の運行サービスが低下しないよう努めていただく必要があると考えており、上下分離区間の現行の運行サービス水準を維持するようJR九州に働きかけるとともに、引き続き、諫早市とも連携しながら、沿線地域の活性化に努めてまいりたいと考えております。

○副議長（松本洋介君） 坂口議員－12番。

○12番（坂口慎一君） この件、改めて確認できましたので安心いたしました。現行のサービス水準が確保されますよう、今後も注視をしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

（2）諫早湾干拓事業における干陸地及び本明川の利活用について。

①干陸地の利活用と取り組みのさらなる強化に向けて。

諫早湾干拓事業で誕生いたしました干陸地等では、今日では、地元の管理団体の皆様方を中心に、地域の活性化を目的として、そばやコスモスの栽培、各種イベントの開催に取り組まれております。

地元といたしましては、大いに喜ばしいことでございますけれども、その取組のさらなる強化に向けましては、国、県、市ほか関係団体等の連携が大変重要になってまいります。

そこで、地域の振興、農業の振興ということにつきまして、干陸地をどのように活用していくのか、お尋ねいたします。

○副議長（松本洋介君） 農林部長。

○農林部長（綾香直芳君） 諫早湾干拓地の調整池に新たに創出された約600ヘクタールの干陸地は、貴重な地域資源であり、現在、その一部を活用して、環境に配慮しながら、農業面での利活用を図っているところです。

具体的には、そのうち113ヘクタールを活用して、畜産農家12戸がイタリアンライグラスなどの飼料作物を、無肥料、無農薬で栽培をしています。

また、干陸地の2.5ヘクタールを活用して、地元の団体がそばを栽培しており、「幻の高来そば」として地域の食事処で提供され、市外からも観光客が訪れるなど、地域活性化にも貢献しているところであります。

干陸地は、時期によっては湛水するなど、その利用には一定の制限はございますが、県といったしましては、国や市と連携のうえ、環境面や安全面に十分配慮しながら、干陸地における農業面での有効活用、ひいては地域振興にもつながるよう、その活用に努めてまいります。

○副議長（松本洋介君） 坂口議員－12番。

○12番（坂口慎一君） ②通年の賑わいの創出、特にボート練習場の整備について。

先の質問でも申し述べましたように、干陸地におきましては、地元の管理団体の皆様を中心として、地域の活性化のために取組を実施されております。

今後、さらに取組を推進して地域振興につなげていくためには、通年における賑わいの創出というのが課題になっております。地元の管理団体におかれましては、通年の賑わい創出に向けた委員会の立ち上げなどを検討されているようであり、今後、検討が重ねられていくものと推察する次第です。

そのような中、本明川下流域では、競技用ボートの練習が行われており、直線のコースの長さをはじめとする環境は、ボート関係者から高い評価を受けているようです。

このたび、センターブイを整備していただきました。今後、さらに、その利活用に積極的に取り組み、地域振興につなげていくべきではないかと考えております。

将来的には、全国規模の大会を開催するなど、ボートの拠点として発展していくことを期待しておりますが、艇庫など必要な整備等の課題もあると伺っております。今後、そういった課題を解決しながら、本明川ボート練習場が、多くの人を呼び込み、地域に賑わいと利益をもたらすように、県と市、競技団体、地元の団体がうまく連携して取り組んでいただきたいと考えております。

本明川ボート練習場の整備や活用について、現状と課題、今後の取組について、県の考えを伺います。

○副議長（松本洋介君） 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（中崎謙司君） 本明川下流域につきましては、既にボート競技の練習場として高い評価を受けておりまして、県内競技者の競技力向上、あるいは県外からの合宿誘致・実施による交流人口の拡大に寄与するなど、地域振興の観点で大きな可能性があると考えております。

今年度は、国内の強豪チームを招待した対抗戦や、地元住民が水上スポーツに親しむためのイベント開催、また、ボート競技合宿の誘致推進体制の強化に取り組ましますとともに、全国規模の大会誘致に必要となる施設整備につきましても、調査、検討を進めてまいることとしております。

今後とも、地元諫早市を中心として、県やボート協会、スポーツコミッションなど、官民が一体となって本明川の利活用による地域振興策に取り組んでまいります。

○副議長（松本洋介君） 坂口議員－12番。

○12番（坂口慎一君） ありがとうございます。ご答弁にありましたように、官民一体となつてということで、今後、大会誘致等に向けた機運醸成には、やっぱり地元ともよく情報を共有していただいて、協力を得ながら進められることが肝要ではないかなと思いますので、その点について、よろしく願いいたします。

（3）国道207号整備の進捗と事業促進について。

国道207号は、佐賀市を起点として、時津町の国道206号と交差する地点を終点とする、本県のほぼ中央部を横断する道路でありまして、地域の産業、経済、文化に大きく寄与する道路であると同時に、地域住民の生活、あるいは地域の振興にとりましても非常に重要な道路であります。

しかしながら、以前から指摘がございますように、いまだ幅員が狭い区間や混雑、交通渋滞が著しい区間があり、幹線道路としての機能が著しく低下し、地域住民の生活にも支障を来しております。諫早市多良見町の佐瀬地区、それから高来町、長田町、小長井町といった諫早市東部地域における区間でございます。

①佐瀬地区の整備について。

こちらの区間におきましては、従前から整備が進められていた佐瀬拡幅が、昨年度完成し、今年度より、延伸区間が新規事業化されたと伺っております。一刻も早い早期完成が望まれているところではございますが、この佐瀬地区は大村湾を望む景観が大変すばらしい地区である

ため、観光振興の面でも、景観を活かした道路整備を行っていただきたいと考えておりますが、県の見解を伺います。

○副議長（松本洋介君） 土木部長。

○土木部長（奥田秀樹君） 一般国道207号佐瀬拡幅については、昨年度、2.5キロメートルの拡幅が完了したところであり、長与町側へ連続する区間800メートルについて、今年度より新規工区として測量、調査、設計に取り組んでいます。

当区間は幅員が狭く、カーブが連続し、見通しが悪いことから、安全・安心を確保するための道路改良を行っていますが、当路線は、景観に恵まれ、サイクリングイベントのコースなどにも利用されていることから、地域の皆様のご意見をいただきながら、地域振興に寄与する道路整備を進めてまいります。

○副議長（松本洋介君） 坂口議員－12番。

○12番（坂口慎一君） ぜひ、そのようお願いいたします。

次に、諫早市東部地域方面の進捗について、伺います。

②「東長田拡幅」及び堤防道路までの延伸について。

この方面におきましては、諫早市小長井町から、現在整備が完了している長田町正久寺までの区間で、朝夕、通勤・通学時間帯には非常な混雑、交通渋滞が発生しており、地域住民の早期整備に向けた期待は非常に大きいものがございます。

そのような状況下、現在、事業中の諫早市長田町正久寺から猿崎間の東長田拡幅につきましては、早期の完成が望まれている中で、なかなか進捗が見えない状態となっております。東長田拡幅の事業の促進につきまして、県の考えを

伺います。

また、現在、事業中の箇所から高来町金崎の堤防道路までの区間におきましても、早期の事業化が望まれている状況であります。併せて、この区間の今後の事業延伸について、県の考えを伺います。

○副議長（松本洋介君） 土木部長。

○土木部長（奥田秀樹君） 一般国道207号東長田拡幅1.9キロメートルについては、平成27年度から事業化し、用地取得を進めているところであります。

本年度は、令和2年度補正予算と合わせて3.2億円を確保し、引き続き、用地取得を推進するとともに、長田バイパスに続く正久寺町側から工事に着手することとしています。

当区間の渋滞を緩和するためには、事業中区間の早期完成が必要であり、猿崎町から堤防道路までの約5キロメートルについては、今後の課題として、整備手法を含め検討してまいりたいと考えています。

○副議長（松本洋介君） 坂口議員－12番。

○12番（坂口慎一君） （4）有明海沿岸地域の幹線道路（有明海沿岸道路）の整備について。

有明海沿岸道路は、福岡県大牟田市から、佐賀県鹿島市に至る地域高規格道路で、将来的には九州横断自動車道路などと連結することで、九州の広域ネットワークの一翼を担う地域高規格道路として機能することが期待をされております。併せて、沿線都市間の交流促進や地域活性化、混雑緩和や安全性向上による生活の利便性向上にも寄与することが期待されており、現在、鹿島市までの整備がなされてきております。

しかしながら、鹿島市から諫早市までの区間につきましては、事業化のめどがついておらず、これまで空白区間となったままであります。

諫早市東部地域から佐賀方面へ至る道路といたしましては、幹線道路が一般国道207号のみであるため、近年では、災害、事故等に備えた避難路、代替道路として、広域的な交流・物流道路としての整備が求められているところでございます。

併せまして、建設促進期成会や地元関係団体による要望活動も盛んになってきており、その必要性はますます高くなってきているものと認識をいたしております。

鹿島から諫早区間については、どのように取り組んでいくのか、早期整備に向けた県の考え方について、お伺いいたします。

○副議長（松本洋介君） 知事。

○知事（中村法道君） この有明海沿岸道路としての鹿島市から諫早市間につきましては、県境をまたぐ地域間の交流促進や、物流の効率化を図るうえで重要な区間であると認識をいたしております。

これまでも、沿線自治体であります鹿島市や太良町、諫早市で構成する地元期成会において、地域や道路の課題について議論が行われてきたところであり、県としても、国に対して要望を行うなど、当該区間の計画の具現化に取り組んできたところであります。

そうした中、全国的に広域道路ネットワークの見直しが行われているところであり、本県においても、新たな広域道路交通計画を策定し、当該区間を佐賀県と連携して、構想路線に位置づけたところであります。

今後も、地元期成会とともに、整備の必要性や効果などの検討を進めてまいりたいと考えているところであります。

○副議長（松本洋介君） 坂口議員－12番。

○12番（坂口慎一君） 先の質問の国道207号

の整備、特に、東長田拡幅、堤防道路までの延伸、そして、この有明海沿岸道路の整備というものは、地元としては、一つの流れのうえでの要望であり、早期の整備を望んでいるところでございます。

今回、有明海沿岸道路につきましては、「長崎県新広域道路交通計画」におきまして、構想路線に認定していただいたということで、空白区間という状態からは一步前進ということになるかとは思いますが、今後、整備に向けた機運を醸成していくためにも、関係自治体、関係団体、地元にも情報提供を行っていただきまして、早期整備に向けて取り組んでいただきますようお願いをいたします。

（5）江ノ浦川総合流域防災事業の進捗について。

①「江ノ浦川総合流域防災事業」の進捗状況と今後の事業の進め方について。

諫早市飯森町を流れる2級河川江ノ浦川につきましては、過去にたびたび越水し、昨年9月にも越水、冠水被害を起こしております。そのため、地域住民の河川改修に対する期待は大きく、早期の事業完成が望まれているところでございます。

江ノ浦川総合流域防災事業の進捗状況と今後の事業の進め方について伺います。

○副議長（松本洋介君） 土木部長。

○土木部長（奥田秀樹君） 江ノ浦川河川改修事業については、平成8年度より、整備計画延長2,290メートルの河川改修事業に着手し、今年度末までに治水計画上、支障となっている吞吐路樋門及び井樋堤塘跡を撤去することとしています。これにより、河口から1,600メートルまでの区間は、おおむね30分の1の治水安全度が確保されます。

また、令和2年9月豪雨で冠水した、国道付近から上流の未整備区間についても、下流の整備に伴い、河道の流下能力が増大することから、一定の治水効果が見込まれるところであり、今後は河川改修に必要となる用地の取得を進めてまいります。

県としては、事業への理解が得られるよう、地域の皆様に対して、事業進捗、工事工程など、丁寧な説明に努めてまいります。

○副議長（松本洋介君） 坂口議員—12番。

○12番（坂口慎一君） ②江ノ浦川改修に伴う普通河川天神川の国道付近での治水効果について。

ご答弁にありましたように、川の下流部におきましては、おおむね順調に改修が進んでいるということではありますけれども、上流部、江ノ浦川の支川である普通河川・天神川におきましては、国道251号と交わる付近においては断面が狭くなっておりまして、一部では土砂も堆積し、災害の危険性が高く、地元の皆様も大変心配をしておられる状況でございます。

支川である天神川につきましては、国道251号付近の治水効果があるのかどうか、伺います。

○副議長（松本洋介君） 土木部長。

○土木部長（奥田秀樹君） 江ノ浦川の支川である諫早市管理の普通河川天神川の治水効果については、先ほどと同様、本川の河川改修により、本川合流点から国道付近において、一定の治水効果が見込まれるものと考えています。

また、国道から上流については、諫早市において堆積土砂の撤去も計画されていると伺っています。今後も、県と諫早市で連携し、事業推進に努めてまいります。

○副議長（松本洋介君） 坂口議員—12番。

○12番（坂口慎一君） 災害頻度も高くなる中

で、地元もいろいろ心配をされております。

事業期間がこちらは長いので、長くなるにつれて、以前聞いていた話と話が違ふとか、いろいろ地元からはお話が出ておりますので、地元とよく協議をしていただきまして、コンセンサスを得ながら事業の進捗を図っていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

3、高齢者福祉（介護予防と生活支援）の実現について。

①地域包括ケアシステム構築の現状と本県の役割について。

まず、我が国の国家予算に占める社会保障費の割合は、公共事業、教育、防衛分野などの政策経費が減少する一方で、増大の一途をたどっております。2025年を間近に控え、2040年問題が徐々に現実味を持って迫りつつあり、我が国は本格的な超高齢社会を迎えます。

本県では、高齢化が全国に比べて速いスピードで進行しております。2025年には、65歳以上の高齢者人口が約44万人、高齢化率は全国平均の30.0%と比べ、35.2%となる見込みです。

2040年には、全国平均35.4%と比較し、39.6%となるという推計結果が公表をされております。

特に、離島圏域における高齢化は、2025年で43.4%、2040年には51.4%となる見込みで、高齢化が著しく進行をしていきます。

このような中、持続可能な社会保障制度を維持していくためには、本県が総合計画において基本戦略として掲げる人口減少に対応できる持続可能な地域をつくる必要があり、その将来像である県民の医療、介護、福祉への不安が解消されている社会の実現、高齢者が暮らし続けたい地域で暮らし続けることができる社会の実現、できるだけ健康な状態を保つとともに、要介護

状態となっても、必要な医療や介護・福祉サービスが受けられる社会の実現、これは即ち、地域包括ケアシステムの構築と実現が必要となります。

本県における地域包括ケアシステム構築の現状と広域行政としての本県の役割について、伺います。

○副議長（松本洋介君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君） 令和元年度は、地域包括ケアシステムがおおむね構築できた圏域が、県内124圏域の85%に当たる105圏域となり、前年度の86圏域から19圏域増加しております。

県といたしましては、構築を図るため、県独自の評価基準を開発して課題を明らかにし、全市町を訪問してのヒアリングや、専門家を派遣して指導を行うなど、市町に対して構築に向けた支援を行っているところであります。

○副議長（松本洋介君） 坂口議員—12番。

○12番（坂口慎一君） 今、県の取組の状況をご答弁いただきました。

②県下市町のシステム構築及び深化を促す取り組みができないか。

本県におきましては、今年度から令和5年度までを計画期間とする「長崎県老人福祉計画」、「長崎県介護保険事業支援計画」において、地域包括ケアシステムの深化を政策目標として掲げており、県下市町の地域包括ケアシステムの構築・充実を計画の主たる取組の一つとして進捗管理、その結果の公表及び必要な支援が行われております。

本県のホームページ、地域包括ケアシステムのページを見てみますと、各市町の構築状況、市町ごとのロードマップが示されており、県下市町の本制度構築における進捗管理がなされて

いるものと認識をしております。

しかしながら、県下市町に対して、地域包括ケアシステムの深化を促していくという観点からは、より充実した情報提供等が必要ではないかと考えます。具体的には、本制度推進の主体である地域住民の皆様に向けた情報の提供等が必要ではないか。

一例をご紹介いたしますと、諫早市では、本年度より、地域包括ケアシステム特設WEBサイト「高齢者ささえあいネット」を構築し、運用を開始されております。内容の充実につきましては、まだまだこれからという状況にありますけれども、市内における各地域での取組を含めた社会資源集などが掲載をされており、地域住民による取組を促進していくうえで有用な情報提供がなされております。

本県といたしましても、広域行政としての役割として、このような取組を実施できないか、あるいは、県下の市町に対して、このような取組を促していくことができないか、見解を伺います。

○副議長（松本洋介君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君） 地域に暮らす住民が、地域包括ケアシステム構築の担い手であることから、住民に向けたわかりやすい情報を発信し、参画いただくことが大変重要であると認識しております。

助け合い活動を行うための勉強会を身近な自治会組織の単位で開催し、地域住民の参加を増やしている市町があることから、こうした先進事例や、わかりやすい周知の方法を他の市町に紹介するなど、地域住民の理解や参画を図る取組を働きかけてまいりたいと考えております。

○副議長（松本洋介君） 坂口議員－12番。

○12番（坂口慎一君） ご答弁では、市町に働

きかけをしていきたいというご答弁ですかね。県の方でこういった取組をしてみたいとはいかがですかという私の提案に対する答弁はいかがでしょうか。

○副議長（松本洋介君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君） 地域包括ケアシステムの担い手といたしましては、市町でございますので、県といたしましては、市町の取組が進むような支援を中心に行いたいと思っております。各市町の先進事例等を収集しながら、しっかりと県としても情報発信できるように、さらなる取組の充実を図ってまいりたいと考えております。

○副議長（松本洋介君） 坂口議員－12番。

○12番（坂口慎一君） この制度の取組の主体は、市町ではなくて、恐らく地域住民ではないかなと私は理解をしております。

住民自らが行う自助と、行政がサービスとして提供する公助の間、住民同士や地域ボランティア団体といった様々な担い手による互助、共助という部分をどのようにつくりあげていくかが本制度の趣旨ではないかなと考えるところです。

広域行政として、先ほどご答弁がありましたように、県下市町の取組をサポートするという視点も非常に重要ではあると思いますけれども、県政からダイレクトに地域住民の取組を促していく、住民に対して訴求していくという、そのような仕組みがあってもよいのではないかとこのご提案でした。再度、ご答弁をお願いいたします。

○副議長（松本洋介君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君） 今後、県としても取り組んでいく方向につきまして、よく検討して対応してまいりたいと考えております。

○副議長（松本洋介君） 坂口議員－12番。

○12番（坂口慎一君）ありがとうございます。
ぜひ前向きにご検討いただきたいと思います。

（2）政策推進における新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響と課題について。

周知のとおり、地域包括ケアシステムにおける取組とは、高齢者の積極的な社会参加や高齢者自身による支え合いの活動を促すこと、あるいは人と人のつながり、遊びや学びの場となり、生きがいや楽しみを持って通うことができる通いの場、サロン等を通じた介護予防、健康づくりを推進していくものであります。

このような取組を推進していくうえで、人との身体的距離の確保や、人との接触機会を減らし、「3密」を回避するなど、「新しい生活様式」をはじめとする新型コロナウイルス感染症対策は、政策の推進に多大な影響を与えているのではないかと懸念がございます。

現に多くの「通いの場」、サロンが休止を余儀なくされたり、高齢者が外出自体を控えているというお声を多くいただいているところです。

コロナ禍において、政策を推進していくうえでどのような影響があるのか、また、高齢者の積極的な社会参加や支え合い活動を推進し、高齢者のフレイル対策や疾病予防、重症化予防の取組を進めていくうえでの課題について、伺います。

○副議長（松本洋介君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君） 高齢者の活動の場となる通いの場につきましては、感染が拡大した昨年度は、県全体で最大80%が休止するなど、影響は非常に大きいものであると認識しております。

感染拡大時には、外出の自粛により、通いの場における介護予防、健康づくりの取組が中断

されるため、高齢者の身体機能低下や認知症の進行が危惧されているところでございます。

このため、地元のケーブルテレビや防災無線を活用した介護予防体操の実施、地域包括支援センター職員の訪問による個別支援などによりまして、可能な限り取組を継続するなど、市町に対して地域の実情を踏まえた取組をお願いしているところでございます。

○副議長（松本洋介君） 坂口議員－12番。

○12番（坂口慎一君） この制度構築と新しい生活様式というのは、ある種背反する関係性にあるということもできるのではないかと思います。せっかく各地域で、これまでできつつある仕組みづくりが、このコロナ禍をきっかけとして、後退とか、後戻りすることがないように、先ほどご紹介いただきましたような手法で取り組んでいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

4、コロナ禍における学校及び保育現場の対応状況について。

（1）学校及び保育現場における誹謗中傷、風評被害の対応と防止について。

従来型よりも感染力の強い変異ウイルスのまん延、あるいはクラスターの発生などにより、感染者及びその濃厚接触者等となるリスクが増大する中で、保育所、学校での生活はもとより、保育所外、学校外といった生活の様々な場面において、誹謗中傷、風評被害にさらされる危険性が高まっております。

例えば、長崎県PTA連合会では、医療従事者を家族に持つ児童・生徒への誹謗中傷、風評被害があったという事実を受けて、会員向けに「新型コロナウイルス感染症についての風評被害をなくしましょう」といった通知文を出され、被害の防止に向けた取組がなされております。

誹謗中傷、風評被害を未然に防止する、あるいは被害を軽減するという観点から、行政としてどのように取り組まれているか、この点について伺います。

園児、児童・生徒自身が感染者ないし濃厚接触者等となった場合、あるいはその家族がそのような状態となった場合、誹謗中傷、風評被害等を未然に防止するための事前の対応、事案が発生した場合の初動の対応、そして発生後のケア、事後の対応等について、行政としてどのようなになっているのか、伺います。

○副議長（松本洋介君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（平田修三君） 県教育委員会では、これまで、児童・生徒が安全で安心な学校生活を送ることができるよう危機対応をまとめました「学校における安全管理の手引き」を作成し、各学校に示しています。

また、新型コロナウイルス感染防止対策については、別途通知等を行って、対応手順や保護者への連絡など、適切な初期対応を求めています。

そのうち、誹謗中傷等の防止に向けた取組としましては、偏見や差別につながる行為は断じて許されないとの認識に立ち、機会を捉えて児童・生徒の発達段階に応じた指導の徹底を図るとともに、感染者が発生した場合は、感染者やその家族に対して、感染を理由とした偏見や差別が生じないよう、児童・生徒及び保護者に周知・啓発を行うこととしております。

また、子どもたちの心のケアについては、きめ細やかな観察や面談、スクールカウンセラー等と連携しながら、組織的な支援に努めており、電話やメール、SNS相談など、各種相談窓口の周知も図っております。

今後、コロナ禍におけるこれまでの経験も踏

まえまして、感染症の対応について、先ほどの「学校における安全管理の手引き」の中に盛り込んでいくことも考えたいというふうに考えております。

○副議長（松本洋介君） こども政策局長。

○こども政策局長（田中紀久美君） 保育現場における誹謗中傷などの未然防止につきましては、国から発出された感染者等に対する偏見や差別防止の徹底についての文書を保育施設へ周知するとともに、県からのお願いとして、感染者やその家族等への誹謗中傷等を謹んでいただくよう、市町を通じて保護者向けの注意喚起も行っております。

また、臨時休園、園児の登園、保護者への連絡などをまとめた「新型コロナウイルス感染症発生対応フロー」を市町毎に作成されており、その中に誹謗中傷、差別への注意喚起について記載されている市町もあります。

今後、県といたしましては、他の市町に対しても誹謗中傷、差別への対応をフロー等に盛り込んでいただくよう働きかけを行うこととしております。

加えまして、誹謗中傷、差別が生じた場合は、県で開設している新型コロナウイルス関連人権相談窓口などの利用を呼びかけており、引き続き、市町と連携して、誹謗中傷、差別などの防止に取り組むたいと考えております。

○副議長（松本洋介君） 坂口議員－12番。

○12番（坂口慎一君） ありがとうございます。昨日の質問でも、この誹謗中傷予防に向けた事前の周知啓発、あるいは事後のケアについてはご答弁がございました。

ここで重要なことは、初動の対応をいかに行うかということではないかと思います。

災害と同じで、いつ、何時、そのような状況

に直面するかというのは、誰にもわからない状況です。被害の防止、軽減を図るという観点から、事前、初動、事後と連動した仕組みづくりが必要ではないかと考えます。この点をご検討いただきますようお願いいたします。

5、コロナ禍における宿泊観光業に対する支援について

（1）GoToトラベル、ふるさとで“心呼吸”の旅キャンペーンの再開時期について。

GoToトラベル、県内旅行割引キャンペーンの再開時期についてという質問を準備しておりましたが、GoToトラベルキャンペーンの再開に関する県の認識は、昨日、中村一三議員の質問に対してご答弁をいただきました。

また、県内旅行割引キャンペーンである「ふるさとで“心呼吸”の旅」の再開につきましては、質問通告後の6月22日に、7月1日より再開するという発表がなされましたので、ここでは、知事はじめ関係皆様のご英断に感謝を申し上げ、質問は割愛をさせていただきます。

（2）宿泊観光事業者に対する事業支援について。

新型コロナウイルス感染症拡大「第4波」への対策で、全国的に人の流れが抑制され、様々な経済活動が制限される中、宿泊・観光業は、特に厳しい状況に直面させられております。

昨年12月のGoToトラベルキャンペーン停止以降、観光需要そのものが低迷している状況に加え、「第4波」対策後のゴールデンウィーク以降、県内宿泊事業者におきましては、約4割の宿泊施設が休館、休業を余儀なくされていると伺っております。

このような危機的な状況の中、事業者の多くが、国の特別融資などを活用して、昨年春、年末年始、そして今年と、2度、3度にわたる借り

入れを行っている状況で、担保力の低い中小零細事業者からは、今後、さらなる借り入れには、さすがに限界があるとお声、手元の資金不足に対する、ほとんど悲鳴とも言えるお声も多数伺うところでございます。

事業の継続、雇用の維持には資金が必要であることは言うまでもありません。

先日、県内旅行割引キャンペーンにつきましては、再開が決定をなされましたが、今後、まだまだ予断を許さない状況の中、「第5波」の到来による停止も当然想定しておかなければなりません。そのことを踏まえて質問をいたします。

県内旅行割引キャンペーンにつきましては、国から前売り方式での制度設計がなされていると伺っております。前売り宿泊券の制度を導入して、利用者の負担分だけでも先行して事業者に入ってくるならば、資金繰りの観点からも事業者にとっての支援策となり得るのではないかと考えます。

この前売り宿泊券について、本県としてどのように取り組んでいくのか、伺います。

○副議長（松本洋介君） 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（中崎謙司君） 前売り宿泊券は、感染が拡大して、県内キャンペーンが実施できない地域を念頭に、国から新たに追加されたメニューでございますけれども、本県におきましては、県民向け県内旅行キャンペーンを7月1日から再開することとしており、まずはその利用促進に注力してまいりたいと考えております。

ただし、今後、再度の感染拡大への備えとし

て、前売り宿泊券の販売についても対応策の一つと考えておりますけれども、販売手法や消費者への購入意欲向上対策など、導入に当たって課題を整理する必要がありますことから、今後、事業者の意見もよくお聞きしながら、制度設計等について検討してまいりたいと考えております。

○副議長（松本洋介君） 坂口議員－12番。

○12番（坂口慎一君） 私が言うまでもなく、本県は観光立県を掲げておりますので、宿泊事業者というのは、その産業の受け皿ともなるべき事業者の方々であると思いますので、ぜひその方々の救済という点を踏まえまして、前向きにご検討をいただきますようお願いを申し上げます。今回の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（松本洋介君） 本日の会議は、これにて終了いたします。

6月28日は、定刻より本会議を開き、一般質問を続行いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

— 午後 3時46分 散会 —

第 1 1 目 目

議 事 日 程

第 １ １ 日 目



- 1 開 議
- 2 県政一般に対する質問
- 3 諮問第１号上程
- 4 知事議案説明
- 5 上程議案委員会付託
- 6 散 会

令和3年6月28日（月曜日）

出席議員（45名）

2番 宮本法広君
3番 赤木幸仁君
4番 中村泰輔君
5番 饗庭敦子君
6番 堤典子君
7番 下条博文君
8番 山下博史君
9番 北村貴寿君
10番 浦川基継君
11番 久保田将誠君
12番 坂口慎一君
13番 千住良治君
14番 石本政弘君
15番 中村一三君
16番 麻生隆君
17番 川崎祥司君
18番 坂本浩君
19番 深堀ひろし君
20番 山口初實君
21番 近藤智昭君
22番 宅島寿一君
23番 松本洋介君
24番 ごうまなみ君
25番 山本啓介君
26番 前田哲也君
27番 大場博文君
28番 山口経正君
29番 山本由夫君
30番 吉村洋君
31番 中島浩介君
32番 山田博司君
33番 堀江ひとみ君
34番 山田朋子君

35番 西川克己君
36番 外間雅広君
37番 瀬川光之君
38番 坂本智徳君
39番 浅田ますみ君
40番 徳永達也君
41番 中島廣義君
42番 溝口芙美雄君
43番 中山功君
44番 小林克敏君
45番 田中愛国君
46番 八江利春君

欠席議員（1名）

1番 宮島大典君

説明のため出席した者

知事 中村法道君
副知事 上田裕司君
副知事 平田研君
統括監 柿本敏晶君
危機管理監 多田浩之君
企画部長 浦真樹君
総務部長 大田圭君
地域振興部長 早稲田智仁君
文化観光国際部長 中崎謙司君
県民生活環境部長 貞方学君
福祉保健部長 中田勝己君
こども政策局長 田中紀久美君
産業労働部長 廣田義美君
水産部長 斎藤晃君
農林部長 綾香直芳君
土木部長 奥田秀樹君
会計管理者 吉野ゆき子君
交通局長 太田彰幸君

地域振興部政策監	村 山 弘 司 君
文化観光国際部政策監	前 川 謙 介 君
産業労働部政策監	村 田 誠 君
教育委員会教育長	平 田 修 三 君
人事委員会委員長	水 上 正 博 君
代表監査委員	濱 本 磨 毅 徳 君
選挙管理委員会委員長	葺 本 昭 晴 君
公安委員会委員	山 中 勝 義 君
警察本部長	早 川 智 之 君
監査事務局長	下 田 芳 之 君
人事委員会事務局長 (労働委員会事務局長併任)	大 崎 義 郎 君
教育次長	林 田 和 喜 君
秘書課長	石 田 智 久 君
選挙管理委員会書記長	大 塚 英 樹 君
警察本部総務課長	車 康 之 君

議会事務局職員出席者

局 長	松 尾 誠 司 君
次長兼総務課長	藤 田 昌 三 君
議 事 課 長	川 原 孝 行 君
政 務 調 査 課 長	濱 口 孝 君
議 事 課 長 補 佐	永 田 貴 紀 君
議 事 課 係 長	山 脇 卓 君
議事課特別会計任用職員	天 雨 千 代 子 君

— 午前10時 0分 開議 —

○副議長（松本洋介君） おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

これより、6月25日に引き続き、一般質問を行います。

饗庭議員－5番。

○5番（饗庭敦子君）（拍手）〔登壇〕 皆様、おはようございます。

西彼杵郡選出、改革21、あいばせんば、こいばせんばの饗庭敦子でございます。

本日、1番目の登壇でございます。緊張感とともに、今日も充実した一日になりますよう、元気よく質問してまいります。

新型コロナウイルス感染収束の兆しが見えず、「第5波」が心配される中、誰もが疲弊し、ストレスを抱えて生きています。ワクチン接種が進み、一日も早く収束することを願っております。

そして、県民の皆さんの命を守るため、常に最前線で従事していらっしゃる医療関係者の皆様に、深く深く感謝申し上げます。

皆様の不安やストレス、要望などの声に耳を傾け、県政へ届けてまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、答弁におきましては、県民にやさしく、わかりやすく、簡潔な、簡潔な答弁をお願い申し上げ、分割質問方式にて質問させていただきます。

1、孤独・孤立対策について。

政府は、2月に、世界2例目の孤独担当相を設置し、孤独・孤立対策に乗り出しました。

孤独には、頼りたくても頼れない、話したくても話せないといった望まない孤独があります。そして、望まない孤独を抱える人の多くは、頼れる人とつながることが難しい状況です。そこにアプローチすることが、とても大事だと思っています。

コロナ禍では、人との接触が減少し、身の周りに起こるちょっとした不安や悩みを誰にも打ち明けられず、孤独に陥っている人が、これまで以上に増えていると言われています。

誰一人取り残さない社会の実現を目指して、子どもの未来のため、誰もが生きやすい社会になりますよう、また、弱者にやさしく、自殺に追い込まれる方が一人もない長崎県になるよ

うな取組が必要だと思っております。

（1）コロナ禍で深刻化する孤独・孤立化問題への取り組み。

①相談窓口の現状。

孤独・孤立で悩んでいる方への相談先として、内閣府に、電話、SNS、その他多くの相談窓口が設定してあります。

SNS相談では、最近、メディアでも取り上げられています「あなたのいばしょ」で、昨年3月の開設以来、利用者は1日250人を超える日が続き、女性や20代以下の若者らを中心に、1年間で計4万人を超えたと言われております。

長崎県の行っているSNS相談では、令和元年の8月からはじまり、令和3年4月までの1年9か月間で267件と少ない状況になっております。

SNS相談を含めた相談窓口の現状を、県としてどう考えているのか、お伺いします。

②貧困対策について。

孤立は、貧困と密接な関係にある課題です。様々な調査におきましては、所得が低いほど人間関係が希薄なことが報告されております。

このコロナ禍で収入が減った人を対象に、無利子でお金を貸す政府の支援策、特例貸付の窓口になっておられる社会福祉協議会の職員が、「コロナ禍で生活苦の人々を支える役割が果たしているのか」、また、「苦しい状況の人に借金をさせている、これが福祉なのか疑問に思う」とも言われております。

県の貧困対策は、こういう融資申請者の生活を、融資により再建するまでの後押しができているのか、お伺いします。

③高齢者対策について。

コロナ禍で、人と人との接触を減らすように求められている中、高齢者の孤立化も懸念されております。支援者が高齢者宅の訪問活動を控

えたところ、ひとり暮らしの高齢者が認知症を発症していたという深刻なケースもあると聞いております。

また、内閣府の国際比較調査では、日本の高齢者は約3割が親しい友人がいないと回答され、近所づきあいの希薄さも目立っており、高齢者の孤独防止対策が急務となっていますが、本県の取組をお伺いします。

（2）つながり指標について。

①評価手法について。

孤独・孤立対策や、地域共生社会づくりを進める厚生労働省が、困難を抱える人に対する自治体の支援の効果を図るため、「つながり指標」という新たな評価基準の導入を決め、対象者の意欲などを5項目で評価し、質の向上に役立てるねらいです。

つながり指標は、新事業の評価手法の一つと言われていると思いますが、どう役立てていくのか、県の姿勢をお伺いします。

②評価側の人材育成について。

評価は、対象者が利用する介護・福祉施設の職員や、自宅を訪問する自治体のケースワーカーなど、事業の中心を担う人が話を聞き取り、「意欲」、「自己肯定感」、「対人関係」、「社会参加」、「相談」の5項目を、本人と一緒に一から読んで数値化するとされています。この評価することにより、対象者を追い詰めたり、望まない支援につながることを懸念されています。評価する側の早めの人材育成が必要と思いますが、人材育成についての見解をお伺いします。

（3）自殺対策について。

①コロナ禍における自殺者の現状と対策について。

2020年における自殺者は、前年比912人増の2

万1,081人で、11年ぶりに増加に転じました。

自殺者の原因や動機となる問題を、調査では、2020年、孤独感が前年比31.5%増の434人となっており、孤独・孤立による自殺が一昨年から昨年にかけて3割以上も増えていると言われております。

本県の自殺者の現状と対策をお伺いします。

②若者や子どもの自殺予防について。

全国では、小・中・高生の自殺が過去最多となっており、原因、動機では、うつ病などの精神疾患や進路の悩み、学業不振となっています。

長崎県内の自殺者は、2020年は最少の214人となっており、前年比13人減であります。

しかし、若者や子どもの人数は横ばいであり、減少していない状況です。割合にすると増えているという状況になります。子どもたちのSOSを早期に把握し、対応することが必要と考えます。

県の若者や子どもの自殺対策について、お伺いします。

これ以降の質問は、対面演壇席から行います。

以上、よろしくお願いいたします。

○副議長（松本洋介君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君） まず、私から、コロナ禍で深刻化する孤独・孤立問題の取組について、お答えいたします。

まず、相談窓口につきまして、現状をどのように考えているのかとのご質問でございます。

孤独・孤立による悩みや不安を抱えている方々に対しましては、自殺防止や生活困窮者への支援、ひきこもり支援など、悩みに応じて専門的な機関において相談対応を行っております。

県では、適切な相談窓口を案内できるよう、孤独・孤立の悩みに関する相談窓口を整理した一覧を県のホームページに掲載して、様々な相

談に対応できるよう、県の関係部局とも連携体制を構築しております。

また、住民により身近な市町におきまして相談体制を充実することが重要であると考えており、本年5月には、「孤独・孤立対策県・市町連携会議」を開催し、市町との連携体制を整備したところでございます。

引き続き、国、県及び市町が連携して必要な支援につなげるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、貧困対策につきまして、生活福祉資金の貸付後における自立、生活再建の後押しについてのご質問でございます。

現在、生活福祉資金の特例貸付につきましては、5月末現在で、延べ1万7,341件、約63億円となっております。

そのうち、債務が大きくなる場合は、就労や生活状況等の改善を目的として、自立相談支援機関による支援が貸付の要件とされ、市町社会福祉協議会、福祉事務所と情報を共有し、生活再建のための支援を行うこととなっております。

今後とも、生活に困窮する方々に対しまして、関係機関が連携して、切れ目のない支援を実施してまいりたいと考えております。

次に、高齢者対策につきまして、コロナ禍における高齢者に対する孤独・孤立対策の県の取組についてのお尋ねでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、高齢者が孤立することを防ぐため、市町におきましては、民生委員や地域包括支援センター職員などが、個別訪問や電話による見守りを実施しているところでございます。

県といたしましては、高齢者の心身の健康を保つためには、家族や友人をはじめ、近隣住民との交流や、助けあいが大切であると考えてお

りまして、引き続き、こうした訪問等の活動を行っていただくよう、市町へ働きかけてまいりたいと考えております。

次に、つながり指標につきまして、どのような指標として、どう役立てていくのかとのお尋ねでございます。

本年4月、住民の複雑化、複合した支援ニーズに市町が包括的に対応するため、高齢、障害、生活困窮等の分野の支援機関が協働して支援に当たる重層的支援体制整備事業が創設されました。

つながり指標は、この事業におきまして、支援対象者の意欲や社会参加の状況、相談機関とのつながりなどについて確認し、支援がしっかり行き届いているかを評価するものでございます。

評価を通じまして、支援の質を向上させるとともに、課題や成果を把握することで、市町における包括的な支援体制構築の推進につながるものと考えております。

また、評価するためには、専門的な人材の評価が適切と考えるが、どのように育成していくのかとのお尋ねでございます。

つながり指標を活用する重層的支援体制整備事業につきましては、今後の本格的な実施に向けて、複数の市町におきまして取組がはじまっているところでございます。

今年度におきましては、国が都道府県に職員を派遣して、自治体や支援機関向けの研修を行う予定であり、この機会を活用するとともに、県としても先進事例の情報提供や意見交換会を開催し、支援者のスキルアップを図ってまいりたいと考えております。

○副議長（松本洋介君） 知事。

○知事（中村法道君） 本県の自殺の現状と対策

についてのお尋ねであります。

コロナ禍において、全国では、令和2年の自殺者数が増加している中、本県の自殺者数は前年より13人減少し、214人となっております。

また、その内訳を見ても、女性や子どもの自殺者数の増加など、全国統計が示すような特徴は見られないところであります。

しかしながら、コロナ禍の影響が長期化する中で、今後、本県でも自殺者数の増加が懸念されるところであり、自殺防止対策のさらなる充実・強化が必要であると考えているところであります。

このため、昨年8月、「長崎こども・女性・障害者支援センター」に、心のケアの相談員を増員したほか、社会福祉法人「いのちの電話」をはじめ、民間団体が実施する相談事業への追加支援を行っております。

このほか、本年3月の自殺予防月間には、弁護士や臨床心理士による「くらしとこころの総合相談」を開催したところであり、今年度も7月以降、2か月に1回開催するなど、相談支援体制の強化を図ることとしております。

また、本年4月には、孤独・孤立対策として、庁内担当部局による対策会議を開催し、情報共有や連携体制の確保を図るとともに、各市町に対しても相談支援体制の整備をお願いしたところであります。

今後も、医療、教育、商工団体、警察等で構成する自殺対策連絡協議会等において、関係機関と連携しながら、孤独・孤立、そして、自殺防止対策に力を注いでまいりたいと考えております。

○副議長（松本洋介君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君） 子どもに対する自殺予防対策の取組についてのお尋ねでござい

ます。

県では、悩みを抱えている若者を対象に、ホームページでサポートサイトを開設し、様々な悩みの解決に役立つ情報を提供しており、昨年度のアクセス数は1,331件と、前年度の2.3倍増となっております。

また、ポケットサイズの冊子を、若者向けと全世帯向けに作成し、大学、商工会、企業等に配布するほか、保健所や「長崎こども・女性・障害者支援センター」が大学や高校に出向き、自殺の予防教育を実施するなど、若者への啓発活動に取り組んでいるところでございます。

今後は、SNSを通じて相談できるよう、先行事例を参考にしながら検討していきたいと考えております。

○副議長（松本洋介君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（平田修三君） 子どもの自殺予防対策につきまして、県教育委員会の取組でございまして。

県教育委員会では、専門的知見を有する臨床心理士を講師とした自殺予防研修会などを毎年実施し、教職員の資質向上を図っております。

また、自殺予防教育教材「晴れないところに気づいたら」という教材を利用しまして、児童・生徒が自分の心を見つめ直すとともに、自らSOSを出せるような実践的な教育も推進しております。

さらに、外部講師等による命を大切にする講話を通しまして、児童・生徒の自己肯定感を高めるとともに、スクールカウンセラー等や関係機関との連携による教育相談体制の強化を図っております。

また、夏休みなど、長期休業明けの時期につきましては、例年、別途通知を出しまして、児童・生徒の不安や悩みに対応する教育相談体制

の一層の充実を図っております。

今後も、日常的な観察や面談等を通して、子ども理解を深めるとともに、児童・生徒がSOSを出しやすい環境、あるいは、教職員が、子どもが出しているサインに気づくというような環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

○副議長（松本洋介君） 饗庭議員－5番。

○5番（饗庭敦子君） 答弁ありがとうございます。

それでは、再質問をさせていただきたいと思っております。

最初に、相談窓口のところなんですけれども、一覧を県のホームページに掲載しているというところで、ホームページを拝見させていただきましたが、相談したい内容を自分で考えながらクリックしていかないと到達しないというようなところもあったかと思っておりますので、そうではなく、相談したいけれど、どこの窓口がいいかわからないというような方に、ワンストップ窓口をつくっていただくことが必要じゃないかというふうに思います。縦割りではなく、どこからでも相談できるようなシステムの構築の考えがないか、お伺いします。

○副議長（松本洋介君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君） どのような悩みも相談できる窓口といたしましては、国が「よりそいホットライン」を設置しておりまして、電話やSNSなどで様々な相談に対応していることと承知しております。

県といたしましても、孤独・孤立に関する様々な悩みを抱えられている方が、解決につながるよう、相談窓口に円滑にたどり着けるように、引き続き関係者の意見もお伺いしながら、改善に努めてまいりたいと考えております。

○副議長（松本洋介君） 饗庭議員－5番。

○5番（饗庭敦子君） ぜひ、相談するには、かなりの勇気がいって相談をされると思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、貧困対策について、切れ目のない支援を行っていくということで、ぜひお願いしたいところでございます。

そして、今回、政府が、3月に、孤独・孤立問題や女性への支援を強化するということでは60億円の予算が確保されております。この予算は、この県内でどのように予算を使っておられるのか、お伺いします。

○副議長（松本洋介君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君） 本県の状況につきましては、現状、今、複数の市町におきまして、不安を抱える女性の相談窓口の設置等の事業を計画しておりまして、また、そういったものに関しまして様々なNPO法人等もご協力いただいているところでございます。

引き続き、NPO法人や市町とも連携を強化してまいりたいと考えております。

○副議長（松本洋介君） 饗庭議員－5番。

○5番（饗庭敦子君） ぜひ、NPO法人と連携を取って進めていただきたいと思います。

もう一点、このコロナ禍で、非正規労働者、中でも女性の生活困窮者が深刻さを増しているというふうに思います。

子どもの貧困は、女性の貧困をはじめとする現在の社会のひずみによってもたらされております。ひとり親世帯や、単身女性世帯への貧困対策をお伺いします。

また、先日は、「妊産婦医療費助成制度の創設に要する要望書」が提出されております。

その中で、妊娠から出産に至る間、精神不安や産後うつなどで孤独に感じる方が多く、妊産婦の孤独に対する支援策も求められていますが、

県の対策をお伺いします。

○副議長（松本洋介君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君） ひとり親世帯に関する支援につきましては、やはり非常に雇用問題との密接な関わりがあることから、そういった雇用の場での相談体制にしっかりと対応できるような連携体制を構築し、そういった方々が支援の輪から落ちないように、しっかりと支援してまいりたいと考えております。

○副議長（松本洋介君） こども政策局長。

○こども政策局長（田中紀久美君） 妊産婦の相談支援等につきましてでございますが、コロナウイルス感染症拡大の影響で、妊産婦が孤独や不安を感じやすくなっておりまして、安心して出産・子育てができるよう、寄り添った支援を行うということなど、妊産婦の方々に対して、特に、配慮をしていく必要があると考えております。

そのため、住民に身近な市町におきましては、妊娠期から切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」におきまして、関係機関からの情報や、本人からの相談により、妊産婦の状況を把握したうえで、電話や対面による相談支援を行うなど、妊産婦へのよりきめ細かな支援を行っているところでございます。

妊産婦の方々が、孤立化せず、必要な時に必要な相談支援を受けることができるよう、総合相談窓口としての「子育て世代包括支援センター」について、県としてもしっかりと周知を行ってまいりたいと考えております。

○副議長（松本洋介君） 饗庭議員－5番。

○5番（饗庭敦子君） ぜひ、皆さんが困らないようにしていただければというふうに思います。

つながり指標につきましては、これから取り組んでいかれることかというふうに思います。

れども、多くの市町で研修をしていただき、県としては、ぜひ積極的に支援していただき、この指標に基づき、対象者が望む孤独・孤立支援につなげていただきたいというふうに思います。

次に、自殺対策について、お伺いします。

若者や子どもの自殺対策につきましては、子どものSOSを把握することが大切だというふうに答弁をいただいたと思います。やはり日頃からの子どもとのコミュニケーションも重要だというふうに思います。

今、取り組んでおられる子どもたちの相談窓口、「スクールネット@伝えんば長崎」では、1年9か月で267件、そして、令和2年度は1か月平均11件、その中には1か月0件、1件というようなこともあり、相談窓口としての機能を果たしてないのではないか、子どもには寄り添ってないのではないかというふうに思います。

24時間、365日、子どもたちが相談したいと思う時に相談ができ、一方方向ではなく、返事が返ってくる双方向のSNS相談が必要だと思うんですけれども、今の相談窓口ではなく、双方向のSNSの相談窓口を設置する考えがないか、お伺いします。

○副議長（松本洋介君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（平田修三君） 県教育委員会では、相談の窓口としましては、電話、メール、SNSによる相談窓口を設置して総合的に取り組んでおります。

このうち、SNSにつきましては、日頃から活用しているコミュニケーションツールということもあって、生徒が気軽に相談できるということで、しかも24時間対応しておりますので、生徒がいつでも、どこからでも悩みを相談できる場として、これは活用されているというふうに認識しております。

双方向の話がございましたが、このSNS相談に関しましては、一旦悩みの相談等の打ち込みを、事務局というか、受け入れ体制の方で一旦預かって、それに対する対応を考えて答えるということで、今、ある意味、議員がおっしゃいました即応的に対応しているわけではないんですけれども、こういうことにつきましては、事柄が事柄だけに、対面で話していたり、あるいは電話で話していれば、相手がどう捉えているかということは聞き取りながら話ができるわけなんですけれども、SNSで答えを返した場合に、それを相手、子どもがどういうふうに理解したのか、あるいはこちらの意図どおりに理解していないかもしれないということは、その時瞬時にわかりませんので、これについては、そういう話の中で一旦受け止めて、その子どもの相談に対する対応を考えてから対応をとるという手法を今とっているというふうな話でございました。

ただ、いずれにしても、使いやすいような環境を整えるということは必要なことだろうと思っておりますので、今後とも、相談窓口の継続的な周知・啓発に努めますとともに、子どもたちにとって相談しやすいツールとなるような改善については、引き続き、図ってまいりたいというふうに考えております。

○副議長（松本洋介君） 饗庭議員－5番。

○5番（饗庭敦子君） このSNSに、なぜ子どもが相談するかというと、対面で大人に相談できないというような状況もあろうかというふうに思うんですね。だから、一旦もらったのを、次、一方方向なので、対面で会えればいいですけれども、匿名の場合は会えもしませんし、誰かわからないというような状況かと思います。緊急を要する場合もあろうかと思いますので、ぜひ双方向で考えていただければというふうに

思います。

大学生でもSNS相談を取り入れる方向で考えるということでございましたので、ぜひとも、この点も合わせてお願いしたいというふうに思います。

2、ジェンダー平等について。

（1）女性管理職について。

ジェンダーによる差別を解消し、個々の能力が活かされ、安全で安心して暮らせる社会をつくっていくことは世界共通の課題であり、SDGsの中で、2030年までに達成すべき17目標の5番目にジェンダー平等の実現が掲げられております。

「世界経済フォーラム」では、今年の3月に発表したジェンダーギャップ指数は、156か国中120位と、前回と比べてほぼ横ばいです。政治分野が最も低い状況でございます。経済分野におきましても、管理職の女性の割合が14.7%と低い状況です。

ジェンダー平等の実現に向けて、日本一を目指して、2階級特進など、女性職員の部長級、課長級への思い切った登用をしてはどうか、知事、教育委員会教育長の見解をお伺いします。

（2）ハラスメントについて。

①就活セクハラについて。

就活活動やインターンシップでセクハラ被害に遭った人が、4人に1人と調査でわかっております。その中で、インターンシップで被害に遭いやすいという傾向ですが、県の実態をお伺いします。

②パワハラについて。

これまでも一般質問をさせていただきましたが、パワハラが原因で自殺に追い込まれる方もいらっしゃいます。まだまだ、日常の中でパワハラが見逃されているのではないかと。

佐世保の前回の事案でも、月200時間を超える長時間労働があったと報道されています。長時間労働が常態化しやすい県警の職場環境の中では、気づいても言い出せない雰囲気があるのではないかと感じております。

昨年質問した後の対策として、県警では、意見箱、ハラスメント防止研修実施など、積極的に取り組むとのことでしたが、その取り組んだ対策の効果と今後の取組状況を伺います。

また、県の中でのハラスメントの取組もお伺いします。

○副議長（松本洋介君） 知事。

○知事（中村法道君） もっと思い切った女性管理職の登用が必要ではないかとお尋ねであります。

女性職員については、過去において、結婚や出産を機に退職される方々が多く、年代が上がるにつれて構成割合が低くなる状況にあり、また、管理職登用に向けたキャリア形成が十分でなかったこともあり、管理職への登用に不安を抱く方々も多い状況でありました。

こうした状況を改善し、女性の活躍を推進するため、仕事と家庭の両立支援に向けた働きやすい環境づくりや、若い頃から多様な経験ができるような人事配置など、女性職員の計画的な人材育成に取り組み、徐々に各年代における女性職員の割合と、管理職に占める女性職員の割合を共に高めてきたところであります。

現在の管理職員に占める女性職員の割合は14.5%で、これは50代の女性職員の割合とほぼ同程度まで引き上げてきているところであります。

さらに、今後5年間で、国の目標が14%台で据え置かれている中、本県においては、5年後の50代の女性職員の割合と同じ20%まで引き

上げること目標に掲げており、その実現に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

○副議長（松本洋介君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（平田修三君） 県教育委員会におきます令和3年4月1日時点での管理職に占める女性職員の割合は、特定事業主行動計画において目標としておりました16%に對しまして、この5年間で3.1ポイントは増加しておりますものの、11.9%にとどまっております。

本県学校教育の充実・発展には、意欲や能力のある女性教職員の管理職としての活躍が必要であり、教員の男女構成比から見ましても、女性管理職の割合を高めていかなければならないというふうに考えております。

そのため、現在、特に、登用が進んでおりません小・中学校におきましては、家庭の状況等に合わせまして、管理職への昇任時期への配慮であるとか、転居を伴う人事異動への配慮など、大きな制度の見直しをこれまでも行っております。

さらに、校務のICT化やスクールサポートスタッフの導入など、教頭職の業務軽減を含めました職場環境を改善する取組を市町教育委員会と連携して推進しているところでございます。

今後も、女性教職員の登用に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○副議長（松本洋介君） 産業労働部政策監。

○産業労働部政策監（村田 誠君） 就活セクハラの県内におけるインターンシップにおける実態を把握しているかとお尋ねでございますけれども、県では、大学生の県内就職支援を行う中で、県内大学と様々な意見交換を行っており、就活セクハラの事例があることをお聞きしたことがあります、インターンシップを含めまし

て、全体像については把握ができておりません。

このため、大学や労働相談を実施する労働局とも連携を図りながら、実態の把握に努めてまいりたいと考えております。

○副議長（松本洋介君） 警察本部長。

○警察本部長（早川智之君） ハラスメント防止対策と今後の取組について、お答えをいたします。

ハラスメントを防止するためには、幹部の意識改革のほか、職員が気がねなく報告・相談できる職場環境を構築することが重要であると認識しております。

県警察におきましては、本年の運営指針に「活力に満ちた魅力ある職場環境の創出」を明記し、この運営指針に基づき、職場環境の改善のための様々な取組を進めているところであります。

具体的には、令和3年春の組織改正におきまして、警察本部警務課にハラスメント防止対策等を推進する「政策調整官」を設置し、指導体制を強化いたしました。

また、人事異動後間もない本年5月を「ハラスメント防止対策強化月間」に設定し、本部の部長など幹部が警察署を巡回して、署幹部への指導や職員と現状について意見交換を行うなどの取組を推進してまいりました。

さらには、令和元年から定期的にハラスメントに関する匿名のアンケートを実施しているところであり、これに加え、昨年10月からは、ハラスメントや業務改善に関しまして、匿名でいつでも意見を投稿することができる「長崎県警察職員意見箱」を設置しているところであります。

なお、勤務時間の管理につきましても、県警察においては、現在、職員が在庁時間などを自己申告しておりますが、この自己申告を正確に

記載するよう、また、幹部には、職員に対して正確に記載をさせるよう、改めて指導を徹底しているところであります。

こうした取組を、今後とも継続的に実施し、職場環境の改善が進んでいるかなどについて、不断に職員の意見を聞くなどし、状況を注視し、対策の効果が得られるよう努めてまいりたいと考えております。

○副議長（松本洋介君） 総務部長。

○総務部長（大田 圭君） 県におけるパワハラへの取組ということでお尋ねをいただいております。

県では、職員のハラスメントに関しまして、県庁内部の相談窓口ですとか、弁護士による外部相談窓口を設置いたしまして、相談体制を整備しているほか、全職員を対象といたしました「ハラスメントの実態調査」を実施しまして、実態の把握に努めております。

また、パワーハラスメントの防止に向けまして、「ハラスメント防止等に関する要綱」を制定するとともに、新任の係長、課長補佐、課長といった役職段階毎の職員研修の実施ですとか、全職員を対象に毎年実施をしております「コンプライアンスチェックシート」、こういったものを通じまして、職員の意識啓発に取り組んでいるという状況でございます。

さらに、職場内のミーティングの励行ですとか、管理職自らの姿勢や行動を振り返って確認する、「活気あふれる職場環境づくりのためのチェックシート」の実施など、風通しのよい職場環境づくりに力を注いでいるところであります。引き続き、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○副議長（松本洋介君） 饗庭議員－5番。

○5番（饗庭敦子君） 答弁ありがとうございます。

した。

女性管理職におきましては、ぜひ思い切った改革をしていただけると、知事から答弁をいただきましたんですけども、なかなかそうもならないみたいですけれども、やはり女性を増やすという視点で、ジェンダー平等ということでクオータ制なども考えていただけたらというふうに思っております。

ハラスメントに関しましては再質問をと思っておりましたが、ちょっと時間がなくなってまいりましたので、ハラスメントに関しましては具体的に取り組んでいただき、より効果のある方法をしていただければと思います。

次に移りますが、今後の答弁は簡潔にお願いできればというふうに思います。

3、教育行政について。

（1）性暴力について。

①教員の性暴力の実態と対策は。

過去のわいせつ行為を理由に教員の免許再交付を拒めるようにする「児童生徒性暴力防止法」が、今国会で成立しました。

都道府県の教育委員会が免許再交付の可否が判断できるようになり、教育委員会の判断がとても重要となります。

児童・生徒はもちろんですが、元教員の将来にも大きな影響が及ぶ判断になります。

また、教員に限らず、子どもに関わる仕事に就く人に、性犯罪歴がないことを示す公的証明書の提出を義務づける制度の創設は先送りになりましたが、「子どもに関わる仕事には就いてほしくない」という声を多く聞きます。

被害者を今後も生まないことがとても重要だというふうに考えます。

教員の性暴力の実態と対策をお伺いします。

②性暴力を受けた児童・生徒の支援へについ

て。

性暴力は、子どもたちの心身を深く傷つけます。そして、被害を受けた側が、被害だと思えるまでに時間がかかります。これは恋愛なのかかもしれない、実は強制されているのに強制じゃないと思い、自責感をものすごく強く感じる人が多いです。

このような子どもたちが、言葉を発することが大事なんですけれども、なかなか相談できない状況にあります。

子どもたちが相談しやすい環境を整えるなど、被害者の早期発見と解明を、より徹底することが求められますが、被害者への支援をお伺いします。

（2）学校の校則について。

学校の校則につきまして、社会的な関心が高まり、いわゆるブラック校則と呼ばれる人権侵害にも近い理不尽な校則の見直しが進んでおりますが、長崎県教委では、各学校に校則の見直しを求める通知を出しているとのことですが、その結果をお伺いします。

○副議長（松本洋介君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（平田修三君） 教員の性暴力の実態と対策はということでございます。

過去10年間におけるわいせつ事案の懲戒処分件数は、平成25年度と令和2年度はゼロでしたが、令和元年度は3件、そのほかの年度では1件から2件で推移しており、10年間の合計で14件となっております。

わいせつ行為の根絶に向けた取組としまして、平成30年度に懲戒処分基準の見直しを行い、特に、児童・生徒に対するわいせつ行為につきましては、懲戒免職処分にすることを明示しております。

また、今年3月には、全ての教職員に配布し

ております「コンプライアンスハンドブック」を、わいせつ行為等がもたらす結果や責任の重さを自覚させる内容に改訂し、全ての学校において、これに基づいた研修の実施を指示しております。

さらに、今年度から、県立学校の児童・生徒を対象に、セクハラに関するアンケート調査を実施することにしております。被害を早期に把握し、相談につなげる体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

今後とも、わいせつ行為の根絶に向けて、学校一丸となって取り組んでまいります。

次に、性暴力を受けた児童・生徒への支援についてでございます。

県教育委員会としましては、性暴力を受けた児童・生徒に対し、被害者支援の視点から、被害児童・生徒の思いに寄り添った支援ができるよう、スクールカウンセラーの派遣などの体制を整えております。

また、本県が作成した「学校と関係機関との連携マニュアル」に基づき、学校が組織的に対応するよう指導しており、さらに、積極的に児童相談所や市町の福祉部局等の関係機関とも連携し、被害児童・生徒と保護者の心のケアに努めることも徹底しております。

今後とも、各種研修会で教職員の教育相談における資質向上を図りますとともに、日頃から関係機関との連携相談体制の構築を通して、児童・生徒の安全・安心な学校生活を守っていききたいというふうに考えております。

3点目に、校則の見直しの状況についてのご質問でございます。

本年度5月に、県内66の公立高校と171の国公立中学校を対象に、校則の見直しについてアンケート調査を実施いたしました。

その結果、令和3年3月以降に校則の見直しを実施した高校は30校、今後見直しを実施する予定の学校が23校となっております。

中学校については、校則の見直しを実施した学校が142校、今後見直しを実施する予定の学校が22校となっております。

なお、下着の色につきまして、白と指定しているということで3月に報告しておりました高校27校のうち、20校が見直しを実施し、今後、実施予定の学校が4校となっております。

中学校におきましても、白と指定していた学校数111校のうち、60校が見直しを実施し、今後実施予定の学校が44校となっております。

○副議長（松本洋介君） 饗庭議員－5番。

○5番（饗庭敦子君） わいせつ行為のところ、教員の性暴力と実態のところでお伺いします。

これまで14件ということでございまして、教員のわいせつ行為は、決して許せない行為だというふうに思います。

その中でも再犯率が高いと言われておりまして、保護者の方々も非常に心配されております。

過去にわいせつ行為が行われた中で、教員の免許の再交付がこの県内で行われているのか、お伺いします。

○副議長（松本洋介君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（平田修三君） 懲戒免職処分を受けた者については、所有する教員免許状も失効いたしますけれども、制度上、これまでは、失効後3年を経過すれば、再度免許状を受けることができ、授与権者であります教育委員会は、本人からの申請があれば免許状を授与することとなっている制度でございます。

今回、調査いたしましたところ、わいせつ行為により、本県で失効した者への授与2件を確認いたしております。

なお、県教育委員会といたしましては、この2名は任用しておりません。

○副議長（松本洋介君） 饗庭議員－5番。

○5番（饗庭敦子君） 県としては任用していないということですが、この2名の方が、今どのようなことをされているのか、把握できているのか、お伺いしたいと思います。

○副議長（松本洋介君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（平田修三君） 把握することはできません。

○副議長（松本洋介君） 饗庭議員－5番。

○5番（饗庭敦子君） 今後は、法律によって定められた中で判断をすることになるかというふうに思いますので、そもそも、わいせつ行為に至らないようにしていただきたいというふうに思います。

性暴力を受けた児童・生徒への支援の中で、やはり何ですかね、相談を受けた時に二次被害みたいなことが起こることがあるんですけども、その二次被害への防止はどのようにしておられるのか、お伺いします。

○副議長（松本洋介君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（平田修三君） 教職員にしましては、児童・生徒が性被害を訴えてきた際に、安心して相談できる場の設定や、聞き取り等の留意点、被害に起因して生じる様々な反応を理解するなど、適切な対応について、各種研修会を通して資質向上を図っております。

さらに、相談を受けた教員が、一人で抱え込むことなく、管理職への報告による組織的な対応や、外部機関等と連携しながら支援することの重要性を周知しているところであります。

このことにつきましては、校長会や生徒指導主事会等でも繰り返し徹底してまいります。

また、被害児童・生徒や、その保護者の方が、

学校外の関係機関での支援を希望するケースにつきましては、警察や児童相談所、犯罪被害者支援センター等と連携しまして支援することといたしております。

○副議長（松本洋介君） 饗庭議員－5番。

○5番（饗庭敦子君） ぜひ、子どもたちの支援をお願いしたいと思います。

最後に、学校の校則についてですけれども、先ほど下着の色の白の指定は27校あって、20校が改善して、4校が今後検討ということですが、あとの3校はそのままということなのか。そのままであれば、指導が必要かと思いますが、県の考えをお伺いします。

○副議長（松本洋介君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（平田修三君） その校則が必要なのかどうかということにつきましては、校則全般の見直しについて、見直しを行うように3月に通知しております。

その後、6月に、今度は文部科学省の方から、同様に校則の内容の必要性でありますとかを再度検討するよという改めての通知が文部科学省からも出されております。

こういうことを踏まえまして、学校におきましては、継続して校則の見直しについては取り組んでいかなければならないというふうに考えております。

そういう通知でありますとか、現在の校則の規定の状況、ほかの高校の状況等も情報提供しながら、校則の見直し全般についての見直しについても含めて促してまいりたいというふうに考えております。

○副議長（松本洋介君） 饗庭議員－5番。

○5番（饗庭敦子君） 下着の色が白に指定されているということは、人権侵害につながるんじゃないかというようなお話もずっとあった

かと思うんですけれども、そこに対する今後の指導はしないのかという、その点だけお伺いします。

○副議長（松本洋介君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（平田修三君） 下着の色を指定することそのものが不適切かどうかという判断を私どもがしているわけではございません。そういう校則を定めることの必要性につきましては、最終的には、学校の運営責任者であります校長の責任であるということについては、これは先ほども言いましたが、文部科学省等の通知の中でも明記をされております。私どももそう考えております。

ただし、その考え方については、引き続き、学校と話をしていく必要があるだろうと、学校が主体的に見直していただきたいという考えでございます。

○副議長（松本洋介君） 饗庭議員－5番。

○5番（饗庭敦子君） 校則につきましては、今後、子どもさんの意見とかも聞きながら、ぜひ今の時代に合った校則にしていきたいというふうに思います。

4、PCR検査とワクチン接種等の新型コロナウイルス対策について。

（1）PCR検査について。

①PCR検査の現状と課題。

東京大学の特別教授らの研究グループが、「新規感染症の見逃し率はPCR検査を徹底し、隔離すればかなり抑えられる。結果的には、実行再生産数を効果的に抑えることも可能」と発表され、無症状者の感染を見つけ、発症2日前から他人に感染させるという事態を防ぐことが重要であると改めて確認されております。

PCR検査を増やすことで、クラスター発生の予防につなげていくことが大事だと思っており

ます。

県では、1日の検査数が5,400件になるよう、今後取り組んでいくということですが、現状と課題をお伺いします。

②誰もが無料でPCR検査を受けられる広島方式について。

広島県では、県内5か所に設置したPCRセンターで、県内の居住者と就業者であれば、何回でも無料で検査できる体制を整備されています。さらに、無症状が多い20代と30代には、薬局で検査キットが受け取れる仕組みもつくったとのことでございます。

時短要請などにかかる費用は約1,500億円、一方、検査コストは一人当たり2,000円で、PCR検査費用は、けた違いに小さいのに高い効果が期待されると報道されています。

これに対し本県では、発熱など症状があり、保健所や医師が必要と認めた方は対象となりますが、それ以外の方々は、幾ら健康面で不安を抱えていても、コロナに感染しているか否かを確認するためには、自己負担による自費検査を受けざるを得ない環境にあります。

誰もが検査を受けられる体制が、県民の不安払拭につながる取組であり、ある意味県民サービスへの向上につながるとも考えられます。

長崎県で実施する考えがないか、知事の見解をお伺いします。

③PCR検査への移動手段について。

新型コロナウイルス感染症の疑いのある場合、PCR検査では、公共交通機関は利用しないように、タクシーも使わないようにと言われますが、ご家族が一緒にいらっしゃるというのですけれども、誰もいない場合は、本人が運転して行かないといけないという状況になります。しかしながら、37.5度を超える発熱をしている人は、運

転して行くことは大変危険だというふうに思います。移動手段がなくて困っている方の対策として、何か県が行う必要があるのではないかとと思いますが、県の認識をお伺いします。

(2) ワクチン接種について。

①64歳以下のワクチン接種について。

これまでも、一般質問の中でいろいろ議論されておりますが、毎日、この接種に関してはいろんな情報があり、変化が目まぐるしく、県民の皆さんが十分に情報が共有されているのか、心配でございます。

前回の一般質問で、県は、11月末までに、全て希望する方は終了するというところでございましたけれども、最近、また職場接種のワクチンが確保できるのかどうかというような報道もされておりますが、本当に11月末で終了できる予定なのか、お伺いします。

併せて、64歳以下の人こそ、大規模接種会場で行ってほしいという考えもございしますが、県の考えをお伺いします。

もう一つ、併せて、職場接種の中では、中小企業を取り残さないための対策が必要ではないかと思いますが、その考えをお伺いします。

②ワクチン休暇について。

ワクチン休暇は、県庁ではこれからも実施されるというふうにお話をお聞きしました。ほかの県内事業所で働く方も、同じ長崎県民として、同じようにワクチン休暇が取れることが必要だと思いますが、県の考えをお伺いします。

③ワクチン関連事業での雇用創出。

現在、コロナ禍により、非正規の方が解雇されたり、退職された方が増えておりますが、ワクチン関連事業の中で雇用創出につなげていく考えはないか、お伺いします。

(3) 情報公開について。

①クラスター発生時の公表方法について。

クラスター発生時の公表が、企業や事業所や医療機関が、それぞれの状況で、名前が公表されたり、非公表であったりします。非公表の場合には、県民の間で、うわさや憶測により誤った情報が伝わるのが懸念されます。また、不公平感も生み出すのではないかと危惧されます。

県として、責任を持って、事業所が公表か非公表か迷わないように、県民の皆さんが知りたい情報公開をすることが必要だと思いますが、県の考えをお伺いします。

②誹謗中傷対策を講じた情報公開。

いつ、誰が感染してもおかしくない、そういうふうに言われておりますが、なぜか当事者を攻撃するような行為がいまだに起こっていて、とても残念に思います。感染対策を十分にとっているにもかかわらず感染するという本当に怖い感染症だというふうに思います。

こうした誹謗中傷、風評被害に対しては、被害に応じた対策が不可欠であり、それと併せて新規感染者に関する情報公開の在り方についても見直すべきではないかと考えております。

コロナ禍から1年以上経過した中、同じ公開方法でいいのか。ぜひとも、誹謗中傷がなくなるような情報公開をお願いしたいと思いますが、県の考えをお伺いします。

(4) コロナ患者について

①コロナ患者の投票。

自宅や宿泊室で療養するコロナ患者には、郵便投票を認める特例法案が成立されました。

投票機会確保に歓迎する声がある一方、患者になりすました不正投票を懸念する声もあります。県の不正防止策を伺います。

併せて、ひとり暮らしの方の自宅療養者のポストへの投函方法も伺います。

②コロナ患者の災害時の避難。

これからの季節、集中豪雨や台風、大雨による災害が心配されます。

災害は、いつ発生するかわかりませんので、今、平時のうちに対策を取る必要があると思いますが、自宅療養中のコロナ患者の避難対策について、お伺いします。

市町との連携が十分か、お伺いします。

○副議長（松本洋介君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君） PCR検査体制につきまして、現状の課題についてのお尋ねでございます。

県といたしましては、感染の疑いのある方や、または濃厚接触者など、検査を必要とされる方が、県内どこに住んでいても検査が受けられるように、医療機関等への検査機器の導入を推進することが重要と考えておりました、引き続き、医療機関、検査機関のニーズを踏まえて検査体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

○副議長（松本洋介君） 知事。

○知事（中村法道君） 誰でもが無料で検査を受けられるような体制を整備すべきではないかとお尋ねであります。

新型コロナウイルス感染症は、その性質上、感染初期には、検査を実施してもウイルスが検知されず、陰性の結果になることがあり、一方、検査時に感染していなくても、検査後に新たに感染する可能性もありますことから、不安等解消のために、いつでも、誰に対しても、行政が公費を用いて無料で検査を実施することは、これを行っていないところであります。

本県では、発熱患者や感染が疑われる方々など、検査が必要な方への迅速な検査、保健所による積極的な疫学調査で感染の可能性がある方を幅広く接触者として実施する行政検査、医療

機関への入院時、施設への入所時での検査、あるいは高齢者施設や障害者施設の従事者等への一斉・定期的な検査など、感染者を早期に発見し、感染拡大を防止するために必要な検査の実施に力を注いでまいりたいと考えているところでもあります。

○副議長（松本洋介君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君） PCRの検査につきまして、検査場所までの移動手段について何らかの対策が必要ではないかとお尋ねでございます。

県といたしましては、県内に371の診療・検査機関を指定して、各地域で受診・検査ができる体制整備に努めているところでございますが、検査対象者は多数に上るため、近くに医療機関がなく、やむを得ず公共交通機関を利用する場合には、マスクを着用して、できる限り人との距離を取り、車内の窓を開けて換気するなど、感染対策を講じたうえで利用いただくようお願いをしているところでございます。

次に、ワクチン接種につきまして、職域の対象とならない中小企業の従事者への対応についてのお尋ねでございます。

県におきましても、業種毎に庁内の関係部局を窓口といたしまして、企業や団体からの相談に応じております。中小企業等で接種を希望される場合には、商工会議所等とも連携いたしまして、企業の大規模接種の一部として実施できないか調整するなど、できるだけ機会の確保に努めてまいりたいと考えております。

また、64歳以下の接種を終える見込みでございます。現時点における市町の接種計画によりますと、一部の市町で11月末になることが見込まれておりますが、県でも早期に完了できるよう、市町の進捗状況を十分に把握しながら、大

規模接種会場の有効活用も含めて必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、ワクチン休暇についてのお尋ねでございます。

感染の流行を防ぐ効果が期待される集団免疫の獲得には、より多くの方にワクチンを接種していただくことが重要であると考えております。

国は、日本経済団体連合会に対しまして、働く人が接種しやすい環境を整えるために、ワクチン休暇を導入することなどを検討してほしいと要請しておりまして、県におきましても、県内経済団体等へ要請してまいりたいと考えております。

また、ワクチン関連事業での雇用創出についてのお尋ねでございます。

例えば、県で設置しております「県新型コロナワクチン接種センター」におきましては、運営を委託しておりまして、会場スタッフなどとして長崎会場で99人、県北会場で34人の新たな雇用を行っております。

今後とも、ワクチンに関連する新たな事業が発生する場合には、できるだけ新たな雇用を確保する観点も踏まえながら、業務の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、クラスター発生時の公表方法につきましてのお尋ねでございます。

新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生した場所の公表につきましては、国の公表基準では、感染者に接触した可能性のある者を把握できていない場合に、不特定多数と接する場所の名称を公表するものとされており、県といたしましても、その基準に基づいて、関係者の理解も得ながら対応しているところでございます。

次に、誹謗中傷対策を講じた情報公開の在り

方についてのお尋ねでございます。

県の対応といたしましては、国の基準に基づいて、感染症のまん延防止のために必要な範囲について、行動歴等を公表することとしておりますが、発生の地域、日時が限定され、年代、性別、職業を公表することによって、個人の特定につながるおそれがある場合には、個別の事情により公表を差し控える場合がございます。

県といたしましては、個人情報の保護に留意しながら、感染症のまん延防止のために必要な情報の公開に努めてまいりたいと考えております。

○副議長（松本洋介君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（茸本昭晴君） 「特例郵便等投票」における不正投票の防止対策とひとり暮らしの自宅療養者のポスト投函についての対応はとのお尋ねですが、このいわゆる「特例郵便等投票」においては、投票用紙等の請求書、投票用紙及び投票用封筒への記載に際し、本人自ら記載し、署名することを義務づけているほか、請求書には、保健所等から交付された外出自粛要請等の書面を添付する必要があります。

加えて、なりすましによる詐偽投票等について罰則が定められておりますことから、市町選挙管理委員会等と連携し、選挙人への周知を徹底することによって、不正の防止を図ってまいりたいと考えております。

また、自宅療養者が特例郵便等投票を行う場合におきましては、同居の家族等が郵便ポストに封筒を投函する必要がありますが、独居の自宅療養者に対しては、何らかの援助が必要と考えられますので、今後、市町選挙管理委員会等と対応を協議してまいりたいと考えております。

○副議長（松本洋介君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君） 新型コロナウイルス感染症の自宅療養者の避難につきましては、感染拡大防止の観点から、保健所において避難の支援を行うこととしております。

市町から高齢者等避難が発令された場合には、保健所が速やかに圏域内にお住いの…。

○副議長（松本洋介君） 時間です。

これより、しばらく休憩いたします。

会議は、11時15分から再開いたします。

— 午前11時 1分 休憩 —

— 午前11時15分 再開 —

○議長（瀬川光之君） 会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

北村議員—9番。

○9番（北村貴寿君）（拍手）【登壇】 皆様、こんにちは。

大村市選出、自由民主党、政治をイノベーション、北村貴寿でございます。

前回の2月定例会に引き続き、5回目の登壇となりました。会派の皆様のご配慮に心から感謝をいたします。

また、昨今ではワクチン接種も進んでおりまして、ほのかに希望の光が見えてきたような気がします。今回も長崎県民の皆様とともに、英知と勇気と情熱を持って明るい豊かな社会を築き上げよう、そのような1時間にしたいと存じます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

1、防災行政について。

(1) コロナ禍における避難所運営について。

先般、「災害対策基本法」の一部を改正する法律が施行され、避難勧告は、避難指示に一本化されました。これまで取り沙汰されてきた避難勧告の空振りはありませんが、今後は、避難勧告のタイミングで全員が避難することとな

ります。

去年は、コロナ禍の中で豪雨災害が発生し、多くの避難所で混乱が発生したと存じます。感染対策のために収容人数が制限され、避難所に行っても入れない、どこが空いているのか、わからない、そのような声を多数いただきました。

本県の感染状況は落ち着きつつあるものの、コロナ禍における避難所運営には様々な課題があります。今年も災害のリスクが高まる出水期が迫っております。

県は、それらの対策にどのように取り組むのか、答弁を求めます。

2、県民生活環境行政について。

（1）ながさきコロナ対策飲食店認証制度について。

コロナ禍の影響が長期化し、飲食店事業者は経営悪化に苦しんでおります。県内でも、地域によっては時短要請の有無が異なったため、協力金の支給が得られず、地域の事業者からは不満の声も挙がっています。

そのような中、県は、「ながさきコロナ対策飲食店認証制度」を開始されました。飲食店の皆様に県民や来県者が安心して利用できるお店づくりを進めていただき、感染防止に取り組むお店として認証することで、経済の早期回復と持続性の向上を目的とする制度とのことです。必ずしも、この制度を歓迎する声ばかりではありません。営業不振が続くことにより、経営マインドが悪化している事業者も少なくなく、この制度について、認証が取れない店を選別して振るい落とすのかといった声もいただいているところ です。

実施要綱の第5条には、「認証基準に適合できない場合には指導等を行う」との記載がありますが、上から目線の指導ではなく、同じ高さ

の目線で、どうすれば適合できるのかという助言を行い、事業者の皆さんと安心できるお店づくりを一緒に進めていくという姿勢に徹すべきです。

また、第12条には、「感染症発生時の措置として、認証施設の従業員、または利用者のうちから感染症患者が発生した時は認証を一時停止する」とされております。

新型コロナウイルス感染症は、どんなに気をつけていても感染してしまうことがあることは周知の事実であります。いつ、どこで感染したかを確定するのはかなり難しいかと存じます。従業員や利用者が感染したからといって、その原因が店舗にあるとは限りません。認証停止や取消しについては、慎重のうえにも慎重に判断すべきです。

この認証制度は、決して飲食店事業者を選別するものではなく、飲食店、利用者、行政も一緒に感染対策に取り組み、経済を回復させようという制度本来のメッセージを強く発信する必要があるかと存じます。

そこで、現在の申請受付数や現地調査の状況等、制度の進捗状況について、お尋ねします。

加えて、マスク会食の呼びかけや発熱者の来店お断りなど、店舗側にとっては心理的なハードルが高い感染対策を必要とする場合もあります。

今後も、様々な課題が浮かび上がるかと存じますが、県は、この認証制度の普及にどのように取り組むのか、答弁を求めます。

3、福祉保健行政について。

（1）健康経営について。

健康でありたいという願いは、万人共通の願いであります。県は、この願いを実現しようと様々な施策を講じていることかと存じますが、

近年、それを会社ぐるみで実現しようという健康経営という考え方が広がっています。

健康経営とは、企業が従業員の健康に配慮することによって、経営面においても大きな成果が期待できるとの考え方に立ち、健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践することを意味しています。従業員の健康管理、健康づくりの推進は、生産性、創造性、企業イメージの向上等の効果が得られ、かつ、企業におけるリスクマネジメントとしても重要です。

そのような中で、県は、健康経営宣言事業に取り組まれていると存じます。この事業は、健康経営に取り組もうとする事業所に宣言を行っていただいた後、1年間の取組を評価し、優秀な事業所を「健康経営推進企業」として認定し、公表する事業であります。宣言を行う企業数に比べて、認定される企業数が3分の1程度にとどまっております。

県は、健康経営推進企業の認定数の向上に向けて、どのように取り組むのか答弁を求めます。

（2）介護職の離職防止対策とイメージアップについて。

これまで何度も訴えてきたように、介護人材の確保は非常に厳しい状況が続いています。3月に策定された第8期老人福祉計画・介護保険事業支援計画における2025年の介護職員不足数の推計は約2,000人とされました。依然として人手不足が見込まれるものの、処遇改善加算による給与の見直しや労働環境の改善に関する取組もあり、前期計画における3,000人が不足するという推計からは改善が見られます。

また、本県の介護職の離職率は減少傾向であり、令和元年度には約12%と、全国平均を下回る状況となりました。環境改善が図られ、離職も減りつつあると存じますが、介護の仕事は重

労働という先入観は根強く、多くの事業者は採用に苦慮しています。

そこで、介護職員の疲労軽減や腰痛予防のためのノーリフティングケアへの取組や、離職率が低く優良な介護事業所についての情報発信などで、介護職の環境改善が図られている状況をさらに周知することが効果的かと存じます。

県は、介護職の離職防止対策とイメージアップについて、どのように取り組むのか、答弁を求めます。

（3）ワクチン再接種費用の助成について。

先般、小学生の我が子が慢性活動性EBウイルス感染症という難病に冒され入院されている方のお話をお伺いしました。代われるものなら自分が代わってやりたい、そのような親心を吐露され、私も子を持つ親の一人として、胸が苦しくなりました。

この難病の治療法としては、骨髄移植がありますが、親族間でドナーが見つからず不安な日々を過ごされておられます。このような方々の不安を軽減することも、政治や行政の役割かと存じます。

本県は、今年度より「骨髄ドナー支援制度」を開始され、難病患者を取り巻く課題解決のために一歩前進されたことは高く評価しているところであります。

骨髄移植が患者に与える影響として、予防接種を通じて移植の前までに取得していた免疫力が失われた状態、いわゆる免疫不全に陥ることがあります。免疫不全になれば、子どもの頃から接種してきた予防接種を再度行う必要があります。

ところが、現在のところ、再接種にかかる費用は「予防接種法」の対象外とされており、保険適用外であるため、全額を患者が負担せざる

を得ない状況となっております。再接種にかかる費用は数十万円にも上り、患者やそのご家族にとって、大きな経済的負担となっております。

私がお話をお伺いした方は、ひとり親家庭であり、非正規雇用で収入も不安定である上、子どもの入院先が遠方で、経済的な負担も重く、非常にご苦勞をされていらっしゃると思います。そのような中で、再接種の公費助成を行う自治体が全国的に広がっています。

昨年2月定例会の一般質問で同様のお尋ねをしたところ、「全国で89の市区町村が公費助成を実施している」との答弁がありました。最新の調査では、全国1,724の自治体のうち、484の自治体が公費助成を開始し、県内においては、長崎市が本年度より助成制度を開始しております。都道府県レベルでは、大阪府や兵庫県、九州では、福岡県が再接種にかかる費用を助成しています。病床に伏せる県民の負担を軽減するために、本県においても同様の取組を実施すべきと考えますが、県の姿勢について、答弁を求めます。

4、スポーツの振興について。

(1) 東京2020オリンピック聖火リレーについて。

去る5月7日、8日の2日間、本県において聖火リレーが開催されました。コロナ禍における聖火リレーやオリンピック開催には、多様な意見があることと存じます。報道機関によっては、ともすれば否定的な意見ばかりがあるやに感じております。

ここで、ある県民によりいただいたメッセージの一部を紹介いたします。

「私は、離島の聖火ランナーに選ばれました。子どもたちや周りの人たちもすごく楽しみにしています。そんな中、島根県が聖火リレーを辞

退するというニュースを知りました。いろいろ問題はありますが、私も含め応募した人たち、選ばれた人たちは、すごく熱い思いを持って聖火リレーに臨もうとしています。その周りの人たちもすごく楽しみにしています。私は、そういう人たちに夢を与えることができればと思っています。

感染症に関しては、きちんと対策をすればいいのではないかと思います。だから、長崎県はそんなに簡単に辞退を考えないでほしい。もちろん、辞退を簡単な気持ちで決断したわけではないと思いますが、でも、私のような思いを持っている人がいることも伝えたいのです」。

ほどなく本県181名のランナーによって、次の佐賀県へと聖火が無事に引き継いでいただきました。

大村市においては、「私の祖父は、1964年に初開催された東京オリンピックの聖火ランナーを務めた」、「未熟児で生まれた私が元気に走れるのも親族のおかげ、感謝の気持ちを込めて走りたい」と語られた中学生や「難しい手術を何度も繰り返して元気になった。臓器移植に協力してくれたドナーに感謝を伝えるために走りたい」という方もいらっしゃいました。

ランナーの皆さんが熱い思いを胸に聖火をつないでいただいたことは、大変うれしく思っております。感染対策のため、当初の予定から内容を一部変更、制限をかけながらの実施でありましたが、県として、本県の聖火リレーをどう評価しているのか、答弁を求めます。

(2) パラリンピック聖火フェスティバルについて。

開催まで1か月を切ったオリンピックに話題が集中しておりますが、8月24日からは「東京2020パラリンピック」が開催されます。

本県出身で車椅子男子バスケットの鳥海連志選手及び川原 凜選手、卓球男子の浅野 俊選手など、出場が内定された選手の皆様に対してお祝いを申し上げますとともに、心から大会でのご活躍を祈念する次第であります。

パラリンピックは、障害を持つアスリートが出場できる世界最高峰の国際競技大会であるとともに、障害のある、なしにかかわらず、誰もがあらゆる社会活動に参加することのできる共生社会の実現に向けて、国民の理解を深めていただく絶好の機会であると存じます。

オリンピックの聖火リレーについては、先ほど申し上げたとおりですが、パラリンピックにおいては、各都道府県単位での聖火リレーは実施されず、東京へ聖火ランナーを送り出すイベントとして「聖火フェスティバル」を開催することになっております。

そこで、本県での聖火フェスティバルの実施内容、準備の状況等について、答弁を求めます。

（3）高総体について。

「令和3年度第73回長崎県高等学校総合体育大会」が6月5日から11日までの期間、予定どおりに実施され、大変うれしく思っております。

去年は、コロナ禍の影響により、大会史上初めての開催中止となりました。当時3年生だった生徒は、大変悔しく、やり場のない、切ない思いでいっぱいだったことと存じます。

昨年と同じコロナ禍において大会を開催するためには、高等学校体育連盟をはじめ、各競技団体や各学校による創意工夫が必要であり、今大会はそのような積み重ねの成果として、大会開催が成功したと存じます。

県は、大会の開催に当たり、どのような工夫や対策を講じたのか。また、どのような課題を見出し、コロナ禍におけるスポーツ教育につな

げていくのか、答弁を求めます。

5、農業振興について。

（1）花卉生産と消費拡大について。

大村市では、カーネーションや鉢物の生産が盛んであり、県内でも元気な花卉の生産地となっております。去年は、7月豪雨でカーネーションや観葉植物のハウスに甚大な被害が発生したほか、コロナ禍の拡大に伴って花卉の需要が低迷するなど、大きな危機に直面をいたしました。

しかしながら、地域の生産者が協力してハウスの復旧や営農再開、高品質な花卉の厳選出荷等に取り組み、努力を続けている生産者もいらっしゃいます。

本年行われた県花卉品評会では、大村市荒瀬町の開田浩幸さん出品のカーネーション「レージェ」が九州農政局長賞を受賞するなど、長崎県のカーネーション栽培を牽引しています。

意欲ある生産者を応援し、産出額の増加や産地の拡大を図るため、花卉の生産振興や販売、消費の拡大に取り組むべきと考えますが、県の取組について、答弁を求めます。

6、子どもの事故防止について。

（1）水難事故の防止対策について。

ゼロ歳から19歳までの子どもの死亡原因の第1位は不慮の事故であります。しかも、この50年間変わらずに交通事故、窒息、溺水などの不慮の事故で、毎年300人前後の子どもが命を落としています。幼い子どもが自ら事故を予防するのはほぼ不可能です。子どもたちを事故から守るのは、私たち大人の責務でもあります。

夏の時期に懸念されるのは、水難事故です。去年は、本県の高校生がダムに転落し溺死するという痛ましい事故が発生いたしました。ご親族の心中を思えば、胸が詰まる思いであります。

学校においては、様々な危機に臨機応変に対応したり、あらかじめ危機を回避する能力を育てるための安全教育や水難事故防止に対して様々な指導が行われていることと存じます。中でも、学校での水泳指導については、服を着たままプールに入る着衣水泳や落水時の対応、ライフジャケットの必要性など、命を守る能力を高める実践的な内容を強化すべきです。

県は、児童生徒の水難事故防止について、どのように取り組むのか、答弁を求めます。

（2）子どもの安全管理について。

大村市の認定NPO法人Love & Safetyおおむらは、2017年より大村市と合同で「教育・保育施設における子どもの安全管理士講座」を開催されております。講座のカリキュラムは、1年間で全10回、昨年度は19名が「子ども安全管理士」として認定され、これまで129名が受講、111名が資格を取得されました。本年度も既に64名が受講中とのことでした。

子ども安全管理士とは、吉川慎之助助記念基金が2015年に開設した資格認定講座です。この基金は、2012年愛媛県西条市において、幼稚園児が川遊びの最中に溺死した事故が発端となつてつくられ、子どもの命を守り育む社会を実現するために活動している団体です。

2019年には、日本財団の支援により、「子ども安全管理士講座教科書」が完成し、日本子ども安全学会の理事を中心に、自治体レベルでの取組として広がりつつあります。

このように様々な努力を続け、どんなに注意をしていても、思わぬ事故が起こる可能性は否定できません。

内閣府の発表によれば、2020年に全国で起きた保育事故は2,015件に上り、前年に比べ271件増加して、現在の集計方法となった2015年以降

で最多となりました。

コロナ禍も相まって、現場の保育士のご苦労は大変なものかと存じますが、県は、保育の現場において、子どもの安全管理にどう取り組むのか、答弁を求めます。

7、女性の活躍、キャリアアップについて。

男女平等の度合いを示す世界経済フォーラムの「ジェンダーギャップ指数」が、先般発表されましたが、日本は156か国中の120位と下位に低迷しております。

社会の持続可能性を高めるためには、性別に関係なく活躍できる社会を実現する必要があります。男女共同参画を進めるために、女性が活躍しやすい環境を整え、様々な課題解決に向けて、女性の視点が必要かと存じます。

女性活躍の状況を示す指標の一つに、管理職に占める女性の割合がありますが、県職員、教職員、警察が見本となって、積極的に女性職員を管理職に登用すべきです。

そこで、現在の状況と女性職員の管理職への登用に向けて、どのような対策を講じているか、お尋ねいたします。

また、本県の民間事業者における女性管理職の割合がどうなっているのか、登用を進めるために女性のキャリアアップについて、どのような取組を行っているのか、答弁を求めます。

8、特殊詐欺対策について。

報道によれば、長崎県警は、県内で特殊詐欺被害が相次いでいるとし、「危機的状況にあり、県民総ぐるみで重層的な取組を図る必要がある」と呼びかけております。

特殊詐欺の被害を防止するためには、県民一人ひとりの意識づけが重要であり、本県出身の有名人を活用するなど、様々な広報啓発活動を行っているかと存じます。

こうした広報啓発や報道を通じ、多くの県民は、特殊詐欺という犯罪があるということを認識しているものと存じますが、知っているにもかかわらず、依然として被害が発生する状況は、知識としては知っているが、これを行動に結びつけるための意識として定着していないのではないかと存じます。これ以上被害者を増やさないためにも、県民の意識の中に被害防止対策を定着させ、行動につなげていくための取組が必要かと存じます。

本県の特殊詐欺の発生状況や手口の特色、被害防止対策の進捗状況について、お尋ねします。

また、これまで以上の新たな取組も必要かと存じますが、長崎県警はどのように取り組むのか、答弁を求めます。

9、水陸機動団誘致について。

昨年9月定例会の一般質問において、陸上自衛隊水陸機動団の新編計画について、県は、誘致を実現するためにどのような取組を行うのかとただしたところ、知事は「今後も機会を捉えて要望を重ねていく」という答弁をなされました。

そして、先般、「仮称第3水陸機動連隊が600人規模で大村市竹松駐屯地に配備する方向で調整に入り、2024年に発足を目指す」との報道がなされたところであります。

知事はじめ、誘致実現に向けた関係各位のご努力が、この報道につながったのではないかと大変歓迎をしているところです。ただ、県内には、この配備について反対する声もあります。

ここで改めて、長崎県大村市への配備実現について、知事の決意をお伺いしたいと存じます。

以上で、壇上からの質問を終了し、再質問は対面演壇席から行います。知事及び執行部におかれては、県民の声に対し、簡潔明瞭、建設的

で積極的な答弁を求めます。

ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（瀬川光之君） 知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕 北村議員のご質問にお答えいたします。

水陸機動団1個連隊の配備についてのお尋ねであります。

現在、佐世保市の相浦駐屯地に水陸機動団本部及び2個連隊が配備されておりますが、島嶼防衛の任務は、多くの国境離島を有する本県にとって大変心強いものであり、国の安全保障上、重要な役割を担っていただいているところであります。

「中期防衛力整備計画」においては、1個連隊の新編が計画されており、県内への追加配備は、隊員の増加や関連施設の整備など、地域の活性化や経済波及効果をもたらすことが期待されることから、これまでも本県への追加配備を要望してきたところであります。

また、今月実施いたしました令和4年度政府施策要望においても、新たに重点項目として位置づけ、九州の西に位置することによる南西諸島有事の際の即応性や団本部及び2個連隊との指揮・統率が容易であるといった優位性を説明し、本県への配備を要望したところであります。

国からは、「まだ配備先は決定していない」との見解が示されているところでありますが、県といたしましては、今後とも、機会を捉えて国へ要望を行い、本県への配備実現を目指してまいりたいと考えているところであります。

そのほかのご質問につきましては、関係部局長からお答えをさせていただきます。

○議長（瀬川光之君） 危機管理監。

○危機管理監（多田浩之君） コロナ禍における避難所運営に関する対策の状況についてのお尋

ねでございます。

避難所の開設・運営は、市町の所管であります。避難所における感染拡大や感染を心配する住民の方が避難をちゅうちょすることが懸念されることから、避難所の定員数見直しや衛生管理の徹底、発熱等体調不良者の専用スペースの確保など、感染予防対策に取り組んでおられるものと承知しております。

県におきましては、「避難所開設・運営における新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト」の改訂を行い、自宅療養者及び濃厚接触者の避難について、県立保健所と市町が連携して対応することとし、避難先の考え方や確認事項などを追加いたしました。

また、避難所の混雑状況を可視化できるシステムを提供している民間事業者と協定を締結し、市町がこのシステムを利用することにより、住民が避難所の混雑状況を迅速に把握できる仕組みを設けました。

今後も、住民の皆様が安心して避難ができるよう市町と連携して避難所における感染対策に力を注いでまいります。

○議長（瀬川光之君） 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（貞方 学君） 私からは、第三者認証制度及び女性活躍について、3点お答えをさせていただきます。

まず、「ながさきコロナ対策飲食店認証制度」について、現在の申請受付数や現地調査の状況、制度の進捗状況についてのお尋ねでございますが、飲食店の認証制度につきましては、6月15日から申請受付を開始し、6月25日までに申請受付が140件、現地調査が10件となっており、このうち認証基準に適合していると認められる5店舗を認証したところでございます。

今後、申請のあった全ての店舗について、お

おむね12月までに認証を取得していただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、県は、制度認証の普及にどう取り組むのかとのお尋ねでございますが、認証制度の普及拡大については、ホームページや新聞、テレビ等を活用し、飲食店及び利用者双方を対象とした広報を実施するとともに、申請店舗のさらなる掘り起こしに向け、市町や関係団体とも連携し、きめ細やかな周知活動を行ってまいります。

また、飲食店に対しては、認証取得に必要な対策について助言を行うなど、引き続き丁寧な対応に留意するとともに、万が一、認証後に感染症が発生した場合には、関係部局と連携し、発生状況について慎重に確認のうえ、適切に対応してまいりたいと考えております。

今後とも、県民の安全・安心と県内経済の早期回復、持続的発展に向け、県民の皆様のご協力をいただきながら、県内飲食店や市町、関係団体と一体となって、認証制度の普及・拡大に取り組んでまいります。

次に、女性の活躍、キャリアアップについて、民間事業所における女性管理職の割合と登用を進めるために県として行っている取組はとのお尋ねでございます。

民間事業所における課長相当職に占める女性の割合は、令和2年度で27.3%となっており、平成27年度からの5年間で9.4ポイント向上いたしております。

県では、女性管理職登用に向け、平成27年度から「ながさき女性活躍推進会議」と連携して、女性中間管理職等を対象に、管理職としての基本的な考え方やチーム運営方法などを学ぶ管理職登用にに向けた「女性人材育成講座」を開催し、民間事業所等から多くの女性職員の方が受講さ

れております。

また、今年度から、県内において土木や研究職など幅広い分野で活躍する女性を情報誌等で紹介する職種ロールモデルプロモーションを実施しており、地元でも希望する職種で活躍することができるという意識、このような意識を醸成することにより、女性の県内就職を促進して、本県の女性活躍の裾野を広げることで、多様な分野での女性管理職の登用につなげてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君） 私から、4点お答えさせていただきます。

まず、健康経営推進企業の増加に向けて、どのように取り組んでいくのかとお尋ねでございます。

健康経営宣言事業所は、令和2年度末におきまして524社ありますが、健康経営推進企業として認定されているのは、令和元年度末までに宣言をした390社のうちの110社となっております。

認定に至らない主な理由は、健診受診率と保健指導利用率が基準を満たしていないことであるため、協会けんぽから個別に健診受診率向上のための具体的な取組提案を行うとともに、県といたしましても、優良事例の紹介を行うなどの支援を行い、認定される事業所の増加に努めてまいりたいと考えております。

次に、介護職の離職防止のため、ノーリフティングケアや優良な介護事業所のPRにより、離職防止対策とイメージアップにどのように取り組むのかとお尋ねでございます。

介護現場では、中高年の職員などで、身体的負担が大きく、離職する人がいることから、利用者を抱えあげないノーリフティングケアの推

進が重要だと考えております。

そのため、今年度から管理者向け研修や専門家による個別指導などを実施し、事業所の取組を推進してまいります。

また、働きやすい職場環境づくりに取り組む優良な事業所を、積極的にPRすることとしております。

さらに、介護事業所の職場環境の改善を図るとともに、優良な事業所の情報を積極的に発信し、介護業界のイメージアップに努めてまいりたいと考えております。

次に、ワクチン再接種費用につきまして、県レベルで再接種費用の助成を実施する考えがないのかとお尋ねでございます。

骨髄移植後のワクチンの再接種につきましては、国におきまして、個人の感染予防の観点から強いワクチン再接種と感染症のまん延防止を目的とする「予防接種法」との関係、また、骨髄移植以外の免疫が不十分な方への再接種をすべきかどうか等につきまして、引き続き検討が行われているものと承知しております。

また、経済的な負担軽減だけではなく、再接種による健康被害への補償制度を含め、全国的な対応が必要と考えており、引き続き、再接種を「予防接種法」に位置づけることや国による補助制度の創設等について要望してまいりたいと考えております。

最後に、本県における「東京パラリンピック聖火フェスティバル」の実施内容及び準備状況についてのお尋ねでございます。

県といたしましては、「パラリンピックの聖火フェスティバル」は、共生社会の実現や障害を抱える方々に対する理解を深める機会として重要であると考えております。

そのため、県内全ての市町の協力の下で、そ

それぞれの地域におきまして、障害者等による採火を行い、8月16日に開催する県のパラリンピック聖火フェスティバルにおきまして、一つの火に集めて、長崎県の聖火として東京パラリンピックの集火式にお届けする予定としております。

具体的な運営方法につきましては、知事を代表として、障害者団体、県、各市町で構成される「長崎県パラリンピック実行委員会」を組織して、関係団体の連携の下、実施に向けた準備に取り組んでいるところでございます。

○議長（瀬川光之君） 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（中崎謙司君） 県として、本県の聖火リレーをどう評価しているかとお尋ねでございます。

聖火リレーに関しましては、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底しながら実施したところではありますが、新たな感染拡大もなく、無事に本県のリレーを終えられましたことは、関係市町はもとより、多くの県民の皆様のご理解とご協力により実現できたものであり、厚く御礼を申し上げます。

本県のリレーにつきましては、対馬、壱岐、五島の離島や世界遺産の構成資産など、古くから海外交流で栄えた長崎の歴史や文化、あるいは平和の尊さなどを今に伝えるルートとして選定し、また、日本と中国との友好交流の象徴でもある「遣唐使船」も活用いたしました。

県といたしましては、様々な思いを胸に走られたランナーの皆様を通しまして、多くの方にオリンピックへの夢や期待を感じていただくとともに、県内各地域の魅力を国内外に広く発信できたものと考えております。

○議長（瀬川光之君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（平田修三君） 高総体の開

催に当たって、どのような工夫や対策を講じたのかと、あるいはまた、どのような課題が見えてきたのかとお尋ねでございます。

開催に当たりましては、関係者が安全・安心に競技を実施することを最優先し、全競技を無観客といたしました。試合を観戦したいという要望に対しては、インターネットを使ったライブ配信を行うなどの新たな取組も見られたところでございます。

また、会場に出入りする選手などを試合ごとに入れ替え、更衣室の利用時間や場所を指定するなどの感染防止対策の取組を講じております。

このような中で、感染者が発生した際の対応については、行動履歴等を迅速に確認する体制を整えておくことの重要性を改めて認識したところでございます。

引き続き、今後の様々な大会運営においても、「感染防止対策」と「教育活動の発表の場の確保」を両立させることが大きな命題と捉え、これまでの知見を活かしながら、さらなる創意工夫を行い、安全・安心な大会開催に取り組んでまいります。

2点目に、子どもの水難事故防止についての取組についてのお尋ねでございます。

県教育委員会としましては、水難事故防止のため、危険箇所における遊泳の禁止や泳ぐ前の体調管理、また、溺れている人を見かけたときの救助など、具体的かつ確実な指導の実施について、夏休み前に各学校に周知し、指導の徹底を図っております。

また、水泳の授業では、水の事故から命を守るために、浮き沈みをしながら長く浮くことや、事故防止に関する心構えを遵守することなど、安全確保につながる指導を各学校の実情に応じ行っております。引き続き、各学校の創意工

夫の下、より効果的な取組が実施されるよう、促してまいります。

3点目に、教育庁における女性教職員の管理職への登用状況と対策についてのお尋ねでございます。

県教育委員会におきます令和3年4月時点での管理職に占める女性職員の割合は、特定事業主行動計画の目標16%に対して、この5年間で3.1ポイント増加はしておりますが、11.9%となっております。

女性職員の管理職への登用に係る具体的な取組としまして、小中学校においては、家庭の状況等に合わせた管理職への昇任時期や転居を伴う人事異動への配慮など、女性教職員が積極的に管理職に挑戦できるような制度の見直しも行いました。

また、県立学校も含めて、将来の管理職員としての資質や能力を高めさせるために、適性を有する女性教職員を教務主任や学年主任等に積極的に登用するよう、学校へ働きかけも行っております。

今後も、管理職に占める女性の割合を16%にするという目標の達成に向けて、女性教職員の管理職員への登用に積極的に取り組んでまいります。

○議長（瀬川光之君） 農林部長。

○農林部長（綾香直芳君） 今後の花卉振興に向けて、どのように取り組むのかのお尋ねでございますが、県では、これまで花卉生産者の所得向上に向けて、低コスト耐候性ハウスや選別機等の導入による規模拡大や省力化の推進、生産技術向上に向けた品評会の開催などを支援してきた結果、本県の令和元年花卉産出額は74億円と、10年前と比較して10%増加をしております。

昨年度は、豪雨災害や新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして、花卉生産者の皆様にとっては大変厳しい経営環境となりましたが、県では、災害の復旧支援を行うとともに、小学校などでの花の展示等に取り組んだ結果、輪菊など一部を除きまして、切り花や鉢物の単価は平年並みに回復をしているところでございます。

今後は、令和7年度の花卉産出額100億円の目標達成に向けて、環境制御技術を活用した品質・収量向上の取組やカーネーション等の長崎オリジナル品種の作付拡大を推進するとともに、関係団体が実施する家庭での定期購入に向けた仕組みの構築を支援するなど、消費拡大の取組を強化してまいります。

○議長（瀬川光之君） こども政策局長。

○こども政策局長（田中紀久美君） 保育の現場における子どもの安全管理について、どのように取り組んでいるのかのお尋ねですが、保育の現場においては、子どもの年齢などに応じて睡眠中、プール活動、水遊び中、食事中など、重大な事故が発生しやすい場面ごとに、国が示したガイドラインに沿って、事故防止に取り組まれております。

また、子どもの主体的な活動を促し保育していく中で、万が一事故が発生した場合には、施設において迅速に応急措置をするとともに、同様の事故の再発を防止するため、事故の状況を記録し、さらに重大な事故の場合は、再発防止の視点を盛り込んだ報告を、県、市町に対して確実に行うこととなっております。

このほか、県といたしましては、国が示している重大事故の検証結果等を各施設と共有するとともに、各種研修会を通して事故防止に係る保育士等の資質向上に努めており、今後とも、

保育所等における子どもの安全対策に万全を期してまいります。

○議長（瀬川光之君） 総務部長。

○総務部長（大田 圭君） 知事部局における女性職員の管理職への登用状況と対策について、お答え申し上げます。

知事部局におきまして、女性活躍推進に向けて、意欲、能力のある女性職員の管理職登用に積極的に取り組んでおりまして、管理職に占める女性職員の割合は、この5年間で7.7%増加をいたしまして、令和3年4月時点で14.5%という状況でございます。

具体的な取組といたしましては、若い頃から多様な経験ができる人事配置や女性職員向けの研修会を開催するなど、女性職員の計画的な人材育成に努めるとともに、RPAですとか、AI技術の導入などによる働き方改革や在宅勤務制度の導入など、仕事と家庭の両立に向けた働きやすい職場環境づくりに取り組んでおります。

新たな特定事業主行動計画におきましては、令和7年度までに女性管理職の割合を20%に引き上げることを目標に掲げておりまして、その実現に向けまして、引き続き、女性職員の管理職への登用に積極的に取り組んでまいります。

○議長（瀬川光之君） 警察本部長。

○警察本部長（早川智之君） 私からは、2点お答えいたします。

まず、県警察における女性職員の管理職への登用状況等についてであります。

現在、警察署長等の所属長となる警視の階級の女性警察官の登用はありませんが、警部の階級にある女性警察官は10名となっております。

また、警察官以外の女性一般職員で、警視相当職にある者は2名、警部相当職にある者は16名となっております。

本県警察におきましては、令和3年4月1日現在、一般職員に占める女性一般職員の比率が44.5%であるのに対し、警察官に占める女性警察官の比率は9.5%にとどまっており、女性警察官の採用拡大に向けた取組を進めております。

今後、女性警察官の採用拡大を進めるとともに、女性職員が採用後も職場において活躍し、管理職として登用されるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進や採用後のキャリア形成の支援などの取組を強化してまいりたいと考えております。

次に、特殊詐欺の状況や被害防止対策について、お答えいたします。

被害者に電話をかけるなどして信頼させ、現金などをだまし取る特殊詐欺の県内の認知件数を見ますと、平成29年は111件でありましたが、その後減少傾向にあり、令和2年は38件となっております。しかしながら、本年5月末には前年同期と比べ7件増の19件となっており、特に、5月に入りまして、8件発生し、急増しております。

また、最近の犯行手口としては、年金の還付金の支払いがあるとだまし、ATMで金を振り込ませるなどする還付金詐欺が目立っております。特殊詐欺は、気を緩めると様々な手口で高齢者等をだますものであり、常に被害防止対策を社会が一丸となって講ずる必要があります。

このため、被害に遭わないよう特殊詐欺の手口を周知し、注意喚起を行うとともに、知らない電話には出ないなどの対処方法について広報啓発を行っております。

また、最近では、新たに新型コロナワクチン接種会場で映像やポスターを活用した周知や県警へりによる空からの広報啓発も行っております。

このほか、ご家族から注意を促していただくために、SNSや動画を活用した広報啓発を行っているほか、最近の発生状況に鑑み、金融機関やコンビニエンスストアでの声かけを行う水際対策の強化をお願いしているところであります。

今後とも、被害防止の意識が県民に広く定着するよう、取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 北村議員—9番。

○9番（北村貴寿君） 知事はじめ、ご答弁をいただき、ありがとうございます。何点かについて少々再質問をさせていただければと存じます。

まず、防災行政について、少しお尋ねをしたいことがございます。

今般、チェックリストを改正されたというようなお話だったかと存じます。その中で、避難所の混雑状況を民間業者の力を借りて、いわゆるスマートフォンでも表示できるようにしたというようなお話でした。

ここで気になるのは、昨年、やはりソーシャルディスタンスを取らなければいけない。今回のチェックリストも少し読ませていただきましたけれども、要配慮者、妊産婦の方でありますとか、外国人、LGBT、そういった配慮をやることということが書いてあります。となれば、避難所の収容人数はなかなか増えにくいということがあろうと思いますが、これまでの避難所の収容人数と同じ程度の収容人数が確保できるのかどうか、その辺についてはご存じですか。

○議長（瀬川光之君） 危機管理監。

○危機管理監（多田浩之君） 避難所の収容人数については、市町の方と調整しておりますが、現在までそれが不足しているとか、そういった

ことでの状況ではございません。確保はできているものと信じております。

○議長（瀬川光之君） 北村議員—9番。

○9番（北村貴寿君） 安心しました。

そして、先ほど申し上げたVACAN、民間事業者の力を借りて混雑状況をインターネット、多分皆様お手元のスマートフォンで確認をされるんだろうと思います。これ、非常にいいことだなと思いますし、前回の質問でも申し上げましたが、NAKSSも今年度から運用開始というようなところでありますが、ひとつここでも要望というか、ぜひ研究を始めていただきたいことがございまして、長崎県総合防災ポータルサイトの高度化であります。

以前、職員とずっとやりとりをする中で、これがスマートフォン対応にしてほしいという話をしておりましたが、それを付け焼き刃にやってもなかなか難しいというお話をいただきました。

この総合防災ポータルサイトは、緊急時、災害時、天気、観測、地震、津波、交通、道路、生活、テロの時の国民保護、こういった情報が一挙にポータルサイト、集まっているサイトありますが、スマートフォンではなかなか見にくい、これをスマートフォン化してほしいという話をしておりましたが、表示だけ変えてもだめだと、もう根本から変えていく必要があるというようなお話でした。じゃ、幾らかかるんだという話なんですけれども、まあ、4桁、数千万円、下手をすると5桁いくかもしれませんというようなお話でした。ただ、長崎県政の最優先の課題というか、優先順位の頂点は、県民の生命と財産を守ることです。ですから、DXにも優先順位があるとすれば、この総合防災ポータルサイトの高度化はかなり高いという

か、一番先にやらなきゃいけないと考えておりますので、ぜひこの高度化について、研究もしくは導入に向けて検討を重ねてほしいと要望しておきますが、見解をお聞かせください。

○議長（瀬川光之君） 危機管理監。

○危機管理監（多田浩之君） 現在、総合防災システムの全体の見直しを研究している状況でございます。それを更新することで、県民向けの防災ポータルやスマートフォンへの対応も可能と考えておりますので、再度検討してまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 北村議員—9番。

○9番（北村貴寿君） よろしく願いいたします。災害は、防災ポータルサイトが高度化するのを待ってくれません。こういった情報をやはり一番活用されるのは、現場でこの災害対策に当たられる職員の方、消防署員の方、消防団の方、警察の方、自衛隊の方、こういった方々が現場でPCを操作するというのはなかなか考えにくい。やはり万人が様々な情報が手元にある。これがDXの最優先課題だと思います。ただ、非常にお金がかかるというようなことでありますから、これは国の支援もしっかり取りつけないが進めたいと強く要望しておきますので、よろしく願いいたします。

次に、もう1～2点、子どもの事故防止についてでございます。

これはいろいろとNPO法人の取組も披露をさせていただきましたが、私、そして、長崎県議会では佐世保・北松浦郡選出の山下議員とともに「子どもの事故予防地方議員連盟」というものに加入をしております、様々な情報交換を行っているわけです。

こういった状況でありますから、Zoomなどでいろいろと研修をやっているわけですが、

先般、公民連携で本気で取り組む子どもの事故予防というようなことで、私も講座を受講いたしました。その中で、4名の講師がいらしたんですけれども、実際に中学校で教壇に立つ先生がいらして、この子どもの事故を、とにかく水難事故から守るには、ぜひとも夏休みに入る前に着衣水泳、水に落ちる体験を学校の安全な状況でしていただきたいということを、現場の教員の方が熱弁されておりました。ただ、学校によってはプールがあったり、なかったりということがあるんだろうと思います。そういった子どもの事故、水難事故対策について、学校ごとの環境の違いをどう乗り越えていくのかということについて、教育委員会教育長の見解をお聞かせください。

○議長（瀬川光之君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（平田修三君） プールの有無というような学校の設備に関しましては、直ちにどうこうするということはできないわけですが、安全管理、安全教育に関しましては、どこの学校に通っている子どもであっても、その知識を受けられるように考えなければいけないところでありますから、その点については、議員の今のご指摘も踏まえまして、市町とも今後引き続き協議をすることで、全ての子どもがきちっと安全教育を受けられるような体制を考えていきたいと思っております。

○議長（瀬川光之君） 北村議員—9番。

○9番（北村貴寿君） ぜひともよろしくお願いいたします。環境の違いで、そういったスキルが身につけられないということがあってはならないかなと思いますし、また、この着衣水泳、服を着たままプールに入ると、プールの水質が悪化してしまうので、夏休みに入る前、プールの水を抜く前にやっていますという学校が一般

的だというお話でした。そういったところはそこでやっていただいても結構ですし、大体水難事故というのは、先ほども申し上げたダムとか、川とか、海とか、そういったところで起こるわけですから、ぜひともそういったところに着衣水泳を何とかできるような取組を行っていただきたいなと思います。

そして、子どもの安全管理についてもお尋ねをいたします。

先ほどご紹介させていただいた「Love & Safetyおおむら」の「子ども安全管理士講座教科書」、日本財団の支援を受けてつくられておりまして、私も見てみようかなと思ってプリントアウトしたら、何と160ページ以上あるということで、ちょっとびっくりしましたけれども、担当職員と内容をちょっとやりとりさせていただきました。非常に高度であると、非常にスキルが高まると、講師陣もすばらしい方が揃っておりますから、ぜひ、こういった「Love & Safetyおおむら」の方々としっかりとタッグを組んで、県内の保育士のスキルアップに寄与していただきたいなと思いますが、いかがですか。

○議長（瀬川光之君） こども政策局長。

○こども政策局長（田中紀久美君） 県といたしましても、当該団体が開催されております子どもの安全管理士講習会の案内につきまして、県内の各施設へ紹介をしているところでございます。また、県が実施しております園長等研修会において、当該団体から講演をしていただいたという実績もございます。

今後とも、県の事業に協力をしていただいたり、当該団体の取組を紹介させていただいたりしていきたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 北村議員—9番。

○9番（北村貴寿君） ぜひ前向きに、一緒にな

って取り組んでいただきたいと思いますし、この法人の中心人物というか、一生懸命頑張っている大村市の小児科医の出口先生、非常にお忙しい方ですが、子どものためにはどこでも行くというお話もいただいておりますので、ぜひお声かけをしていただきたいと思います。

先ほど、一般質問の最初の質問の中で、受講者のお話をいたしました。例年大体20人ぐらいだったのが、今年は60名以上が受講していると、というのは、コロナ禍の奇貨といえますか、大村市に行かなくても受講できるという環境が整っているということでございます。長崎県庁からでも受講ができるということでございます。ぜひ局長、私と一緒に受講しましょう、いかがですか。

○議長（瀬川光之君） こども政策局長。

○こども政策局長（田中紀久美君） いろいろな研修のご紹介をいただいておりますので、機会がございましたら受講をさせていただきたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 北村議員—9番。

○9番（北村貴寿君） 局長も大変お忙しいかと存じますが、局長が受講されるなら、私も一緒に受講いたしますので、ぜひよろしく願いをいたします。

残り時間が少なくなってまいりましたが、あと数点、先ほど、パラリンピック聖火フェスティバルについて、8月16日にやるんだというようなお話でした。ただ、それ以外の情報が全くなくて、どこでやるのかとか、人を入れてやるのか、やらないのかといったところの検討は、2か月ちょっとであります。全くなされていないという状況なのか、それとも決まっていることで、今答弁できる内容があれば、お答えください。

○議長（瀬川光之君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君） 今現在、検討を進めておりますのは、8月16日18時から19時の間、県庁ロータリーで、県の聖火フェスティバルを実施したいと考えております。

具体的なスケジュールの中身につきましては、関係団体とも今調整を進めておりまして、観客を入れるかどうかという点につきましては、当時の感染状況も踏まえて判断するような方針で今検討を進めております。

○議長（瀬川光之君） 北村議員—9番。

○9番（北村貴寿君） 先ほどの高総体の際にも様々な工夫をしてやれたということでございます。こういったパラリンピック・オリンピックについても、これは日本の国際公約でもありますから、ぜひいろいろな創意工夫をしながら様々な大会等を開催していただきたいと思います。

人類の歴史をひもときますと、地球上から根絶された感染症は、いまだ天然痘のみとされております。ですから、ゼロコロナにはならないわけです。コロナが終わっても、新しい感染症が発生するかもしれない。とすれば、この地球規模のパンデミック、人々が国境をやすやすと越えて移動する世界の中で起こる感染症というのは、今後もやってくる可能性がありますから、その中で、どうやって私たちは社会生活を持続させていくかということが必要だろうと思いますので、ぜひパラリンピック聖火フェスティバルについてもしっかりと頑張りたいと思います。

そしてもう一点、ワクチン再接種費用の助成についてであります。

一年前の答弁と全く同じ答弁をありがとうございました。ただ、違うのは89の市区町村が484

になっているんですよ。なぜなっていると思いますか。

○議長（瀬川光之君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君） いろいろ実施に取り組まれている市町が多いと承知しておりまして、現場のニーズとしては非常に高いものであるということで理解しております。

○議長（瀬川光之君） 北村議員—9番。

○9番（北村貴寿君） 私も、実際に相談を受けておりますので、しっかり取り組んでいきたいなと思いますが、ここで共通するのは骨髄ドナー支援制度と一緒にです。国がやってくれないんだったら地方がやるんだと。地方から国を動かすんだと、そういう考え方で地方自治体が手を挙げているんだろうと思いますので、ぜひ長崎県もそうあっていただきたいなと思います。

最後に、水陸機動団誘致についてでございます。

これについては、小林議員が先般の一般質問で経済効果は22億円だという披露もされました。大村市選出の3県議は、大、大、大歓迎でございますから、ぜひこの誘致をしっかりと決めていただきたいなと思います。

コロナ禍でもいろいろあるかと思いますが、ぜひ知事、Zoomであるとか、リモートであるとかというのが一般的になったからこそ、直接行くということに価値があるんだと思います。ぜひ機会を捉まえて、直接要望に行っていたきたいと存じますが、いかがでしょうか。

○議長（瀬川光之君） 知事。

○知事（中村法道君） 検討してまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 北村議員—9番。

○9番（北村貴寿君） 前向きに検討していただきたいと思いますし、ぜひその際には、今日、

私、海上自衛隊バージョンのマスクであります
が、大村市で自衛隊バージョンのマスクたくさん
作っておりますので、そのマスクで行って
いただきたいと思います。

終わります。（拍手）

○議長（瀬川光之君） 午前中の会議はこれにて
とどめ、しばらく休憩いたします。

午後は、1時30分から再開いたします。

— 午後 零時16分 休憩 —

— 午後 1時30分 再開 —

○議長（瀬川光之君） 会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

麻生議員—16番。

○16番（麻生 隆君）（拍手）〔登壇〕 皆
さん、こんにちは。

長崎市選出、公明党の麻生 隆でございます。

今回、一般質問の機会をいただきました。誠
にありがとうございます。

質問に入ります前に、昨年2月から一年半に
及ぶ新型コロナウイルス感染症でお亡くなり
なされた皆様方に対して、改めてお悔やみを申
し上げますとともに、この「第3波」、「第4波」
の中で懸命に戦ってこられました医療従事者の
皆様、エッセンシャルワーカーの皆様に敬意を
表します。

現在、ワクチン接種が進んでおりますが、一
日も早いコロナ感染症の収束を願うものであり
ます。

それでは、通告に従い質問いたしますので、
知事並びに関係理事者の皆様の明快な答弁をよ
ろしくお願い申し上げます。

1、知事の産業振興に対する取組みについて。

（1）県内産業振興活性化のための支援につ

いて。

6月定例会の知事の報告の中で、県内の産業
構造の転換を感じました。重厚長大産業から
I C 関連やソニーの画像センター等、軽薄短小
の構造転換の波が長崎にも急速に到来してい
るところであります。

一方、長崎市や佐世保市は、大手造船所の繁
栄のもと、多くの関連企業が技術革新と大型構
造物の製造に続くようにして、雇用の継続を図
ってまいりました。

しかし、今日、長崎の造船所は、分社化、香
焼工場の売却、造船所の縮小化であります。佐
世保では、新造船からの撤退、多くの希望退職
者を募っております。また、長崎の地にありま
した石炭火力もプラントも、世界的石炭火力発
電の見直しと撤退などから、厳しい雇用環境と
なっております。

その一方で、脱炭素化、クリーンエネルギー
産業、そして洋上風力やバイオマス発電、太陽
光など、特に、洋上風力が着目をされておりま
す。

洋上風力では、県内企業の参画とサプライチ
ェーンの構築が可能か否かの検討に入っており
ますが、世界標準化された機器・部品等、コス
ト競争力が問われる中、洋上風力は大型化をし
ております。この分野では、日本のメーカーは、
20年近く遅れているとも言われております。欧
州や中国との競争に勝てるのか、また、メーカ
ー標準基準規則に大きな壁が立ちただかつて
もおります。

現在、洋上風力では、世界級のメーカー3社
が独占的にシェアを占め、大型化した規格への
参画にいかに立ち向かっていくか、サプライチ
ェーンに食い込めるか否かであります。

また、発電プラント関係も、高効率の技術的

難題も大きく立ちほだかり、さらなる技術革新と石炭からアンモニア、水素への転換が求められ、脱炭素化へ課題もあることを聞き及んでおります。県内の既存の基幹産業で育った造船やプラント関係の企業が厳しい局面にある中、産業振興の観点から、県はどのような取組、雇用の維持を図られようとしているのか、お尋ねをいたします。

2、新型コロナウイルス感染症対策の諸政策について。

（1）ワクチン接種の進捗状況について。

先週、同様の質問がありましたけれども、再確認のために質問させていただきます。

県内の接種状況は、6月以降、急速に拡大をし、7月末までに65歳以上の方々の接種が終了の見込みのようであります。

今後、64歳から12歳までの方々、試算によりますと、県内約50万人強になろうかと思っておりますけれども、個別接種や集団接種にいかに取り組み、終了の見込みはいつぐらいになるのか、また、8月以降の県の集団接種への取組や実施方針について、お尋ねをいたします。

（2）医療系学生の医療現場での実習困難の早期解消について。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、多くの基幹病院での医療実習生の受入れが止まり、実習困難となっております。実習キャリアを積むことで多くの学生が医療現場の実態や医療従事への使命感を体得して就職に臨む経緯があります。

一方、実習の体験が乏しいと、就職後の理想と現実のギャップから離職への割合が高いと、多くの学校関係者からも声が挙がっております。早期の改善の要望も挙がっているところでございます。この課題に関して、県としてどのように取り組まれるのか、お尋ねをいたします。

（3）「生理の貧困」の新たな取組みについ

て。

公明党長崎県本部女性局から、この要望を4月2日に県は受けていただき、県として、災害備蓄品の一部を生理の困難対象の方々へ配布することを決定いただきました。誠にありがとうございました。

その後、県内市町で、この問題を取り上げ、小・中・高等学校への配布を実施するところも出はじめてまいりました。今回、この問題はコロナ禍で大きく報道や国会でも取り上げられ、また、企業や団体からも寄附の申し出等が出てまいりました。国も、新たな財源措置の活用も示唆しております。

本県として、これらの情報や国の動きから、今後どのような取組を、支援を行おうとしているのか、お尋ねをいたします。

3、本県の地球温暖化対策の取組みについて。

（1）脱炭素化に向けて2030年までの取組みについて。

2050年、カーボンニュートラルで地球の温度上昇を1.5度まで抑える目標が世界各国で打ち出されました。脱炭素化の流れが加速をしております。我が国も2030年までに46%の削減を目指し、再生可能エネルギーへの転換を図ろうと高い目標を掲げております。

本県を取り巻く産業界や公共事業体、交通事業者、一般家庭の実態把握と削減へどのような取組を計画し、取り組まれるのか、お尋ねいたします。

（2）再生可能エネルギーの各種取組みについて。

脱炭素化の動きは、急速に再生可能エネルギーへの投資が活発化してまいりました。各家庭への太陽光発電と蓄電池の取組や工業設置の太陽光大規模発電、また、公共施設への50%の目

標の設置、さらに洋上風力、バイオマス等々、多くの企業が積極的な動きとなってまいりました。しかし、普及に関しては、多くの利点や課題もあるようです。

本県として、再生可能エネルギーに関して、県内市町が脱炭素先行地域に選定されるよう、今後どのような支援を行うのか、お尋ねをいたします。

4、地域まちづくりについて。

（1）県営川口アパートの建て替え事業について。

県営川口アパートは、当初の耐震補強の計画から、新築建て替えの方針に転換し、現在、開発に当たり事業検討、民間意向調査、サウンディングを実施されております。

同建物は、1階部分が店舗で、2階以上が居住区となっており、2階部分は長崎県住宅供給公社が区分所有し、現在、17世帯が居住されております。

同公社は、新築後の建物には、諸事情により参画しないとしております。また、居住者との賃貸契約を更新しないことも決定をいたしました。

そのうえで居住者に対して行った意向調査の結果、居住者の平均年齢は75.6歳、新川口アパートへ居住したい方は12世帯であったことが判明をいたしました。

しかし、長年居住している多くの高齢者の方々には、賃貸契約更新がないため、この先どうやって生きていけばいいのかとの多くの不安の声も届けられております。

建て替えに当たり、新川口アパートへ居住希望される方々へ、官民連携など高齢者対策を兼ね備えた居住区を確保していくべきだと考えますが、県の配慮した取組みをお尋ねいたします。

（2）松が枝ふ頭の2バース化に伴うまちづくりについて。

6月補正予算で、松が枝ふ頭2バース化の官民連携の支援事業が計上されておりますが、今回、どのような取組みを図ろうとされているのか、お尋ねをいたします。

また、この地は、後背地として南山手から浪の平地域は、風致地区でもあります。この一体化した計画が望まれるところでございます。県・市一体となった協議会や地域の皆さんとの情報共有化、また、新たな活性化の提案など、未来につながるような取組を図るべきと考えますが、まちづくりについて、お尋ねをいたします。

5、公共交通政策について。

（1）県営バスと長崎バスの連携協定について。

公共交通は、人口減少で厳しい経営状況が続く中、コロナ禍でさらなる経営の危機に直面していると認識しております。

このような中、去る6月9日に、県営バスと長崎バスとの間で、共同経営を目指し連携協定が締結されました。これまで両社の間では、競合区間が増加し、供給過多の路線も見受けられる中、無駄を省き適正なダイヤ編成に向け協議ができる環境が整ったことは、両社の歴史を顧みれば、今回の連携協定は画期的な出来事と高く評価しております。

長崎市の人口減少と高齢化は、一段と進んでいる状況でありますので、このダイヤ編成程度で事業の継続維持ができるかについても疑問でもあります。

私は、長崎市が策定する市地域公共交通計画をもとに、両バス会社が路線バス網を含む公共交通網をどのように組み立てていくのか。その

中で、長崎市民の交通弱者への配慮を含めた視点で、長崎市と協議をしていただきたいと思います。バス事業者として、今後、長崎市とどのような関係を築き、取り組まれていくのか、お尋ねをいたします。

また、今回、連携協定で共同経営を目指すとなっておりますが、改革に臨む交通局長の決意を伺いたいと思います。

（2）口之津港～鬼池港の航路を離島航路への位置づけについて。

南島原市口之津港と天草市鬼池港を結ぶカーフェリーは、物資輸送やビジネスなど地域住民の生活に重要な役割を担っております。しかし、コロナ禍で厳しい経営が続いていることも事実であります。

同航路に関しては、去る4月13日、参議院財政金融委員会において、公明党の秋野公造参議院議員が、「通勤の足となっているだけではなく、生鮮食料品をはじめとする生活物資の輸送にも大切な足であり、この航路を離島航路整備法の離島航路と位置づけるべきではないか」との質問を行い、国土交通省より「半島地域間を結ぶ航路であるが、船舶以外の交通機関によることが著しく不便である地域を連絡する航路として、離島航路に該当することをしっかりと明確にしていきたい」との答弁がっております。

県として、今後、同航路を維持していくため、地元市並びに熊本県や天草市とどのような形で取り組んでいかれるのか、お尋ねをいたします。

6、畜産振興について。

（1）飼料価格高騰への対策について。

飼料価格高騰が、徐々にではありますけれども、畜産経営を圧迫しているのではないかと危惧をしております。

価格高騰の要因は、輸入品のとうもろこしや

大豆、油かす等が、天候不順や中国向けの大量の買い付けが影響しております。また、コロナ禍で、世界的マネーが投機を目的として流入しているために、価格高騰の原因になっているとも言われております。この傾向は、引き続き推移するのではないかとの見方もあります。

県内の畜産業者への影響は、養豚農家では、配合飼料の占める割合は、1頭当たり約6割が餌のコストと言われております。また、養鶏農家においても同様なコストが占めております。ますます経営圧迫となっているのではないかと危惧をしているところであります。

長崎県の養豚農家も、産出額として120億円を超え、養鶏農家としては、長崎県内のカステラ事業者への供給源となっております。大事な産業であります。

今回の飼料高騰に対し、現状認識とその対策について、お尋ねをいたします。

（2）コスト低減化のためのエコフィード活用拡大について。

食品工場から残渣を利用しての再生飼料となるエコフィードの取組みについては、県も4～5年前から取り組んでいただき、一部マッチングも進めていただいております。畜産飼料代替えとなるエコフィードの取組をさらに進め、スーパーの食品等の廃棄物や食品工場からの食品残渣等を活用し、飼料を供給すべきと考えますが、一部リキッドのためにいろいろな課題はあると思いますが、コスト低減への効果は、今回の飼料価格高騰の動きが長期化する中で、検討すべきと考えます。県の取組の現状と今後の推進に関して、お尋ねをいたします。

7、水道事業について。

（1）改正水道法を受けて県内の広域化への取組みについて。

平成30年12月に、水道基盤の強化を図ることを目的とした「水道法の改正法」が成立をいたしました。この改正水道法の施行以前から、県内の水道事業者の基盤強化や広域化への取組を推進すべきだと訴えてまいりました。

長崎県は、人口減少と浄水場の老朽化対策、並びに人材育成の対策をとるべきではないか、また、水道料金の値上げや管路網の維持管理に、企業会計のみで取組みは賄えない状況が発生してくるのではないかと危惧をしております。

水道事業は、県民の生活に直結する事業であり、今後の広域化の取組に県はどのように推進されるのか、お尋ねをいたします。

（2）今後の水道事業の課題と対策について。

水道事業は、各市町が取り組む事業であるため、県においては、各市町が抱えている詳細な問題把握は困難とは理解しますが、共通の課題への予算措置、また、国の有利な財源活用など、県内の水道事業者への支援は大事な項目であります。

また、各市町の垣根を越え、県の立場からの意見も必要と考えます。いかに安心・安全な水の供給を、水源地から浄水場を経て、各家庭の蛇口まで安定供給が図れるのかが一番大事であります。今後予想される水道事業の課題は、また、当対策にどのように図られるのか、お尋ねをいたします。

以上、本壇からの質問とし、回答によりましては、対面演壇席より再質問させていただきます。

ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（瀬川光之君） 知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕 麻生議員のご質問にお答えいたします。

県はどのように産業の振興に取り組み、雇用

の維持を図ろうとしているのかとのお尋ねであります。

本県の基幹産業であります造船・プラント産業は、依然として厳しい状況にある中、県では、成長分野において、県内企業の高い金属加工技術を活かせる海洋エネルギー、AI・IoT・ロボット、航空機関連産業分野における各種施策の推進に力を注いでおり、今後は、次なる基幹産業の創出に向けた支援策をより一層強化してまいりたいと考えております。

まず、海洋エネルギー分野においては、今後、五島市沖をはじめ促進区域において、洋上風力発電の拡大が見込まれることから、県内企業の参入促進、受注拡大を目指して、発電事業者等とのマッチングの推進やアンカー企業の誘致などにより、サプライチェーンの構築を図ってまいりますとともに、長崎海洋アカデミーによる専門人材の育成を行っているところであります。

また、AI・IoT・ロボット分野では、誘致企業を核とした企業間連携による事業拡大の支援や、大学と連携した専門人材の育成を図ることにより、県内サプライチェーンの構築を推進してまいります。

さらに、航空機分野では、三菱重工航空エンジンが本県に進出したほか、大手重工メーカー等との取引がある県内企業が20社程度まで拡大するなど、コロナ禍にあっても着実に成長を続けているところであり、本格的な需要回復を見据えた支援を強化してまいりたいと考えております。

これらに加えて、県内において、大きな雇用を創出しております半導体産業についても、さらなる規模拡大に向け立地環境の整備など、積極的な支援を進めているところであります。

今後とも、県内企業の成長分野における投資

拡大等を支援し、県内産業の振興と地域経済の活性化、雇用の維持に全力を注いでまいりたいと考えているところであります。

そのほかのご質問につきましては、関係部局長からお答えをさせていただきます。

○議長（瀬川光之君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君） 私から、2点お答えさせていただきます。

まず、65歳未満のワクチンの一般接種に関しまして、どのように取り組み、いつ完了するのか、また、8月以降、県の接種センターをどのようにするのかとのお尋ねでございます。

65歳未満の方に対する接種につきましては、国は、10月から11月末までに完了する方針を示しておりますが、県では、市町の接種計画の進捗状況を確認しながら、必要に応じて医療従事者の確保に向けた調整など、接種体制の充実・強化に向けた支援等を行うとともに、職域接種に対する相談・支援体制を構築することで、早期の完了を目指したいと考えております。

また、県ワクチン接種センターにつきましては、市町の接種体制を補完し、高齢者施設等の優先接種を加速化していくことは必要であると考えており、今後の活用方法について検討したいと考えております。

次に、医療系学生の病院実習受入れが中止されていることについて、県としてどのように支援していくのかとのお尋ねでございます。

病院実習は、看護など医療系の学生にとって、臨床現場に適用できる技術を習得するなど、実践能力を高めるために大変重要な機会であると認識しております。

現在、ワクチン接種の加速化を図るため、大学等におきまして大規模接種がはじまり、養成所等の学生に対する接種もさらに進むものと考

えております。

県といたしましても、ワクチン接種を希望する養成所等があれば、大学等の大規模接種で受入れていただくようお願いし、可能な限り機会の確保に努め、病院実習が安心して学生を受入れられるよう支援したいと考えております。

○議長（瀬川光之君） こども政策局長。

○こども政策局長（田中紀久美君） 生理の貧困問題に対し、県は今後どのような取り組み、支援を行おうとしているのかとのお尋ねでございます。

県においては、災害備蓄物資の入れ替え時期において、公益性の高い団体等の申し出に応じて寄附を行うこととしており、生理用品について、民間団体を通して、4月にその一部を配布したところであります。

また、国においては、既存の交付金事業の対象に、市町がNPO等と協力し、生理用品の提供等を通じて、支援を要する子どもや女性を各種支援制度につなぐ取組が追加されたところであり、県といたしましては、県内市町が国の交付金事業を実施できるよう、必要な情報提供や関係団体との調整等を行い、事業実施に向け働きかけてまいります。

○議長（瀬川光之君） 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（貞方 学君） 私からは、温暖化対策及び水道事業につきまして、4点お答えをさせていただきます。

まず、脱炭素化に向けての2030年までの取組みについて、国の新たな削減目標46%を踏まえ、県として温暖化対策にどのように取り組んでいくのかとのお尋ねでございます。

国が目指します2050年までの脱炭素社会の実現を踏まえ、本年3月に策定した「第2次長崎県地球温暖化対策実行計画」では、2030年度に

おける県内の温室効果ガスの排出量について、**2013年度比45.2%削減**を目標といたしております。

この目標達成のためには、県内の温室効果ガスの7割以上を占める産業・家庭・運輸部門等の排出削減対策を進める必要があり、これまで以上に節電や断熱リフォーム、高効率設備への改修等の省エネ対策を推進するほか、今年度から、九州7県の連携によるスマートフォンアプリを活用した家庭での節電等の取り組みを推進することといたしております。

また、部門横断的な対策として、必要に応じて産業界の技術や知見等も活用しながら、太陽光発電や海洋エネルギーなどの再生可能エネルギーの導入についても、これを促進することといたしております。

次に、再生可能エネルギーの各種取組について、県内市町が脱炭素先行地域に選定されるよう、今後どのような支援を行っていくのかとお尋ねでございます。

国と地方による脱炭素実現会議が公表した「地域脱炭素ロードマップ」では、**2030年度**までに、少なくとも**100か所**の脱炭素先行地域において、地域特性に応じた先行的な取組を実行することとされております。

本県には、離島や農山漁村など自然エネルギーを活用し、先行的な取組を実施するための十分なポテンシャルを有する地域があり、既に五島市や西海市などにおいては、洋上風力発電の商用化に向けた取組が進められております。

また、脱炭素社会の実現に向け、今般改正された「地球温暖化対策推進法」では、市町が主体となった取組が特に必要とされております。

このため、県としましては、県内から1か所でも多くの脱炭素先行地域が選定されるよう、

市町が積極的に取り組める環境づくりに向け、今後、国から示される制度設計等の情報も注視しながら、関係部局と連携し、情報提供や適時適切なアドバイスなど、しっかりと支援してまいりたいと考えております。

次に、改正水道法を受けて、市町の水道事業の広域化に向けて、県としてどのように推進していくのかとお尋ねでございます。

改正水道法において、水道の持続的な安定供給確保のため、水道事業の経営基盤強化と効率化が求められており、その主要な方策として、施設の統廃合や維持管理業務の集約に資する広域連携の推進が県の責務とされたところでございます。

人口減少による有収水量の減少と、市町の水道事業の経営環境は年々厳しさを増してきており、県としましても、市町と連携し、経営の効率化を進めることが急務であると考えております。

そのため、昨年度から県内水道事業の広域化推進プランの策定に着手したところであり、今後、市町と共同で広域化の効果分析等を行い、施設の統廃合モデルの提案を含む「水道広域化推進プラン」を令和4年度までに策定できるよう進めているところでございます。

最後に、今後の水道事業における課題は何か、また、どのように対処するのかとお尋ねでございますが、県内の水道事業者においては、人口減少による有収水量の減少、施設の老朽化、専門職員の高齢化に伴う技術継承の問題など、対応すべき課題が山積しております。

特に、本県の地理的特性から、一人当たりの管路延長が、全国平均の1.6倍と非常に長く、老朽管更新に多大な経費を要し、事業経営の圧迫要因となることが危惧されております。

安定的な供給継続のためには、議員もご指摘のとおり、水源から蛇口までの確実な管路更新が不可欠でございますが、その原資を確保するためにも、浄水場など管路以外の施設更新を効率的に進めていく必要があります。

したがって、広域化推進プランの中で、施設統廃合等の具体的な選択肢をお示しすることで、市町の水道事業の経営基盤強化につなげてまいりたいと考えております。

また、大きな水源が乏しい本県の特徴から、施設統廃合等の効果が限定的となることも想定されるために、国からの支援の充実を要望していくことも、これもまた必要であると考えております。

○議長（瀬川光之君） 土木部長。

○土木部長（奥田秀樹君） 地域のまちづくりについて、私から2点お答えいたします。

まず、県営川口アパートの建て替え事業についてのお尋ねですが、県営川口アパート2階部分の長崎県住宅供給公社住宅入居者については、公社が特定調停を受け、新たな住宅建設を行わないこととしていることから、公社でアンケート調査を行ったうえで、別の公社住宅への住み替えのご案内や、県営住宅募集に関する情報提供などに取り組んでいるところです。

県としては、川口アパートにかかる様々な事情を踏まえ、公社住宅入居者のうち県営住宅の入居基準を満たす方に対しては、県営住宅の定期募集を行う際に、優先入居枠を確保するなど、公社と連携しながら配慮してまいります。

また、官民連携による住宅環境の整備については、県営住宅の高層化により余剰地を確保し、少子・高齢化対策等に寄与する民間施設の導入について検討することとしています。

次に、松が枝ふ頭の2バース化に伴うまちづ

くりについてのお尋ねですが、6月補正予算において、先導的官民連携支援事業費1,116万5,000円を計上していますが、これは国の100%補助を受けて実施するものであり、令和3年3月末に応募し、4月末に採択されています。

松が枝地区においては、「海の国際玄関口」にふさわしい空間形成を目指すため、国際ターミナル機能に加え、観光・交流機能や交通結節機能などの強化を図ることとしています。

本予算により、2バース化背後地の土地利用計画、交通計画などを検討するとともに、民間収益施設と港湾施設との一体的な整備・運営を行うPPP／PFI事業の導入可能性を調査、検討いたします。

検討に当たっては、長崎市の関係部局と連携を図るほか、地域の皆様のご意見もお聞きしながら取り組んでまいります。

また、隣接する南山手地区は、市の歴史的風致維持向上計画の重点区域として位置づけられており、地域関係者による協議会と市によって、歴史を活かしたまちづくりが進められています。

県としても市と連携して、松が枝・南山手両地区の回遊動線整備などに取り組み、地域全体のにぎわい創出につなげてまいりたいと考えています。

○議長（瀬川光之君） 交通局長。

○交通局長（太田彰幸君） 県営バスと長崎バスの連携協定につきまして、路線バス網の維持に向けた長崎市との関係構築、また、改革に臨む交通局長の決意はどうかのお尋ねでございます。

バス事業を取り巻く環境は大変厳しい状況となっており、今何もしなければ、路線バス網を維持できなくなるとの危機感から、今回、長崎バスと県営バスとが連携協定締結に至ったもの

であり、持続可能な公共交通網の形成を目指して、長崎市が進める地域公共交通計画の策定やその後の具体化に長崎市と連携して、両バス事業者が協力体制を構築していくこととしたものであります。

長崎市とは、路線バス事業の課題を共有できたと考えており、3者が協力し、連携を深めながら最適な路線バス網の構築を目指してまいりたいと考えております。

今後、独占禁止法特例法に基づく事業者連携の新たな仕組みを活用し、長崎市域の路線バス網の維持に向け、ダイヤ調整を含む競合路線の最適化や利便向上策などの取組について検討していくこととしており、来年4月からの実施を目指してまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 地域振興部長。

○地域振興部長（早稲田智仁君） 私から、口之津港～鬼池港を結ぶ航路に関して、お答えいたします。

今後、この航路を維持していくため、県としては地元の市などどのように取り組んでいくのかのお尋ねでございます。

県としましては、離島・半島の航路を維持していくため、離島補助航路へは、国等とともに欠損補助を行い、また、コロナ禍で厳しい経営状況にある補助航路以外の事業者については、事業継続にかかる奨励金の交付等の支援策を講じているところであります。

今後、口之津港～鬼池航路が補助航路の対象となるためには、地元住民の日常生活における移動や生活必需品等の輸送に不可欠な交通手段として補助の基準に該当する必要があるものと認識しております。

こうしたことから、まずは関係する南島原市と熊本県天草市、航路事業者によりまして、地

元住民の利用を含め、輸送実態を詳細に把握するとともに、地元関係者の協議の場を設置していただき、航路維持の手法等について議論を深めていただく必要があるものと考えております。

県としましては、九州運輸局とも情報交換を行いながら、熊本県と連携して航路の維持にかかる情報提供や意見交換を行うなど、地元関係者の協議について協力してまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 農林部長。

○農林部長（綾香直芳君） 私の方から、畜産振興に関しまして、2点お答えさせていただきます。

まず、家畜飼料の価格高騰に対する現状認識とその対策についてのお尋ねでございますが、とうもろこし等の国際価格の上昇に伴い、令和3年1月から3月期の国内配合飼料価格は、全畜種平均で約6%、1トン当たり3,900円の値上げとなっております。

一方で、配合飼料価格が上昇した場合には、生産者、飼料メーカー、国が積み立てる「配合飼料価格安定制度」によりまして、畜産農家への補てん金が交付されることとなっております。同時期において、1トン当たり3,300円の補てん金が交付され、これにより畜産経営への影響は一定緩和されるものと考えております。

飼料価格については、今後も穀物相場や諸外国の需給動向などの要因に左右されることから、県としましては、飼料作物、飼料用米、WCS用稲の作付拡大による自給飼料の増産、それから、エコフィードの利用拡大による飼料費の低減を進めることで、畜産経営の安定化を図ってまいります。

次に、本県におけるエコフィードの取組みの現状と、今後の推進についてのお尋ねござい

ますが、県ではこれまで畜産農家に対し、エコフィード利用による飼料費削減などのメリットの周知や利用技術向上のための研修会の開催、食品製造業者等に対しまして、製造過程で発生する食品残渣等の再生利用による処理費用の削減等のメリットを周知することで、両者のマッチングに取り組んでまいりました。

その結果、現在、県内の畜産農家172戸において、シロップ廃液や焼酎かすなど年間約1万5,000トンが利用されております。

一方、畜産農家においては、家畜伝染病予防の観点から、新たに食品残渣等の過熱処理基準の遵守が求められていること、食品製造業者等においては、ビニールや腐敗物等の混入が課題になっていることから、今後、畜産農家への過熱処理方法の指導や食品製造業者等への分別マニュアルの周知などを進めまして、さらなるエコフィードの利用拡大を推進してまいります。

○議長（瀬川光之君） 麻生議員—16番。

○16番（麻生 隆君） それぞれの答弁、ありがとうございます。また、中村知事、大変答弁ありがとうございました。

毎回、私の質問の中で産業振興の話をされるので、またかという思いであられるのではないかと思いますけれども、私自身、長崎で三菱重工の現場の方に、議員になる前、大変現場にお邪魔しておりましたので、改めて、三菱重工の長崎でのポテンシャルといいますか、十分理解しているうえで、この話をしたいと思っております。

長崎のまちが発展してきたのは、間違いなく、この三菱重工造船所をはじめ、大手造船所の力が長崎を大きく発展させてきたんじゃないかと思っております。

実は、先日、国勢調査がありまして報告があ

りましたけれども、中核都市の中で、人口流出が顕著なトップ3に長崎市は入っております。北九州市、新潟市、次いで3番目に長崎市が入っております。この5年間で2万人以上流出ということでございますけれども、原因は、働く場がないために県外に流出せざるを得ない、そういった状況にあるんじゃないかと危惧しているところでございます。

私は、三菱重工造船所の中にあります史料館をよく訪れて、メーカーさんを案内しておりましたけれども、相川所長の時代にタービンローターの事故がありまして、この事故で長崎港に飛んだローターの軸の部品を拾いあげて、それが展示室の中に飾ってありました。これは、この事故を起こした教訓を後世に残して、さらに飛躍した技術が誇れる会社にするんだという誓いのもとに置かれているということを聞かせていただきました。多くのことを学ばせていただいたところでございます。

そういった中で、今回、香焼工場の部分売却、避けて通れない状況であろうと思っておりますけれども、長崎県の事業においても、今、国内で地域間競争が行われていると私は思っております。まだまだこの分野では、長崎県も一緒になって取り組みを、さらなるスピードを上げて取り組むことが必要じゃないかと思っております。

また、併せて、中心となる海洋クラスター協議会の皆さんとも連携して取り組むことが大事だと思っておりますけれども、先ほど申し上げましたように、産業労働部において、危機感とスピード感を持って、今回の洋上風力関係についての取り組みをいかに構築されようとしているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（瀬川光之君） 産業労働部長。

○産業労働部長（廣田義美君） 県におきましては、海洋エネルギー産業の基幹産業化を目指し、これまで海洋クラスター協議会など、産学官の連携のもと、県内企業の技術開発支援や専門人材の育成、共同受注体制の構築に取り組んできているところでございます。

昨今のグリーン戦略の柱となる海洋風力発電事業につきましては、今後、急速な市場拡大が見込まれておりますが、国内においては、これから産業化される新分野であることから、サプライチェーンの形成には至っていない状況にございます。

このような状況を踏まえ、今後、県内企業の参入促進を加速化するため、これまでの取組みに加えまして、今年度から新たにコーディネーターを配置し、発電事業者や発電機メーカー等との情報交換を行うほか、県内企業に向けた説明会やビジネスマッチングを行い、参入を働きかけているところでございます。そして、併せて、参入に必要となる技術力の向上や設備投資等に対する支援を強化してまいりたいと考えております。

今後とも、海洋クラスター協議会との緊密な連携のもと県内企業の参画を促進し、他県に先駆けた受注体制の構築に力を注いでまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 麻生議員—16番。

○16番（麻生 隆君） ありがとうございます。現状、今、五島沖の認定が決まりまして、浮体風力が動き出したということでございますけれども、一方、東北の3物件の入札があり、10月以降決まるという話になっております。新聞紙上でございますけれども、東芝とGEが連携して、この事業に参入したと。また、JFEHDが、このモノパイルを手がけて50%シェアを目

指そうという話も出ております。

また、併せて、一昨日の日経新聞では、日立造船が、基礎部分関係については増産されてやるということで、2030年には年間50基をつくるんだと、こういう構想の打ち出しも出ております。

一方、先日、洋上風力を展開する企業の方と意見交換をする場に同席させてもらいましたけれども、長崎県の海洋産業の事業については、ポテンシャルは高いという話は言われていました。香焼造船所も使えれば、風車本体駆動部（セル）本体を吊るだけでも350トン近くあるから、そういったものについて大型クレーンが活用できるということもありますけれども、今、九州管内では、北九州響灘で北九州市挙げて取り組みをし、港湾の認定がもうなされたところでございます。

こういう状況の中で、地域間競争が進んでいるわけありますので、ぜひ、改めてしっかりと協議会の中身を構築していただいて、どういう形で取組みができるのか。また、先ほど申し上げました香焼工場が、大島造船所の所管になるかと思っておりますけれども、官民一体となっていて取り組まないと、長崎にはなかなかこの仕事が回ってこないんじゃないかということも危惧されますので、どうかよろしくお願いしたいと思います。

次に、地球温暖化について、お尋ねをいたしたいと思います。

先ほど、国は、全国100か所近く、脱炭素化関係について、脱炭素先行地域を選定するということでございました。先ほども離島関係について、再生可能エネルギーのポテンシャルが高いから、離島がこの先行地域に選ばれるということでございますけれども、この事例をもとに、

ぜひ県内に展開をしていく、そういう離島のエネルギー、地産地消という関係で取組みができればいいのではないかと思いますので、県の取組みについて、再度お尋ねしたいと思います。

○議長（瀬川光之君） 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（貞方 学君） 今後の脱炭素社会づくりを進めるに当たっては、例えば洋上風力発電、バイオマス資源などの地域特性に応じた再生可能エネルギーを効果的に導入していくことが、より重要になってくようと考えております。

一方で、国の「地域脱炭素ロードマップ」にある、脱炭素先行地域の要件や選定手続がいまだ示されておられません。したがって、県として、現時点で成功事例が創出された後の展開については、なかなか確定的なことは申し上げる段階にはないものと考えております。

しかしながら、本県各地域の特性に応じた展開に向けて、成功事例における課題やP D Cへの観点も参考にさせていただきながら、着実な取組が持続的に実践されるように、制度設計をしております国ともしっかりと情報交換を図るとともに、関係各部署とも密接に連携して、県としての支援策を検討してまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 麻生議員—16番。

○16番（麻生 隆君） 離島は、先ほど言われたように、潜在的なエネルギーのポテンシャルが多いんじゃないかという話、また、壱岐もそうですけれども、今、洋上風力のゾーニングの検討がはじまりました。また、対馬では、この前、比田勝市長と意見交換した中で、森林関係があるわけですので、しかし、しっかりとチップ関係で燃焼関係ができる。また、そういった一部洋上風力のゾーニングもあろうかと聞いて

おりますので、しっかりと取組を後押しして、先行地域に選ばれるようにお願いをしたいと思います。

五島は「R E 100」ということで、また、商工会中心に取り組まれておりますので、ぜひそういったことについてもご支援賜ればと思っております。

次に、まちづくりについて、お尋ねをいたしたいと思います。要望にかえたいと思います。

県営川口アパートについてですが、この県営川口アパートは、戦後、浦上地区のバラック建てが多くあった家屋を整理されて、そして商業機能を持たせた建物として集約して建てられたということを伺っております。もちろん県営川口アパートは、立地条件もよくて、今後ファミリー層への入居を図ったり、そういった意味では、活力ある地域ができるということもあろうかと思えますけれども、現在の入居者への細かなフォロー、また、配慮を欠かせないような取組をお願いしたいと思います。

先ほど申し上げましたように、アンケート結果の関係で、平均年齢は75.6歳ということであります。令和7年に大体事業が完結すると言われておりますので、あと約4年強でございますけれども、そういった方たちでございますので、年金暮らしだと思います。

ぜひ、この高齢者に配慮した取組、また、一定民間連携で介護施設等入った、そういった高齢者入居も見据えた検討をぜひお願いしたいということで、要望したいと思います。よろしくをお願いします。

次に、県営バスと長崎バスの連携について、これも要望にとどめておきたいと思います。

先ほど申し上げましたように、両バス事業間で長崎市と協議がはじまる中で、バス事業者の

視点のみではなくて、やっぱりいかに交通弱者を生まないのか、交通網がなければ生活に支障を来します。買い物に行けない、また、病院にもなかなか行けないという方たちが出てくると思いますので、ぜひ協力して、もしバス基幹幹線網が離れるようだったら、ぜひ地域コミュニティ等のバスにしっかり取り組んでもらう、また、デマンドバス関係の対応もすると、そういったことで、交通弱者についての視点での取組をぜひお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、畜産業について、お尋ねいたします。

私も、実は実家が養鶏業でございまして、長年畜産関係については思い入れを込めながら、取組みができないかということで、伺わせていただきたいと思います。

先ほどエコフィードについてはいろいろ話でございました。しかし、今回、エコフィードもこの4月から、家畜伝染病関係の取組みが一段と厳しくなりました。豚コレラ（アフリカコレラ）の関係で、今まで加熱は70度すればよかったのが、90度、60分以上過熱ということで、大変この課題も大きくなってまいりましたし、この施設整備についても法改正により増強すべきとなりました。

そういった中で、先ほど、一定マルキンの関係で、価格が上がった時には対応できますよという話がありましたけれども、先ほど本壇から申し上げましたように、全世界的にとうもろこし、大豆関係のニーズは高まっております。国内の購買力といいますか、今、大変落ちているという状況が言われています。

一例を申し上げますと、カニ関係を購入するのに、今、寿司業界の関係は大変苦戦をしていると、全部中国が買っていくんだと言われてい

る状況もあろうかと思います。

そういった中で、私はエコフィード、廃棄されるものを何とか餌にということで、「もったいない」を産業にしようということで10年近く取り組んでまいりました。ぜひ全国の業界の皆さんとも連携しながら、何がとれるかということでありましたので、ぜひ、今後こういう状況が変わってきている中で、再度、このエコフィードに関する材料関係、食品工場、併せてしっかりと取り組みながら、そして、ひいては、畜産農家がしっかりと安定経営に至るというようなことになろうかと思っておりますけれども、再度、取組みについての段取り、ロードマップ、ないしは取組みの決意をお尋ねしたいと思います。

○議長（瀬川光之君） 農林部長。

○農林部長（綾香直芳君） 県では、これまでエコフィードの利用拡大に向けまして、食品製造業者やスーパー等に対しまして、どういう食品が廃棄されているのか、それが餌にできないか、どういう課題があるのかというアンケートをこれまで実施をしてきております。

その中で、供給できる量や品質が比較的安定しているもの、例えばシロップ廃液とか、焼酎かすとか、パンの耳の部分であったりとか、そういうものについては、随時畜産農家の方へ情報を提供いたしまして、マッチング、それから利活用につなげてきたところでございます。

一方で、スーパーやコンビニエンスストア等の賞味期限切れ、例えば弁当などの食品残渣については、アンケートの結果、やっぱり包装資材と食品部分の分別作業に非常に費用と手間がかかると、それから、地域によっては収集業者がいらっしゃらないということで、そういう課題が明らかになってまいりました。

そういうこともありまして、アンケートをも

とに、そういうものについては、まだ具体的に新たなマッチング、利活用には至っていない状況にあります。

ただし、先ほど議員もおっしゃられましたとおり、世界的な穀物の争奪戦が始まっているということ、それから、国内においても食品ロスの問題、SDGsの観点等から、しっかりと利用できるものは利用していくということが重要でございますので、今後も食品製造業者、販売業者の皆様と意見交換をしっかりと進めて、少しでも活用できるように進めてまいりたいと考えております。

また、あと一点、農家の方が熱処理等で施設・機材を新たに整備する必要が出てまいります。それについては、国の補助事業等準備されておりますので、そちらの方もしっかりと農家の皆様に丁寧に説明をしながら、農家のご負担が軽くなるように、県としてもしっかりと後押しをしてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 麻生議員—16番。

○16番（麻生 隆君） ありがとうございます。まだまだこのエコフィードに関しても、焼却に回っている分が多いのかなという感じもありますし、しっかりとリサーチして、連携してやっていただければと思っております。

最後に、水道関係について、お尋ねいたします。

水道事業については、先ほど本壇から申し上げましたように、人口減少、そしてやっぱり設備の老朽化といいますか、そういったのが一段と回ってきているんじゃないかなと思っています。

そういう中で、国は、先ほど申しました広域化事業関係について、取りまとめを令和4年までという話をされて、県も取組を進めるという

話になっておりますけれども、その中で、今、水道事業においても、今後はデジタル化の活用に関わり、いかに取り組んでいくのかということが課題ではないかと思っております。適切な水の供給や管理、老朽化に伴う管路網の整備、また、地域住民の使用量をしっかりと把握してできるような、また、そういう意味でのエネルギーの省エネ化、また、技術者の経験や勘で頼っているものを数値化して、継続して技術者の育成などの取組みができるんじゃないかと思っておりますので、こういったニーズと活用について、県はどのように把握されて対策をされようとしているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（瀬川光之君） 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（貞方 学君） 水道事業におけるデジタル技術の活用につきましては、多くの県内市町において、浄水場等の監視に当たって、現地の情報をデジタルデータとして取得し、水量の異常等をリアルタイムで遠隔で把握するなど、その導入が一定進んでいるところでございます。

また、全国的に見ると、将来に向け、ICTやAI・IoT・ビッグデータ解析などの先進技術を駆使した浄水場等の最適化自動運転、配水管への流量計取り付けによる漏水監視、スマートメーターによる自動検針等、導入の可能性を調査・研究する動きもあります。これらが自動化されれば、事業の効率化に寄与することが期待されております。

本県においても、検針業務の人手不足が顕在化してきており、例えばスマートメーターの導入について、広域化推進プランの中で検討することとしております。また、その他の先進技術につきましても、その活用に向け、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 麻生議員—16番。

○16番（麻生 隆君） ありがとうございます。水と空気はただではありませんし、しっかりと安心・安全な水を届けてもらう、そのためには、しっかりと水源からの管理を含めて取組をお願いしたいと思います。

水道事業は、企業会計ですので、各市町が担わなくてはいただけませんが、大所高所で、ぜひ県の指導のもと、しっかりと取組みをお願いしたいと思います。

今回は、いろんな角度でさせていただきましたけれども、しっかりと長崎県政が、本当に県が発展するために取組みを、私たちもさらに加速をしていきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げまして、一般質問を終わります。

ありがとうございます。（拍手）

○議長（瀬川光之君） これより、しばらく休憩いたします。

会議は、2時45分から再開いたします。

— 午後 2時32分 休憩 —

— 午後 2時45分 再開 —

○議長（瀬川光之君） 会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

山田博司議員—32番。

○32番（山田博司君）（拍手）〔登壇〕 皆さん、こんにちは。

県民・島民の会、五島市選出の山田博司でございます。

まずはじめに、いまだ収束へ向かわない新型コロナウイルス感染症に罹患された方々に対し、心からお見舞いを申し上げます。

また、医療従事者の方々をはじめ、飲食業、観光業、交通事業、農林水産業など、大変困難な状況に立ち向かわれている全ての皆様に敬意

と感謝を申し上げたいと思います。

そして、本日、ご多忙の中、私の一般質問に傍聴にお越しいただき、感謝と御礼を申し上げます。

県民・島民の皆様の心と声を県政に反映できますように、しっかりと頑張っていきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いします。

それでは、通告に従いまして質問に入ります。

1、佐世保重工業の新造船休止（2022年1月から）について。

（1）新造船休止における支援策について。

新型コロナ感染拡大に伴い、日本経済及び長崎県経済が低迷する中、佐世保重工業の新造船休止、それに伴い希望退職者を募るなど、県内の経済界に大きな打撃を与えることは明らかであります。

修繕事業を柱に再構築を目指すとする佐世保重工業であります。長崎県として、自衛隊や海上保安庁の南西諸島の警備に対応できる地勢学的優位性のある佐世保重工業への支援を国に対して求めていくべきであると考えますが、中村知事の見解をお尋ねします。

残余の質問につきましては、対面演壇席より質問させていただきます。

○議長（瀬川光之君） 知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕 山田博司議員のご質問にお答えいたします。

佐世保重工業の新造船休止等に伴う支援策についてのお尋ねであります。

我が国の造船業は、世界的な造船不況や、韓国、中国企業との競争激化による受注の低迷に加え、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、現在、大変厳しい状況に直面しております。

そうした中、佐世保重工業におかれては、新

造船事業の休止に伴い希望退職を募集され、248名が応募されるなど、今後の地域経済や雇用への影響が懸念されているところであります。

国においては、国内の海運会社が国内造船会社へ船舶を発注する場合の支援策を設けるなど、受注環境の改善を図る動きが出てきているところであり、関係自治体もまた、造船業へのさらなる支援を要望されているところであります。

県といたしましては、佐世保重工業など県内造船事業者のご意見もお伺いしながら、関係自治体と連携を図り、国に対する要望について検討してまいりたいと考えているところであります。

この後のお尋ねにつきましては、自席の方からお答えをさせていただきます。

○議長（瀬川光之君） 山田博司議員—32番。

○32番（山田博司君） 知事、実は、佐世保重工業のことをいろいろと調べさせていただきました。

そうしますと、国土交通省の資料によりますと、1990年代のはじめには、なんと佐世保重工業を含めて、日本全体の造船量の50%を占めていたそうです。それが2020年には、佐世保重工業を含めて造船の建造量というのは、なんと22%ですよ、これだけ下がったんです。

その一方で、ほかの国はどうかといいますと、2020年には中国が40%、韓国が31%なんです。こういった世界的な状況でありますので、やはりこの長崎県が中心となって、佐世保重工業の支援をしっかりとやっていただきたいと思うわけでございます。

さらに申し上げますと、佐世保重工業の修繕事業というのが、2016年には103億円あったそうです。それが2019年には28億円という大変厳しい状況でございますので、中村知事におかれ

ましては、県内の関係自治体と一緒に頑張って積極的に取り組んでいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

これは、私も、佐世保の皆様方のいろんなお話を聞かせていただきますと、大変厳しい状況というのを痛感した次第でございますので、こういった質問に至ったということをぜひご理解いただいて、頑張ってくださいと思っています。

もちろん私も、この問題につきましては、国政という場で取り組んでいきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

2、壱岐・対馬での洋上風力発電について。

（1）壱岐・対馬での洋上風力発電事業による経済波及効果について。

現在、壱岐市、対馬市海域での洋上風力発電において、発電導入量を促進区域1か所当たり30万キロワットと想定しているとお聞きしております。

現場監視、船舶等管理等の維持管理業務等で、雇用及び地域経済波及効果をどのように試算しているのか、平田副知事にお尋ねします。

○議長（瀬川光之君） 平田副知事。

○副知事（平田 研君） お答えいたします。

昨年度、県では、地元自治体の要望に基づき、壱岐市と対馬市の海域で洋上風力発電の実施可能性を検討するためゾーニング事業を実施し、両市において、建設可能性を引き続き検討していくための候補エリアが選定されたところであります。

昨年度のゾーニング協議会においては、候補エリアに設置可能な洋上風車の本数を基に経済波及効果の試算を行ったところでありますが、

今後、両市が主体となり、改めて事業の実施が可能なエリアを絞り込んでいくための検討、協議が進められることとなっております。

国の「洋上風力産業ビジョン」により示された今後10年間の導入方針に基づき、ただいま議員ご指摘の方法で経済波及効果を試算しますと、維持管理費として、それぞれ年間6億7,500万円、20年間の売電期間においては約135億円となっております。

また、経済波及効果額を基に創出される雇用者数については、それぞれ年間71人となっております。

○議長（瀬川光之君） 山田博司議員—32番。

○32番（山田博司君） 平田副知事、これを平田副知事に質問した理由というのは、実は、私も壱岐、対馬の方々にいろんなお話を聞かせていただきました。

この洋上風力発電というのは、そもそも産業労働部が中心になっておりますね。それで、実は、壱岐の漁業関係者、地元の方も協力しているという姿勢はあるんですが、一つだけ問題は、土木部に確認しましたら、土木部は知らなかった。産業労働部長と土木部長は隣の席ですけど、このことについて意思の疎通がなされてないんです。だから、私は質問させていただいたわけでございます。

さらに、対馬に行きますと、漁業者の意見が、この洋上風力発電について、いろいろ反映されてないんです。そこにいらっしゃる産業労働部長、土木部長、水産部長の意思の疎通というか、十分されてないから、私は、あえてあなたに質問させていただいたわけでございます。ですから平田副知事、あなたのリーダーシップを、もっと頑張ってくださいたいと、激励も込めて質問させていただいているわけでございましてね。

そういった各部との調整というのは、本来であれば統括監、あなたがやらないといけないんですよ。そういったことを踏まえて、しっかりと平田副知事と、各部の調整を図っていただきたいと思っているわけでございます。

私は、これだけの経済波及効果があるということで地元の方も喜んでいる一方、そういった危惧がされるということも指摘をして、次の質問に移りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

3、県内の国公立中学校・高等学校における校則の見直し状況について。

（1）不適切な校則の見直しの取組み状況について。

令和2年12月1日、私が県教育委員会に対し、各学校において、人権侵害の可能性のある校則と思われる下着の色の指定等について、説明を求めました。

その後の令和3年2月定例会長崎県議会予算決算委員会において、県内の国公立中学校・高等学校において、下着は白とした校則の現状及び積極的な改善取組みをすべきと質問しておりますが、県内の各学校における取組状況を教育委員会教育長にお尋ねいたします。

○議長（瀬川光之君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（平田修三君） 本年5月に県立高校66校と国公立の中学校171校を対象に、下着の色の指定の校則の見直しについての調査を実施しております。

県立高校におきましては、見直しが進められ、お尋ねの下着の色を白と指定している学校につきましては、3月時点で報告しておりました27校のうち、見直しを実施済みの学校が20校、実施予定の学校が4校、未実施の学校が3校となっております。

中学校においても同様に見直しが行われておりまして、3月時点で報告しておりました111校のうち、見直しの実施済みが60校、見直し実施予定の学校が44校、未実施の学校が7校というふうになっております。

○議長（瀬川光之君） 山田博司議員—32番。

○32番（山田博司君） 教育委員会教育長、私は、そういったことを聞いているんじゃないんです。

「あればせんば、こればせんば」の饗庭議員に対する答弁で、教育委員会教育長は、「学校長の判断と責任を持って」というふうにおっしゃいましたね。

実は、この質問をした時に、令和3年2月定例会の予算決算委員会で教育委員会教育長は、この校則の問題というのは、下着の色を指定するというのもさることながら、そもそもこの下着の色を指定する、その確認の行為が人権侵害になるのではないのか、そういったおそれがあるからということで、これは私も指摘して、また、そうならないように取り組んでいると思っています。今の状況であると、下着は白の校則を変えるか、変えないかだけなんです。2月定例会の予算決算委員会で教育委員会教育長は、そういうふうに言ったんです。

その変える、変えないという問題もさることながら、そこも大切なんです、確認行為はどうなっているのかと、これは教育委員会教育長、どうされているんですか。

○議長（瀬川光之君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（平田修三君） 現時点で、まだ見直しを実施していない学校について聞き取りを行っておりますが、校則の確認につきましては、外見で判断できる部分で検査を行っていると学校からの報告を受け取っております。

す。

特に、校則について点検を行う際におきましては、人権に配慮をして、いきすぎた指導にならないようにということについては、これまでも周知しておりますし、改めて徹底していきいたいというふうに考えております。

○議長（瀬川光之君） 山田博司議員—32番。

○32番（山田博司君） 教育委員会教育長、私から指摘されてはじめて通知を出したんですよ。今までやっていました、やっていました、違うじゃないですか。そういった報告はいかがなものかと思えますよ。

教育委員会教育長、実は、長崎大学教育学部附属中学校も、下着の色をまだ見直しをしてない、これからやっていきますということで間違いありませんか。それだけを確認させてください。

○議長（瀬川光之君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（平田修三君） 先ほどの報告の中で申し上げました、見直しを実施予定というふうに伺っております。

○議長（瀬川光之君） 山田博司議員—32番。

○32番（山田博司君） それで、この長崎大学教育学部附属中学校というのは、長崎県内の教育の研究機関なんです。県の職員の皆さん方のお子さんも多数通学されているんです。ね、教育委員会教育長。その中で、いいですか、長崎大学の附属中学校が、長崎県の教育機関、要は、ここは教員を育てる課程の学校でもあるんです。

その長崎大学教育学部の池谷和子准教授は、下着の色に関しては細かい規定は必要ないと、チェックの方法については人権侵害になると言っているんです。

私は何が言いたいかというと、いまだにこういったことがあるというのはいかがなものかと。

私は、それをなんで、先ほど饗庭議員の質問に関して、学校の裁量だと言うのかと言っているんです。

これは県警本部長、長崎県の迷惑行為防止条例とあるんですよ。学校敷地内で、実は学校の先生方の盗撮の事件があったんです。これを、こんな事件があったから改正しようとしたんです。したんです、本会議のこの場でね。

そういったことの過程があるにも関わらず、なんでこれは教育委員会教育長、踏み込んでいかないんですか。もっと踏み込んでいくべきじゃないんですか。いかがですか、見解を聞かせてください。

○議長（瀬川光之君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（平田修三君） 校則と申しますのは、学校運営をするうえでの生徒が守るべき規律というものを、学校それぞれの態様、生徒の状況、地域の状況等々、総合的に勘案して定められる、最小限の範囲内で定められるべきものだということで、最終的には学校の教育について責任を負っております校長にその制定の権限、見直しの権限はあるということは、これは法律的にもそう言われておりますし、文部科学省の通知の中でも、改めて申し上げますが、そういうふうに明言をされております。

ただし、その校則のあり方の必要性につきましては、これまでも通知等々でも言っておりますけれども、改めてどういう定め方、どこまで定める必要があるのかということについては、今の他校における見直しの状況とか、見直されている事例とか、そういう情報を各学校にも伝えながら、積極的な見直しを促進していきたいという立場でございます。

○議長（瀬川光之君） 山田博司議員—32番。

○32番（山田博司君） 教育委員会教育長、お

尋ねしますが、そうであれば、その各学校の人事権は、誰が配置をされていますか。この国立の長崎大学教育学部附属中学校も含め、県内の公立中学校、高校も含めて、校長の人事権は、誰が配置されますか。そこだけお答えください。

○議長（瀬川光之君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（平田修三君） 教員の人事配置につきましては、市町教育委員会のご意見、進達も受けながら、県教育委員会で行っております。

○議長（瀬川光之君） 山田博司議員—32番。

○32番（山田博司君） そうでしょう。ということは、人事権はそういうふうに発令しながら、学校の校長の裁量ですというのは、これは長崎県の子どもたち、また保護者、そういう答弁はないんじゃないかと私は思っているんです。

私は、子どもたちがしっかりと勉強できる環境をつくるのが、私たち大人の務めだと思っているんです。

この国立の附属中学校を、いろいろ調査をしました。そうしたら、これからやっていくんですと簡単に言いましたけれども、私は調べました。この国立の附属中学校の生徒に面談したんです。そうしたら、全く話がないと言うんです。

教育委員会教育長、こういった現状というのはいかがなものかと。子どもたちには、正直であれ、嘘をつくな、簡単に言いますとね。肝心かなめの教育現場の先生方が、子どもたちに胸を張って、この校則のあり方というのは、こうあるべきだと言えるかと私は言っているんです。

教育委員会教育長、校則というのは、確かに必要なところはあるんですよ。私は、全面的に否定しているわけじゃないんです。その運用をどのようにするかというので、子どもたちを守

っていかないといかんと言っているんです。

立憲民主党のある国会議員が、「合意があれば50歳のおじさんでも中学生との性行為で逮捕されるのはいかがなものか」と言っているんです。こんなばかげたことを国会で言っているんですよ。だから、なおさら私は、この問題をしっかりと議論せんといかんと思っているわけです。

教育委員会教育長、見解を聞かせていただきたいと思います。

○議長（瀬川光之君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（平田修三君） 私どもも、県教育委員会の権限の行使につきましては、様々な法令等の根拠に基づいて行うべきものだと考えております。

附属中学校に関しましては、設置者が国でありますので、私どもとは設置者が異なります。異なる設置者に対して、県教育委員会が指導等を行う権限はないという中で、ただ、私どもが調べた様々な取組についての情報提供はしていくという考えでございます。

○議長（瀬川光之君） 山田博司議員—32番。

○32番（山田博司君） 教育委員会教育長、確かに長崎大学附属中学校は国立でございます。私もそれは知っております。

だからと言って、あそこに行っている子どもたちは、長崎県の子どもたちですよ。国立の附属中学校だから、私たちはいろいろ言えないんだ、そうじゃなくて、じゃ、国に言ったらいいじゃないですか。

私は、平田教育委員会教育長、あなたも就任早々、こういった質問をされて、大変ご苦労が絶えないと思うわけでございますが、いずれにしても私は、長崎県の子どもたちの未来を見据えてこういった質問をしているんです。ぜひ、

私の意向を酌んで頑張っていただきたいと思いますっております。

次の質問に移りたいと思います。

4、長崎県産業振興財団における基金運用のあり方について。

（1）透明性のある運用について。

令和3年2月定例会長崎県議会予算決算委員会において、長崎県産業振興財団運用についての私の質問に対し、監査事務局長は、「平成28年度以降、選定経過を残すようにされており、今年の2月には、協議内容についての議事録を整備する旨の改正がなされているので、現時点においての監査を行う必要はないと考えております」と答えております。

そうであれば、平成28年度以前の長崎県産業振興財団の資産運用のあり方について監査を行う必要があると思われますが、代表監査委員の見解をお尋ねします。

○議長（瀬川光之君） 代表監査委員。

○代表監査委員（濱本磨毅穂君） 長崎県産業振興財団の基金運用についてですけれども、もともとが平成14年度に定めました資産運用規程に基づいて、検討委員会という組織で運用方法が協議され、その結果、運用することとなった銘柄を購入するという形での伺い文書が残されております。

そういう中で、平成28年度から、先ほど議員もおっしゃいましたけれども、伺い文書に選考経過がわかる資料が添付され、さらに、本年2月には議事録を整備する旨の規程改正もなされているという状況でございます。

おっしゃるように、平成27年以前においても、選考過程がわかる資料を残しておくことが事務的には望ましかったものと思いますけれども、その後、財団の判断で改善が図られているとい

うことから、今後も引き続き、財団において透明性の確保に努めていただきたいと考えているところでございます。

○議長（瀬川光之君） 山田博司議員—32番。

○32番（山田博司君） 代表監査委員、その答弁は何ですか。私たちは、県民から負託いただいて、きちんと監査をしてないといけないんじゃないかと、平成28年度以降はきちんとしているけれど、それ以前はしてないとあなた方は認めているんですよ。認めているにも関わらず、今になったら何ですか。しないということですか。そういった県民を愚弄するような言い方はいかなものかと。

代表監査委員、実は、この質問をするに当たって県民の方から言われました。「代表監査委員に質問したって、先生、一緒じゃないんですか」と。「どうしてですか」、「あの人は、金子知事の時以来、この財団理事長をしていたから、やはり上司と部下で、しにくいんじゃないですか」と、私は、そんなことを言われたから、「代表監査委員がそんなことをするわけないんじゃないか。正々堂々とやるんだ」と、私は言い切ったんです。しかし、その答弁じゃ、県民に私はどういうふうにしたらいかわからないんです。

代表監査委員、もうひと踏ん張り、よろしくをお願いします。

○議長（瀬川光之君） 代表監査委員。

○代表監査委員（濱本磨毅穂君） 先ほど、事務的に望ましくなかったと申しましたけれども、そのことがイコールで、運用の方法そのものが好ましくなかったということを言ったわけではございませんので、その点をご理解をいただきたいと思います。（発言する者あり）

○議長（瀬川光之君） 山田博司議員—32番。

○32番（山田博司君） 代表監査委員、マスクしていて、ぐじゅぐじゅ、ぐじゅぐじゅ言って、何を言っているかわからないから、もう一回言っていただけませんか。

○議長（瀬川光之君） 代表監査委員。

○代表監査委員（濱本磨毅穂君） 事務的にそういう運用決定過程がわかる書類が残されていなかったということは、事務的には望ましくなかったというふうに考えておりますが、そのことがイコールで運用決定の内容そのものが悪かったということを言っているわけではございません。それを透明性を増すために、そういう書類をしっかりと今後は付けてくれということで、私どもも考えておりますし、財団自体もそういうことでの是正をしておりますので、今の時点で、平成27年以前の監査を改めてするというところについての考えはございません。

○議長（瀬川光之君） 山田博司議員—32番。

○32番（山田博司君） 代表監査委員、この件に関しては、また他の同僚議員がしっかりとやっていただくとお思いますのでね。私は、今の答弁では納得しておりませんよ、県民の皆さんも。一千何百億円のお金を運用しているんですよ。私も誠意を持って質問しているんですよ。よろしくお願ひしたいと思います。

5、長崎県地方卸売市場及び長崎県漁業公社に対する県の姿勢について。

（1）長崎県地方卸売市場、長崎県魚市場条例の制定経過及び運用について。

マスコミ報道によりますと、長崎地方卸売市場の卸会社から長崎県漁連に対してブリやサバなどの仕入れ名目での架空請求を出し、長崎県漁連から2014年から2016年の間に約4,700万円を不正にだまし取る事件が発生しました。この事件に対して、県当局は、どのように認識し、

今後の対応策をどのように講じられているのか、上田副知事にお尋ねいたします。

○議長（瀬川光之君） 上田副知事。

○副知事（上田裕司君） ただいま、長崎卸売市場の中の仲卸事業者で起きた不祥事の事案についての認識のお尋ねであります。

現在、公判中ですので、詳しくはお話をするつもりはございませんけれども、この事案は、通常、卸売事業者から仲卸事業者の方に魚介物の販売が競りによって行われます。その後に、仲卸事業者の中の職員による架空取引による不正事案と、そういうふうには認識をいたしているところでございます。

県の方では、平成31年から市場の卸売事業者についての条例に基づく検査を行っておりますので、その点について引き続き行っていきたいと思っているところでございます。

○議長（瀬川光之君） 山田博司議員—32番。

○32番（山田博司君） 上田副知事、令和2年12月15日に、私は、この件で水産加工流通課に話をさせていただきました。そういたしましたら、長崎魚市場の指導監督上必要な対策を講じていくと、市場の検査の実施等を通じて、市場の業務の適正化かつ健全な運営の確保に努めていくと報告があったんです。これ、上田副知事、ご存じでしたか。

去年の12月15日に私に話があったんです、この事件の話をした時ですね。上田副知事、この時点で、あなたにもそういった話がありましたか。あったか、なかったか、そこだけお答えください。

○議長（瀬川光之君） 上田副知事。

○副知事（上田裕司君） どの時点かというのは、現時点で定かに記憶はありませんけれども、昨年、あるいは一昨年、こういう事案が起こった

という際には、私の方にも報告がっております。

○議長（瀬川光之君） 山田博司議員—32番。

○32番（山田博司君） 上田副知事、これは令和2年12月10日から令和3年5月27日まで、ずらっとこの経過を書いているんです。

水産部長、そもそもこの経過というのは、上田副知事にきちんと報告しないといけないんだよ。今、上田副知事は苦しい答弁ですよ。なぜかということ、あなたがきめ細かに報告してないからだよ。

水産県長崎県でこういった事案が発生した時に、本来であれば、市場条例に基づいて監査しないといけないんですよ。いかがですか、そうじゃありませんか。

今、公判中だろうが、何だろうが、そんなおっしゃっていますけれども、汗水流して働いて納めた魚が、架空取引でこんなことがあったんですよ。私に説明する時は、「商取引で、こんなことは先生、当たり前なんです」と、そういった説明はあったけれども、当たり前だろうが、何だろうが、架空請求で不正取引があったんだから、それはきちんと調査するのが水産部の務めでしょうが。ましてや、きちんと担当の上田副知事に報告してないとはいかがなものかと。

私は、上田副知事、あなたにこういった質問をして、大変申し訳なかったけれども、私は、水産行政がしっかりしていないから、あえて質問させていただいたんですよ。

水産部長、今こそは返事をして、あなたがね、上田副知事、答えますか。わかりました。どうぞ。

○議長（瀬川光之君） 上田副知事。

○副知事（上田裕司君） こういった事案につきましては、水産部の方からは報告を受け、そし

て、その後の対応のあり方等についても、一緒になって協議をしてきているところでございます。

議員ご指摘の、そういった卸売市場に対する県の検査でございますけれども、この条例に基づきます県の検査、あるいは指導の権限、これは卸売市場の中での生産者から受託を受けた魚を卸売の事業者が仲卸の事業者に競り等で販売を行う、この間の市場内の流通が適正に規則に応じてできているかというのを確認するものでございます。

今回の事案は、その流通後に、仲卸事業者の社内で起きた事案というふうに認識をいたしております。そういった意味では、私ども県の検査の、あるいは指導の権限が及ばないところでございます。

そういった意味で、市場内の通常の流れが適正に行われているかということを、引き続き、検査を通して確認をしていくという趣旨で対応をしていくことを、協議しながら決めたところでございます。

○議長（瀬川光之君） 山田博司議員—32番。

○32番（山田博司君） 上田副知事、そうおっしゃいますけれども、令和3年5月27日に、実は、競りの取引の実施把握を含め、例年実施している監査の一環として検査を実施する予定である旨を私に報告しているんですよ。

今のお話では、できない、できない、そういった規定はあるけれど、できませんけれどもです、ねという話だったんです。実際、これは入ると言っているんです。そういったことをしっかりと、もっとコミュニケーションをとってやっていただきたいと思うんです。

もう一つ、水産部長にお尋ねします。

昭和47年1月1日から令和2年6月20日の期間

に、長崎魚市場条例の検査に関する規定をわざわざ削除し、市場への検査を実施していなかった事由を水産部長にお尋ねしたいと思います。

○議長（瀬川光之君） 水産部長。

○水産部長（斎藤 晃君） まず、検査を実施してこなかったのは事実でございます、平成30年まで、いわゆる法令に基づく検査を行ってきてないということでございます。

これは日常的に担当、専門の職員が長崎魚市場に出向いて、運営状況とか仕業といったものを行ってきており、そういったことで、適正な運営がなされていると判断して行ってきていなかったものというふうに認識しております。

また、令和2年に魚市場条例を削除ということをしておりますが、これにつきましては、新たな市場法が制定されたということでございますので、そのあたりを整理したものでございます。

○議長（瀬川光之君） 山田博司議員—32番。

○32番（山田博司君） 水産部長、その答弁はいかがなものかと思えますよ。

私から農水経済委員会で指摘されて、市場に今まで入ってないから、入らないといかんのじゃないかという指摘を受けて、はじめて入ったんじゃないですか。いかがですか、イエスカノーかでお答えください。

○議長（瀬川光之君） 水産部長。

○水産部長（斎藤 晃君） ご指摘のとおり、平成30年度まで検査を行ってこなかったところでございますが、平成元年の農水経済委員会において、ご指摘を受けたこと、あるいは他県の取組とか農林部の対応を見ながら、検査が必要と判断いたしまして、令和元年度以降、検査を実施しているところでございます。

○議長（瀬川光之君） 山田博司議員—32番。

○32番（山田博司君） 水産部長、大事なことを忘れていないですか。どの委員から指摘されたかというのを私は言っているんです。そこだけお答えください。具体的に名前を言ってください。

○議長（瀬川光之君） 水産部長。

○水産部長（斎藤 晃君） 令和元年9月25日の農水経済委員会で山田博司委員からご指摘をいただいて、また、各部の対応等を勘案して検査を開始したところでございます。

○議長（瀬川光之君） 山田博司議員—32番。

○32番（山田博司君） 水産部長、それを忘れちゃいけませんよ。山田博司ですからね。

それでは水産部長、この魚市場のしっかりとした体制をやっていただきたいと思って、次の質問に移りたいと思います。

（2）長崎県漁業公社における令和2年の自然災害発生について。

令和2年9月2日から3日にかけて、台風9号の影響により、長崎県漁業公社のヒラメやトラフグの陸上養殖稚魚約10万5,000匹が全滅するという事案が発生しました。

公社の代表取締役上田副知事に対しては、令和2年9月3日に報告した一方で、当時の農水経済委員会に対しては、詳細な説明、報告もありませんでした。

そして、本年5月22日、長崎県漁業公社が大手警備会社に対し、約760万円の損害賠償を求めて提訴しております。そこに至った事由を上田副知事にお尋ねします。

○議長（瀬川光之君） 上田副知事。

○副知事（上田裕司君） 昨年9月の台風被害につきましては、その状況につきまして、県全体の被害状況を水産部の方で農水経済委員会に報告をいたしているところでございます。

さらに現地の視察調査がございました。この際に、漁業公社の方で、施設の被害状況等の現地の説明を行っているところでございます。

ただ、時間の都合もあり、小佐々にあります栽培漁業センター、これは県の施設ですけれども、その説明にとどまらざるを得ず、プロパー施設であります矢岳地区の事業所内での被害による魚類の死滅については、報告をいたすことができなかったところでございます。

今回の被害につきましては、今、議員ご指摘のとおり、10万5,000尾の飼育魚が死滅したところでございます。

魚類被害は、当公社の全飼育尾数が420万尾ございまして、その2.5%の尾数で幸いにもとどまったというところでございます。そういったことで、説明をいたしきれなかったというふうに認識をいたしているところでございます。

しかしながら、漁業公社は、県の栽培漁業センターを活用して、県下に種苗の生産を行うという基幹施設でございます。そういったことから、今後は、災害等による重大な支障、影響を及ぼすような事案につきましては、しっかりと対応するとともに、また、ご報告もさせていただきたいと思っているところでございます。

○議長（瀬川光之君） 山田博司議員—32番。

○32番（山田博司君） 上田副知事は、中村県政を支える、いわゆる助さん、格さんの立場であってね。私も、この質問をするのは忍び難かったんです。

しかし、上田副知事、中村知事、聞いてもらいたいのは、この件は、委員会にも報告しない。私たちは、提訴したというのは新聞報道で知ったんです。こんな悲しいこと、ありますか。水産県長崎県ですよ。この報告を今回の議会に上げるのかと、上げてないんです、水産部長は。

なんで上げないんですか。

簡単に言うと、大した問題じゃないと思っているんです。水産部長は、大した問題じゃないと思っているかもしれませんが、私たちは、水産県長崎県に議席を置く議員としては、この長崎県漁業公社は大切なものなんですよ。

水産部長、あなたは、その認識を変えていただきたい。水産庁から来ているからといって、もっと長崎県に愛情を持ってもらいたいですよ。だから、あえて、この質問をさせていただきました。

そういったご理解をいただいてですね、上田副知事、何か答弁しますか。したいんだったらしてください。

○議長（瀬川光之君） 上田副知事。

○副知事（上田裕司君） この栽培漁業センター、漁業公社、水産行政一般に対しまして、現在、水産部の方では懸命になって取組みを進めているところでございます。この漁業公社に対しても、水産部の方は熱い指導、そして支援をしているところでございます。

こういった被害等が生じた場合には、その内容を見極めながら適切に対応し、また報告もさせていただきたいと思っているところでございます。

○議長（瀬川光之君） 山田博司議員—32番。

○32番（山田博司君） 上田副知事、あなたはよくまとめていただきました。ありがとうございました。今後、上田副知事、しっかりと漁業公社を守り、支えていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

6、コロナ禍におけるワーケーションを活用した地方創生活活性化の取組みについて。

（1）デュアルスクールの導入・整備について。

徳島県が2016年から実施しているデュアルスクールは、区域外就学制度を擁し、子育て世帯が体験移住や二拠点生活、リモートワークを行われたり、都市部、地方の行き来を容易にし、双方で教育を受けることができる新しい学校の形です。

新しい働き方、ワーケーション等の利用に当たり、子育て世帯の方々の教育に関する不安の払拭や、子どもと過ごす時間の増加、子どもの豊かな体験機会の提供に結びつく制度であります。受入れ自治体側にとりましても、新しい人間関係や学校の活性化につながる。

教育による地方創生を目指す長崎県としても、ワーケーションにおける区域外就学制度を導入すべきと考えますが、教育委員会教育長の見解をお尋ねします。

○議長（瀬川光之君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（平田修三君） 地方移住等に伴います区域外就学制度の活用につきまして、平成29年度に国から活用の通知が発せられており、その際、市町教育委員会にもご案内をしているところでございます。

しかし、その後、なかなか活用が進んでいないのが実態ですけれども、この制度は、ワーケーション等を希望する方々の多様なニーズに応える受入体制の整備につながるものであると考えております。

今後、市町におけるワーケーション推進策の一つとして、この制度の周知活用について、関係部局と連携しながら、市町に積極的に働きかけてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 山田博司議員—32番。

○32番（山田博司君） 教育委員会教育長、これはいい制度ですから、ぜひ取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

（2）ワーケーションを軸とした「企業版ふるさと納税」の創設について。

コロナが長引く中、テレワークが新しい日常における働き方として広がってきております。働き方改革の推進と地域創生を目的に、政府や各省庁でも促進、普及に力を入れております。

長崎県としても、企業版ふるさと納税を活用したワーケーションプランを立て、子育て世帯等、より多くの方々が長崎県を訪問地として利用しやすい制度を導入すべきであると考えますが、県当局の見解をお尋ねします。

○議長（瀬川光之君） 地域振興部長。

○地域振興部長（早稲田智仁君） 企業版ふるさと納税を活用するに当たっては、企業のニーズを把握し、寄附の動機づけにもつながる施策を講じる必要があると考えております。

ワーケーション等に関する企業の皆様とのこれまでの意見交換の中では、「仕事ができる情報通信環境」、また「地域の住民や事業者と交流する場や地域の課題に触れる機会」、さらに「子育て世帯が利用しやすい環境づくり」などに関するご意見をいただいているところであります。

ワーケーションなどの際に仕事に従事する方々と併せてその家族も呼び込むことは、関係人口や移住の拡大にもつながる視点の一つであり、今後、例えば子育て世帯を対象とした体験プランなど、企業や市町のニーズも踏まえながら、来年度に向けて検討してまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 山田博司議員—32番。

○32番（山田博司君） 地域振興部長、教育委員会教育長、ぜひ連携を取って進めていただきたいと思います。

これは、離島の関係者が大変期待を寄せてお

ります。もちろん県内各地も大変関心を寄せておりますので、ぜひしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

7、長崎県の財政状況について。

（1）財源確保に対する県当局の姿勢について。

長崎県令和3年度当初予算およそ7,500億円に対して、令和3年度当初県債の残高は1兆3,000億円で、県民一人当たり約96万円の負債という大変厳しい財政状況です。

そこで県当局は、「長崎県行財政運営プラン2025」を作成し、歳入の確保、県有財産の有効活用を示しております。

歳入の確保は、担当部署から各部へ強く要請しますが、県有財産の有効活用のチェックは、各部に任せきりで丸投げになっていると思われます。この状態のままでは健全な財政運営は遠のくばかりと思われませんが、平田副知事の見解をお尋ねします。

○議長（瀬川光之君） 平田副知事。

○副知事（平田 研君） 議員ご指摘の本県の財政状況は、大変厳しい状況でございますけれども、「行財政運営プラン2025」に掲げます「県有財産の有効活用」として、未利用地の活用や売却に取り組んでいるところであります。

県で未利用地として分類しております土地は、職員公舎跡地とか県立学校跡地、土木部では不要となった代替地、廃川・廃道敷、都市再開発用地、廃ふ頭用地、神ノ島等の工業団地がございます。

先ほど、各部に任せているのではないかとというお話でございましたけれども、当然各財産によって担当部はあるわけでありましてけれども、各部において、しっかり未利用地の活用、売却への取組が進むよう、私としても担当部に対し

ては指導してまいりたいと思います。

○議長（瀬川光之君） 山田博司議員—32番。

○32番（山田博司君） 平田副知事、これは平成25年、私が未利用地の売却実績をいろいろと確認させていただきましてね。それから、平成25年から総務部はどれだけその実績があるかというところと30%です。それで、土木部は19%なんですよ。

私が平田副知事にこの質問をした理由というのは、後ろにいらっしゃる産業労働部と土木部の意思疎通がうまくいっていないんです。

産業労働部は、いかにして企業誘致をしっかりとやらうかとしているんです。しかしながら、土木部においては、そういった産業労働部の意向をしっかりと受けて取り組んでいこうという過程が見られていないんです。だから、私は指摘しているんです。

それで、もう一つ言わせていただきますと、地方自治法の第237条に、「普通地方公共団体の財産は、適正な対価なくしてこれを譲渡し、もしくは貸付してはならない」という規定は、平田副知事、ご存じですか。知っているか、知っていないか、そこだけお答えください。

○議長（瀬川光之君） 平田副知事。

○副知事（平田 研君） 条文の数字まで、第237条というのを明確に存じておるわけではありませんけれども、適正な対価で譲渡、譲渡する際には適正な対価でということは承知しています。

○議長（瀬川光之君） 山田博司議員—32番。

○32番（山田博司君） それでね、平田副知事、実は長崎県の公有財産の取得や処分にかかるあり方というのを調べたんです。

そうしたら長崎県の場合は、大体、概算の評価額が3,000万円以上の場合に、いいですか、鑑

定評価を入れるとか、評価額を、第3者を入れると言っているんです。

福岡県とか佐賀県とか熊本県は、全部ちゃんと鑑定するとなっているんです。いいですか。さらに大分県、宮崎県、鹿児島県は、大体200万円ぐらいなんです。代表監査委員、聞いていますか。

これを、こういった評価の制度があるというのを、平田副知事、ご存じでしたか。知っているか、知っていないか、そこだけお答えください。

○議長（瀬川光之君） 平田副知事。

○副知事（平田 研君） 今回、山田博司議員からの質問で、評価の方法についてのお話があるというようなことで、長崎県の運用については承知をいたしました。

○議長（瀬川光之君） 山田博司議員—32番。

○32番（山田博司君） 総務部長にお尋ねします。総務部長、こういった他県に比べたらですね、地方自治法に照らし合わせたら、明確な評価をきちんとやっているんです。我が長崎県は3,000万円ですよ、いいですか。福岡県とか佐賀県とか熊本県は全てやっているんですよ。この状態でちゃんとチェックができると思いますか。やっぱり他県に見習って、ぐっと下げんといかんのじゃないですか、いかがですか。

○議長（瀬川光之君） 総務部長。

○総務部長（大田 圭君） ご指摘いただきました概算評価額の関係であります、3,000万円という基準がどうして設けられたかというのは、今回のご質問もございましたので調査をしてみたいんですけど、明確なところはちょっとわかっておりません。

ただ、今ご指摘いただきましたとおり、今後の評価の考え方のところにつきましては、各県

の取扱いも参考とし、あるいは費用対効果も勘案しながら、関係各課と検討していきたいと思っております。

○議長（瀬川光之君） 山田博司議員—32番。

○32番（山田博司君） 知事、中村県政は、地域を回っていたら、中村知事の評価が高いんです。にもかかわらず、中村知事が一生懸命にやっている一方で、こういった土木部で、企業誘致を一生懸命やろうとしている、その阻害するとかね、動きを止めるような、いかななものかと。

ある県有財産で、1年間に大体180万円、これは目的外、通常使用許可も含めてする一方で、これを企業用地として売却したら、担当部署から資料をいただきましたら9,700万円です。企業誘致もできる、売却して9,700万円も入る、一方で、きちんと整理すれば、これが活用できるというにもかかわらず、土木部が拒むんです。

拒んだ挙げ句に、いろいろと調べたら、この財産の3,000万円以上の場合に不動産鑑定士を入れるとかですね。これは実はどの時点であったかと、平成12年から始まったんです。平成12年の知事は誰かと、総務部長、知っていますよね。

だからね、長崎県の知事は、中村知事です。しっかりと、こういった適正な財源確保に対する県の姿勢を、私はあえて質疑をしているわけでございまして、この質問に対して総務部長、しっかりとやっていただきたいと思うんですよ。県の財政を担っているのはあなたなんです。あなたしかできないと私は思っているんです。もう一度、総務部長、あなたの意欲を聞かせていただきたいと思います。

○議長（瀬川光之君） 総務部長。

○総務部長（大田 圭君） 議員ご指摘の県有財

産の関係でありますけれども、私も、「行財政運営プラン2025」を算定する中におきましても、県有財産の有効活用ということで、しっかりと取り組んでいくこととしております。

ご紹介いただきました関係各課との関係もございまして、今、本庁全体におきまして検討の会議も設けておりますので、そういった場もしっかり利用しながら、利活用をみんなで考えていきたいというふうに考えております。

○議長（瀬川光之君） 山田博司議員—32番。

○32番（山田博司君） 総務部長、一つ指摘をさせていただきたいと思います。いいですか。

長崎県の公有財産取扱規則の第1章第4条に、端折って言いますと、「総務部長は公有財産の実地について調査し、監査を行い、または用途の変更、廃止、もしくは所管替え、または所属替えのほか必要な措置を求めることができる」と規定されているんですよ。いいですか。

土木部長、聞いておりますか。そういうことです。その指摘をして、次の質問に移りたいと思います。

8、大村海上自衛隊による夜間緊急搬送用ヘリコプターの更新について。

（1）県要望に対する国の姿勢について。

自衛隊による急患搬送は、昭和33年開始から通算5,000回以上を数え、多くの県民、島民の生命を救っていただいております。

その具体的な任務は、長崎県の場合ですと、海上自衛隊第22航空群の救護ヘリ3機でありましたが、老朽化に伴い除籍されたその後は、後継機の配備計画はありません。代替機として外洋での警戒活動が主任務のSH60K、Jが代用運用されることに対し、海上自衛隊による救護ヘリの任務の実情等を展示により多くの皆様にご理解と周知を図ったうえで、夜間緊急搬送の

必要性を国に対し要望すべきと考えますが、県当局の見解をお尋ねします。

○議長（瀬川光之君） 危機管理監。

○危機管理監（多田浩之君） 海上自衛隊第22航空群の救護ヘリUH60Jは、現在まで多くの急患搬送に活用されてまいりましたが、今年度末までに除籍が予定されていることから、国に対しまして、代替機または後継機の配備を要望してまいりました。

国からは、海上自衛隊の救難機は配備を行わず、第22航空群の哨戒機SH60J、Kで可能な限り対応するほか、陸上自衛隊、航空自衛隊を含む自衛隊全体での統合運用により体制を維持していくとの見解をいただいたことから、現在、統合運用に向けたマニュアルづくりを進めるとともに、陸上自衛隊等との訓練を行うこととしております。

県といたしましては、今後も引き続き、自衛隊や海上保安庁、医療、消防の各機関等との連携を図りながら、これまでどおりの離島からの救急搬送体制の維持、確保に努めるとともに、各機関の活動を広く県民に紹介する取組についても検討してまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 山田博司議員—32番。

○32番（山田博司君） 危機管理監、ぜひその周知をして、自衛隊の隊員の士気を高め、県民の皆様方の自衛隊に対する認識を高めていただきたいと思います。

9、自衛隊募集事務にかかる資料提供について。

（1）県内の市町の状況について。

自衛隊は、我が国の国防、国際協力、災害救援、平和活動など重責を担っております。本県でも、「雲仙・普賢岳災害」や自然災害等におきまして多大なる支援活動をいただいております。

すことはご承知のとおりでございます。

そこで、各市町において、現在の自衛隊募集にかかる資料提供の状況を、具体的な市町名を含め県当局にお尋ねいたします。

○議長（瀬川光之君） 危機管理監。

○危機管理監（多田浩之君） 自衛隊募集事務にかかる募集対象者の情報の提出につきましては、自衛隊法施行令第120条の規定に基づきまして、防衛省は、市町に対し紙媒体による提出を依頼しているところでございますが、本年5月現在、紙媒体による提出が11市町、住民基本台帳の閲覧での対応の市といたしましては、長崎市、島原市、大村市、平戸市、雲仙市、南島原市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、佐々町、この10市町となっております。

資料の提出が法的に可能であることを明確化することについて、昨年12月に閣議決定がなされ、本年2月に防衛省と総務省の担当課長の連名で、「自衛隊法施行令第120条の規定に基づき、市町に対し求めることができること」、「この資料として、住民基本台帳の写しを用いることについて、住民基本台帳法上、特段の問題が生ずるものではないこと」が通知されており、県からも、市町に対し通知、依頼したところでございます。

県といたしましては、改めて本通知の内容を説明し、資料の提出について働きかけてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 山田博司議員—32番。

○32番（山田博司君） 中村知事、私は、長崎県の雲仙・普賢岳災害とか、いろんな水害で自衛隊の方々にご協力いただいている中で、いまだにこういったことがあるというのは、まことに残念です。

恐らく、この今の状況を聞いたら、地元の県

議会議員の先生方も愕然としたと思います。

そこで、長崎県防衛協会の会長である中村知事におかれまして、最後にぜひ、こういった、国もやりましょう、やっていいんですよと言っているにもかかわらず、しないというのはいかがなものかと、知事の取り組む姿勢を聞かせていただきたいと思います。

○議長（瀬川光之君） 知事。

○知事（中村法道君） 自衛隊は、様々な国防上の任務を担われるとともに、大規模災害発生時には、災害派遣要請に応じて献身的なご努力をいただいているところであります。

そうした自衛官の募集事務に伴う様々な手続について、今般、国の方でもその考え方が明確に整理して示されたところでありますので、そうした点については、しっかりと関係市町に説明をし、協力を求めてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 山田博司議員—32番。

○32番（山田博司君） 中村知事、この件に関してはしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

私も、県議会議員5期で、今日はいろいろとお話をさせていただきました。これからも初心を忘れることなく、県民・島民のために頑張ってまいります。

どうもありがとうございました。

○議長（瀬川光之君） 以上で、県政一般に対する質問を終了いたします。

次に、知事より、諮問第1号の送付がありましたので、これを上程いたします。

ただいま上程いたしました議案について、知事の説明を求めます—知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕 本日、提出いたしました追加議案について、ご説明いたします。

諮問第1号「退職手当支給制限処分に係る審査請求に関する諮問について」は、長崎県教育委員会が行った退職手当支給制限処分について、元公立高等学校教諭から審査請求がなされたため、地方自治法の規定に基づき諮問するものであります。

以上をもちまして、本日提出いたしました議案の説明を終わります。

何とぞ、慎重にご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（瀬川光之君） 先に上程いたしました第97号議案、第99号議案乃至第108号議案及び報告第4号乃至報告第20号並びに諮問第1号につきましては、お手元の議案付託表のとおり、それぞれの委員会に付託いたします。

次に、各委員会は、お手元の日程表のとおり、それぞれ開催されますよう、お願いいたします。

以上で、本日の会議を終了いたします。

明日より7月12日までは、委員会開催等のため、本会議は休会、7月13日は、定刻より本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

— 午後 3時49分 散会 —

第 2 6 日 目

議 事 日 程

第 ２ ６ 日 目

-
- ◇ ◇
- １ 開 議
 - ２ 第１０９号議案上程
 - ３ 知事議案説明
 - ４ 第１０９号議案 委員会付託
 - ５ 委員長審査結果報告、質疑・討論、採決
 - ６ 意見書上程、質疑・討論、採決
 - ７ 議長辞職の件
 - ８ 議 長 選 挙
 - ９ 副議長辞職の件
 - １０ 副 議 長 選 挙
 - １１ 県議会議員定数等調査特別委員会設置の件
 - １２ 県議会議員定数等調査特別委員会委員並びに正副委員長の選任
 - １３ 議会閉会中委員会付託事件の採決
 - １４ 閉 会

令和3年7月13日（火曜日）

出席議員（46名）

1番 宮 島 大 典 君
 2番 宮 本 法 広 君
 3番 赤 木 幸 仁 君
 4番 中 村 泰 輔 君
 5番 饗 庭 敦 子 君
 6番 堤 典 子 君
 7番 下 条 博 文 君
 8番 山 下 博 史 君
 9番 北 村 貴 寿 君
 10番 浦 川 基 継 君
 11番 久保田 将 誠 君
 12番 坂 口 慎 一 君
 13番 千 住 良 治 君
 14番 石 本 政 弘 君
 15番 中 村 一 三 君
 16番 麻 生 隆 君
 17番 川 崎 祥 司 君
 18番 坂 本 浩 君
 19番 深 堀 ひろし 君
 20番 山 口 初 實 君
 21番 近 藤 智 昭 君
 22番 宅 島 寿 一 君
 23番 松 本 洋 介 君
 24番 ご う まなみ 君
 25番 山 本 啓 介 君
 26番 前 田 哲 也 君
 27番 大 場 博 文 君
 28番 山 口 経 正 君
 29番 山 本 由 夫 君
 30番 吉 村 洋 君
 31番 中 島 浩 介 君
 32番 山 田 博 司 君
 33番 堀 江 ひとみ 君

34番 山 田 朋 子 君
 35番 西 川 克 己 君
 36番 外 間 雅 広 君
 37番 瀬 川 光 之 君
 38番 坂 本 智 徳 君
 39番 浅 田 ますみ 君
 40番 徳 永 達 也 君
 41番 中 島 廣 義 君
 42番 溝 口 芙美雄 君
 43番 中 山 功 君
 44番 小 林 克 敏 君
 45番 田 中 愛 国 君
 46番 八 江 利 春 君

説明のため出席した者

知 事 中 村 法 道 君
 副 知 事 上 田 裕 司 君
 副 知 事 平 田 研 君
 統 括 監 柿 本 敏 晶 君
 危 機 管 理 監 多 田 浩 之 君
 企 画 部 長 浦 真 樹 君
 総 務 部 長 大 田 圭 君
 地 域 振 興 部 長 早稲田 智 仁 君
 文 化 観 光 国 際 部 長 中 崎 謙 司 君
 県 民 生 活 環 境 部 長 貞 方 学 君
 福 祉 保 健 部 長 中 田 勝 己 君
 こ だ も 政 策 局 長 田 中 紀久美 君
 産 業 労 働 部 長 廣 田 義 美 君
 水 産 部 長 斎 藤 晃 君
 農 林 部 長 綾 香 直 芳 君
 土 木 部 長 奥 田 秀 樹 君
 会 計 管 理 者 吉 野 ゆき子 君
 交 通 局 長 太 田 彰 幸 君
 地 域 振 興 部 政 策 監 村 山 弘 司 君
 文 化 観 光 国 際 部 政 策 監 前 川 謙 介 君

産業労働部政策監	村 田 誠 君
教育委員会教育長	平 田 修 三 君
人事委員会委員	本 田 哲 士 君
代表監査委員	濱 本 磨 毅 穂 君
選挙管理委員会委員長	葺 本 昭 晴 君
公安委員会委員長	川 口 博 樹 君
警 察 本 部 長	早 川 智 之 君
監 査 事 務 局 長	下 田 芳 之 君
人事委員会事務局長 (労働委員会事務局長併任)	大 崎 義 郎 君
教 育 次 長	林 田 和 喜 君
財 政 課 長	小 林 純 君
秘 書 課 長	石 田 智 久 君
選挙管理委員会書記長	大 塚 英 樹 君
警察本部総務課長	車 康 之 君

議会事務局職員出席者

局 長	松 尾 誠 司 君
次長兼総務課長	藤 田 昌 三 君
議 事 課 長	川 原 孝 行 君
政 務 調 査 課 長	濱 口 孝 君
議 事 課 長 補 佐	永 田 貴 紀 君
議 事 課 係 長	山 脇 卓 君
議事課特別会計任用職員	天 雨 千 代 子 君

— 午前10時 0分 開議 —

○議長（瀬川光之君） ただいまから、本日の会議を開きます。

この際、知事より、第109号議案の送付がありましたので、これを上程いたします。

ただいま上程いたしました議案について、知事の説明を求めます—知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕 本日、提出いたしました追加議案について、ご説明いたします。

第109号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」は、新型コロナウイルスワク

チンの接種を加速させるため、ワクチン接種体制等の強化に要する経費について計上し、一般会計21億1,367万4,000円の増額補正をしております。

これを現計予算及び既に提案いたしております6月補正予算と合算いたしますと、一般会計7,834億5,205万2,000円となります。

以上をもちまして、本日提出いたしました議案の説明を終わります。

何とぞ、適正なるご決定を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（瀬川光之君） ただいま上程いたしました第109号議案につきましては、お手元の議案付託表のとおり、予算決算委員会に付託いたします。

予算決算委員会での審査が終了するまでの間、休憩することにいたします。

— 午前10時 2分 休憩 —

— 午後 3時 0分 再開 —

○議長（瀬川光之君） 会議を再開いたします。

これより、さきに各委員会に付託して審査をお願いいたしておりました案件について、審議することにいたします。

まず、総務委員長の報告を求めます。

大場委員長—27番。

○総務委員長（大場博文君）（拍手）〔登壇〕

総務委員会の審査の結果並びに経過の概要について、ご報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、第99号議案「職員のサービスの宣誓に関する条例及び公安委員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例」のうち関係部分ほか6件であります。

慎重に審査いたしました結果、議案につきましては、いずれも異議なく、原案のとおり可決、

承認すべきものと決定されました。

また、諮問第1号については、棄却すべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、第100号議案「長崎県職員定数条例の一部を改正する条例」に関し、「長崎県行財政改革推進プラン」が終了したことに伴い、職員の定数を100人減らすとのことだが、これまで主にどのような部署を減らしてきたのかとの質問に対し、佐世保看護学校の閉校、ねんりんピック、新庁舎建設の業務終了、新幹線用地事務所の廃止など、過去の組織の改廃等によるものが多いが、全庁的にも個別の業務を見ながら減員したところもあるとの答弁がありました。

さらに、廃止になった部署は、もともと各部署の人員を調整のうえ新設されていると思われるが、その調整により人員が減った部署は、そのままの人数になっているのか。また、逆に人員を増やさないといけない部署はどのように調整しているのかとの質問に対し、人員の配置に当たっては、各部局からヒアリングを実施し、事業の増減等を確認しているので、一旦減員した部署でも、今後、大きな業務が出てくる場合は人員配置を行うなど、状況に応じながら適切に配置している。

また、人員増については、特に、昨年度からの新型コロナウイルス対策による増員等があるが、これについては、改廃した部署の人員の活用、業務見直し等により、必要な部署の増員を行っているとの答弁がありました。

これに対し、人は減っているのに業務は減っていないという率直な声があるため、定数や人員配置については、それぞれの職場と調整したうえで対応していただきたいとの意見がありま

した。

次に、第102号議案「長崎県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」に関し、視覚障害者が使用するスマートフォンに、信号機の情報を送信し、道路横断を支援する機能を導入するための条例改正とのことだが、その導入時期はいつ頃か、また、導入に当たっての課題をどのように認識しているのかとの質問に対し、本県は、視覚障害者団体等と協議のうえ、従来の音響式の整備を優先しているため、来年度以降に試験設置等から進めていきたいと考えている。

課題については、横断する方向を示すことができないため、今後のシステム開発が望まれるとの答弁がありました。

これに対し、視覚障害者のスマートフォン普及率は非常に低く、経済的負担もあることから、購入等に係る助成について、関係課と連携しながら視覚障害者のスマートフォン普及につなげていただきたいとの意見がありました。

次に、議案外所管事務一般で論議がありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、警察本部関係について、千葉県で児童5人が死傷した事故に関し、政府は、通学路の総点検を行い、緊急対策を拡充・強化して速やかに実行すべきとの方針を出しているが、これを受け、早急に取り組んだものはあるのかとの質問に対し、警察庁からの具体的な指示はまだないが、過去から取り組んでいる保護誘導活動、交通安全指導等を強化して取り組むよう各署に指示を出している。

今後、具体的な指示が出された場合は、その内容に基づき、子どもの交通事故防止対策を推進するとともに、引き続き、学校、道路管理者

等の関係機関と連携のうえ、再発防止対策に努めたいとの答弁がありました。

次に、企画部関係について、I Rの事業者選定に関し、公平性・透明性の確保について、どのように取り組んできたのかとの質問に対し、審査基準の事前公表、評価結果の数量化等による客観性の確保、外部有識者による審査委員会の設置など、国の基本方針に基づいて取り組んできたところであるとの答弁がありました。

さらに、I R開業に向けた交通アクセスの強化や交通渋滞対策、従業員向けの住環境整備等に係る具体的な計画は、いつ頃明らかになるのかとの質問に対し、この夏にI R事業者が決定するため、その後、I R事業者の提案を踏まえた具体的な計画を県民の皆様を示すことができると考えている。

これからも、I R開業後に想定される様々な課題や環境の変化等を見据えながら、引き続き、丁寧に対応していきたいとの答弁がありました。

これに対し、事業者選定の過程や審査結果、区域整備計画の内容等については、県民の理解が深まるよう具体的な情報発信に努めていただきたいとの意見がありました。

次に、地域振興部関係について、九州新幹線西九州ルート整備促進に関し、佐賀県の理解を得て進めていくためには、佐賀県と協調し、佐賀県に寄り添う必要があるのではないかと質問に対し、佐賀県とは、部長同士など事務方では話をしている。両県が同じ課題認識で、一緒に行動することで課題解決につなげることができるものもあると考えており、様々なチャンネルや佐賀県が参加する協議の状況を注視しながら、課題認識の把握に努め、取り組んでまいりたいとの答弁がありました。

次に、危機管理監関係について、災害対策に

関し、昨年の台風の際、避難所開設の遅れやコロナ対策に不備があった等の指摘があるが、避難に係る住民への情報発信や避難所の運営等について、県と市町との連携はどのようになっているのかとの質問に対し、避難所の開設・運営は市町の所管であり、県としては、住民の避難情報に関する理解を深め、市町の的確な発令のための支援や助言を実施するとともに、避難所の開設やコロナ対策に当たってのチェックリストを作成し、提供するなど適切な対応を依頼している。

避難所の運営等については、今後も、市町と連携しながら適切に対応していくとともに、災害の状況や避難所の情報に係る防災情報システムの更新・整備等についても研究していきたいとの答弁がありました。

最後に、別途、本委員会から、「地方財政の充実・強化について」の意見書提出方の動議を提出しておりますので、併せてよろしく願いいたします。

以上のほか、一、薬物対策・児童虐待事案について、一、職員の採用について、一、Society5.0、DXの推進について、一、移住・定住促進について、一、消防団員についてなど、総務行政全般にわたり活発な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、総務委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、よろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（瀬川光之君） この際、念のため申し上げます。

本委員会と文教厚生委員会に分割して付託いたしました第99号議案「職員のサービスの宣誓に関する条例及び公安委員のサービスの宣誓に関

する条例の一部を改正する条例」につきまして、文教厚生委員長の報告終了後に、一括して審議することにいたします。

お諮りいたします。

各議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君） ご異議なしと認めます。よって、直ちに採決いたします。

まず、第100号議案「長崎県職員定数条例の一部を改正する条例」について、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することの賛否について、表決ボタンをお押し願います。

間もなく、表決を終了いたします。

これにて、表決を終了いたします。

賛成多数。

よって、第100号議案は、原案のとおり、可決されました。

次に、その他の議案について、一括して採決いたします。

各議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君） ご異議なしと認めます。よって、諮問第1号は、棄却すべきものと決定され、議案は、それぞれ原案のとおり、可決、承認されました。

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

浦川委員長—10番。

○文教厚生委員長（浦川基継君）（拍手）〔登壇〕 文教厚生委員会の審査の結果並びに経過の概要について、ご報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、第99号議案「職員のサービスの宣誓に関する条例及び公安委

員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例」のうち関係部分ほか4件であります。

慎重に審査いたしました結果、第106号議案「長崎県立長崎図書館設置条例の一部を改正する条例」につきましては、起立採決の結果、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

その他の議案については、いずれも異議なく、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告申し上げます。

まず、第106号議案「長崎県立長崎図書館設置条例の一部を改正する条例」について、同じ県立図書館でありながら、大村市のミライo n図書館と郷土資料センターにおいて、駐車場の使用料金と無料時間の設定について違いが生じる理由は何かとの質問に対し、利用料金の設定の違いについては、郷土資料センターは30分150円の設定であるが、ミライo n図書館は大村市に事務委託をしており、市において、周辺の有料駐車場や市営駐車場の状況を考慮し、大村市の条例で30分50円と設定されているものである。また、無料時間の違いについては、ミライo n図書館の場合は、無料処理の更新を行えば終日無料となるが、郷土資料センターの場合は3時間を上限としている。

これは、ミライo n図書館の場合、駐車可能台数が205台確保されており、終日無料にしたとしても十分な駐車台数が確保されているためであるのに対して、郷土資料センターの方は20台であるため、できる限り多くの方に利用していただく機会を提供したいということで、3時間までは無料という取扱いとさせていただいているものであるとの答弁がありました。

これに関連して、集会・研修室の使用料を無

料にすることはできなかったのかとの質問に対し、施設の使用料については、図書館の資料を使って、集会・研修室を利用する等、本来の目的の使用ということであれば無料となるが、目的外の使用の場合については、地方自治法の規定により、有料とさせていただくものであるとの答弁がありました。

次に、議案外の所管事務一般で論議がありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、総務部関係の主権者教育に関し、投票率全体が下がっている中、若者に投票に行ってもらうため、県立大学では、具体的に主権者教育にどのように取り組んでいるのか。また、選挙の時に特別に行っていることが何かあるのかとの質問に対し、県立大学では、1年時に全ての学生を対象とした選択必修科目において、「現代社会と政治」という科目を設け、一人の主権者としての学生の自覚を育てることを目標に学習を進めている。

また、選挙時の学生の投票啓発については、県の選挙管理委員会からのチラシや、パンフレットを主な掲示板に掲示し、学生が頻繁に出入りする窓口に備え付けるなど、積極的に広報している。

また、昨年度、県議会と県立大学で「包括連携協定」を結んでおり、先日、記念講演として、瀬川議長から、「県議会の現状と課題」と題して講演していただいた。

その中で、若者の政治の関心や、投票率の低下という問題についてもお話していただいております。今後、この連携協定に基づいて、様々な取組が実施されるとお聞きしているので、学生が政治に関心を持つことにもつながっていくのではないかと考えているとの答弁がありました。

次に、教育委員会関係の児童生徒へのワクチン

ン接種に関し、児童生徒のワクチン接種については、県教育委員会としてどのような対応をしているのかとの質問に対し、新型コロナウイルス感染症の脅威から児童生徒の健康を守るために、ワクチン接種は有効な手段だと考えるが、予防接種が強制ではないこと、様々な理由で接種を受けられない人もいたりすることや、接種を希望しない人もいたりことから、その判断は、個々に尊重されることについて、生徒や保護者に指導や理解を求めていくとの答弁がありました。

次に、福祉保健部関係のワクチン接種に関し、ワクチンの供給状況について確認したいとの質問に対し、本県では、市町のほか2か所の県接種センターと一部の企業、大学等で開始された職域接種において、ワクチンの接種を実施している。

県接種センターについては、国からワクチン供給の停止、削減との連絡はきていないので、引き続き、2回目の接種まで確保できると考えている。

職域接種については、一部において、ワクチン供給の見通しが立たなくなったことで、新規の受付を停止したところもあると聞いている。

市町においては、高齢者向けの接種については影響ないと考えているが、その後の一般の接種について、全国的に、これまでよりもワクチンの供給が遅れることにより、各市町では、接種スケジュールの調整が必要になるところも出てくるのではないかと考えているとの答弁がありました。

これに関連し、ワクチンの供給について、必要数をしっかり確保できるのかとの質問に対し、全ての対象者に接種できる総量は、国において確保すると聞いているが、これまでよりも供給のスピードが遅くなっているという状況であり、

具体的な供給のスケジュールを早急に示していただくよう、国に対してお願いしているところであるとの答弁がありました。

さらに、これに関連し、自治体や医療機関の中に在庫があるのではないかと一部報道もある。県が主導して、県内の市町の在庫等を調べて、自治体間でのやりとりはできるのかとの質問に対し、市町から必要量や在庫などをよく確認し、在庫切れにならないよう配慮しながら調整するとの答弁がありました。

以上のほか、一、第三期長崎県立高等学校改革基本方針について、一、体育授業における肌着の取扱いについて、一、教職員の採用について、一、ヤングケアラーの支援について、一、医療的ケア児支援法案成立後の特別支援学校の看護師配置について、一、「ひきこもり」の方への支援について、一、ワクチン接種券郵送時の視覚障害者への配慮について、一、妊産婦医療費助成制度の創設について、一、妊よう性の若い世代への普及啓発について、一、多胎児の妊婦支援についてなど、教育及び福祉・保健行政全般にわたり熱心な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、文教厚生委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、お願いいたします。（拍手）

○議長（瀬川光之君） お諮りいたします。

本委員会と総務委員会に分割して付託いたしました第99号議案を含め、各議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

まず、第106号議案「長崎県立長崎図書館設置条例の一部を改正する条例」について、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することの賛否について、表決ボタンをお押し願います。

間もなく、表決を終了いたします。

これにて、表決を終了いたします。

賛成多数。

よって、第106号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、その他の議案について、一括して採決いたします。

各議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君） ご異議なしと認めます。

よって、議案は、それぞれ原案のとおり可決されました。

次に、観光生活建設委員長の報告を求めます。

中村一三委員長—15番。

○観光生活建設委員長（中村一三君）（拍手）

〔登壇〕 観光生活建設委員会の審査の結果並びに経過の概要について、ご報告いたします。

今回、本委員会に付託されました案件は、第108号議案「訴えの提起について」であります。

慎重に審査いたしました結果、議案につきましては、異議なく、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、土木部関係の所管事項について、本明川ダム建設事業に関し、国の学識者懇談会において、8年間の工期延長と230億円の事業費増額を条件とした事業継続承認がなされたところであるが、防災対策が大幅に遅れることにより生

じる、地元の経済活性化への影響を埋めるための地域振興策はどのように考えているのかとの質問に対し、地域振興策としては、本年3月に、国より「水源地域整備計画の決定」を受けており、上流側の河川整備、道路拡幅、さらには河川公園の整備などが検討されており、国・県・市一体となって、一日も早く実現できるよう取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、文化観光国際部関係の所管事項について、宿泊施設第三者認証制度「TEAM NAGASAKI SAFETY」に関し、感染症対策において、世界的に高い評価を受けている長崎大学の監修を受けた第三者認証制度のガイドラインは、長崎県の安全・安心にとって大きな意義があると考えます。

今後、本県の認証制度に係る安全・安心の情報発信において、長崎大学との連携を前面に出したPR戦略を行ってはどうかとの質問に対し、長崎大学との連携は、全国にPRできるものであり、本県の観光戦略に重要な視点であるため、今後、他県との差別化を図り、より安全・安心な観光地づくりの観点から、PRに取り組んでいきたいとの答弁がありました。

また、「ふるさとで“心呼吸”の旅キャンペーン」に関し、一時、再開見送りとなっている佐世保市に対して、どのような周知がなされているのか。また、スタート時期が遅れることで、公平な利用ができないのではないかととの質問に対し、佐世保市内の宿泊施設に対しては、1週間程度状況を注視したうえで、改めて再開の時期をご連絡するようお知らせしている。また、宿泊施設への補助枠については、極力、不公平とならないよう対策を行っている。

いずれにしても、一日も早く、県下全域での実施を実現できるよう状況を見極めて、検討し

ていきたいとの答弁がありました。

次に、県民生活環境部の所管事項について、ながさきコロナ対策飲食店認証制度に関し、飲食店における感染防止対策の徹底を図るとともに、県民及び来県者が安心して県内の飲食店を利用できるよう、長崎大学監修の認証基準のもと、県内飲食店の認証を行う制度として、6月15日から運用が開始されたが、7月5日までの3週間で申請数が363件、認証店舗数が6店舗との状況をどのように認識しているかとの質問に対し、認証制度の早急な運用開始を最優先にスタートしたため、体制を整えながらの現地調査であったことなどから、現時点での認証数は6店舗であるが、今後は、1日当たり75店舗の現地調査が可能となる体制が整ったため、12月までに約8,800店舗の認証を目標に取り組んでいきたいとの答弁がありました。

これに関連して、申請数も少ないが、その要因として、インセンティブが弱い点があるのではないかと。今後、認証店舗への時短要請の緩和、GoToイートとの連携など、制度設計の改善が必要と考えるがどうかとの質問に対し、認証店舗数の拡大に向け、改善が必要なものは、随時、改善を検討していきたいとの答弁がありました。

次に、交通局関係の所管事項について、県営バスと長崎バスとの連携協定に関し、長崎市域の路線バス網の維持に向けて、本年6月9日に連携協定を締結したが、どのような背景で締結に至ったのか。また、共同経営を行うことによって、どのような経営改善効果が見込まれるのかとの質問に対し、両者ともに令和2年度の赤字額が、前年度の2倍を超える見込みとなり、今後の路線バスの維持に大きな危機感を抱いていたことから、連携協定締結に至ったものである。

また、共同経営により、効率的なダイヤ編成及び車両投資の削減等の経営改善効果が見込まれるとの答弁がありました。

また、「夏休みこども定期券」に関し、夏休み期間中、小学生が1,000円で、対象エリアの路線バスに乗り放題となり、バスに親しんでいただくとともに、バス利用の際のマナー等を知っていただくための大変有意義な事業であると考えている。令和2年度は大幅に利用者が減少しているが、今後も継続していただきたいとの要望に対し、昨年は、コロナウイルスの影響により利用者が大幅減となったが、今後も対象地域の小学校へ周知を行うなどの取組を行い、継続して実施していきたいとの答弁がありました。

以上のほか、一、石木ダムの建設推進について、一、ペット同行避難所について、一、路線バスＩＣカードについてなど、観光生活建設行政全般にわたり熱心な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、観光生活建設委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますようお願いいたします。（拍手）

○議長（瀬川光之君） お諮りいたします。

第108号議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君） ご異議なしと認めます。

よって、第108号議案は、原案のとおり可決

されました。

次に、農水経済委員長の報告を求めます。

久保田委員長—11番。

○農水経済委員長（久保田将誠君）（拍手）〔登壇〕 農水経済委員会の経過の概要について、ご報告いたします。

本定例会においては、本委員会への付託案件はありませんので、各部の所管事項に関して論議のありました主な事項について、ご報告申し上げます。

まず、産業労働部関係について、若者の県内就職促進に関し、今年3月に卒業した高校生の県内就職率は、過去最高であったことに加え、大学生についても5年ぶりに上昇に転じるなど結果が出ている。その主なポイントはどのようなところかとの質問に対し、コロナ禍による地元志向の高まりに加え、高校生については、工業高校のキャリアサポートスタッフを専任配置にするなど、よりきめ細かく対応したことや、本庁と学校現場で意見交換をしながら取り組んだこと、大学生については、コロナ禍を踏まえ、いち早くオンライン説明会に切り替えたことなどが考えられるとの答弁がありました。

それに関連し、県外へ進学した大学生に向け、県内就職を促す施策を行っているのかとの質問に対し、本県出身者が多い大学の就職担当課に対し、面談会等の情報を学生に伝達するよう依頼することなどに加え、今年度から新たに大手ナビサイトを活用し、本県出身の大学生や本県での就職を希望している大学生に対し、企業説明会の開催などの情報を発信しているとの答弁がありました。

次に、水産部関係について、外国人漁業就労者へのコロナ感染対策についてに関し、現在、政府が11月にはコロナワクチンの接種を終え

たいとしているが、外国人の方にもワクチンがゆき渡るのか、県の認識はとの質問に対し、漁業形態にもよるが、沖合漁業では多くの乗組員が漁船に乗り込み、閉鎖された空間で長い期間を操業する形態もあるため、一層の感染防止対策が必要と考えており、外国人の方にも円滑にワクチン接種ができるよう、接種券の発行について地元市町にお願いをしたところであるとの答弁がありました。

それに関連し、現在、人手不足であり、外国人人材はとても重要であるが、県が出資している「株式会社エヌ」が派遣できる業種は農業分野だけに特定されているのかとの質問に対し、「株式会社エヌ」においては、今まで農業分野だけ行っていたが、現在、漁業分野においても派遣を行えることになっており、外国人人材の確保を行っているところであるとの答弁がありました。

次に、農林部関係について、新規就農者・新規雇用就業者の確保についてに関し、昨年度、産地主導型就農ルートという新たな取組を、「JA長崎せいひ」及び「JA壱岐市」で開始し、「地域に呼び込む、地域にとどめる、地域に呼び戻す」という3対策を積極的に進めるとのことであるが、具体的にどのようなものかとの質問に対し、JAが新たな研修機関を立ち上げ、産地と連携し、新規就農者をしっかり確保していく取組で、令和3年度は新たに3つのJAが取組を開始したところであり、将来的には県下7JA全てでの取組へと広げていきたいとの答弁がありました。

これに対し、この取組は、JAや生産部会が積極的に関わり、担い手を増やしていく良い取組であり、今後、こうした取組を広く展開してもらいたいと県の見解をとる質問に対し、本県

の農業後継者は5年前と比べ100名増加したが、それでも、なお認定農業者は減少傾向にあるため、県と関係機関が一体となり、農業や産地の後継者を確保する取組を今後も積極的に進めていきたいとの答弁がありました。

以上のほか、一、県内の洋上風力発電について、一、飲食店等のサービス産業事業者への支援について、一、養殖業の振興について、一、漁業所得向上対策について、一、ミカンコミバエの防除、まん延防止について、一、農林産物輸出の取組についてなど、農水経済行政全般にわたり熱心な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、農水経済委員会の報告といたします。

（拍手）

○議長（瀬川光之君） 次に、予算決算委員長の報告を求めます。

山本由夫委員長—29番。

○予算決算委員長（山本由夫君）（拍手）【登壇】 予算決算委員会の審査の結果並びに経過の概要について、ご報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、第97号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」ほか17件でございます。

慎重に審査いたしました結果、いずれも異議なく、原案のとおり、可決、承認すべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、総務分科会では、地域振興部関係の企画費に関し、約5億円もの予算が減額となっており、その内容としては、「国境離島の航路・航空路運賃軽減事業について、コロナの影響による利用者の落ち込みによる減など、複数の事

業によるものであり、また、これらの事業に関連する特定有人国境離島地域社会維持推進交付金について、交付金を充当する歳出予算の減額に伴い、約2億3,000万円の減額となっている」との説明であったが、国の交付金の減額については、国と協議のうえ、他の内容で使えるようにすることはできないのかとの質問に対し、国の交付金については、執行見込みを早期に把握して、その有効活用について国と協議していきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、文教厚生分科会では、長崎県・市町被災者生活再建支援制度案の概要について、年々災害が激甚化しており、今回、長崎県で新たに制度ができることを評価している。昨年の災害では、長期避難を強いられた被災者の方も多数おられた。

国に準じた制度とのことだが、今後運用していくに当たって、ある程度、県の方で基準的なものを持っておくべきではないのかとの質問に対し、避難指示や勧告、警戒区域の設定等が解除される見直しやライフラインの復旧のめど、地すべりや地盤の状態等に関する専門家の意見等をしっかり聞いたうえで、災害によって適用判断が異なることがないよう、総合的に判断していく必要があるとの答弁がありました。

また、新型コロナウイルスワクチン接種体制等の強化に関し、これからは64歳以下の方の接種が対象になってくるが、若い方々の接種率を向上させるために、県としてどのようなことを考えているのかとの質問に対し、様々なアンケートを見ると、年齢層が低くなるほど、接種を希望する方が少ないとの結果が出ている。

県としては、より多くの方々に接種してもらい、接種率を向上させるため、若い方々も含めて、県民の皆様にワクチンの安全性や有効性、

メリットなどを広く発信していきたいとの答弁がありました。

次に、観光生活建設分科会では、長崎港松が枝地区のクルーズ岸壁延伸事業に合わせた先導的官民連携支援事業費に関し、全体的なスケジュールはどのように考えているのかとの質問に対し、岸壁背後地の本格的な事業実施については、岸壁整備完了予定の令和7年度以降と考えているが、それまでの間、交通結節機能強化として路面電車延伸についての検討、地元住民の意見聴取、背後地活用の検討などを並行して進めていきたい。

また、整備構想策定に当たっては、地元長崎市や地元で活動している歴史まちづくり協議会、地域の方々の声をしっかりと聞きながら取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、農水経済分科会では、長崎県事業継続支援給付金事業費に関し、県と市町が連携して実施した長崎県事業継続支援給付金の支給対象は、国の基準にならい「特定月の売上げ50%以上減」となっていたが、基準が厳格である。

今後、支援を行う場合は、要件が緩やかな市町の基準に合わせることを検討できないのかとの質問に対し、コロナ禍における各種施策については、県・市町がそれぞれの役割、考えのもと行われており、県としては、市町と十分連携しながら、限られた予算の中、当給付金以外にも、設備整備や事業再構築に対する支援など多岐にわたる支援策を講じてきている。

引き続き、市町と連携して行う事業については、市町の意見を踏まえ、対応していきたいとの答弁がありました。

以上のほか、補正予算に関し、熱心な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、予算決算委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、お願いいたします。（拍手）

○議長（瀬川光之君） お諮りいたします。

各議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

各議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君） ご異議なしと認めます。

よって、議案は、それぞれ原案のとおり可決、承認されました。

次に、お手元に配付いたしております「動議件名一覧表」のとおり、総務委員会から、政府・国会あて、意見書提出の動議が提出されておりますので、これを議題といたします。

○議長（瀬川光之君） お諮りいたします。

本動議は、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

本動議は、可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君） ご異議なしと認めます。

よって、本動議は、可決されました。

議長を交代いたします。

○副議長（松本洋介君） この際、ご報告いたします。

議長 瀬川光之議員から、本日付で、一身上の都合により、議長の職を辞職したい旨の辞職

願が提出されましたので、ご報告いたします。

ただいま、ご報告いたしました辞職願を直ちに議題といたします。

本件につきましては、長崎県議会会議規則第88条第2項の規定により、許可を与えるかどうかについて、お諮りいたします。

瀬川光之議員の議長の辞職を許可することについて、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（松本洋介君） 起立多数。

よって、瀬川光之議員の議長の辞職は、許可することに決定されました。

この際、瀬川光之議員より、退任のご挨拶があります。

瀬川光之議員—37番。

○37番（瀬川光之君）（拍手）〔登壇〕 退任を受けまして、ご挨拶をさせていただく機会をいただきましたことを、まずもって、お礼を申し上げたいと存じます。

平成最後の統一地方選挙が終わり、新たな御代の始まりとともに、県議会の議長の職を務めさせていただくこととなりました。

即位正殿の儀をはじめ、数々の国事行為にお招きを賜り、両陛下と拝謁をさせていただく機会をもらいました。身に余る光栄であり、大きな感激を受けたものでありました。

中華人民共和国建国70周年を迎えて、国家主席から、日本全国都道府県で、唯一長崎県だけがご招待を受け、中村知事とともに式典へ参加をさせていただきました。そして、ローマ教皇の来県、さらにはバチカン市国への訪問、国内外の諸行事に大変重大な経験、体験をさせていただきました。

それから、日本は、新型コロナウイルスの拡大に見舞われ、国民も大きな混乱を来してまい

りました。当然、私どもの議会も、そのコロナ感染対策に対応した議会運営が求められました。さらには、7月の豪雨、そして台風、度重なる災害を受けて、コロナ禍でありながら、新たな課題もまた、議会運営に求められてまいりました。

しかし、副議長、あるいは議会運営委員会の正副委員長、各派代表者の皆様方をはじめ、議員各位のご理解とご協力によりまして、適切な議会運営をすることができました。ここに、改めて、議員各位に心からお礼を申し上げたいと存じます。

私にも大変つらく、厳しく、苦しい日々がありました。その折、ある先輩から、「俺が、俺がの『が』を捨てて、おかげ、おかげの『げ』で暮らせ」、滑稽な言葉かもしれません。おかしい言葉かもしれませんが、その言葉とともに、心やさしく諭し、ご指導を受けたその時の思いが、今、退任するこの時をもって、改めて感じるものがあることを、私自身、しみじみ、そう思っております。

会派も組織であります。政党も組織であります。県議会も組織であります。組織の一人として、私はそれぞれの場面、場面で、きっちりとした判断をしなければならない。長い、長い長崎県議会の歴史に学び、先人に学び、優秀な先輩諸氏の知恵に学ばなければならないことを痛感いたしております。

私どもが抱える県政の課題は、人口減少をはじめとする慢性的な課題、そして新幹線や石木ダム、I R、数えきれないほどの山積する課題がございます。私も、議長を辞したとはいえ、一議員として、これからも力を尽くしてまいり所存でございます。

末尾となりましたが、これまで、ご協力、ご

指導、ご理解をいただきました中村知事はじめ、理事者の皆様方、そして議員各位、さらには松尾事務局長をはじめ議会事務局職員のお一人おひとりにお礼を申し上げまして、甚だ粗辞であります。一言、お礼の言葉といたします。

誠にありがとうございました。（拍手）

○副議長（松本洋介君） これより、議長の選挙を行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○副議長（松本洋介君） ただいまの出席議員は、46名であります。

お諮りいたします。

選挙立会人2名を、議長において指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松本洋介君） ご異議なしと認めます。

よって、北村貴寿議員及び千住良治議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

○副議長（松本洋介君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松本洋介君） 配付漏れ なしと認めます。

北村貴寿議員及び千住良治議員の立ち会いをお願いいたします。

〔選挙立会人・立ち会い〕

○副議長（松本洋介君） 投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○副議長（松本洋介君） 異状なしと認めます。

本選挙につきましては、地方自治法第118条第1項の規定に基づき、公職選挙法を準用いたします。

この際、念のため申し上げます。

投票は、単記無記名でありますので、投票用紙に、被選挙人の氏名のみを記載のうえ、点呼に応じて、順次、ご投票をお願いします。

氏名を点呼いたさせます。

〔局長点呼・投票〕

○議会事務局長（松尾誠司君） 宮島議員、宮本議員、赤木議員、中村泰輔議員、饗庭議員、堤議員、下条議員、山下議員、北村議員、浦川議員、久保田議員、坂口議員、千住議員、石本議員、中村一三議員、麻生議員、川崎議員、坂本 浩議員、深堀議員、山口初實議員、近藤議員、宅島議員、松本議員、ごう議員、山本啓介議員、前田議員、大場議員、山口経正議員、山本由夫議員、吉村議員、中島浩介議員、山田博司議員、堀江議員、山田朋子議員、西川議員、外間議員、瀬川議員、坂本智徳議員、浅田議員、徳永議員、中島廣義議員、溝口議員、中山議員、小林議員、田中議員、八江議員。

○副議長（松本洋介君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松本洋介君） 投票漏れ なしと認めます。

投票を終了いたします。

これより、開票いたします。

〔開 票〕

○副議長（松本洋介君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数46票。うち有効投票46票、無効投票なしであります。

有効投票中、坂本智徳議員45票。堀江ひとみ議員1票。

以上のとおりであります。

本選挙の法定得票数は、12票であります。

この結果、坂本智徳議員が議長に当選されました。（拍手）

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖解除〕

○副議長（松本洋介君） この際、議長に当選されました坂本智徳議員をご紹介します。

○議長（坂本智徳君）〔登壇〕 ただいま議員各位のご推挙をいただきまして、第67代長崎県議会議長の重責を担うことになりました坂本智徳でございます。

議長就任に当たり、一言、ご挨拶を申し上げます。

まずもって、ご選任いただきました議員の皆様方に、心から感謝を申し上げる次第でございます。

このうえは、議員各位のご指導、ご鞭撻をいただきながら、公正かつ円滑な議会運営に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

さて、全世界で猛威を振るっております新型コロナウイルス感染症により、お亡くなりになられた方々並びにご遺族の皆様、深く哀悼の意を表しますとともに、罹患された方々に、心からお見舞いを申し上げます。

また、感染者の治療などに、ご尽力をされております医療従事者をはじめとする関係者の方々に、深く感謝申し上げます。

県議会におきましても、感染症対策に力を注ぎ、大きな影響を受けた産業を支援し、本県の社会経済活動の再活性化に全力で取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

また、本県は、若者の転出超過による人口減少、九州新幹線西九州ルートを整備促進、特定複合観光施設（ＩＲ）区域整備の推進、離島及

び過疎地域の振興など、多くの課題を抱えております。

これら山積する諸課題について、県民の県議会に対する願いは大きなものがあり、県議会の役割は、極めて重要であると考えております。

今後とも、皆様方のご協力をいただきながら、これらの課題解決に取り組み、微力ではございますが、県勢発展のために誠心誠意、努力をしまいる所存でありますので、何とぞ、よろしくお願いを申し上げます。

最後になりましたが、中村知事をはじめ、理事者の皆様方並びに報道関係の各位のご協力とご理解を賜りますよう心からお願い申し上げまして、議長就任のご挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございます。（拍手）

○副議長（松本洋介君）議長を交代いたします。

○議長（坂本智徳君）この際、ご報告いたします。

副議長 松本洋介議員から、本日付で、一身上の都合により、副議長の職を辞職したい旨の辞職願が提出されましたので、ご報告いたします。

ただいま、ご報告いたしました辞職願を直ちに議題といたします。

本件につきましては、長崎県議会会議規則第88条第2項の規定により、許可を与えるかどうかについて、お諮りいたします。

松本洋介議員の副議長の辞職を許可することについて、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本智徳君）起立多数。

よって、松本洋介議員の副議長の辞職は、許可することに決定されました。

この際、松本洋介議員より、退任のご挨拶がございます。

松本洋介議員—23番。

○23番（松本洋介君）〔登壇〕ただいま議会のご承認をいただき、副議長を退任させていただくことになりましたので、一言、ご挨拶を申し上げます。

昨年7月、議員皆様方のご推挙をいただき、副議長就任後、これまで議会の円滑な運営だけではなく、大雨による水害や台風の被害、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策及び経済対策など、前例がない様々な事案に対して、瀬川議長を補佐し、微力ではありましたが、誠心誠意、務めてまいりました。

こうして一年間、副議長の職を務めることができたのも、議長並びに議員の皆様方の温かいご支援、ご指導はもとより、中村知事をはじめ、理事者の皆様のご協力と報道関係各位のご理解の賜物と、ここに深く感謝を申し上げます。

今後は、この一年間の貴重な経験を糧に、議員として決意も新たに、長崎県の発展と県民の幸せを第一に、県政の推進に努力する所存でありますので、これまで以上のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げ、甚だ簡単ではございますが、退任のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（坂本智徳君）これより、副議長の選挙を行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（坂本智徳君）ただいまの出席議員は、46名であります。

この際、念のため申し上げます。

選挙立会人及び選挙の方法については、先ほどの議長選挙の場合と同様にお願いいたします。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

○議長（坂本智徳君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本智徳君） 配付漏れ なしと認めます。

北村貴寿議員及び千住良治議員の立ち会いをお願いいたします。

〔選挙立会人・立ち会い〕

○議長（坂本智徳君） 投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（坂本智徳君） 異状なしと認めます。

氏名を点呼いたさせます。

〔局長点呼・投票〕

○議会事務局長（松尾誠司君） 宮島議員、宮本議員、赤木議員、中村泰輔議員、饗庭議員、堤議員、下条議員、山下議員、北村議員、浦川議員、久保田議員、坂口議員、千住議員、石本議員、中村一三議員、麻生議員、川崎議員、坂本 浩議員、深堀議員、山口初實議員、近藤議員、宅島議員、松本議員、ごう議員、山本啓介議員、前田議員、大場議員、山口経正議員、山本由夫議員、吉村議員、中島浩介議員、山田博司議員、堀江議員、山田朋子議員、西川議員、外間議員、瀬川議員、坂本智徳議員、浅田議員、徳永議員、中島廣義議員、溝口議員、中山議員、小林議員、田中議員、八江議員。

○議長（坂本智徳君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本智徳君） 投票漏れ なしと認めます。

投票を終了いたします。

これより、開票をいたします。

〔開 票〕

○議長（坂本智徳君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数46票。うち有効投票46票、無効投票なしであります。

有効投票中、山口初實議員24票。中島浩介議員21票。堀江ひとみ議員1票。

以上のとおりであります。

本選挙の法定得票数は、12票であります。

この結果、山口初實議員が副議長に当選されました。（拍手）

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖解除〕

○議長（坂本智徳君） この際、副議長に当選されました山口初實議員をご紹介します。

○副議長（山口初實君）〔登壇〕 ただいまの副議長選挙におきまして、皆様方にご推挙をいただき、ご選任をいただきました山口初實でございます。

ご選任をいただきました議員皆様方に、心から厚くお礼を申し上げます。ありがとうございます。

私たちの長崎県は、先ほどからもお話がっておりますように、新型コロナウイルスの感染拡大によりまして、県民の皆様方の生活、そしていろいろな企業活動等々に多大な影響を与えている状況にあります。

また、県政といたしましても、人口減少対策をはじめ、もろもろ、諸課題が山積をしている状況でございます。

このような状況の中、県議会の果たす役割は極めて重要なものがあると思っており、責任の重大さを痛感しているところでございます。

私、非常に微力ではございますけれども、坂本議長をしっかりと支えて、円滑な県政運営に努めてまいります。

議員皆様方をはじめ、関係皆様方のご支援、ご指導、そして、ご協力をいただきますことを

心からお願いを申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

これからお世話になります。よろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（坂本智徳君） それでは、しばらく休憩いたします。

— 午後 4時37分 休憩 —

— 午後 5時 0分 再開 —

○議長（坂本智徳君） 会議を再開いたします。

まず、常任委員会委員の選任の件を日程に追加し、議題といたします。

小職が議長に就任いたしましたことにより、長崎県議会委員会条例第1条第3項の規程により、小職が所属しておりました農水経済委員会及び予算決算委員会の両常任委員会の委員を外れますので、両常任委員会の後任委員として、それぞれ瀬川光之議員を選任することといたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本智徳君） ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり選任することに決定されました。

議長を交代いたします。

○副議長（山口初實君） 次に、観光・I R・新幹線対策特別委員会委員の辞任許可及び補充選任の件を日程に追加し、議題といたします。

お諮りいたします。

坂本智徳議員から、一身上の都合により、観光・I R・新幹線対策特別委員会委員を辞任したい旨の申し出がっておりますが、これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（山口初實君） ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり許可することに決定され

ました。

この際、観光・I R・新幹線対策特別委員会委員の補充選任を行います。

坂本智徳議員の観光・I R・新幹線対策特別委員会委員の辞任が許可されましたので、その後任委員に瀬川光之議員を選任することといたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（山口初實君） ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり選任することに決定されました。

議長を交代いたします。

○議長（坂本智徳君） 次に、県議会議員定数等調査特別委員会の設置の件を議題といたします。

お諮りいたします。

県議会議員の定数、選挙区及び各選挙区別議員数に関する調査を付議事件とする県議会議員定数等調査特別委員会を設置することにいたしたいと思いますが、設置することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本智徳君） 起立多数。

よって、県議会議員定数等調査特別委員会を設置することに決定されました。

ただいま設置いたしました特別委員会の設置期間は、調査終了時までとし、委員は、13名をもって構成し、委員及び正副委員長につきましては、お手元の名簿のとおり選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本智徳君） ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり選任することに決定されました。

県議会議員定数等調査特別委員会の付議事件につきましては、議会閉会中の調査事件とし、

これを付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本智徳君） ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり付託することに決定されました。

次に、各委員会から議会閉会中の付託事件として、お手元の一覧表のとおり申し出があつておりますので、これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本智徳君） ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定されました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、終了いたしました。

この際、知事より、ご挨拶があります—知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕 6月定例県議会の閉会に当たり、一言、ご挨拶を申し上げます。

まず、はじめに、坂本智徳新議長並びに山口初實新副議長のご就任に対しまして、心からお喜びを申し上げますとともに、県勢発展のため格段のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

今回、ご退任になりました瀬川光之前議長並びに松本洋介前副議長におかれましては、就任以来、九州新幹線西九州ルートの整備促進や特定複合観光施設（ＩＲ）区域整備推進等の県政の重要施策について、県議会を代表され、ご貢献を賜るとともに、今般の新型コロナウイルス感染症対策や台風、集中豪雨等により発生した災害の復旧についても、多大なるご尽力をいただきましたことに厚くお礼申し上げます。

今後とも、ご健勝のうちに、引き続き、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

また、去る7月3日以降、活発化した梅雨前線の影響により記録的な大雨に見舞われた静岡県

では、死傷者や行方不明者が相次ぐなど、甚大な被害が発生しております。

お亡くなりになられた方々並びにご遺族の皆様は心から哀悼の意を表しますとともに、負傷され、被害を受けられた皆様に衷心よりお見舞いを申し上げます。

このたびの議会は、去る6月18日から本日まで26日間にわたり開かれましたが、議員の皆様方には、本会議及び委員会を通して、終始熱心にご審議いただくとともに、それぞれ適正なご決定を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症への対応に際し、県議会におかれましては、議会運営等について格別のご高配を賜り、重ねて感謝申し上げます。

この際、議会中の主な動きについて、ご報告申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策。

本県の新型コロナウイルス感染症については、本年4月以降、感染が急激に拡大し、「第4波」の到来を受けましたが、これまでの対策への幅広い県民の皆様のご協力により、落ち着きを取り戻しつつあるものと考えております。

そのため、去る6月23日から、県下全域の感染段階をステージ2に引き下げ、注意報を発令するとともに、連日、新規感染者が確認されていた佐世保市については、ステージ3を継続することといたしました。あわせて、感染状況等を踏まえ、県民限定の県内旅行割引キャンペーンを7月1日から再開することとしたところであります。

その後、県全体では下げ止まり傾向が続く中、佐世保市では感染が拡大する傾向にあったことから、6月29日、佐世保市におけるキャンペーンの再開を見送ることとしたほか、市民の皆様

方に対し、感染防止対策のさらなる徹底をお願いしたところであります。

そして7月に入ってから、約3か月ぶりに新規感染者数ゼロの日が確認されるなど、さらに改善傾向にあると判断し、本日から佐世保市を含む県下全域の感染段階をステージ1に引き下げるとともに、佐世保市におけるキャンペーンを7月15日から再開することといたしました。

また、人の移動が増える夏場を迎えるに当たり、感染の再拡大を招かないよう、引き続き、感染防止対策の徹底を呼びかけたところであります。

一方、新型コロナウイルスワクチンについては、医療従事者に対する優先接種が7月中旬までに終了する見込みであるとともに、高齢者向けの接種も順調に進められているところであり、県としては、長崎県新型コロナワクチン接種センターにおける接種や職域接種にかかる支援を行うなど、引き続き、必要な対策に取り組んでまいります。

今後とも、市町や関係機関等と連携のうえ、感染予防・拡大防止対策に力を注ぐとともに、県内の社会経済活動の維持・回復に向けた対策を積極的に講じてまいります。

盛土箇所の緊急点検。

去る7月3日、静岡県熱海市における土石流発生を受け、国では、全国の都道府県に対し、盛土箇所の安全点検の実施について要請を行う方針を示されております。

こうした中、本県においては、昨年まで3年連続で大雨特別警報が発令されるなど、豪雨災害が頻発化、激甚化し、土砂災害のリスクが高まる傾向にあることから、国からの正式な要請を待つことなく、優先度が高い大規模な盛土造成地等を抽出のうえ、緊急点検に着手すること

といたしました。

引き続き、情報収集に努めながら、国や市町とも連携を図りつつ、しっかりと盛土の安全性の確認を進めてまいります。

九州新幹線西九州ルート of 整備促進。

九州新幹線西九州ルートについては、去る6月23日、与党PT九州新幹線（西九州ルート）検討委員会の山本委員長並びに江田委員長代理が来県され、フル規格で整備する場合の地方負担や在来線などの諸課題について、その解決に向けた同検討委員会における検討状況の報告がありました。

私からは、精力的に議論を重ねていただいていることに対し、改めて、お礼を申し上げますとともに、今後の議論の進展について、一層のお力添えをお願いしたところであります。

今後とも、国土交通省と情報共有を図りながら、関係者との協議を行うなど、フル規格による整備の早期実現を目指して、全力で取り組んでまいります。

企業誘致の推進。

去る6月28日、平成31年に長崎市へ立地した株式会社シーエーシーが、業務拡大に伴いオフィスを増設することを決定されました。

同社は、3年間で新たに80人を雇用して、企業などから受注した人事給与業務を行うBPOサービス等を行うこととされております。引き続き、雇用の拡大と地域経済の活性化につながるよう、地元自治体等と連携しながら、企業誘致の推進に努めてまいります。

スポーツの振興。

いよいよ来る7月23日から東京オリンピックが、また、8月24日からはパラリンピックが開催されます。

こうした中、本県ゆかりの選手としてオリン

ピックには、陸上競技の廣中璃梨佳選手、水球のコップ晴紀イラリオ選手、サッカーの吉田麻也選手、バレーボールの小幡真子選手、体操競技の内村航平選手、バスケットボールの田中大貴選手、自転車小林優香選手、柔道の永瀬貴規選手、射撃の松本崇志選手、カヌーの水本圭治選手、ソフトボールの藤田 倭選手の11名が選出されました。

一方、パラリンピックには、卓球の浅野 俊選手、車椅子バスケットボールの川原 凜選手及び鳥海連志選手の3名が選出され、これまでに14名の選手が厳しい選考会を戦い抜き、見事、日本代表として出場されます。

県民を代表して、心からお祝いを申し上げますとともに、大会でのご活躍を大いに期待しているところであります。

本県選手の活躍は、県民に大きな夢や希望、感動を与え、県内スポーツの活性化につながるものであることから、引き続き、本県、競技力のさらなる向上に力を注いでまいります。

また、大会の事前キャンプについては、昨日、長崎市に到着されたポルトガル水泳チームを皮切りに、7月16日からは、大村市で同国トライアスロンチーム、17日からは佐世保市でスペインハンドボールチーム、19日からは諫早市でフィリピン陸上競技チーム、さらに8月14日からは島原市でドイツパラリンピック陸上競技チームによる実施が予定されております。

県としては、関係市町等とも連携のうえ、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底しながら、選手、関係者の皆様が満足していただけるよう、万全の受入れに努めてまいりたいと考えております。

なお、大会開催に合わせて来日中の国際オリンピック委員会のコーツ調整委員長は、国連で

採択された「五輪休戦決議」の開始日である7月16日に、長崎市をご訪問される予定となっております。

今回の訪問において、原爆の悲惨さや非人道性をご理解いただくとともに、被爆地長崎から全世界に向けて、平和のメッセージを発信していただきたいと願っております。

このほか、会期中、皆様からお寄せいただきました数々の貴重なご意見、ご提言などについては、今後の県政に積極的に反映させてまいりたいと存じます。

さて、日ごとに暑さが増すこの頃、皆様方には何かとご多様のことと存じます。どうかご健康には一段とご留意いただき、ますますご活躍されますことを心からお祈り申し上げます。

終わりに、報道関係の方々には、会期中、終始、県議会の広報についてご協力を賜り、ありがとうございました。

この機会に、お礼を申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

○議長（坂本智徳君） これをもちまして、令和3年6月定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

— 午後 5時21分 閉会 —

議		長		瀬	川	光	之
議		長		坂	本	智	徳
副	議	長		松	本	洋	介
副	議	長		山	口	初	實
署	名	議	員	坂	本		浩
署	名	議	員	千	住	良	治

(速記者)

(有) 長 崎 速 記 セ ン タ ー

配 付 資 料

上 程 議 案 件 名 表

議 案 番 号	件 名
第97号	令和3年度長崎県一般会計補正予算(第5号)
第98号	令和3年度長崎県一般会計補正予算(第6号)
第99号	職員の服務の宣誓に関する条例及び公安委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例
第100号	長崎県職員定数条例の一部を改正する条例
第101号	長崎県税条例の一部を改正する条例
第102号	長崎県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
第103号	長崎県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
第104号	長崎県乗務関係手数料条例の一部を改正する条例
第105号	長崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例
第106号	長崎県立長崎図書館設置条例の一部を改正する条例
第107号	権利の放棄について
第108号	訴えの提起について
第109号	令和3年度長崎県一般会計補正予算(第7号)
報告第4号	令和2年度長崎県一般会計補正予算(第17号)
報告第5号	令和2年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第1号)
報告第6号	令和2年度長崎県農業改良資金特別会計補正予算(第2号)
報告第7号	令和2年度長崎県林業改善資金特別会計補正予算(第2号)
報告第8号	令和2年度長崎県営林特別会計補正予算(第4号)
報告第9号	令和2年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第2号)
報告第10号	令和2年度長崎県小規模企業等設備導入資金特別会計補正予算(第2号)

議 案 番 号	件 名
報告第11号	令和2年度長崎県用地特別会計補正予算(第2号)
報告第12号	令和2年度長崎県庁用管理特別会計補正予算(第2号)
報告第13号	令和2年度長崎県長崎県市場特別会計補正予算(第1号)
報告第14号	令和2年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算(第4号)
報告第15号	令和2年度長崎県公債管理特別会計補正予算(第2号)
報告第16号	令和2年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
報告第17号	令和2年度長崎県港湾整備事業会計補正予算(第4号)
報告第18号	令和2年度長崎県交通事業会計補正予算(第4号)
報告第19号	令和2年度長崎県流域下水道事業会計補正予算(第5号)
報告第20号	長崎県税条例の一部を改正する条例
諮問第1号	退職手当支給制限処分に係る審査請求に関する諮問について

審 査 報 告 書

予 算 決 算 委 員 会 審 査 結 果 報 告 書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和3年6月18日

議長 瀬川 光之 様

予算決算委員会委員長 山本 由夫

記

1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 98 号 議 案	令和3年度長崎県一般会計補正予算（第6号）	原案可決

計 1 件（原案可決 1 件）

委 員 会 開 催 日 程 表

月 日	曜 日	開会時刻	委 員 会 名	場 所
7月1日	木	10:00	総 務 委 員 会	委 員 会 室 1
			文 教 厚 生 委 員 会	委 員 会 室 2
			観 光 生 活 建 設 委 員 会	委 員 会 室 3
			農 水 経 済 委 員 会	委 員 会 室 4
7月2日	金	10:00	総 務 委 員 会	委 員 会 室 1
			文 教 厚 生 委 員 会	委 員 会 室 2
			観 光 生 活 建 設 委 員 会	委 員 会 室 3
			農 水 経 済 委 員 会	委 員 会 室 4
7月5日	月	10:00	総 務 委 員 会	委 員 会 室 1
			文 教 厚 生 委 員 会	委 員 会 室 2
			観 光 生 活 建 設 委 員 会	委 員 会 室 3
			農 水 経 済 委 員 会	委 員 会 室 4
7月6日	火	10:00	総 務 委 員 会	委 員 会 室 1
			文 教 厚 生 委 員 会	委 員 会 室 2
			観 光 生 活 建 設 委 員 会	委 員 会 室 3
			農 水 経 済 委 員 会	委 員 会 室 4
7月7日 (予備日)	水	10:00	総 務 委 員 会	委 員 会 室 1
			文 教 厚 生 委 員 会	委 員 会 室 2
			観 光 生 活 建 設 委 員 会	委 員 会 室 3
			農 水 経 済 委 員 会	委 員 会 室 4
7月9日	金	11:00	予 算 決 算 委 員 会 (分科会長報告、採決)	議 場

総 務 委 員 会 審 査 結 果 報 告 書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和3年7月6日

議 長 瀬川 光之 様 総務委員会委員長 大場 博文

1 議 案

記

番 号	件 名	審査結果
第 99 号 議 案	職員の職務の宣誓に関する条例及び公安委員の職務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例（関係分）	原案可決
第 100 号 議 案	長崎県職員定数条例の一部を改正する条例	原案可決
第 101 号 議 案	長崎県税条例の一部を改正する条例	原案可決
第 102 号 議 案	長崎県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
第 107 号 議 案	権利の放棄について	原案可決
報 告 第 20 号	長崎県税条例の一部を改正する条例	承 認
諮 問 第 1 号	退職手当支給制限給付処分に係る審査請求に関する諮問について	棄却すべき

計 7 件（原案可決 5 件・承認 1 件・棄却すべき 1 件）

文 教 厚 生 委 員 会 審 査 結 果 報 告 書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和3年7月6日

議 長 瀬川 光之 様 文教厚生委員会委員長 浦川 基継

記

1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 99 号 議 案	職員の職務の宣誓に関する条例及び公安委員の職務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例（関係分）	原案可決
第 103 号 議 案	長崎県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 104 号 議 案	長崎県業務関係手数料条例の一部を改正する条例	原案可決
第 105 号 議 案	長崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例	原案可決
第 106 号 議 案	長崎県立長崎図書館設置条例の一部を改正する条例	原案可決

計 5 件（原案可決 5 件）

観光生活建設委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和3年7月6日

観光生活建設委員会委員長 中村 一三

議長 瀬川 光之 様

記

1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 108 号 議 案	訴えの提起について	原案可決
計 1 件 (原案可決 1 件)		

農水経済委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和3年7月5日

農水経済委員会委員長 久保田 将誠

議長 瀬川 光之 様

記

1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 105 号 議 案	長崎県畜産関係手数料条例の一部を改正する条例	原案可決
第 107 号 議 案	和解及び損害賠償の額の決定について	原案可決

計 2 件 (原案可決 2 件)

予 算 決 算 委 員 会 審 査 結 果 報 告 書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和3年7月13日

予算決算委員会委員長 山本 由夫

議長 瀬川 光之 様

記

1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 97 号 議 案	令和3年度長崎県一般会計予算補正予算 (第5号)	原案可決
第 109 号 議 案	令和3年度長崎県一般会計予算補正予算 (第7号)	原案可決
報 告 第 4 号	令和2年度長崎県一般会計補正予算 (第17号)	承 認
報 告 第 5 号	令和2年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算 (第1号)	承 認
報 告 第 6 号	令和2年度長崎県農業改良資金特別会計補正予算 (第2号)	承 認
報 告 第 7 号	令和2年度長崎県林業改善資金特別会計補正予算 (第2号)	承 認
報 告 第 8 号	令和2年度長崎県営林特別会計補正予算 (第4号)	承 認
報 告 第 9 号	令和2年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算 (第2号)	承 認
報 告 第 10 号	令和2年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算 (第2号)	承 認
報 告 第 11 号	令和2年度長崎県用地特別会計補正予算 (第2号)	承 認
報 告 第 12 号	令和2年度長崎県庁用管理特別会計補正予算 (第2号)	承 認
報 告 第 13 号	令和2年度長崎県長崎魚市場特別会計補正予算 (第1号)	承 認
報 告 第 14 号	令和2年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算 (第4号)	承 認
報 告 第 15 号	令和2年度長崎県公債管理特別会計補正予算 (第2号)	承 認

番 号	件 名	審査結果
報 告 第 16 号	令和2年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算 (第4号)	承 認
報 告 第 17 号	令和2年度長崎県港湾整備事業会計補正予算 (第4号)	承 認
報 告 第 18 号	令和2年度長崎県交通事業会計補正予算 (第4号)	承 認
報 告 第 19 号	令和2年度長崎県流域下水道事業会計補正予算 (第5号)	承 認

計 18件 (原案可決 2件・承認 16件)

動 議 件 名 一 覧 表 (参考掲載)

区 分	提出先	件 名	提 出 者	可 否	掲 載 ペ ー ジ
意見書	政 府 国 会	地方財政の充実・強化について	総 務 委 員 会	可 決	付 録 6 ペ ー ジ

重 力			議 義
提 出 者			総 務 委 員 会
提 出 年 月 日			令和 3 年 7 月 6 日
種 類	意 見 書		
件 名	地方財政の充実・強化について		
要 旨	地方自治体は、新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、地方創生・人口減少対策や地域経済活性化・雇用対策、人づくり、大規模災害に対応するための防災・減災対策、デジタル化の推進など、様々な政策課題に直面している。 政府においては、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において、2022年度からの3年間、地方の一般財源総額を2021年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する方針が示されたところであるが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による社会経済活動の低迷や税収の大幅な落ち込みが見込まれるなど、地方財政は極めて厳しい状況下にあり、地域経済の再生を実現させるためには、更なる地方財源の確保が必要不可欠である。 よって、国に対して、2022年度の地方財政予算全体の安定確保に向けて、次のとおり適切な措置を講じるよう強く求めるものである。		
	1．地方財政計画、地方税のあり方、地方交付税総額など地方に関わる重要政策については、国と地方の協議の場において、地方と十分に協議を行い、その意見を反映すること。 2．地方創生・人口減少対策をはじめ、社会保障関係費の増嵩への対応、地域経済活性化・雇用対策、人づくり、防災・減災対策、デジタル化の推進など、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、今後とも安定的な財政運営に必要な一般財源総額の確保・充実に努めること。 3．地方交付税については、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう総額を確保するとともに、財源不足への補填については、臨時財政対策債の発行等によることなく、法定率の引上げを含めた抜本的な改革等による対応を検討すること。 4．新型コロナウイルス感染症対策に関する地方創生臨時交付金や緊急包括支援交付金などについては、感染状況や地方における財政需要を把握しつつ、引き続き、国の責任において十分な財源を確保すること。また、リーマン・ショック時と同様に、地方財政計画における歳出特別枠の計上や地方向け交付金の創設などの新たな財政措置を講じること。		

	5. 新型コロナウイルス感染症の影響や地方税収の動向を注視し、今後、地方自治体では対応できない大幅な減収が生じた場合には、2020年度（令和2年度）の措置等も踏まえ、地方公営企業の資金繰りも含めて、減収にかかると必要な措置を講じること。 6. 地方創生を確実に推進するため、地方財政計画における「まち・ひと・しごと創生事業費」(1.0兆円)、「地域社会再生事業費(0.4兆円)」及び「地域デジタル社会推進費(0.2兆円)」を維持・確保するとともに、その算定については条件不利地域を有する団体や財政力の弱い団体に配慮すること。また、地方創生推進交付金をはじめとする地方創生関連予算については、継続的かつ安定的な財源を確保すること。 7. 会計年度任用職員制度に伴う財政需要の増加については、引き続き、地方財政計画に確実に計上すること。 8. 地方自治体は、国を上回る行財政改革や歳出抑制の努力を行うなかで基金の確保など財政運営の年度間調整に取り組んでいることから、地方の基金残高の増加を理由に地方財政計画の圧縮や、地方交付税の削減を行わないこと。 なお、文案の作成及び提出の諸手続きについては、議長に一任する。
提出先	政 府 ・ 国 会

辞 職 願

今般、一身上の都合により、令和三年七月十三日付けで、長崎県議会副議長の職を辞職いたしたいので、許可願います。

令和三年七月九日

議員 松本 洋介

長崎県議会議長

瀬川 光之 様

辞 職 願

今般、一身上の都合により、令和三年七月十三日付けで、長崎県議会議長の職を辞職いたしたいので、許可願います。

令和三年七月九日

議員 瀬川 光之

長崎県議会副議長

松本 洋介 様

特別委員会 委員選任名簿 (案)

委 員 会	委 員 長	副委員長	委 員
県議会議定数等特別委員会 (13名)	浅田ますみ	松本 洋介	徳永 達也 外間 雅広 山田 朋子 中島 浩介
			山本 啓介 吉村 洋 宅島 寿一 山口 経正
			近藤 智昭 宮本 法広 堤 典子

令和3年6月定例会議会閉会中 委員会付託申出一覧表

No.1

委 員 会 名	付 託 事 件
総 務	○委員会、現地調査及び要望活動 ・危機管理、防災、消防、危険物の規制等に関する事項について ・重要施策の企画及び総合調整に関する事項について ・特定複合観光施設（IR）に関する事項について ・職員の人事、勤務条件、給与、福利厚生等に関する事項について ・行政改革、情報公開等県の行政一般に関する事項について ・県の予算、財政、県税その他の財務に関する事項について ・政策評価に関する事項について ・公有財産に関する事項について ・秘書、広報及び広聴に関する事項について ・地域・行政情報化その他他部の主管に属しない事項について ・離島・半島及び地域の振興に関する事項について ・県内市町の行政、財政、選挙に関する事項について ・土地対策に関する事項について ・交通運輸に関する事項について ・県庁舎の跡地活用に関する事項について ・出納及び物品調達に関する事項について ・議会事務局に関する事項について ・監査事務局に関する事項について ・人事委員会に関する事項について ・労働委員会に関する事項について ・警察の組織及び運営に関する事項について ・交通安全、防犯対策の推進に関する事項について ・公安委員会に関する事項について
文 教 厚 生	○委員会、現地調査及び要望活動 ・私立学校及び県立大学（公立大学法人）に関する事項について ・福祉保健行政の企画及び総合調整に関する事項について ・社会福祉法人及び社会福祉施設等の指導監査に関する事項について ・医療政策に関する事項について ・医療人材の確保等に関する事項について ・県務行政に関する事項について ・国民健康保険等に関する事項について ・高齢者施策の推進に関する事項について ・障害者施策の推進に関する事項について ・原簿被爆者対策等の推進に関する事項について ・子どもに関する総合的な施策及び調整に関する事項について ・教育委員会に関する事項について ・教職員の定数、勤務条件及び福利厚生等に関する事項について ・県立学校の施設及び設備に関する事項について ・義務教育及び高校教育に関する事項について ・特別支援教育に関する事項について ・生涯学習に関する事項について ・学芸文化に関する事項について ・保健体育に関する事項について ・競技力の向上に関する事項について

委 員 会 名	付 託 事 件
観 光 生 活 建 設	○委員会、現地調査及び要望活動 ・文化振興に関する事項について ・世界遺産に関する事項について ・観光振興に関する事項について ・物産流通振興に関する事項について ・国際関連施策の推進に関する事項について ・スポーツ振興に関する事項について ・県民生活及び環境に関する施策の企画及び総合調整に関する事項について ・県民との協働推進等に関する事項について ・人権・同和問題に関する事項について ・男女共同参画に関する事項について ・交通安全の企画、交通安全運動等に関する事項について ・統計に関する事項について ・生活衛生に関する事項について ・食の安全・安心及び消費者行政に関する事項について ・環境保全等に関する事項について ・生活排水対策及び水資源政策に関する事項について ・廃棄物対策に関する事項について ・自然環境に関する事項について ・道路及び河川に関する事項について ・まちづくりに関する事項について ・土砂災害対策に関する事項について ・住宅及び建築に関する事項について ・県土地開発公社に関する事項について ・県住宅供給公社に関する事項について ・県道路公社に関する事項について ・港湾、空港その他土木に関する事項について ・県営交通事業に関する事項について
農 水 経 済	○委員会、現地調査及び要望活動 ・産業の振興に関する事項について ・労働に関する事項について ・産業技術の振興に関する事項について ・水産業に関する事項について ・漁港漁場に関する事項について ・農業に関する事項について ・林業に関する事項について
予 算 決 算	○委員会、要望活動 ・一般会計、特別会計及び企業会計予算並びに決算について
議 会 運 営	○委員会、現地調査及び要望活動 ・議会の運営に関する事項について ・議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項について ・議長の諮問に関する事項について
離 島 ・ 半 島 地 域 振 興 特 別	○委員会、現地調査及び要望活動 ・離島・半島地域振興対策 ・有人国境離島法対策 ・離島地域航路・航空路対策 ・再生可能エネルギー振興対策
観 光 ・ I R ・ 新 幹 線 対 策 特 別	○委員会、現地調査及び要望活動 ・IR対策 ・新幹線対策 ・観光振興対策 ・国際戦略
新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 ・ 経 済 対 策 特 別	○委員会、現地調査及び要望活動 ・感染防止対策 ・医療体制維持対策 ・経済活性化対策 ・生活安全対策